手をつなぎ、明日をひらく元気都市

人がまんなか

「質感の高いまち

四国中央市長
井　原　　　巧

平成16年４月１日に、市民の皆様待望の新市「四国中央市」が誕生しました。

当地域の合併協議は、昭和の大合併直後より幾度となく繰り返されてきましたが、平成の世にようやく成就されました。これは、ひとえに先人の方々の並々ならぬご努力、ご苦労の賜物であると同時に、市民の皆様方の深いご理解、ご協力により、まさに夢が結実したものでございます。

当市は、全国的にも稀な紙産業を中心とした強固な産業基盤を持つまちであり、また、四国の高速道路網「エックスハイウェイ」の結節地として交通の利便性では四国の中でも最高の好条件を備えております。この有利な条件を活用し飛躍的な発展を遂げるべく、現在、重要港湾である「三島川之江港」に多目的国際ターミナル「エックスポート四国ロジサイト」の整備が順調に進んでおり、完成の暁には陸路のみならず、海路においても四国の中心的存在となり、国内はもとより、国外へも開けた物流、情報発信基地になりうると確信しております。

また、この工業都市というイメージのほか当市は、燧灘、法皇山脈など美しい、豊かな自然に恵まれており、市民生活、産業発展に必要な水資源を提供し、市内外から訪れる人々に癒しと安らぎを与える恒久の財産を有しております。

このように、まち・うみ・やまのバランスがとれた新市のまちづくりとして『四国のまんなか　人がまんなか　手をつなぎ、明日をひらく元気都市』を将来都市像に掲げ、行政と市民が共に手を取り合い、それぞれの役割を果たし、協働して「四国一質感の高いまちづくり」を目標とする「第一次四国中央市総合計画」を策定いたしました。

今後は、市民が合併してよかったと思えるよう、地方自治運営の主人公である市民の皆様を中心として、公平公正で、地域の融和を目指したまちづくりを推進するとともに、次世代に自信と誇りをもって愛する郷土を引き継いでいけるよう全力で邁進していく所存でございますので、市民の皆様の一層のご協力、ご支援を賜りますよう心からお願い申し上げます。

最後になりましたが、この計画の策定に当たりまして、２年間にわたり終始ご熱心にご審議、ご検討をいただきました基本構想審議会委員の皆様方をはじめ、市民アンケートでご協力、ご意見をいただきました多くの市民の皆様に厚くお礼を申し上げます。

平成17年９月

づくりへ」

目　次

附　属　資　料

本文中の＊は用語解説掲載の用語です。初出にのみ付してあります。

基本
構想

第1章 新しいまちづくりの背景

第1節

人と環境の世紀
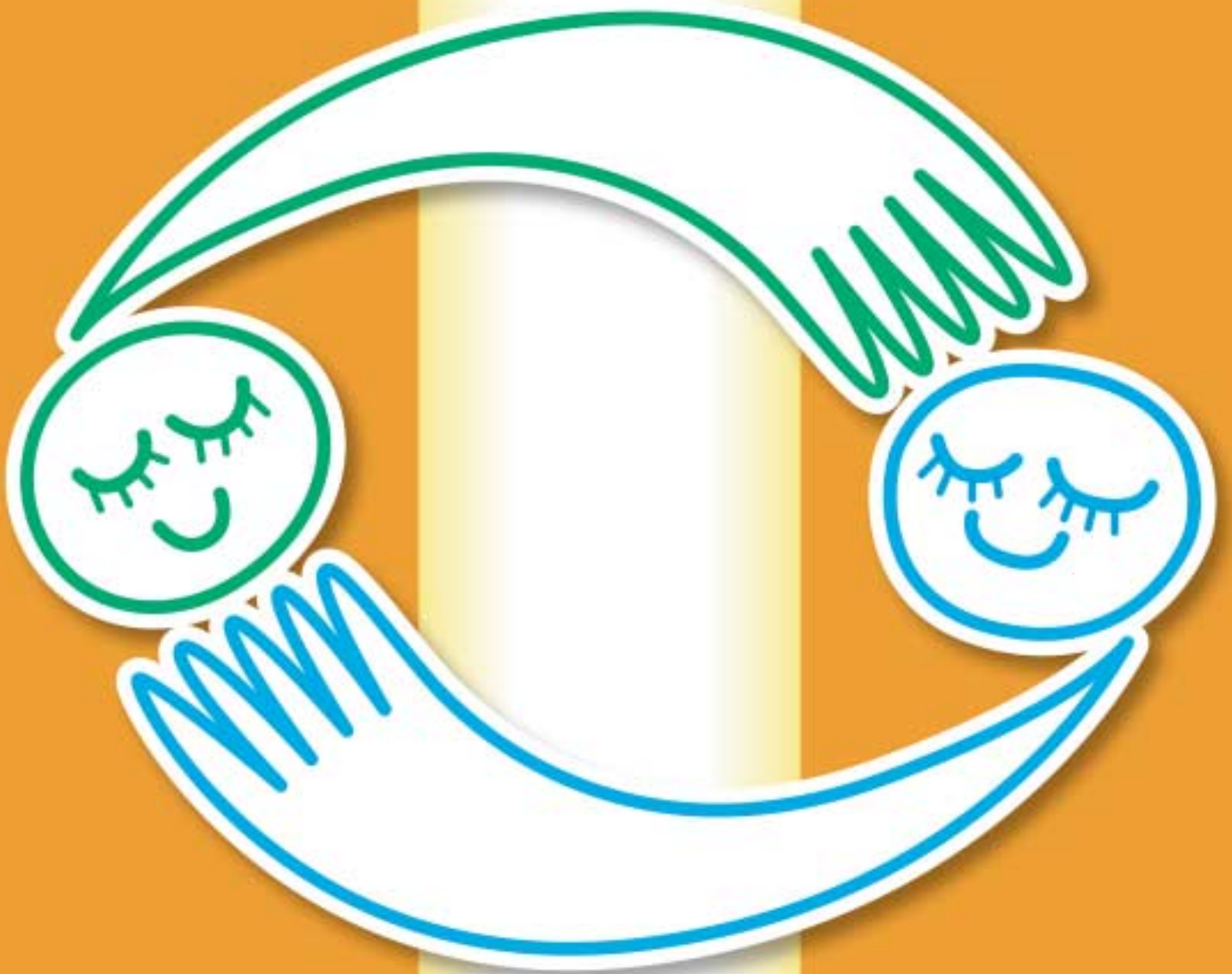
四国中央市が誕生し、新しい船出をしようとしている現在、わが国の経済・社会は大きな転換期にあります。

これまでの、人口は増えるもの、経済は成長するものという右肩上がりの発展を前提とした地域経営は見直しを必要とされています。少子・高齢化が進むなかで、どのように地域の活力を維持していくか、そして財政的な自立をどのように確保していくかが地方自治体の取り組みの大きな課題となっています。

特に、これまで、世界のどの国も経験したことのない超高齢社会*を迎えるにあたって、道路、下水道といった社会基盤の整備によって、住み続けられる地域条件を確保するとともに、社会保障の改革や保健・福祉サービスの確保など、新たな社会システムの整備、地域コミュニティ*の育成や住民自治の再生、協働*のまちづくりに向けた市民意識の啓発を進めるなど、一人ひとりの「人」に直接関わる施策体系の再構築が重要となっています。

また、地球規模での環境の問題も深刻化しており、地域レベルにおいても、環境への負荷を低減する取り組みが重要な課題となっています。特に、大気汚染や水質の汚濁といった公害の防止にとどまらず、省資源・省エネルギーやごみの再資源化・リサイクル、市民一人ひとりの環境にやさしいライフスタイル*（生活様式）の確立といった幅広い「環境」問題への取り組みが求められており、これもまた、少子・高齢化問題への対応と同様に、これまでの価値観や常識を180度転換するような社会的大変革が必要となります。

このように、「人」と「環境」の問題について、21世紀はこれまでの世紀と大きく異なる取り組みが求められる時代であるといえ、本市の新しいまちづくりにおいても、これらに対して明確な対応の方向性を示していくことが求められます。

時代の潮流

少子・高齢社会への対応

わが国は、2015年には総人口の26%が高齢者という「超高齢社会」に突入していくと予想されています。また、少子化についても、合計特殊出生率*（1人の女性が一生の間に産む子どもの数の平均）が平成15年には1.29となるなど、世界で最も少子化の進んだ国のひとつとなっており、このまま推移すれば、2010年頃をピークに総人口は減少局面を迎えるとされています。

核家族化及び少子・高齢化の進行に伴い、世帯規模は縮小しており、高齢夫婦のみ世帯や高齢単身世帯が増加しています。こうした家族の変化は、子育てや高齢者の介護といった福祉機能を大きく変化させる要因ともなっています。

今後は、介護保険制度*の改革など社会保障の確保とともに、介護予防や保健・福祉サービスの充実、高齢者の雇用機会の増大や社会参加の促進、生活環境のバリアフリー*化など、長寿社会に向けた幅広い取り組みが重要です。

また、子育てについても、家族だけでなく、企業も含めた地域全体で子育てを支援する仕組みを構築することが、少子化対策として重要な課題となっており、少子化社会対策基本法*などを背景に、次世代育成に向けた取り組みを早期に展開することが求められています。

エネルギー・環境対策

排水による河川、海洋など公共水域の汚染、廃棄物の増大や資源の枯渇など、世界規模の環境問題への対策が急務となっています。わが国においては、ゼロエミッション計画*（リサイクルで廃棄物を全く出さない産業の育成）など、様々な環境対策が進められており、また、環境保全に関する先進的技術をもって国際貢献を進めていくことが期待されています。

今後は地域においても、自然環境の保全はもとより、多様なエネルギーの効率的利用、リサイクルの徹底、緑化推進などの展開とともに、環境教育*等を通じたライフスタイルの変革に積極的に取り組んでいく必要があります。

安全で災害に強いまちづくり

平成16年は、わが国の国土に上陸した台風の数が観測史上最多の10回を数えました。本市においても大切な市民の生命・財産が奪われる甚大な被害が発生しました。

また、同年10月、新潟県の中越地方で最大震度７の地震が発生し、3,000人にも及ぶ死傷者が発生するなど、改めて自然災害の驚異と防災対策の重要性を思い知らされる結果となりました。

このため、市街地に集積する都市機能や住民の生命と財産を浸水や土砂崩れ、地震、火災から守る、安全なまちづくりが強く求められています。特に、河川・水路の整備等の治水対策や治山・急傾斜地対策、建築物の耐震化・防災対策など、災害に強い基盤を備えるとともに、災害発生後の救急・救助体制やライフライン*の確保、さらに、地域の自主的な防災体制の確立が重要な課題となっています。

国際化・高度情報化への対応

国際化については、人・物・情報の交流がより活発化しており、地域においても従来のような経済・文化面での国際交流活動にとどまらず、環境、資源・エネルギー、さらには人権問題等に積極的に関与していくことが求められています。また、テロリズム*への対応など、国際的な社会不安に対しても平和を希求する明確な立場を国際社会に示していくことが求められています。

こうした国際化の進展は、インターネットの普及など、高度情報技術の発展によるところが大きく、高度情報化*への対応はすなわち国際化への対応であるともいえます。高度情報化社会においては、行政、民間企業、個人を問わず、付加価値の高い情報を発信・受信することが重要となります。このため、学校教育や生涯学習*を通じ、それらを支援する体制を確立する必要があり、情報基盤の整備による情報受信・発信機能の強化、人材の確保・育成が求められます。

地方分権

明治維新、戦後改革に次ぐ「第三の改革」とも位置づけられる地方分権推進一括法*の成立を機に、機関委任事務*の廃止など、地方分権は議論から実行の段階に入りました。

地方分権推進委員会からの勧告では、地方分権推進計画を策定することを求めるなど、市町村の受け皿づくりが急務となっており、全国的な市町村合併や広域行政化などへの取り組みが進んでいます。補助金・地方交付税削減、税源移譲のいわゆる三位一体の改革*といわれる財政面での国と地方の関係の見直しについては、不透明なところも多く、地方財政の見通しは厳しいといえますが、厳しい状況であるからこそ、地域の独自性を発揮することが重要な課題となっています。

市民と行政との協働、住民参加のまちづくり

地方分権の推進により、地方自治体は、これまで以上に政策形成過程への住民の広範な参加を促し、住民の期待と批判に鋭敏かつ誠実に応答する責任を負うことになります。市民と行政の協働、住民参加の仕組みづくりを進める上では、情報公開法*などに基づく開かれた行政運営体制の構築や、施策・事業に関する客観的な評価手法の確立などが求められています。

一方で、NPO*（非営利組織）やボランティアの活動が活発化するなど、まちづくりや様々な社会活動にかかわる主体は、新たな広がりを生み出しています。

また、男女がともに活き活きと活躍できる「男女共同参画社会*」の形成を図るとともに、高齢者、障害者、子ども、外国人などあらゆる人々が、その人権を尊重されるだけでなく、まちづくりの主体として活躍できる環境を整えることも重要です。

さらに、人は生涯を通じて学び続けるものとして、あらゆる機会を通じて学習する「生涯学習理念」も、多様なまちづくり活動に通じる考え方として捉えていく必要があります。
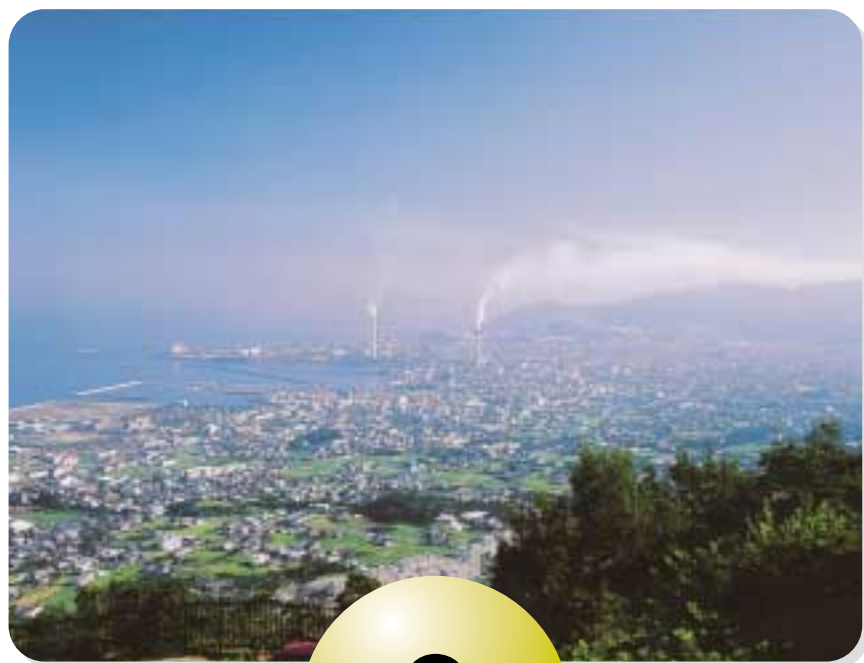
第2章
四国中央市のまちづくりの課題

第1節

高い産業集積と都市基盤の充実が進んだ四国の中心都市・環瀬戸内海地域の核都市

製紙業を中心とする高い産業集積*は、全国でも屈指の「紙どころ」としての地位を築いています。今後は、中小企業の技術力の向上や経営基盤の強化、住工混在*の解消による住環境や操業環境の改善など、構造的な体質強化による「ものづくり」の基本を確かなものとする地場産業の育成を図るとともに、新たなベンチャー企業*の育成等、新たな可能性を育むことも必要です。

また、高速交通基盤の整備をはじめとする都市基盤の充実により、四国の中央に位置する都市、さらに瀬戸内を内海とする環瀬戸内海地域の核都市としての重要な役割を果たすことが求められており、四国内はもとより、岡山・広島両県にもまたがる経済圏をリードし、交流拠点として人・物・情報が集積し、活力と文化を創造する地域づくりを進めることが必要です。

第2節

美しい海・山の自然を活かした多自然定住都市

本市は、瀬戸内の美しい海岸線を有するとともに、緑豊かな山々を背後に抱えています。海・山へのアクセス*は市の中心市街地から概ね車で30分程度の距離圏にあり、市民の保養や観光客のレジャー・レクリエーションなど、余暇活動に最適の地域条件を有しているといえます。

広域的な交通基盤、個性豊かな地域の歴史・文化資源も含め、こうした地域条件を活かした観光・リゾート基盤の充実により、広域的な自由時間都市*（余暇時間を有効に消費する都市）づくりを進めることも可能です。

さらに、温暖で住みやすい気候風土を活かし、定住基盤の充実を図ることにより、自然との共生、ゆとりある人生を志向する人々に対応した定住都市づくりを進めることも必要です。

また、本市の最大の資源は「人（文化）」とならんで「自然（環境）」であるといえます。これまで、自然の恩恵を受けながら発展してきた本圏域において、自然を守り環境と共生していくことが今後の重要な課題のひとつであるといえます。公害の防止や自然環境の保全といった従来の取り組みにとどまらず、積極的に環境と共生するための仕組みや市民意識を育て、環境共生文化*を根付かせることが重要です。そのためには、環境に優しい都市整備手法の導入、環境共生住宅の整備、ゴミ・し尿処理やリサイクルなど環境への負荷を抑えた生活システムの構築といった取り組みが必要です。「自然から得たものは自然に帰す」という理念を定着させ、実践する都市づくりが必要です。

第3節

子どもから高齢者まで安心して住める健康・高福祉都市

本市の圏域の人口は、概ね９万５千人程度で安定的に推移してきましたが、近年は若干の減少傾向もみせています。人口減少が著しい地方都市が多いなか、比較的人口吸引力*が強い地域といえますが、人口構造の少子化、高齢化は避けることは難しく、将来的な人口増加は困難な構造となりつつあります。

定住化を促進するためには、安心して住み続けられるように、市民の暮らしを支える仕組みを整えることが重要です。そのひとつが安心して子どもを産み、育てられる環境であり、高齢になっても、また、障害をもつことになっても地域で住み続けられる福祉社会を築くことです。児童や高齢者等に対する福祉対策は、制度的な充実もあり、これに基づく市町村の果たす役割も大きくなっていますが、介護保険制度をはじめとする国の各種法令・制度上のサービスの提供だけではなく、地域住民のニーズ*を的確に反映した効果的な福祉サービスの確保を図る必要があり、民間事業者の育成も含めたサービス提供基盤の確保が重要となっています。また、社会福祉法の改正にみられるように、地域福祉の推進がこれからの地域づくりの大きな役割を担うことにもなります。そのためには、地域独自の福祉のシステムと文化を育むことも重要です。

幸せな市民生活の基本は健康な心身を維持することであるといえます。さらに、福祉や医療にかかる社会コスト*を低減するためにも、健康づくりに対する投資を重視し、活き活きとした地域社会づくりをめざすことが必要です。本市は、自然環境やスポーツ施設など心身の健康を育む好適な地域条件を備えていることから、福祉社会の確立とあわせて健康づくりの多様な情報や技術を集積し、市民が日常生活の中で実践する「先進的な健康づくりの都市」づくりを展開することが、「四国中央市に住むと健康でいられる」という地域性をつくり、定住化の促進にも結びつくものと考えます。

第4節

人づくりと市民・行政の役割分担による協働都市

本市の圏域は、歴史的にも人づくりを重視する地域性を有しており、数々の偉大な先人を輩出してきました。こうした地域性は今後も受け継がれるべきものであり、地域・学校・家庭が三位一体となった学習体系を樹立するとともに、人格・知識・体力涵養のための教育環境の整備充実を図り、人権意識にあふれた生涯学習社会を構築することが重要です。

さらに、自らを高める市民の取り組みを育むなど自主的・主体的に活動する市民を育成し、困難な時代を市民・行政がともに協働することで乗り越え、新市の新たな時代を創造していくことが求められます。多様な価値観をもった人々が、それぞれの人生に希望をもちながら、同じ四国中央市で活き活きとした暮らしを営めることが定住化を促進する重要な条件のひとつともなることから、学校教育の充実や生涯学習活動による自己実現の促進、ボランティア活動や地域コミュニティ活動、さらには、特産品づくりなどの産業活性化への取り組み等、市民のやる気、自主的な活動を育て、一人ひとりが活躍し、輝くことのできる場を創造していくことが重要だといえます。そのためには、これまでの行政と市民の役割を見直し、自治基本条例*に基づく住民が自治を担える仕組みや、市民が様々な分野で活動しやすくするための規制緩和など「市としての構造改革」を進めるとともに、市民意識の啓発、多様な情報の提供を可能にする地域の情報化を進める必要があります。

第3章

まちづくりの理念と目標

第1節
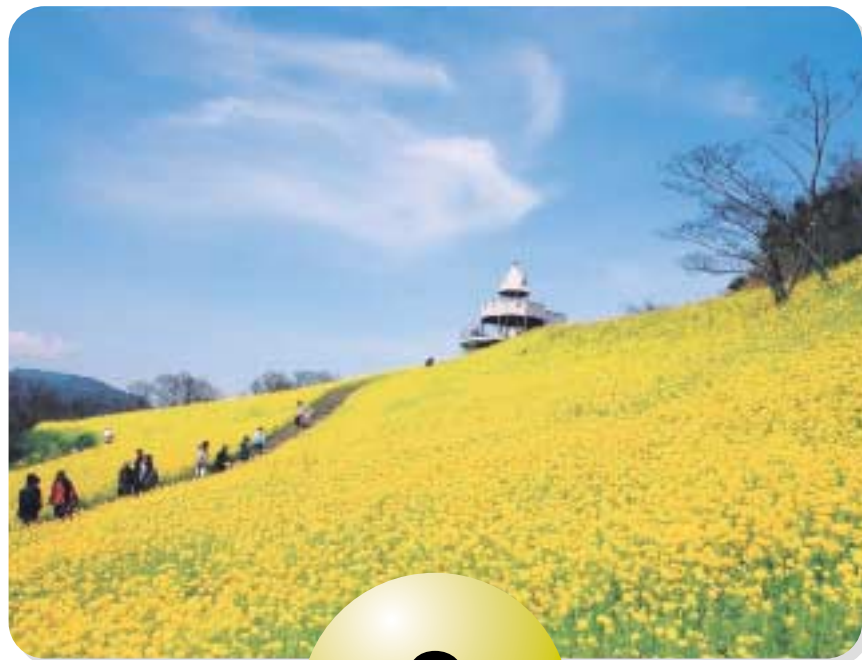
四国中央市のまちづくりの理念

わたしたちは、21世紀にはいって間もない2004年（平成16年）4月１日「四国中央市」という新たなまちづくりの一歩を踏み出しました。

川之江市、伊予三島市、土居町、新宮村の４つの市町村における、これまでの歴史の積み重ねのうえに、また新たな歴史を築いていくとき、わたしたちは、もう一度、何のためにまちづくりを進めるのか、そして、四国中央市のまちづくりとはどうあるべきかを確認し、市民と行政が協働して、新たな時代をひらくまちづくりに取り組んでいく必要があります。

ここで、まちづくりとは、そのまちに住み、しあわせな暮らしを実現しようと一生懸命に生きている市民を支え、応援することにほかなりません。

市民が主体となったまちづくりを進めていくことが大切であり、市民一人ひとりのしあわせ、市民一人ひとりの笑顔があって、はじめてまち全体が活力に満ちて発展していくものといえます。

こうした考えから、新たなまちづくりの理念を、

『市民一人ひとりのしあわせづくりの応援』

とし、いつの時代にも市民が健康で、しあわせを感じられる質感の高いまち、そして、時代に対応してたくましく発展するまちづくりをめざします。

第2節

四国中央市の将来像

■将来像

～四国のまんなか　人がまんなか～
手をつなぎ、明日(あした)をひらく元気都市

新しい四国中央市のまちづくりは、四国の中央（まんなか）に位置する交流都市として、さらに、まちづくりを支える市民を大切にし、活き活きとした人を育み、市民一人ひとりがそれぞれの人生の主役として輝くことができるように、積極的に応援をします。

そして、市民や企業と行政が、さらに、あらゆる市民が手をつなぎ、新しい明日をひらいていく元気いっぱいの協働都市づくりにチャレンジします。

第3節

まちづくりの目標フレーム

本市圏域においては、人口は1990年（平成２年）の97,215人をピークに減少傾向にあり、このまま推移すると、2010年（平成22年）には約９万人まで減少することが予測されています。

しかしながら、今後は新市として、新たな公共事業による経済効果や市民サービスの向上など、合併によるメリットを最大限に活かしたまちづくりを進めるとともに、製紙・紙加工業を中心とした西日本有数の工業地域としての企業・人材・生産機能等の集積や四国の「エックスハイウェイ*」の結節点としての地域の発展可能性、さらには、重要港湾*「三島川之江港」も含めた陸海の物流拠点性などを背景に、産業の高度化や高次都市機能*の集積、定住環境の整備などを進め、人口流出の抑制及び若年人口の確保・増大を図ることにより、**2014年度（平成26年度）の総人口の目標を10万人とします。**

第4章

まちづくりの重点戦略

第1節

構想推進のステージ

将来像の実現をめざした10年間のまちづくりを推進するにあたり、より戦略的に施策・事業を展開するため、構想の期間を大きく３つのステージ（段階）に区分し、財政運営の指針も含めたまちづくりの重点戦略を明らかにします。

■構想推進の3つのステージ
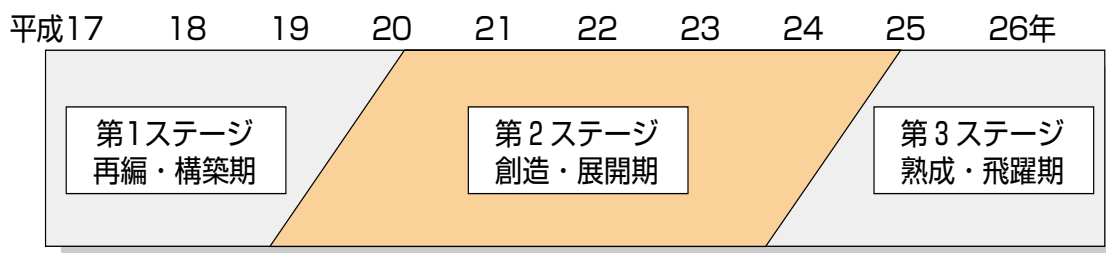
各ステージのまちづくりの重点戦略

（1）第1ステージ（再編・構築期）

□期間：概ね平成17～19年度

□まちづくりの重点戦略

○本市のまちづくりの基礎をつくるため、国道11号バイパスをはじめ国・県道、主要な市道などの幹線道路網の整備を進めるほか、市民の生命・財産を守るための治山*・治水対策、高度情報基盤としてのＣＡＴＶ*（ケーブルテレビ）の整備などを進めます。

○既存産業の体質改善・強化等による活性化、陸・海の物流機能の充実を図り、さらなる産業発展の基礎づくりとします。

○次代の社会を担う子どもが健やかに育成されるまちをめざし、子育ての支援、母性ならびに乳幼児の健康の確保・増進、教育環境の整備など、次世代育成支援*のための計画を推進します。

○人にやさしく、あたたかいまちづくりをめざして、介護福祉施設や身近な高齢者保健福祉施設の整備、人材の育成など、高齢化に対応した介護基盤の確保を進めるとともに、国の制度改革に対応した障害者支援の体制整備を進めます。

○明日のまちづくりを担う人づくりの基礎として、学校教育施設の整備を進めるとともに、地域活動の拠点施設の整備を進めます。

○旧４市町村のよき歴史を評価しつつ、四国中央市としての新たな連帯感、市民意識の醸成を図るため、四国中央市のＣＩ*（コーポレイト・アイデンティティ：組織の独自性向上活動）・シンボルづくりを進めます。

○効率的な行財政運営の推進、協働のまちづくりのための基礎づくりとして、自治基本条例の制定及び地域審議会*の活用、情報公開の推進、行政評価システム*の整備及びこれを踏まえた行財政改革を進めるとともに、自主的な市民活動の主体となるNPO・ボランティアの育成、地域リーダー*等の育成を進めます。

□財政運営指針

○合併特例債*の活用等により、財政規模は拡大することが期待できますが、合併して間もないこともあり、行政運営にかかるコストも急激な変化や混乱、市民サービスの低下を避けるという点から、完全な効率化が求めにくい状況が考えられるため、無駄をなくしていこうという意識づくりと新た

な時代に対応できる職員資質の向上、新たな行財政運営システムの構築を図ることを目標とします。

○各種の補助金については、市民主導による見直しを検討するほか、サンセット方式*（徐々に少なくしていく方法）の導入による有効な活用を進めます。

○使用料・手数料の適正化、徴税の推進など自主財源の確保を強化するとともに、市民一人ひとりがまちづくりを支える意識の高揚を図ります。

（2）第2ステージ（創造・展開期）

□期間：概ね平成20～24年度

□まちづくりの重点戦略

○本市の新たなまちづくりを本格化させる期間として、幹線道路網と結ぶ地域内道路の整備拡充を進めるほか、中心市街地をはじめとする市街地の整備や高次な都市機能の集積、ユニバーサルデザイン*（あらゆる人が使いやすいデザイン）のまちづくり、住宅・宅地開発、様々な市民活動や交流事業の拠点となる施設や公園、余暇基盤等の整備を進めます。

○新たな飛躍を支える新産業の育成を進めるとともに、農林水産業も含めた地域産業の融業化*（産業の融合化）、高度化を図ります。特に、物流・交流関連産業の育成を本格化させ、四国・瀬戸内海地域の経済を牽引する産業都市づくりをめざします。

○国の社会保障、保健福祉制度を踏まえつつ、これに縛られない、いっそうきめの細かい保健・福祉・医療サービス体制の整備を進め、あらゆる市民が安心して暮らせるまちづくりの実現をめざします。特に、少子化に対して、次世代育成支援対策の一層の充実強化を図るとともに、高齢者や障害者も安心して地域で暮らし続けられる地域福祉システムの構築をめざします。

○本市の未来をひらく人材を育成するため、高度な教育機能の整備を進めるとともに、生涯学習社会の実現をめざし、すべての市民が活き活きと活動するまちづくりを進めます。

○四国中央市としてのブランド（商標、銘柄）の確立をめざし、産業経済、教育文化、保健福祉など、分野にこだわらない前向きな活動を育成します。

○効率的な行財政運営システムの構築を実現させるとともに、協働のまちづくりの定着化、住民自治*の育成等を図り、全国にさきがけた地域運営の実現をめざします。

□財政運営指針

○財政規模は徐々に安定化することが考えられますが、国・県からの支援が一層厳しい状況になることが避けられないことから、産業の育成や定住化政策の推進など、財政基盤の確保に努めます。

○無駄をなくすための取り組みも行政評価システム等により、一定の成果をあげていることが期待されますが、さらに、まちづくりについての市民・企業との役割分担を明確化し、公共サービスの民営化や地域内分権*による地域住民の自主的なまちづくりの展開に向けた新たな仕組みづくりを進めます。

（3）第3ステージ（熟成・飛躍期）

□期間：概ね平成25～26年度

□まちづくりの重点戦略

○この10年のまちづくりの仕上げの期間として、また、新たな10年に向けた準備期間として、土地利用や都市計画の現状評価、新たな広域道路網や公共交通システムの検討などを進めるほか、景観整備など快適で魅力ある都市環境の創出を図ります。

○産業の高度化をさらに進め、産業都市としての地位を揺るぎないものにするとともに、教育・福祉・余暇など、人を対象とする新たなサービス業の育成を進めます。

○リサイクルシステム*の構築など、行政・市民・企業が一体となった循環型社会*の構築をめざし、新たな処理施設の確保、リサイクル産業の育成を図ります。

○国・県に頼らない、四国中央市独自の地域福祉文化の創造をめざして、行政・市民・企業等が一体となった安定的な保健・福祉・医療サービスシステムを構築し、真の共生社会*を実現します。

○誰もが自己実現を図りながら、しあわせな人生をおくることができるよう、また、四国中央市に住むことが市民の誇りとなるよう、香り高い芸術・文化のまちづくりなど、質の高い市民文化の醸成を図ります。

○行政のスリム化を一層進めるとともに、まちづくりのコーディネーター*（調整者）としての機能の拡充、職員資質の向上を図ります。

□財政運営指針

○財政運営の安定化及び新たな地域投資に向けた財源の確保に努めます。

○地域内分権を確立し、バランスある地域整備を推進し、市全体が活き活きと成長を続けるまちづくりをめざします。
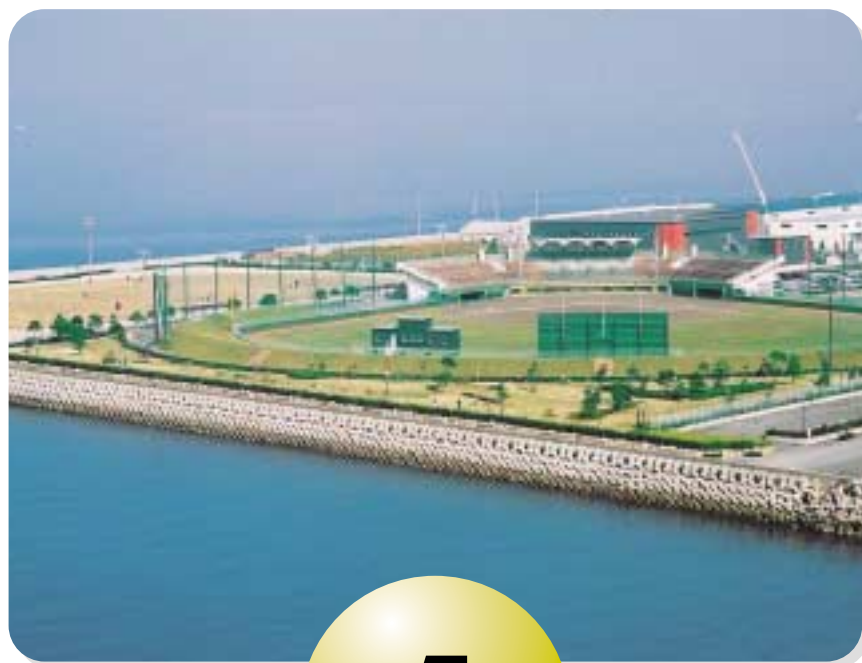
第5章

土地利用の基本方針

土地は、現在及び将来における市民のための限られた資源であるとともに、諸活動の共通の基盤です。本市の土地利用にあたっては、公共の福祉を優先させ、恵まれた自然・歴史的環境との調和に配慮し、本市の特性を十分に活かした、健康で文化的な生活環境の確保と市域の均衡ある発展を図ることを基本として、総合的かつ計画的な土地利用の推進を図る必要があります。

このため、市域を４つのゾーン*「産業物流ゾーン」「市街地ゾーン」「自然海浜ゾーン」「山間交流ゾーン」に分け、それぞれのゾーンの特性を活かしながら地域整備を進めることとします。

（1）産業物流ゾーン

重要港湾三島川之江港を海の玄関口、三島川之江インターチェンジを陸の玄関口とし、製紙・紙加工業を基幹とする工業が集積している地域です。

今後も本市の経済を牽引する役割をもったゾーンとして、製紙・紙加工業の高度化を促進しながら、物流機能を高め、さらに新たな産業の育成を図ります。

（2）市街地ゾーン

市街地ゾーンは、多くの市民が暮らし、各種の都市施設が集積する地域であり、まちの賑わいの拠点となっています。

ここでは、多様な市民活動や交流活動、サービス等の経済活動が円滑に行われるよう市街地整備を進めるとともに、安全・快適でうるおいある生活環境の創出を図ります。

（3）自然海浜ゾーン

自然海浜ゾーンは、磯浦海岸や藤原海岸に代表される美しい浜辺と豊かな自然を保っており、瀬戸内海でも貴重な存在となっています。水産業の育成はもとより、これらの自然を活かし、新鮮な海産物の直販体制の整備やイベントの開催により、魅力ある地域整備を進めます。

また、この海岸の南側に広がる平野部では、広い耕地を利用した高度な農業生産体系を保っており、水産業と連携した取り組みにより、農漁村と都市との交流活動を展開します。

（4）山間交流ゾーン

山間交流ゾーンは、本市にとって重要な水源地であり、その大半を森林が占め、広く林業が営まれています。森林は水源涵養*、水害防止、環境保全など多面的な機能を有し、市民生活と密接に結びついています。この豊かな緑の環境を活かして、「霧の森」や「翠波高原」「スカイフィールド富郷」などの林間レジャー、アウトドア活動の拠点が点在しています。

今後も、水源の涵養など森林の公益機能に配慮した保全を図るとともに、市民や市外から訪れる人々の憩いとやすらぎ、交流の場としての整備を進めます。

第6章

まちづくりの基本方向

「～四国のまんなか　人がまんなか～　手をつなぎ、明日（あした）をひらく元気都市」を将来像とした新たなまちづくりを進めるため、次の６つのまちづくりを基本方向（施策の柱）とします。

□まちづくりの基本方向（施策の柱）

（1）「四国のまんなか」であるために

　①　潤いある環境をつくる（環境共生都市）

　②　高度な産業構造をつくる（高次産業都市）

　③　交流の基盤をつくる（四国交流拠点都市）

（2）「人がまんなか」であるために

　①　みんなでつくる（協働都市）

　②　安心できる暮らしをつくる（健康・福祉都市）

　③　人材と文化をつくる（生涯学習都市）

（1）「四国のまんなか」であるために

四国エックス・ハイウェイの結節点に位置する本市は、その恵まれた地の利により、これまでにない四国内の交流拠点としての役割が期待されています。

そのために、地域資源としての自然環境、産業、社会資本などを最大限に活用し、様々な交流の場における受け皿の整備を進めるなど「四国のまんなか」にふさわしいまちづくりを進めます。

①　潤いある環境をつくる（環境共生都市）

豊かな自然と共生した潤いある地域環境を創造するため、計画的な土地利用の推進や循環型社会の構築など積極的な環境対策を推進するほか、魅力ある地域景観の創造、憩い・ふれあい・交流の場の充実をめざします。

○計画的な土地利用の推進（土地利用）
○地域環境の保全・管理の推進（環境対策・環境管理）
○豊かな自然環境の保全（自然環境保全）
○公害のない安全で快適な環境の創造（公害防止）
○循環型社会の構築（省資源・リサイクル・新エネルギー*）
○適切で効率的なごみ・し尿の処理（ごみ・し尿処理）
○地域環境の向上（環境美化・墓地・斎場）
○地域性を活かした景観の創造（地域景観）
○憩い・ふれあい・交流の場づくり（公園・緑地、余暇・交流施設）

②　高度な産業構造をつくる（高次産業都市）

特色ある産業の集積、地域資源を活かし、既存産業の高度化や新たな産業の育成により、高次産業*群の形成を図るとともに、就労促進や勤労者対策、消費者対策の充実をめざします。

○地域経済を支える工業の振興（工業）

○未来をひらく新たな産業の育成（新規産業）

○賑わいあふれる地域商業の振興（商業）

○豊かな自然の恵みを活かした農林水産業の振興（農林水産業）

○地域資源を活用した観光・コンベンション*の振興（観光・コンベンション）

○就労の促進と働く人への支援（就労・勤労者対策）

○消費者の保護と啓発（消費者対策）

③　交流の基盤をつくる（四国交流拠点都市）

市民生活や産業の基盤となる道路や上下水道、情報ネットワーク*など社会資本の整備を進め、交流の基盤を強化します。また、防災や治安においても先進的な取り組みを図り、本市のみならず四国内の情報、技術、ボランティア資源等が交流し、絶えず進取の精神に富むまちづくりを目指します。

○快適で賑わいある市街地の整備（市街地整備）

○市民生活と産業活動、交流を支える道路網の整備（道路）

○円滑な公共交通の確保（公共交通）

○海の物流拠点づくり（港湾）

○四国中央交流圏の形成（広域情報ネットワーク・広域連携*・道州制*）

○地域の高度情報化の推進（情報化）

○安全でおいしい水の安定した供給（水資源・上水道）

○快適な生活の実現と水域環境の保全（下水道・下水処理）

○市民生活の基本となる住宅・宅地の確保（住宅・宅地）

○災害に強い防災都市づくり（消防・防災・救急・救助）

○安全な地域生活の確保（地域安全・交通安全）

(2)「人がまんなか」であるために

「四国のまんなか」にふさわしいまちづくりを進める本市にとって、その施策の根本といえるものは「人がまんなか」であるということです。まちづくりの主役はあくまでも市民であるということを改めて認識し、協働の精神を広く浸透させるとともに、市民一人ひとりの大切な命、健康、安心の生活を保障するなど、人にやさしいまちづくりを進めます。

① みんなでつくる(協働都市)

市民と行政の協働によるまちづくりを展開するための仕組みをつくるとともに、新たな時代に対応した行財政運営の実現をめざします。

○コミュニティの育成と住民自治の促進(コミュニティ)
○市民と行政のコミュニケーション*の充実(広報・広聴・情報公開)
○市民・行政協働のまちづくりの推進(市民参画*)
○効率的な行政運営の実現(行政運営・機構改革・行政評価)
○健全な財政運営の推進(財政運営・財政改革)

② 安心できる暮らしをつくる(健康・福祉都市)

ライフステージ*(人生の各段階)に応じた健康づくりを推進するとともに、少子・高齢化に対応し、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる福祉社会の創造をめざします。

○健やかな市民生活の実現(保健・医療)
○支えあう地域福祉文化の構築(地域福祉)
○誰もが安心して暮らせる生活の支援(高齢者・障害者・低所得者等)
○地域ぐるみの次世代育成支援(児童・ひとり親世帯)
○生活を支える社会保障の充実(保険・年金)

③　人材と文化をつくる（生涯学習都市）

本市の発展を担う人間性豊かな人づくり、活き活きとした生涯学習社会を構築するとともに、個性豊かな地域文化の創造、多様な交流活動の展開をめざします。

○人権の尊重と男女共同参画社会の実現（人権・同和教育、男女共同）

○児童・青少年の健全な育成（児童・青少年健全育成）

○学校・地域・家庭が一体となった教育環境づくり（学校教育）

○明日を担う優秀な人材の育成（高等教育）

○市民一人ひとりが活き活きと輝く生涯学習の推進（生涯学習）

○豊かな地域文化の創造（地域文化）

○スポーツ・レクリエーションの振興と余暇活動の充実（スポーツ・レクリエーション・余暇）

○多様な交流活動の展開（交流）
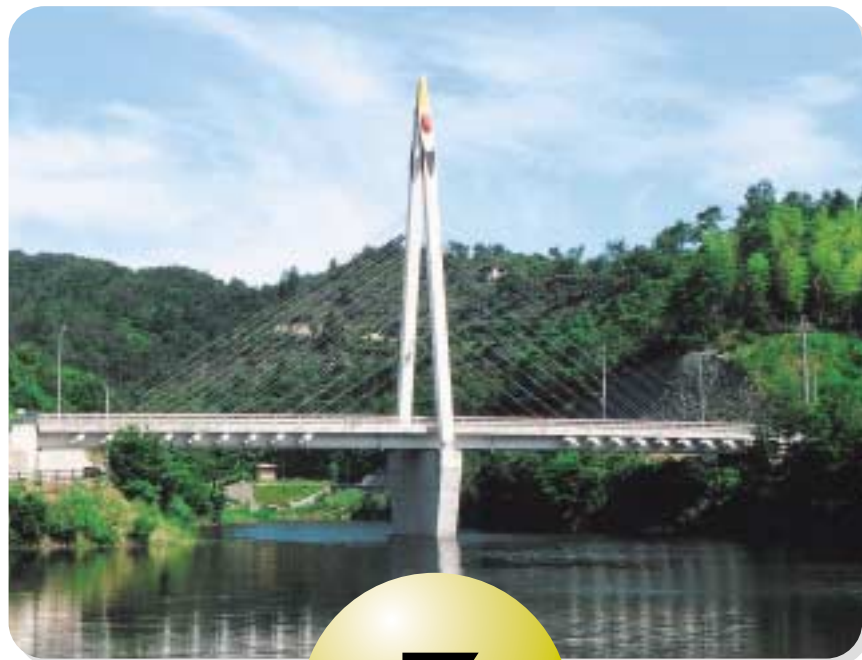
第7章

まちづくりの施策の大綱

（1）潤いある環境をつくる（環境共生都市）

①　計画的な土地利用の推進（土地利用）

土地は生活及び生産活動の共通の基盤であることを考慮して、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、健康で文化的な市民生活を確保することを前提とし、都市計画や農業振興地域整備計画、森林計画、自然公園法などを踏まえ、国土利用計画に基づく総合的かつ計画的な土地利用を推進します。

特に、都市的な土地利用については、市街地の再開発や土地区画整理事業*等による適正な市街化の促進を図るとともに、防災対策に配慮した都市づくりの推進に努めながら、良好な住宅地の形成や工業・商業用地の確保・整備を図ります。

また、自然的な土地利用については、農地や海岸、森林の保全・整備、自然環境保全地区等の指定により、自然豊かな地域環境の維持を図ります。

②　地域環境の保全・管理の推進（環境対策・環境管理）

地球規模での環境保全が強く求められており、生態系の保全や温暖化防止などへの具体的な取り組みが必要とされていることから、自然環境の保全に配慮した土地利用や公園・緑地の整備などを進めるほか、環境基本条例に基づき環境基本計画を策定し、これを推進するなかで、市民・行政共通の具体的な取り組みの展開を図るとともに、環境管理システムの整備・普及に努めます。

また、地球にやさしいライフスタイルの実現をめざす市民意識の啓発、市民の自主的な活動の育成などに努めます。

③　豊かな自然環境の保全（自然環境保全）

本市の貴重な財産である自然環境については、自然と共生した土地利用の推進による保全に努めつつ、実態調査・研究の推進、自然保護意識の啓発を図るとともに、自然とのふれあいの場としての活用を進めます。

④　公害のない安全で快適な環境の創造（公害防止）

企業の自主的な公害防止対策への取り組みを促進するとともに、近年の「都市・生活型公害」や廃棄物の不適切な処理などによる環境問題に対応し、苦情処理体制及び環境監視パトロール・指導体制を充実するとともに、市民意識の啓発に努めます。

⑤　循環型社会の構築（省資源・リサイクル・新エネルギー）

行政と市民・企業が一体となって、ごみの減量化、再資源化への取り組みに努め、リサイクルのまちづくりをめざすとともに、また、リサイクルセンター*の整備など、リサイクルシステムの確立による循環型社会の構築をめざします。

さらに、循環型社会、環境にやさしいエコ・シティ*の形成を図るため、ソーラーシステムや風力発電など新たなエネルギー・代替エネルギー*の利用促進及び研究・検討を進めます。

⑥　適切で効率的なごみ・し尿の処理（ごみ・し尿処理）

人口の増加や市民生活の高度化、産業活動の拡大などに伴いごみの排出・処理量は増大を続けていることから、市をあげてごみの減量化に取り組むとともに、排出量に対応した収集・処理、最終処分場の確保など、ごみの適正な処理を進めます。

し尿処理に関しては、公共下水道等下水処理施設の整備状況に応じた効率的な収集体制の確保を図るとともに、合併処理浄化槽*の普及と適正な維持管理の促進に努めます。

⑦　地域環境の向上（環境美化・墓地・斎場）

快適で衛生的な生活環境を維持・創出するため、地域コミュニティの育成に努めながら、市民の自主的な環境美化活動を促進します。

墓地需要の拡大に対応し、既存民有墓地の適正管理を促進、公共墓地・霊園の整備を図ります。また、火葬場や斎場についても、施設・設備を計画的に更新します。

⑧　地域性を活かした景観の創造（地域景観）

本市の豊かな自然資源、豊かな自然景観を守るとともに、地域の個性豊かな都市景観の形成を図るため、景観条例の制定を図ります。

個性的で魅力ある都市環境の創出を図るためには、機能性や合理性に加えて、本市の歴史、文化を尊重したゆとりやうるおいのあるまちづくりを進める必要があることから、景観に対する市民の意識を高め、市民や企業の参画による魅力ある地域景観づくりに努めます。

⑨　憩い・ふれあい・交流の場づくり（公園・緑地、余暇・交流施設）

公園や緑地は、憩い・ふれあいの場として、市民にうるおいとやすらぎを与え、美しい都市景観を提供しています。このため、都市公園・緑地の計画的な整備を進めるとともに、高齢者や子どもの利用に配慮した身近な公園の整備を進めます。

また、公共施設等の緑化や屋敷林・寺社林など身近な緑の保全、市民の積極的な参画による花と緑のまちづくりを推進します。

市民の余暇活動の場として、スポーツ・レクリエーション施設の充実を図るとともに、森林資源を活用したキャンプ場や自然体験施設の充実を図ります。

（2）高度な産業構造をつくる（高次産業都市）

①　地域経済を支える工業の振興（工業）

景気の長期低迷や産業構造の変化など、厳しい外的条件を踏まえつつ、道路整備等の操業環境の整備を進め、本市工業力の向上を促進します。また、住宅・工場等の混在の解消と工業の集積を図るため、需要の動向を把握しつつ、市内企業のための新たな工業用地の確保を図ります。

中小企業に対しては、ＩＴ*（情報技術）の革新や国際化、環境問題への対応など、時代の流れに対応できるよう、経営体質の充実・強化等の支援に努めるとともに、人材能力の開発や技術力の向上等を促進します。このほか、工業関連団体の育成及び活動の支援に努めます。

②　未来をひらく新たな産業の育成（新規産業）

先端技術によって支えられてきた本市の経済的な活力の再生を図るため、ＩＴ（情報技術）の進展に対応できる人材の育成に努めます。

また、パソコンを活用した在宅就業（テレワーク*）の普及促進やベンチャー企業への支援など、情報関連産業の育成を図るとともに、教育・文化、保健・福祉など、対人サービス業の育成に努めます。

③　賑わいあふれる地域商業の振興（商業）

商店街については、商業者の主導による中心市街地の活性化を進めるなかで、商店街環境を整備し、地域性豊かで特色ある商店街づくりを促進します。

また、買物客の市外流出や郊外型大型店舗の進出、商店の後継者不足など、厳しい状況におかれている地域商業を活性化するため、経営への支援や人的資源の育成と活性化、消費者ニーズに対応したサービスの向上を促進します。

さらに、港湾やインターチェンジなど海陸の物流拠点と結ぶ物流機能の集積を促進するとともに、各種業務機能の立地を促進します。このほか、商業団体の育成及び活動の支援に努めます。

④　豊かな自然の恵みを活かした農林水産業の振興（農林水産業）

本市の農業は比較的高い生産性をもっており、今後も時代の潮流に適切に対応しながら、地域性豊かな先端農業地域の形成を図ることが求められ、農地の保全・集約化による生産基盤の確保・整備、後継者の育成をはじめとする経営の安定化、農家の情報化や環境保全型農業*の育成など、新たな農業の展開を図ります。

また、「地産地消*（地域で産出した作物を地域で消費すること）」活動の推進、観光農業*の育成や農村・都市交流の推進など、農業・農地のもつ多様な機能を活かした豊かな地域性の確立をめざします。さらに、各種農業団体の育成及び活動の支援に努めます。

林業については、森林のもつ公益的な機能に着目し、森林の維持・保全及び計画的な造林・保育を進めながら、林道や治山施設の整備を図ります。

また、特用林産物*の振興を図るとともに、自然とふれあう空間としての森林の多面的活用を図ります。さらに、林業団体の育成及び活動の支援に努めます。

水産業については、漁業生産基盤の整備、資源管理型漁業*の推進、水産物流通・加工システムの確立を進めるとともに、魚食普及*に努めます。

このほか、地域の農林水産業と製造業、観光サービス業との融業化を促進し、地域性豊で魅力ある地域産業の形成を図ります。

また、集落排水施設の整備など、農山村・漁村の生活環境の整備を進めます。

⑤　地域資源を活用した観光・コンベンションの振興（観光・コンベンション）

生涯余暇時間の増大といった時代潮流や広域的なアクセスに優れた立地条件を踏まえ、恵まれた自然や歴史・文化などの地域資源を活かした特色ある観光地づくりをめざした振興ビジョン*を策定するとともに、観光基盤の整備及び観光ルートの整備、本市のイメージアップ等による観光的な魅力の向上をめざします。

また、観光団体の育成を図るとともに、広域的な連携による広域観光ルートの整備及びプロモーション*（宣伝活動）の充実に努めます。さらに、四国の交流拠点都市として中核的な役割を果たすコンベンションホール*の整備や宿泊施設の充実促進、民間企業の参画によるイベント企画機能の向上などコンベンション（集会や会合、会議、見本市等の各種催し物）の振興を図ります。

⑥　就労の促進と働く人への支援（就労・勤労者対策）

市民の安定した生活を確保するため、民間企業との連携により、福利厚生の充実や労働環境の改善など勤労者福祉の充実を図るとともに、関係機関との連携により、高齢者や障害者、女性等の雇用・就労の促進を図ります。

⑦　消費者の保護と啓発（消費者対策）

生活に役立つ商品知識の普及や情報の提供などに努めるとともに、関係団体との連携により、苦情相談活動や消費者関連団体の育成を図り、市民の消費生活の安定と向上をめざします。

（3）交流の基盤をつくる（四国交流拠点都市）

①　快適で賑わいある市街地の整備（市街地整備）

市街地整備は快適で機能的なまちづくりの基本となることから、川之江・伊予三島の中心市街地においては「中心市街地活性化基本計画」に基づき、快適で賑わいある市街地環境を創出するとともに、再開発や住環境整備事業等の推進による個性豊かな市街地の整備を進めます。

周辺市街地においては、土地区画整理事業等による良好な住環境の確保を図ります。

②　市民生活と産業活動、交流を支える道路網の整備（道路）

道路は市民生活の基盤として不可欠なものであり、地域の発展のために計画的・機能的な道路整備を進める必要があることから、バイパスなど国・県道の整備促進による広域的な道路交通体系の充実を図ります。

また、市内の幹線道路の計画的な整備を推進するとともに、市民生活に密着した生活道路の整備に努めます。さらに、人にやさしい道づくりをめざし、道路景観の向上やバリアフリー化、道路緑化などに努めます。

③　円滑な公共交通の確保（公共交通）

通勤や通学をはじめとする市民活動の利便性の向上を図るため、関係機関との連携のもとに、鉄道やバスのダイヤの充実など、輸送力の維持・拡充を促進します。

④　海の物流拠点づくり（港湾）

重要港湾三島川之江港の国際港としての機能強化、港湾区域に接続する幹線道路網の整備を促進し、高速道路網と連携した広域的な物流体系の確立をめざします。また、重要港湾における旅客機能の整備による海上交通の確保を促進します。

⑤　四国中央交流圏の形成（広域情報ネットワーク・広域連携・道州制）

本市は、愛媛県第５次長期計画において「県際交流圏*」として位置づけられています。これは四国の中央地域にあり、愛媛県として唯一四国内の他県すべてに接している地域であることが理由です。合併して１市となった今日、この県境を越えた広域的な交流圏の形成に果たす本市の役割はより明確なものとなってきました。

具体的には、四国中央地域の自治体で構成する「四国中央サミット*」の連携を強化し、県境を越えた行政ネットワークの形成や防災・地域安全システムの構築、さらにはCATVやインターネットを利用した四国四県の各種情報提供などを図り、四県の顔が混在する新たな魅力ある都市づくりを進めます。

また、今後の地方自治のあり方として、地方制度調査会*においても検討されている「道州制」については、本市の役割を踏まえ、導入に向け関係機関へ積極的に働きかけていきます。

⑥　地域の高度情報化の推進（情報化）

高度情報化社会に対応し、市民生活の利便性や行政サービスのより一層の向上を図るため、学校教育や社会教育との連携による情報化に対応した人材の育成に努めるとともに、行政の情報化と連携しながら、ＣＡＴＶの整備、活用による地域の情報化を推進します。

⑦　安全でおいしい水の安定した供給（水資源・上水道）

水資源は、生活と経済活動に欠かせないものであるため、水源の保全・確保及び水源地域の環境保全による水源涵養機能の維持・向上により水道水や工業用水、農業用水の確保に努めます。また、水辺の快適空間の整備、防災に配慮した河川・水路の整備を図ります。

上水の供給については、将来の人口や世帯の増加、市民の生活様式の多様化などによる需要増大に対応した安定供給が求められることから、水源の保全、水道施設・設備の計画的な整備・更新により安定した給水に努めるとともに、上水道事業及び簡易水道事業等の統合を視野にいれ、計画的な設備投資や総合管理システムの導入を検討し、水道事業の健全な発展をめざします。

⑧　快適な生活の実現と水域環境の保全（下水道）

快適な生活環境の創造、河川・海洋など公共用水域の水質保全及び浸水防止のために、公共下水道事業による下水処理施設の整備を推進するとともに、施設の適正な維持管理、下水道事業の安定化に努めます。

また、公共下水道の計画区域外における集落排水事業の推進や合併処理浄化槽の設置促進に努めます。

⑨　市民生活の基本となる住宅・宅地の整備（住宅・宅地）

市民の生活様式の多様化や高齢化、さらに快適性に対するニーズの高まりなどに対応し、新たな住宅地の開発や土地区画整理事業、さらに民間開発の適正誘導による質の高い住宅地の計画的な供給を図るとともに、住宅密集地区におけるミニ再開発*を推進します。

また、市営住宅の維持管理と計画的かつ効果的な建て替え・改善による居住環境の向上を図ります。

⑩　災害に強い防災都市づくり（消防・防災・救急・救助）

本市は、急峻な地形など、水害やがけ崩れなどの災害を受けやすい自然条件を有しているほか、住宅密集地区での浸水被害も懸念されています。このため、常備消防（水防）体制の充実及び消防（水防）団組織の強化、防災施設の整備等による消防・防災対策の推進を図るとともに、地域防災計画の策定及びこれを踏まえた防災体制の確立、消防・防災訓練等を通じた防災意識の啓発や地域の自主防災体制の充実、市街地におけるオープンスペース*の確保や治山・治水事業の推進など、地域全体の防災機能の向上を図ります。

また、救急車両の充実や職員の資質向上及び救急救命士の育成などに努めながら、救急・救助活動の推進を図ります。

⑪　安全な地域生活の確保（地域安全・交通安全）

凶悪化、広域化、多様化する犯罪から市民を守るため、関係機関や地域との連携のもとに防犯組織の強化、自主防犯体制の確立、防犯・暴力追放運動の強化を図ります。

また、広報等により、市民の防犯意識の高揚に努めます。

また、自動車交通量の増大とともに交通安全対策は緊急の課題となっていることから、交通事故の未然防止に配慮した道づくりや規制の見直しを図りつつ、交通安全施設の整備を進めます。

また、関係機関・団体との連携による交通安全教育の推進及び各種交通安全キャンペーンによる交通安全運動の推進を図ります。

「人がまんなか」であるために

（1）みんなでつくる（協働都市）

①　コミュニティの育成と住民自治の促進（コミュニティ）

住民自治の理念のもとに、特性を活かした住民が主体となったまちづくりを促進するため、自治会活動を支援するなかで、地域活動への参加意識やふるさと意識の高揚、連帯感の醸成、地域リーダーとなる人材の育成を進めるとともに、コミュニティ活動の拠点となる施設の充実を図ります。

②　市民と行政のコミュニケーションの充実（広報・広聴・情報公開）

市民と行政のコミュニケーション手段として重要な役割を果たす広報及び広聴については、広報・広聴一体となった推進を基本とし、従来の媒体の充実による活動の充実を図るとともに、インターネットホームページの活用による市民とのコミュニケーションの充実、情報の共有化を図ります。

また、市政への積極的な市民参加を促進するため個人情報保護の条例化及び情報公開システムの整備を進めます。

③　市民・行政協働のまちづくりの推進（市民参画）

市民と一体となった協働のまちづくりを進めるため、市民参加による自治基本条例の制定を図るほか、市民ニーズの把握及び市民との情報の共有化、各種審議会等への市民参加の推進、パブリック・コメント*（市民提案）制度の確立、行政評価（施策評価）システムにおける市民参加による委員会の設置、市民参加による補助金等見直し審査委員会の設置、住民投票*制度の検討など、市民参加機会の充実に努めます。

また、市民の自主的なまちづくり活動の育成、まちづくりＮＰＯやボランティアなど、市民が主体となった各種団体の育成とこれらとの連携によるまちづくりの展開を図ります。

一方、地方分権を推し進めるため、職員の意識改革及び能力開発に努めるとともに、国・県との新たな関係のもとでの各種制度の整備を進めます。

④　効率的な行政運営の実現（行政運営・機構改革・行政評価）

行政需要の高度化・多様化のなかで、総合的、計画的で活力ある行政運営を推進し、市民サービスの向上を図るため、企画立案機能の強化や行政評価システム（施策・事業評価手法等）の確立、柔軟な組織づくりなどにより、施策・事業の効率的実施を図るとともに、事務改善の推進や行政の情報化推進、適性を考慮した人材活用及び資質向上に努めます。このほか、合併後の行政の効率化を一層推進するため、スクラップ・アンド・ビルド*による公共施設の統廃合や新庁舎の整備を図ります。

また、地方分権に対応するとともに、隣接市町村との連携のもとに広域的な計画を踏まえながら各種施策を推進し、広域行政サービス・ネットワークの構築に向けた積極的な対応を図ります。

⑤　健全な財政運営の推進（財政運営・財政改革）

地方交付税*の削減といった国と地方の財政的な関係の再構築に対応しつつ、健全な財政運営を堅持するため、市税、使用料・手数料など自主財源*の拡充に努めるとともに、合併特例債の効果的な活用、その他、国・県補助金等の特定財源*の適切な確保に努めます。

また、歳出については、行政改革の推進と経費全般の徹底した見直し、まちづくりにおける市民・企業との役割分担の明確化等により節減合理化を進め、事業の適正な執行とコスト意識の醸成に努めます。

（2）安心できる暮らしをつくる（健康・福祉都市）

①　健やかな市民生活の実現（保健・医療）

市民の健康を守るために、乳幼児健康診査など母子保健対策の充実を図るとともに、健康診査や各種がん検診、訪問指導、健康相談・指導、各種健康教室など生活習慣病*対策を核とした保健事業の充実を図ります。

また、各種保健事業や健康づくりの支援活動を支えるマンパワー*の確保に努めます。

さらに、福祉分野との連携を強化し、乳幼児や高齢者、障害者に対する地域でのケア機能*の強化を図ります。

生涯を通じた市民の健康づくりを支えるために、年代やライフスタイルに応じた健康づくりの促進や意識啓発に努めるとともに、健康づくり拠点施設の充実を図ります。

市内医療機関の充実を促進するとともに、病院と診療所の連携及び広域的な医療ネットワークの充実により、初期治療から高度な医療サービス、救急医療に対応した地域医療体制の確立をめざします。

また、疾病の予防、早期発見・早期治療に的確に対応できる保健と医療のネットワーク体制づくりに努めます。

②　支えあう地域福祉文化の構築（地域福祉）

誰もが住み慣れた地域で、生きがいや楽しみを持って安心した生活がおくれるよう、地域福祉計画を策定し、これに基づき、市民の福祉意識を高め、地域福祉推進の中心的役割を担う社会福祉協議会の充実や民生児童委員活動への支援、NPOやボランティア活動の育成・強化など、地域福祉体制の強化により、あたたかい心で支え合う地域づくりを推進します。

③　誰もが安心して暮らせる生活の支援（高齢者・障害者・低所得者等）

高齢者については、高齢者が住み慣れた家庭や地域で安心して暮らせるよう、介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画の策定を行い、生活支援、介護予防に重点を置いた介護給付及び各種保健福祉サービスの充実を進めます。

また、生涯学習活動や就労機会の拡充などによる、社会参加の促進や生きがいづくりの支援に努めます。

障害のある人も地域で自立し、生きがいのある生活がおくれるよう、ノーマライゼーション*（高齢者も若者も、障害者もそうでない者も、人間として普通の生活をおくるため、ともに暮らし、ともに生きるような社会が当たり前である、という考え方）の理念のもとに、新たな制度改正を踏まえた障害者計画を策定し、あらゆる相談に応じられる体制の整備、障害者が安心して暮らせる生活の場の確保やライフステージの各段階に応じた在宅及び施設サービスの提供、発達障害*も含め、障害のある子どもに対する早期療育*及び教育の推進、生活支援の充実を図ります。

また、障害のある人の社会参加を促進するため、公共施設等のバリアフリーなど、生活環境の改善に努めるとともに、スポーツ・文化活動への参加促進、障害の有無を乗り越えた相互理解の促進及び障害のある人の権利擁護対策の推進を図ります。

低所得者など経済的に困窮する市民に対しては、要保護世帯の的確な把握や相談・指導の充実に努めるとともに、自立した生活の安定化に向けて就労支援など自立更生の促進に努めます。

④　地域ぐるみの次世代育成支援（児童・ひとり親世帯）

少子化に対応した次世代育成支援対策については、本市の将来を担う子どもたちの健全な育成を図るため、多様な保育サービスの提供や放課後児童クラブ*など児童健全育成環境の整備、子どもに関する様々な相談・指導機能の充実や子育て支援ボランティア*の育成など、子育てを応援するための総合的な施策を推進し、安心して子どもを産み、育てられる環境を整えます。

また、母子家庭・父子家庭に対しては、生活の安定と、経済的・精神的自立を促進するために、相談体制や必要な助成制度を充実し、関係機関との連携による支援体制の整備に努めます。

⑤　生活を支える社会保障の充実（保険・年金）

医療費の増大により、厳しい財政状況にある国民健康保険については、各種保健事業の展開、国に対する制度充実の要望などにより、財政の健全化に努めます。

国民年金については、制度に対する普及啓発に努め、未加入者の加入促進及び滞納の解消に努めます。

また、国に対し制度の一層の充実を要望します。

介護保険については、相談体制の強化を図るとともにケアマネジメント*の充実を促進し、認定から介護給付、アセスメント*に至る事業の円滑な実施に努めます。また、介護予防*も含め、介護サービス基盤の充実を促進します。

（3）人材と文化をつくる（生涯学習都市）

①　人権の尊重と男女共同参画社会の実現（人権・同和教育、男女共同）

人権が尊重され、差別のない明るい社会の実現のために、人権問題の正しい理解と認識を深める啓発活動を積極的に進め、差別のない社会をめざします。

特に同和問題の早期解決に関しては、学校及び社会における人権・同和教育を推進し、指導体制の充実と意識啓発・研修活動の強化により、差別を許さない人権意識の高揚を図ります。

男女があらゆる分野でともに参加し、協力しあえる男女共同参画社会実現のための計画を策定するとともに、計画推進体制の整備、市民意識の啓発及び女性の社会参画促進等を進めます。

②　児童・青少年の健全な育成（児童・青少年健全育成）

児童や青少年が社会性や協調性を身につけ、個性豊かにたくましく成長する地域環境づくりをめざして、家庭教育の推進による明るい家庭づくりや子ども会・愛護班*等の活動支援、公民館活動を通じた明るい地域づくりを図るとともに、学校・家庭・地域の連携、有害環境の排除など、市民ぐるみの取り組みを展開します。

③　学校・地域・家庭が一体となった教育環境づくり（学校教育）

幼児教育に関する様々な相談機能を充実するとともに、幼稚園・保育所と小学校の連携体制の強化による幼児教育の充実に努めます。

義務教育については、心豊かな人格の形成や将来のまちづくりを担う人材育成の場としての役割を果たすため「豊かな心を育む教育」の充実を図るとともに、家庭や地域、関係機関との連携による生徒指導の充実、教育相談体制の充実を進めながらいじめや不登校などの問題に対応するなど、子どもたちの「生きる力」を育む教育の推進を図ります。

また、自主性や創造性を育みながら各教科の学習や進路指導、障害児教育などの充実により「確かな学力」を育成し、個性を活かす教育の推進を図るとともに、学校体育や保健・安全指導、学校給食の充実など健やかな心身の育成、さらに、地域の教育力を活用するなど体験を取り入れた学習、情報化や国際化に対応できる学習、環境や福祉に関する学習など、時代に対応した総合的な学

習の時間を充実します。

またさらに、研修・研究の充実による教職員の資質向上、学校施設・設備等の整備充実による教育環境の向上、ゆとりある教育環境の創出を図ります。

このほか、学校週５日制のもとで、社会教育と連携しながら、子どもの地域活動への参加促進や家族で生涯学習に取り組める機会の充実を図ります。

④　明日を担う優秀な人材の育成（高等教育）

高次産業都市としての地域のニーズに対応した人材育成を図るため、工業系・情報系学科の充実など高等学校における教育内容の充実を促進するとともに、専門学校や短大・大学など、高度で専門的な人材育成機関の立地を促進します。

また、向学の志や能力がありながら、経済的な事情により、高等学校や大学など、高度な教育機関での就学が困難な人に対しては、奨学金制度の充実により、高度な教育機会の確保を図ります。

⑤　市民一人ひとりが活き活きと輝く生涯学習の推進（生涯学習）

市民一人ひとりが自分にあった学習活動に親しみ、個性と能力を伸ばし、生きがいを持って充実した人生をおくることができる「生涯学習社会」の実現をめざし、生涯学習基本構想を策定するとともに、市民の多様な学習ニーズに応えられるよう、行政と市民が一体となった生涯学習推進体制の確立、公民館、図書館をはじめ、多様な生涯学習拠点の整備により「いつでも・どこでも・だれでも」学習が可能となる環境づくり、公民館事業における学習メニューの充実・多様化や人材バンク*などを活用した講師・指導者の確保・育成に努めます。

また、明るく豊かで活力ある地域社会を創造するため、学習の成果をまちづくりに活かす生涯学習まちづくり・ボランティア活動の育成に努めます。

さらに、学校教育と社会教育が一体となった事業の展開を図り、活力ある生涯学習社会の形成をめざします。

⑥　豊かな地域文化の創造（地域文化）

文化の香り高いまちづくりを進めるため、市民の自主的な文化活動の育成を図るとともに、各種芸術文化施設の充実及び利用の促進に努めます。

また、特色ある伝統文化を後世に伝えるため、史跡や文化財を保全・整備するとともに、各種地域史・資料の発掘・調査とその保全・活用に努め、郷土の歴史・文化に対する市民意識を醸成します。

また、民俗芸能や伝統行事の保護・継承に努め、後継者の育成を図ります。

⑦　スポーツ・レクリエーションの振興と余暇活動の充実（スポーツ・レクリエーション・余暇）

市民の健康づくりや交流活動を深めるため、スポーツ・レクリエーション環境づくりが強く求められています。このため、生涯スポーツ*の観点から、スポーツ・レクリエーション活動の普及促進に努め、体育施設などの整備を進めるほか、ライフステージやニーズに応じた活動メニューの整備と指導者の確保・育成に努めます。

また、余暇時間の有効な活用のため、スポーツ・レクリエーションの振興とともに、豊かな自然資源を活かした余暇活動拠点の充実を図ります。

⑧　多様な交流活動の展開（交流）

市民が様々な人々とあらゆる分野で交流し、視野や見聞を広め、相互理解を深めあうことが地域の活性化につながることから、姉妹都市*や各自治体との交流事業の発展的・継続的な推進を図るとともに、市民主体の交流活動の育成に努めます。

また、農山村・漁村と都市との交流など本市の地域資源や人材を活かした幅広い地域との多様な交流を支援します。

国際化に対応した人材を育成し、国際友好都市等との交流事業の発展的・継続的な推進を図るとともに、民間交流活動への支援など市民主体の交流団体の育成に努めます。

また、青少年の海外派遣など、国際交流機会の充実を図ります。さらに、四国の交流拠点都市としての中核的な役割を果たす文化交流施設を整備するほか、市内に在住する外国人や来訪する外国人に対する情報の提供、外国語表記の案内板の設置などによる交流環境の整備を進めます。

1 四国のまんなかで、暮らしを創造する。

やさしい自然と共生しながら

優子は、大学時代の同級生、健次と結ばれて、合併したばかりの四国中央市に嫁いできました。健次は京都の大学を卒業後、小さな製紙関連工場を経営する父の会社に就職し、製造から営業・マーケティングまで、業務全般をこなしています。

結婚から5年がたち、優子はようやく四国中央市での生活にも馴染んできました。雪の多い信州生まれの優子は、何よりも温暖で穏やかな気候が気に入っています。緑の豊かさ

は故郷も同じですが、こちらの自然は人間にやさしいと感じています。何よりも故郷にはない海があり、仏崎からの瀬戸の眺めが彼女のお気に入りです。海だけでなく、紫陽花匂う新宮の郷、浦山川の清流、翠波高原の秋桜など、学生時代にワンダーフォーゲル部に所属していた優子にとって、手軽で魅力的な自然がたくさんあるのが、見知らぬ土地に嫁ぐことを後押しした理由でもあります。また、3歳の長男、健太郎がもう少し大きくなって、家族でオートキャンプに行くのを楽しみにしています。

全国でも屈指の工業集積地であるのに、自然の豊かさを感じることの方が多い四国中央市での暮らしに不思議さを覚えることさえあります。自然の豊かな信州で生まれ育ち、日本各地の景勝地を訪れたことのある優子にも、自然と共生しながら高度な産業集積と快適で潤いある生活環境を実現している四国中央市での暮らしは及第点であるようです。

努力が報われる豊かな暮らし

夫の健次は、依然として厳しい経営環境のなか、保守的でがんこな父親と時々は対立しながらも、三代目経営者としての手腕を徐々

か物語

に発揮し、近年はデザインやマーケティングにも力を入れ、ファーストフードやレジャー向けに環境にやさしい紙器の新製品を開発するなど、小さい企業ながら、堅調な業績を残しています。優子は会社を手伝いながら、結構忙しい毎日をすごしています。暮らし向きは、決して贅沢が許されるような状況ではありませんが、年に数回の家族旅行を楽しんでおり、来年は海のきれいな沖縄か海外に家族で行きたいと計画をしています。好景気で父親が忙しくて家族を顧みる余裕がない生活よりも、いまのように、楽ではなくても少しずつつくったゆとりを家族揃って楽しめる方がいいなと優子は実感しています。経済的にも精神的にも豊かな生活がありがたいと思っています。

毎日の暮らしといえば、学生時代に、何でもすぐ手に入る便利な生活を経験した優子にとって、越してきた当初、買い物は不満のひとつでした。地元の商店街は、店の閉まる時間が早く、品揃えや価格、応対などの面でとても満足できる状況ではありませんでした。そのため、バイパス近くの大型店に行くことが多かったのですが、最近は商店街に新たに出店するところも増え、子連れでも安心して買い物ができる環境が整い、無料配達やネット注文など、便利なサービスもはじめられたことなどから、商店街に出かけることも多くなりました。とくに、アトピーで悩む健太郎の食材についても相談にのってくれる地産地消＆自然食品店のおばさんにはたいへんお世話になっています。

地産地消といえば、四国中央市は、海・山の幸が豊かで、商店街と生産者がタイアップして、安全でおいしい食材が比較的安く手に入るようになりました。地元の食材とレシピがセットで毎日の夕飯用に届けられるサービスなどもあり、大手のものと比べて、安価で新鮮、おいしいと評判です。週末など、たまに家族での外食も楽しみますが、最近は健太郎用のレシピを用意してくれている和食のファミリーレストランがわが家の御用達です。

この5年の間、みんなが少しずつ元気になってきたように思います。それは、四国中央市が、私たち市民の声を取り上げ、働く人、努力する人を応援するまちになったからだと思います。

四国のまんなかで新しい時代を感じる

少し前までは、高知や徳島は同じ四国ですが、少し遠い存在でした。どちらかといえば、岡山や広島の方が瀬戸内海を囲む近い存在でした。いまは、道路網が整備されて、四国のどこにでも行きやすくなりました。去年の夏は四万十川の自然を楽しみました。これからは、阿波踊りやよさこいなどのイベントにも是非出かけてみたいと思っています。

知れば知るほど、四国は面白いところだと思います。自然も歴史や伝統も、そして人々の暮らしも、見事に調和していてバランスよく共存しています。1200年も前の若き空海の修行の道がいまもお遍路として多くの人々をひきつけているなんてことも、改めてすごいことだと思います。「四国好きには四国中央市が一番」かな、なんてことを考えたりします。実家の両親、夫の両親といっしょに、いつか霊場巡りをしたいと、ひそかに計画しています。

街角で市外からの観光客やビジネスマンの姿を見かけることも多くなりました。ときどき、「おいしいお魚を食べられるお店は知りませんか」と会社の取引先の方に聞かれることもあります。ガイドブックに載っていない穴場を探しているのだそうです。高速道路が便利なので、四国四県が協力したイベントがたくさん開かれるようになりました。四国だけでなく、関西や中国方面から来る人も多いと聞いています。たまに外国の方も見かけます。四国中央市が、松山市や高松市などに代わるコンベンション都市として発展しつつあることを実感しています。

もちろん、四国を代表する都市として、少しずつですが、いろいろな施設も整いつつあります。また、自然災害に対して、これまで

の教訓を生かした治水施設も整備されたということです。市民には避難場所や避難ルートも繰り返し案内されており、隣近所とのおつきあいもしっかりしているので、もしもの時も安心していられます。

2 人がまんなかで、まちづくりに参画する

手と手をつなぐまち

　四国中央市は、どんどん変化しています。まちづくりの総合的な計画がつくられ、市民が中心となったまちづくりのための条例がつくられるなど、なんだか期待できそうな新しい取り組みを進められていたことを広報で知りました。市役所からのいろいろなお知らせも、形式的なものではなくなり、ホームページやケーブルテレビでもいろいろな情報が提供されて、とてもわかりやすいものになってきたように思います。

　ボランティア活動も活発になってきました。優子も関心のある自然環境を守る活動のＮＰＯに参加するようになりました。また、子育て支援のサークルやアトピーの子どもをもつ親同士の集まりにも出かけるようになり、新しい発見やいろいろな情報をもらっています。

　以前はなんとなく市役所に行っても、用事が済むとすぐ帰っていたのですが、いまは環境保全の担当の人や児童福祉の担当の人、保健師さんなど、日頃の活動を通じて知り合った職員の方とお話することも多くなり、こうしたコミュニケーションもまちづくりに役立つのかなぁ、と少し嬉しく思っています。新聞やテレビでは、相変わらず市役所は苦情を言う所といったところが多いようですが、四国中央市は、何でも相談できる窓口があり、いろいろなことを教えてもらったり、情報交換がしやすいところという感じがして、とても親しみを感じています。

一人ひとりが大切にされる

子どもをもつ母親、高齢の親をもつ女性にとって、市の保健や福祉のサービスは最大の関心事です。四国中央市では、「病気になったら」「助けが必要になったら」何とかする、という発想ではなく、「病気にならないように」「助けを必要としないように」手を尽くす、という考え方が基本となっているように感じます。もちろん、治療や支援が必要な場合のサービスは充実していますが、健康を守るためのサービスや家族、地域で自然に支えあう仕組みづくりに力をいれているように思います。何から何まで行政に頼るということには限界があるということも勉強しました。年金

や健康保険、介護保険も改革が進んでいますが、まだ不安はたくさんあるので、市民の声を届けながら、四国中央市ならではの、一人ひとりが大切にされる取り組みを育てたいと思います。

保育所も民営化が進んだところがあり、サービスがよくなったと話題になっています。また、子育て支援の活動を通じて、発達障害のお子さんをもつ女性と友達になって知ったのですが、施設や専門的な先生は十分とはいえない状況でも、市の児童福祉の担当の方や保健師さんは困ったときにやさしく丁寧に相談にのってくれるそうです。学校や市の教育委員会の方とも連絡をとりあって、県の方とも相談しながらいろいろな提案をしてくれるそうです。同じ悩みを抱える人たちとも交流できるようになり、少しずつですが、将来に目を向けて子どもを見つめることができるようになってきたそうです。何よりも、たくさんの人々に見守られていることが嬉しいと言っていました。

このまちでなら、子どもを育てたいなと思うようになりました。健太郎がお兄ちゃんになる日も近いかな、3人なら男・女・男かな、などと遊ぶ子どもを見て、何気なく考えたりすることもあるので、きっと、いいまちなんだと思います。

人が活き、まちが活きる

四国というのは、夫婦ともに力をあわせて暮らしを支え、人生を楽しむ人たちが多いのに少し驚いています。お遍路さんの文化、人

間を大切にする文化が息づいているのかなと思ったりします。
　子どもの教育にも熱心で、よく遊び、よく学べという風土が息づいているように思います。こうした環境で、健太郎も、元気で心身ともにたくましい子どもに育って欲しいと思います。信頼できる先生方、学校があることは、とてもありがたいことです。少年スポーツ活動や子ども会活動、愛護班の活動なども活発で、地域で子どもがあたたかく見守られ

ていることを実感しています。子どもがすくすく育ち、一人ひとりの可能性が発揮されるまちとしての期待がふくらみます。
　お義父さんは、同好の友人と釣りやゴルフに出かけるほか、カラオケ好きを卒業して最近民謡に凝りはじめました。お義母さんは、さらに輪をかけて多趣多芸な人で、近所の子どもたちに書道を教えているほか、三味線や踊りも得意です。年をとっても人生を楽しんでいる両親を見て、私たち夫婦も老後が楽しみです。「老後が楽しみ」なまちって、そう聞きませんよね。
　いろいろな発見や驚き、落胆や喜びなどを

感じながら、このまちで暮らしています。でも、「あきらめ」という気持ちは抱いたことがないのが不思議です。みんなが前向きで生きているまちだから、将来に期待できる気持ちが強いのかもしれません。まだ、住みはじめて日も浅いのですが、故郷を遠くはなれたこのまちにだんだん愛着を感じるようになっています。私の人生の後半を育んでくれるこのまち。いまは、このまちでの私たちの暮らしが、新しい文化を育んでいくのだということを実感しています。一人の人生は小さいかもしれませんが、このまちに住む多くの人たちの人生と重なって、また子どもたちの人生も重なって新しい未来が開かれていく感じがします。
　まちのなかに一人ひとりが埋没してしまうのではなく、人がまちの中心にしっかりと立っている、そういう四国中央市が私の故郷になりました。

（イラスト：藤岡　剛）

基本計画

序　章

四国中央市総合計画
基本計画の概要

第1節

四国中央市総合計画基本計画

「四国中央市総合計画」は、地方自治法第２条に規定される「基本構想」とその具現策の大綱である「基本計画」及び直近３年間の年次計画を１年ごとに見直す「実施計画」の３本柱で構成されています。このうち、基本構想については本年（平成17年）3月定例市議会において議決され、成案化されました。本基本計画は、この基本構想の理念を具現化させるための各施策の大綱となるものですが、その計画期間については基本構想と同様に合併後10年間と定め、平成26年度を目標年度としています。ただし、合併後の過渡期的な行政事情の変化や「三位一体改革」に象徴される国をあげての改革による制度上、財政上の変化など、今後10年間の市政運営は予断を許さない不透明な環境下におかれるものと予想されます。従って、本基本計画の進行管理においては策定後5年を目処として見直しを行うものとしています。

計画行政の体系
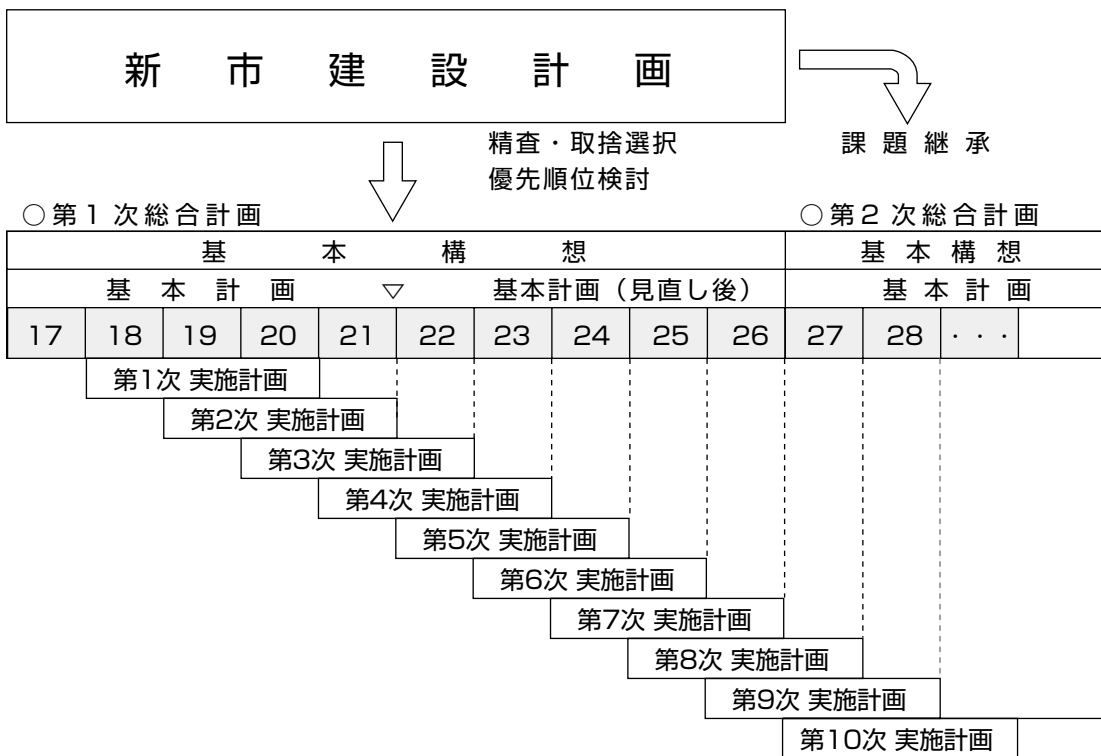
また、その施策の展開にあたっては、10年間という長期間において各種事務事業の進行をより大局的かつ連鎖的に把握する必要があることから、従来の予算科目的な視点ではなく、あくまでも「四国のまんなか　人がまんなか」という基本構想の将来都市像に基づく下記の６つの視点（施策の柱）からそれぞれ展開しています。

- 「四国のまんなか」であるために
  - 潤いある環境をつくる（環境共生都市）
  - 高度な産業構造をつくる（高次産業都市）
  - 交流の基盤をつくる（四国交流拠点都市）
- 「人がまんなか」であるために
  - みんなでつくる（協働都市）
  - 安心できる暮らしをつくる（健康・福祉都市）
  - 人材と文化をつくる（生涯学習都市）

第2節
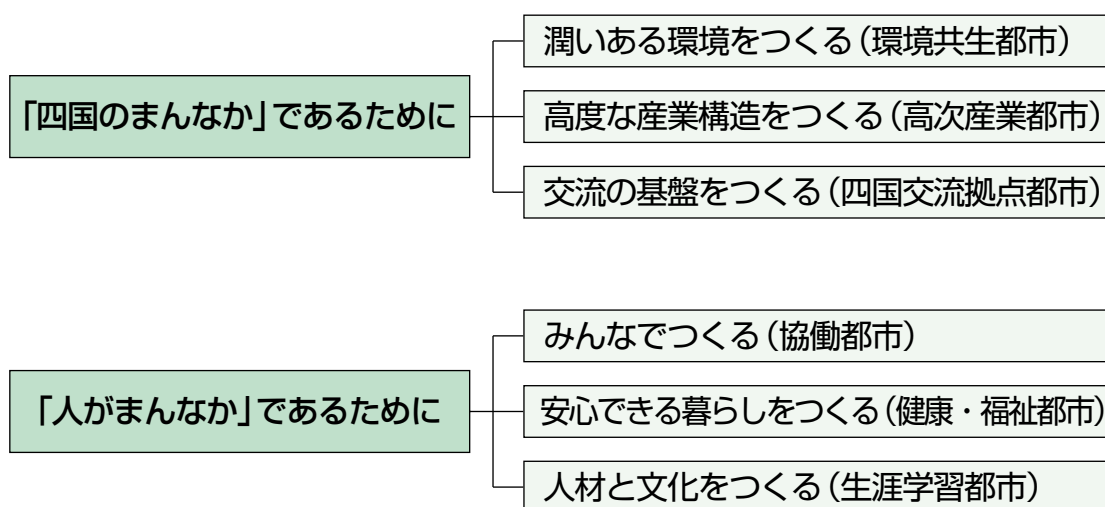
新市建設計画との整合性

合併前、平成15年8月に策定された「新市建設計画」は「市町村の合併の特例に関する法律」の規定により、合併協議会において策定が義務づけられた計画であり、いわば「合併協定項目」の一つであると言えます。また、総務省通達では「新市建設計画に基づく事業」であることが合併特例事業として認定する条件と定めており、同事業に充当される合併特例債を借り入れるためにはまずこの新市建設計画に掲載されていることが第一条件となります。すなわち、新市建設計画は合併の是非を判断する材料であるとともに、合併後の財政特例措置（合併特例債）の担保となる性格をも有しています。従って、他の計画や条例などと同様に、いくら合併前に策定されたものといえども合併後において直ちにその効力を失するものではありません。むしろ、同計画の進行管理をチェックするために土居町及び新宮町に地域審議会が設置されているように、合併後も同計画は尊重され、具現化されるべきものであります。

これに対し、総合計画は地方自治法の規定に基づき策定される基本構想を核とした計画体系であり、合併による設置市といえどもその規定の例外とはなりえません。従って、合併市町村には例外なくこの2つの計画が並行して存在し、その整合性を図る必要が生じてきます。どのようにその整合性を保つかについては、当事者である市長が財政状況等を勘案しつつ取捨選択し、優先順序を付することによって行われますが、具体的には新市建設計画の中から、より具現性の高いものを抽出し、基本計画及び実施計画に転載される形となります。ただし、10年間という長期間において、新たな行政需要から生じた事業については、新市建設計画に掲載されていない事業であっても実施する場合がありますし、それが合併特例債の充当を必要とする事業であれば、同計画を変更する場合もあります。

近年、国の補助金や交付税の見直しなどによる財政改革には合併前の予想を上回るものがあり、地方財政は極めて厳しい局面を迎えています。いわば合併公約である新市建設計画についてもそのあまりに早い状況変化から、厳正な見直しを余儀なくされており、今回の基本計画においては下記の表に示すとおりかなりの事業費の圧縮を行いました。ただし、施設の統廃合など当該事業の根本的な状況の変化による取捨選択を除き、新市建設計画に掲載されている事業はそのほとんどが基本計画に継承されています。

新市建設計画と基本計画における事業比較

（普通会計　単位：百万円）

区　分	新市建設計画	基本計画	比　較
普通建設事業費（財政計画ベース）	92,241	60,000	△32,241
主要建設事業費（積算ベース）	88,113	57,545	△30,568
上記事業費に充当予定の合併特例債	40,144	20,261	△19,883

※「普通建設事業費（財政計画ベース）」とは、10年間における財政収支計画における普通建設事業費であり、予算的な性格を持つものです。これに対し「主要事業費（積算ベース）」とは、実際に事業費を積算した合計額で、原則として500万円以上の普通建設事業費の合計となります。

「四国のまんなか」であるために

　昭和60年3月27日、11キロメートルの高速道路が当地で産声をあげました。この四国縦貫自動車道第７次区間（三島川之江IC～土居IC）は、四国初の高速道路として脚光を浴び、以来手足を伸ばすように四国内に高速道路が伸展していきました。着工するまでが難しいと言われる高速道路ですが、なぜ当地がその先陣を切れたのか、合併を実現させた今、もう一度その理由を考え直してみましょう。それはけっして「四国中央市」という名称と関係がないわけではありません。

　四国エックスハイウエイの結節点に位置するというメリットは、これまで「紙」に支えられてきた工業都市に新たな可能性を与えてくれました。「四国の交流拠点」という役割です。「人が集まる」ということは、ひいては物が集まり、情報が集まり、人が育ち、新たな産業や文化が育ちます。日本全体が閉塞感、停滞感に浸りつつある今日、より力強い郷土を築いていくためには何が必要なのか。先見の明とたゆまぬ努力により、その道標を築いてくれた先達に応え、私たちは様々な交流基盤の整備を進め「四国のまんなか」にふさわしいまちづくりを進めていきます。

　子や孫たちに誇れる豊かな郷土を残すために。

第1章

潤いある環境をつくる

（環境共生都市）

豊かな自然と共生した潤いある地域環境を創造するため、計画的な土地利用の推進や循環型社会の構築など積極的な環境対策を推進するほか、魅力ある地域景観の創造、憩い・ふれあい・交流の場の充実をめざします。

第1節

計画的な土地利用の推進（土地利用）

基本認識

○本市の土地利用状況は、総面積約420km^{2}のうち林野78%、宅地９%、経営耕地４%、その他９%となっていますが、近年、高速道路網・国道バイパス・港湾の整備などを背景に農地等から商工業地・宅地等への転換が進んでいます。

○広域幹線道路の整備とともに市街化も進んでおり、限られた土地に住宅や産業施設が混在するなど土地利用の混乱がみられます。

○山間部においては、整備された農林用地を高度利用しつつ優れた自然環境や景観の保護と連携した森林資源や水資源の保全も重要な課題となっています。

○多様化する社会的要請に対応し、積極的かつ効率的な土地利用を図るため、国土調査法に基づく地籍調査を昭和55年度から実施しており、現在計画調査対象面積の40%の調査を終えて逐次数値情報化を行い、各分野で利活用しています。

○地籍調査は、長期間を要するものの、新市づくりの基礎となるものであり、今後とも計画的に事業を推進し、早期完了に努める必要があります。

基本方針

○公共の福祉を優先させ、恵まれた自然・歴史的環境との調和に配慮し、本市の特性を十分に活かした、健康で文化的な生活環境の確保と市域の均衡ある発展を図ることを基本とし、総合的かつ計画的な土地利用を推進します。

○自然的な土地利用については、農地や海岸、森林の保全・整備、自然環境保全地区等の指定により、自然豊かな地域環境の維持を図ります。

○都市的な土地利用については、市街地の再開発や土地区画整理事業等による適正な市街化の促進を図るとともに、防災対策に配慮した都市づくりの推進に努めながら、良好な住宅地の形成や工業・商業用地の確保・整備を図ります。

○本市の土地利用動向、都市施設の整備状況など都市化の進展を考慮しながら、都市計画法による都市計画区域*・用途地域*の決定などを総合的に再検討し、快適な都市環境の確保に努めます。

○本市の都市計画事業や各種まちづくり施策を進めるための指針となる都市計画マスタープラン*を策定し、まちづくりの方針を確立します。

○国土をより高度にかつ合理的に利用するための基礎資料として、地籍調査の推進を図ります。

計画

施策の柱（目標）	施策	施策の目的・概要	主要事業名	目標値等
総合的な土地利用計画の推進	計画的な土地利用の推進	国土利用計画をはじめ、都市計画、農業振興地域整備計画等の土地利用関連計画に基づく計画的な土地利用の推進を図る。	マスタープラン策定 都市計画区域策定	平成17～19年度策定・運用 平成16～17年度策定・運用
	用途地域等の見直し	良好な市街地環境の形成や都市における住居、商業、工業などの適正な配置による機能的な都市活動の確保を図るため、必要に応じた用途地域等の見直しを進める。	用途地域策定	平成20年度策定・運用
自然的土地利用の推進	自然環境の保全・活用	残された貴重な自然環境の保全を図るため、保全地区指定を進めるとともに、自然との共生を図りながら適切な利用計画に基づく整備を図る。	マスタープラン策定	平成17～19年度策定・運用
	優良農地の保全	農業生産基盤としての利用にとどまらず、緑の環境資源として、また、災害防備等の機能をもつ農地の保全に努める。		県営事業推進の要望 市単独事業の推進

施策の柱（目標）	施策	施策の目的・概要	主要事業名	目標値等
都市的土地利用の推進	適正な市街化の誘導	国土利用及び都市計画マスタープランにおける土地利用の方針及び市街地形成の基本的な考え方を踏まえながら、都市計画法に基づく適切な市街地の形成を誘導していく。	マスタープラン策定 用途地域策定	平成17～19年度策定・運用
	都市防災性の向上	市街地における計画的な公園・緑地の整備等によりオープンスペースの確保を図るとともに、都市計画道路の整備及び緑豊かでゆとりある市街地環境の創出、防災関連施設の整備、建築物の耐震化促進等、総合的な取り組みにより都市防災性の向上を図る。	宮川周辺地区まちづくり事業	平成20年度終了（第1期） 平成25年度終了（第2期）
	住居系用地の確保・整備	住居系用途地域については、住宅ニーズに対応し、土地区画整理事業等の都市整備により、快適な居住区間の確保を図る。	マスタープラン策定	平成17～19年度策定・運用
	商業・業務系用地の確保・整備	商業・業務系用途地域については、本市の顔にふさわしい中心市街地の形成を図るため、高度利用を促進し、既存商業・業務施設の質的な向上を図る。また、良好な近隣商業地域の形成を促進する。	マスタープラン策定	平成17～19年度策定・運用
	工業系用地の確保・整備	工業系用途地域については、都市基盤の整備を進めながら民間企業の立地及び操業環境の向上を促進し、自然や地域住民生活と共生した土地利用を図る。	西部臨海土地造成事業 金子地区臨海土地造成事業 寒川東部臨海土地造成事業 野田地区臨海土地造成事業	29.8ha整備（平成22年4月末） 28.1ha整備（市分平成19年度） 19.4ha整備（平成26年度） 20.9ha整備
	公共・公益用地の確保・整備	公共施設等の用地については住民ニーズの多様化・高度化に即した既存施設の質的な向上と計画的な用地の確保を図る。	マスタープラン策定	平成17～19年度策定・運用
地籍調査の推進	地籍調査の実施	毎筆の土地について、その所有者、地番、地目の調査及び境界、地積に関する測量を行い、その結果を地図及び簿冊に作成する		進捗率（調査済面積比）61％
	土地情報管理システムの充実	地籍調査の成果及び国家座標に基づき確定測量を実施した土地区画整理や土地改良施行地区等のデータをシステムに投入し、その利活用を図る。		事業終了後随時システム化

主要事業

施策	主要事業名	主要事業費（千円）
計画的な土地利用の推進	マスタープラン策定 都市計画区域策定	30,000
都市防災性の向上	宮川周辺地区まちづくり事業	2,232,316
工業系用地の確保・整備	西部臨海土地造成事業 金子地区臨海土地造成事業 寒川東部臨海土地造成事業 野田地区臨海土地造成事業	15,138,800
地籍調査の実施		1,146,556
土地情報管理システムの充実		6,442

第2節

地域環境の保全・管理の推進
（環境対策・環境管理）

基本認識

○地球規模での環境保全が強く求められており、生態系の保全や温暖化防止などへの具体的な取り組みが必要とされています。

○地域での環境汚染や破壊は、地域を越え地球規模にまで広がるとともに、将来の世代にまで影響を及ぼし、人類の生存基盤に関わる問題となっています。

○私たちを取り巻いている空気や水、自然などの環境をより良いものにし、生活を豊かなものにしていくためには、住民や事業者、行政などすべての主体が自らの事業活動や一人ひとりの生活様式を見直すとともに、それぞれの立場に応じて協働、連携しながら、循環型社会の構築を図る必要があります。

基本方針

○自然環境の保全に配慮した土地利用や公園・緑地の整備などを進めます。

○環境基本条例に基づき環境基本計画を策定し、推進するなかで、市民・行政共通の具体的な取り組みの展開を図るとともに、環境管理システムの整備・普及に努めます。

○地球にやさしいライフスタイルの実現をめざす市民意識の啓発、市民の自主的な活動の育成などに努めます。

計　　画

施策の柱（目標）	施策	施策の目的・概要	主要事業名	目標値等
環境基本計画の推進	環境基本計画の策定	環境と調和した循環型のまちづくりを総合的かつ計画的に推進するため、良好な環境の保全及び創造のための目標や各種環境問題に対応する施策の方向を示し、市民生活の質的向上を図るための環境基本計画を策定する。	環境基本計画の策定	平成18年度策定・運用
	地球温暖化対策の推進	地球温暖化に対する地域レベルでの取り組みを進めるため、実行計画を策定し、環境基本計画との連携により市民、企業、行政が一体となって具体的な施策の実施を推進する。	地球温暖化対策実行計画の策定	平成18年度策定・運用
環境管理システムの導入	ISO14001*の取得	安心して暮らせ、次世代にすばらしい環境を引き継ぐため、地球環境に配慮した環境管理システムISO14001取得に向けた取り組みを進める。	ISO14001の認証取得、ISO14001の認証継続	平成18年度取得、認証の継続ホームページ等での公開
環境意識の高揚	意識の啓発	環境保全をテーマとする記事の広報紙への掲載や意識啓発用パンフレットの発行、環境市民会議の設置による市民参加により、市民の環境意識の高揚、環境にやさしいライフスタイルの普及を図る。	広報紙への掲載	市報に毎年１回特集掲載 環境サポーター*を募集し、環境家計簿、エコファンド*、環境フォト*、環境出前講座の実施

主要事業

施策	主要事業名	主要事業費（千円）
環境基本計画の策定	環境基本計画の策定	11,000
地球温暖化対策の推進	地球温暖化対策実行計画の策定	5,000
ISO14001の取得	ISO14001の認証取得、ISO14001の認証継続	12,500

第3節

豊かな自然環境の保全（自然環境保全）

基本認識

○本市の西部には美しい自然海岸線が広がり、南には法皇山脈から四国山地へと続く山間部があるなど、豊かな自然が多く存在することから、これら海や山の自然環境を守り育てていく必要があります。

基本方針

○自然と共生した土地利用の推進による保全に努めます。
○実態調査・研究の推進、自然保護意識の啓発を図ります。
○自然とのふれあいの場としての活用を進めます。

計　画

施策の柱（目標）	施策	施策の目的・概要	主要事業名	目標値等
自然保護思想の普及	自然保護意識の啓発	学校教育や生涯学習を通じ、さらに広報等による情報提供により自然環境の保護に対する意識啓発に努める。		市報に毎年１回特集掲載 環境サポーターを募集し、環境フォト、環境出前講座の実施
自然環境の保全・活用	海浜の保全と活用	現存している自然海浜の保全と自然と調和した親水レクリエーション空間の形成を図る。		自然海浜ゾーンとしての整備
	樹林地の保全	市街地及び周辺地域に分布する樹林地について、自然的景観資源、水源涵養としての保全、開発抑制を図る。		山間交流ゾーンとしての整備
	森林の憩いやふれあいの空間としての活用	森林等の豊かな自然資源を保全しつつ、市民の憩いやふれあい空間としての活用を進める。		山間交流ゾーンとしての整備
	河川環境の保全と活用	河川環境の保全と親水空間としての有効活用を図るための環境整備を促進する。		河川敷の公園等の整備による環境整備

第4節

公害のない安全で快適な環境の創造（公害防止）

基本認識

○本市の製紙業を中心とした産業型公害については、企業の積極的な努力により着実に改善が図られており、主要企業とは公害防止協定を締結し、公害防止対策の推進、公害防止行政への協力、地域住民の生活環境の保全に取り組んでいるところです。

○昭和44年より産業型公害を主体とした環境行政に取り組み、改善への成果が見られますが、日常生活に起因する悪臭等の生活型公害が新たな問題となりつつあります。

○平成13年4月に改正された「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では、原則的にごみの野外焼却が禁止となりましたが、現在も野外焼却による悪臭の苦情が全体の50%を超えています。これに加え、中小企業、一般住居に起因する悪臭や騒音についての苦情も目立ちはじめており、従来の規制を中心とした対応だけでは困難な近隣公害が増えてきています。

基本方針

○企業の自主的な公害防止対策への取り組みを促進します。

○「都市・生活型公害」や廃棄物の不適切な処理などによる環境問題に対応し、苦情処理体制及び環境監視パトロール・指導体制を充実するとともに、市民意識の啓発に努めます。

計画

施策の柱（目標）	施策	施策の目的・概要	主要事業名	目標値等
公害の防止	各種環境調査・常時監視体制の充実	市民の健康保持及び生活環境の保全の見地から一般環境についての調査及び環境基準指定物質について常時監視、環境監視パトロールの実施を図る。		各課との連携を密にした環境パトロールの実施
	事業所に対する立入調査・指導の充実	事業所に対する立入検査の実施及び適切な指導に努め、国の法律、県・市の条例等の遵守促進を図る。		問題のある事業所に対し、立入検査を実施し適切な指導の実施
	苦情処理体制の整備	苦情に対し、迅速・的確に対応できる体制を整備する。		本庁、各総合支所内に苦情処理対応係を設置し迅速な対応

第5節

循環型社会の構築（省資源・リサイクル・新エネルギー）

基本認識

○「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の経済社会から脱却し、生産から流通、消費、廃棄に至るまで物質の効率的な利用やリサイクルを進めることにより、資源の消費が抑制され、環境への負荷が少ない「循環型社会」を形成することが求められています。

○廃棄物の適正処理・リサイクルの推進をし、ごみの減量化により社会の物質の循環の確保や天然資源の消費の抑制を図り、新たなエネルギーの効率利用が求められています。

基本方針

○行政と市民・企業が一体となって、ごみの減量化、再資源化への取り組みに努め、リサイクルのまちづくりをめざします。

○リサイクルセンターの整備など、リサイクルシステムの確立による循環型社会の構築をめざします。

○循環型社会、環境にやさしいエコ・シティの形成を図るため、ソーラーシステムや風力発電など新たなエネルギー・代替エネルギーの利用促進及び研究・検討を進めます。

計画

施策の柱（目標）	施策	施策の目的・概要	主要事業名	目標値等
ごみの減量化･資源化・リサイクル促進	ごみ分別収集の推進	収集袋の指定など分別の徹底を推進し、ごみの適正処理及び減量化を図る。	ごみ分別収集啓発事業	分別率100%を目指し、ごみの分別の重要性を市民へ周知することによる分別・減量化
	資源回収の促進	ごみにしないで資源として回収し、省資源及びごみの減量化を図る。	古紙引取回収処理事業	年間3,500t以上を回収
	自家処理機器の普及促進	生ごみの肥料化によりごみの減量化を促進するため、自家処理機器の普及を促進する。	生ごみ処理容器等設置補助事業	生ごみ処理容器等の普及拡大によるごみの減量化
	リサイクルプラザの整備	資源回収、不燃物処理及びリサイクル品有効利用等のための総合的な施設を整備し、リサイクルの推進及び市民意識の向上を図る。	リサイクルプラザ*の施設整備事業	安全で効率的な処理能力が維持できる施設の整備
	リサイクル運動の促進	資源回収協力団体をはじめ、地域における市民の自主的なリサイクル運動を育成する。	資源ごみ回収奨励補助事業	リサイクル運動の啓発による市民意識の向上
全市的な取り組みの促進	市民に対する情報提供及び意識啓発	資源リサイクルに向けた全市的な取り組みを進めるため、市民に対する情報提供及び意識啓発に努める。	ごみ減量啓発事業	各種啓発事業の推進 市報へ年4回の定期的掲載
	企業活動の取り組みの促進	民間企業の環境管理システムの導入促進など、環境問題への取り組みを促進する。		民間企業の環境管理システム導入を支援する体制整備
新エネルギーの研究	代替エネルギーの利用促進	ソーラーシステムの導入など、市が率先して新エネルギーの利用を進めるとともに、風力発電等の新たなエネルギー・代替エネルギーの研究を進める。	省エネルギービジョン・新エネルギービジョンの策定	平成17年度策定・運用

主要事業

施策	主要事業名	主要事業費（千円）
ごみ分別収集の推進	ごみ分別収集啓発事業	8,000
資源回収の促進	古紙引取回収処理事業	68,000
自家処理機器の普及促進	生ごみ処理容器等設置補助事業	15,000
リサイクルプラザの整備	リサイクルプラザの施設整備事業	561,100
リサイクル運動の促進	資源ごみ回収奨励補助事業	125,000
市民に対する情報提供及び意識啓発	ごみ減量啓発事業	5,000
代替エネルギーの利用促進	省エネルギービジョン・新エネルギービジョンの策定	10,000

第6節

適切で効率的なごみ・し尿の処理（ごみ・し尿処理）

基本認識

○本市のごみ排出量は年々増加し、ごみの質に関しても生活様式の多様化等の理由から年々多種に変化してきています。この課題に対応するため５種６分別の方法による収集を行っております。

○排出された一般廃棄物はクリーンセンターで処分していますが、処理能力には限界があるため、ごみ排出量を抑制する必要があります。

○現在、市内には一般廃棄物の最終処分場がなく、独自に最終処分場の確保を図る必要があります。

○本市のし尿等処理施設は、３施設を有しており、全体の処理能力は108kl/日となっています。平成15年度のし尿等の収集量は26,226.6klで、１日平均処理量は71.9klで、川之江地区及び三島地区の下水道の普及により収集量は年々減少の傾向にあります。

○伊予三島清掃センターは稼動開始から20年を経過し、施設・設備の老朽化が進んでいることから、今後のし尿収集・処理方法について検討する必要があります。

○下水道計画区域外では新築や改築に伴い浄化槽を設置する家庭が増加しています。特に土居地区では合併処理浄化槽の普及が著しくなっています。新宮地区では山間部に住宅が点在し、道路も狭く収集が困難な地区があり、自家処理の世帯が高齢者世帯も含め３分の１程度あります。このため、河川水質の浄化の観点から衛生処理率の向上が課題となっています。

基本方針

○人口の増加や市民生活の高度化、産業活動の拡大などに伴いごみの排出・処理量は増大を続けていることから、市をあげてごみの減量化に取り組むとともに、排出量に対応した収集・処理、最終処分場の確保など、ごみの適正な処理を進めます。

○し尿処理に関しては、現有３施設で市内全域のし尿等の衛生処理率の向上に努めるとともに、公共下水道等下水処理施設の整備状況に応じた効率的な収集体制の確保、合併処理浄化槽の普及と適正な維持管理の促進に努めます。

計画

施策の柱（目標）	施策	施策の目的・概要	主要事業名	目標値等
ごみ収集・処理体制の充実	ごみ収集体制の充実	集積所等の収集ごみの速やかな回収により、地域環境の保全を図る。	一般廃棄物収集運搬業務 粗大ごみ収集運搬業務	ごみ取り残しゼロを目指すため、回収業者との連携を密にした収集体制の充実
	ごみ処理施設の適正管理	ごみ処理施設の運転管理を強化し、ダイオキシン*類の発生防止に努める。	ごみ焼却施設整備事業	汚染防止等環境に安全で効率的な処理能力が維持できる施設の整備
	不法投棄監視体制の強化	意識啓発及び地域住民との連携による監視体制の強化により、不法投棄の防止及び早期対応に努める。	不法投棄監視事業	監視体制強化等による不法投棄の減少
	最終処分地の確保	最終処分地の確保に努める。	廃棄物処理施設建設事業	埋立処分場確保による適正処理（150,000m^3）
し尿収集処理の充実	し尿収集体制の確保	公共下水道供用開始区域外住宅等について、合併浄化槽の設置を促進する。	浄化槽設置事業	平成17年度 5人槽101基 7人槽110基 10人槽9基 18年度以降 5人槽94基 7人槽101基 10人槽5基
	し尿処理の推進	自家処理をなくし、衛生処理率の向上を図るとともに、衛生プラント*の能力の維持に努め、し尿の適正処理を推進する。		年間処理能力の維持を確保

主要事業

施策	主要事業名	主要事業費（千円）
ごみ収集体制の充実	一般廃棄物収集運搬業務 粗大ごみ収集運搬業務	1,956,425
ごみ処理施設の適正管理	ごみ焼却施設整備事業	1,461,680
不法投棄監視体制の強化	不法投棄監視事業	10,000
最終処分地の確保	廃棄物処理施設建設事業	531,000
し尿収集体制の確保	浄化槽設置事業	784,073

第7節

地域環境の向上

（環境美化・墓地・斎場）

基本認識

○市民の地域に対する関心の薄れやモラルの低下により、ごみを不法投棄することへの罪悪感の低下が見られるため、環境に対して市民ができることを理解してもらい、環境美化に関心を持ってもらえるような地域づくりが必要となってきています。

○生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、地域清掃を実施し年１回の活動に対し補助金を交付していますが、一部本事業で回収できないごみが混入しています。

○墓地は、墓地埋葬法により宗教法人や市町村等公共団体しか墓地の新規造成・経営ができないことになっています。

○近年、核家族化の進展や墓地をとりまく諸事情の変化等により累代の墓が減少しつつあり、これに反して新たな墓地に対する需要が増大し、墓地供給は限界に達しています。

○今後、快適な住宅環境や永遠の安住地として公園的な墓地整備が重要な課題となっています。

基本方針

○快適で衛生的な生活環境を維持・創出するため、地域コミュニティの育成に努めながら、市民の自主的な環境美化活動を促進します。
○墓地需要の拡大に対応し、既存民有墓地の適正管理を促進、公共墓地・霊園の整備を図ります。
○火葬場や斎場については、施設・設備を計画的に更新します。

計画

施策の柱（目標）	施策	施策の目的・概要	主要事業名	目標値等
環境美化	市民・民間企業参加による環境美化活動の促進	環境美化に対する意識啓発に努めながら、市民や民間企業・事業所の積極的な参加による地域の環境美化活動の促進を図る。	環境美化推進事業	市民の環境美化に対する意識の向上
墓地の管理及び整備充実	墓地環境の維持向上	公共の墓地の環境維持のため、清掃等を実施し、公園的環境の整備を図るとともに、民間墓地の環境向上を促進する。		花柴等の清掃 毎月 墓地等の草刈 2回/年
	公園墓地の整備	墓地需要の動向を勘案しながら、公園墓地の整備を検討する。	市営墓地整備事業	土居地区 1箇所 川之江地区 1箇所 三島地区 1箇所
火葬場・斎場の維持管理	火葬場・斎場運営の充実	火葬場・斎場施設の効率的な維持管理・運営を図る。		維持管理費の削減

主要事業

施策	主要事業名	主要事業費（千円）
市民・民間企業参加による環境美化活動の促進	環境美化推進事業	51,180
公園墓地の整備	市営墓地整備事業	419,500

第8節

地域性を活かした景観の創造（地域景観）

基本認識

○市民が、豊かで潤いのある生活を享受するためには、その生活の場である地域が、自然と調和した機能美のある市街地の形成が不可欠となります。

○市街地の形成には、都市の機能を計画的に形成していくため都市計画法における用途地域の指定により、全体の方向性を示しています。

○これに加え、地域の自然、歴史、文化等と住民の生活、経済活動と調和の取れた良好な景観形成を図る必要があります。

基本方針

○豊かな自然資源、自然景観を守るとともに、個性豊かな都市景観の形成を図るため、景観法による景観行政団体*となります。

○景観に対する市民の意識を高め、市民や企業の参画により魅力ある地域景観づくりに努めます。

計画

施策の柱（目標）	施策	施策の目的・概要	主要事業名	目標値等
地域景観資源の保全	景観条例の整備	地域景観の保全・整備を図るための条例の整備を図る。		景観行政団体の組織化
	緑の景観の保全	緑豊かな山並み等の景観を守るため、森林の保全・整備を進める。	景観計画の策定	景観施策の方向性を調査研究し、景観エリア、景観重要建造物等の指定
	海岸景観の保全	瀬戸内海の優れた景観を守るため、自然海岸の保全及び景観に配慮した海岸線の整備を図る。	景観計画の策定	
市街地や集落等の景観の整備	沿道景観の整備	優れた沿道景観を創出するため、道路の緑化や沿道施設の景観への配慮など、街並みの整備を促進する。	景観計画の策定 街路事業	人と人のふれあいや個性ある街並みの形成
	歴史的景観の保全	文化財や歴史的な建造物の保全に努める。	景観計画の策定	景観重要建造物等の指定
	まちの顔づくり	鉄道駅前や公共施設などについて、景観に配慮した整備を図るとともに、シンボル的な建造物の設置等、本市の顔としての整備に努める。	中心市街地景観整備事業 まちづくり交付金事業	中心市街地再活性化対策
市民参加による景観づくりの推進	景観意識の啓発	景観についての情報提供及び意識啓発に努めるとともに、地域景観賞の設定など、地域景観資源の普及・保存を図る。	景観協議会の設置	行政、住民、公共施設管理者等の協議による景観に関するルールの策定
	地区の景観づくり	地区の特色ある景観づくりを促進するため、住民参加による花づくりや緑化を進めるとともに、市民参加による公園整備や景観協定の締結促進を図る。	景観協議会の設置	

第9節

憩い・ふれあい・交流の場づくり（公園・緑地、余暇・交流施設）

基本認識

○公園や緑地は、憩い・ふれあいの場として、市民にうるおいとやすらぎを与え、美しい都市景観を提供しています。

○本市は、市街地の前に広がる海と、背後の山地丘陵地の山林及び山麓から平野部にかけて広がる農地が市街地を包み込み、都市環境の基盤を形成しています。

○市街地の背後を東西方向にのびる法皇山脈の緑地は、平野部を流れる河川の水源地として、また市街地のスプロール*化を抑制する骨格緑地として、本市の都市環境に特に重要な役割を果たしています。

○近年、都市環境問題に対する関心の高まりや、地域住民の日常生活における自然とのふれあいに対するニーズが高まっています。都市における緑豊かな生活環境の確保のためには、都市環境の基盤をなす緑地、特に減少が続いている市街地を取り巻く緑地の計画的な保全・創造が必要であり、市街地整備事業や公共施設の整備等に合わせた都市の安全性を高める緑地の確保、整備が必要です。

○金生川は建設省よりふるさとの川モデル河川として平成元年に指定を、平成４年に認定を受け、順次整備を行っています。

○金生川河道内の整備(サクラ並木道､H15年度完成)に加え、堤内側に広場と駐車場を併せ持つ公園の整備を計画しています。整備箇所は田畑などの土地利用が大半を占めますが、隣接地に国道11号バイパスの予定路線があり今後急速に市街化が予想されるため、整備着手が急がれます。

基本方針

○都市公園・緑地の計画的な整備を進めるとともに、高齢者や子どもの利用に配慮した身近な公園の整備を進めます。
○公共施設等の緑化や屋敷林・寺社林など身近な緑の保全、市民の積極的な参画による花と緑のまちづくりを推進します。
○市民の余暇活動の場として、スポーツ・レクリエーション施設の充実を図るとともに、森林資源を活用したキャンプ場や自然体験施設の充実を図ります。

計画

施策の柱（目標）	施策	施策の目的・概要	主要事業名	目標値等
公園・緑地整備の基本方針の確立	緑のマスタープランの策定	温暖化防止等環境保全施策の一環として、公園・緑地の整備、森林・樹林地の保全等、郷土景観を活かした総合的な緑の保全・整備を推進していくため、緑のマスタープランを策定する。	緑のマスタープラン策定業務	平成１８年度策定・運用
公園・緑地の整備と利用促進	総合的な公園の整備充実	市民の憩い・ふれあい・交流の場として、既存の総合公園や運動公園等の整備充実を図る。	浜公園整備事業 三島公園整備事業	整備面積 A=0.84ha （浜公園） 整備面積 A=5.6ha （三島公園）
	身近な公園の整備充実	身近な近隣公園や街区公園*等の公園について、住民参加により地区の特色を活かした整備充実を図るとともに、地域による維持管理の促進を図る。	街区公園整備事業	整備面積 A=0.6ha （2箇所）
	緑地、河川環境の整備	潤いある環境づくりや防災等、多様な役割を果たす緑地や河川環境の整備を図る。	ふるさとの川整備事業	河川敷の公園等の整備による緑化環境整備
緑化の推進	道路・公共施設緑化の推進	道路や公共施設の緑化を進め、うるおいある環境の創造を図る。		道路緑化 L=1.5km
	花と緑のまちづくり運動の充実	市民の主体的な参加により、花と緑のまちづくり運動を展開するとともに、緑化推進団体の育成や啓発活動、生け垣化やガーデニングの推奨・指導など、緑豊かな生活環境の形成を促進する。	花壇整備事業	緑化事業等を通じた緑のまちづくりの推進

主要事業

施策	主要事業名	主要事業費（千円）
緑のマスタープランの策定	緑のマスタープラン策定業務	12,000
総合的な公園の整備充実	浜公園整備事業 三島公園整備事業	278,300
身近な公園の整備充実	街区公園整備事業	135,000
緑地、河川環境の整備	ふるさとの川整備事業	250,000
花と緑のまちづくり運動の充実	花壇整備事業	150,000

第2章

高度な産業構造をつくる

（高次産業都市）

特色ある産業の集積、地域資源を活かし、既存産業の高度化や新たな産業の育成により、高次産業群の形成を図るとともに、就労促進や勤労者対策、消費者対策の充実をめざします。

第1節

地域経済を支える工業の振興（工業）

基本認識

○工業の現状は、全国的に不況が叫ばれる中にあって、基幹産業である紙・紙パルプ業が底堅い推移を見せ、四国屈指の製造品出荷額を誇っています。

○瀬戸内海環境保全特別措置法による排水に係る総量規制の関係等から、工業用水には余力があるものの、排水処理のコストとの兼ね合いで、今以上の工場拡張・設備投資が難しい状況になりつつあります。

○基幹産業である地元企業に対しては、富郷工業用水の料金の抑制、埋め立てによる工業用地の確保などに努めてきました。特に中小企業に対しては、市の中小企業融資制度を柱に振興を図ってきましたが、低廉な土地や労働力を求めて、香川県境付近への企業流失が顕著になる等、看過できない状況がみられます。

基本方針

○道路整備等の操業環境の整備を進め、本市工業力の向上を促進します。
○住宅・工場等の混在の解消と工業の集積を図るため、需要の動向を把握しつつ、市内企業のための新たな工業用地の確保を図ります。
○中小企業に対して、時代の流れに対応できるよう、経営体質の充実・強化等の支援に努めるとともに、人材能力の開発や技術力の向上等を促進します。
○工業関連団体の育成及び活動の支援に努めます。

計画

施策の柱（目標）	施策	施策の目的・概要	主要事業名	目標値等
既存企業の育成・支援	経営診断・指導の促進	商工会議所・商工会等による中小企業経営診断・指導の導入を促進し、経営の改善・近代化を図る。		市内商工会議所の合併による指導力の強化
	各融資制度の充実及び活用促進	中小企業の事業資金の融資を円滑に行い、中小企業の経営の安定化と発展を支援する。		融資審査制度の改革による対応の迅速化
	人材能力の育成及び連携	中小企業の人材能力育成を図るため、産学連携の推進と大学発ベンチャーの創出に向けた取り組みを促進する。		産学官連携*による人材研修システムの構築
	地元産品の使用促進	市内企業が生産した製品を優先的に使用することにより、地元産品の消費拡大と企業の支援を図る。		市内地産地消運動の展開
製紙のまちの普及･ＰＲ	紙のまち・四国中央市のＰＲ	製紙・紙加工業の歴史や地域工業の果たす役割等、紙のまち・四国中央市について、観光や生涯学習と連携しながら普及・ＰＲを図る。		紙のまち資料館を核とする多角的ＰＲ活動の展開
団体の支援	工業団体への支援	商工会議所・商工会活動への支援、統合化促進に努めるとともに、新規の同業者組合の設立支援を行い、各種工業団体の活動・育成を図る。		市内各種団体の新設・統合支援による組織力の強化
	情報提供事業の活用	中小企業を取り巻く環境変化に、企業が積極的に対応し、その活性化を図る統一テーマを持って、先進的企業のノウハウ*の活用を図る。		定期的な「情報交換サロン*」の実施

第2節

未来をひらく新たな産業の育成（新規産業）

基本認識

○本市の経済基盤確立を図るため、時代に適合した新規産業の立地が求められます。

○既存企業だけを対象とする手法では限界が見えてきた埋立事業も、新たな企業の誘致により新たな可能性を見出す期待も持てることから、新規産業誘致に向けた取り組みを推進する必要があります。

基本方針

○ＩＴ（情報技術）の進展に対応できる人材の育成に努めます。

○パソコンを活用した在宅就業（テレワーク）の普及促進やベンチャー企業への支援など、情報関連産業の育成を図ります。

○教育・文化、保健・福祉など、対人サービス業の育成に努めます。

計　画

施策の柱（目標）	施策	施策の目的・概要	主要事業名	目標値等
ＩＴ（情報技術）への対応	情報化に対応した人材の育成	情報化に対応した人材育成を図るため、学校教育や生涯学習の場を通じた情報教育を充実するとともに、情報化研修等への参加を促進する。		既存講座の拡充・強化
	情報関連産業の育成	関連団体との連携により、業種別、問題別等に分類・加工した情報の提供に努めるとともに情報関連産業の育成を図る。		産業関連情報の収集・配信システムの構築
起業の促進	ベンチャー企業の育成	県や関係機関・関係団体との連携により、関連融資制度や研修施設等の活用、インキュベート制度*の導入を図り、ベンチャー企業の起業・育成を図る。		創業支援に関する各種施策の体系化
	事業者間連携促進	企業が保有する経営資源をもとに事業者が連携して、新商品開発のための調査研究・試作品の製造、その他新たな事業開拓を図る。		定期的な「情報交換サロン」の実施
新たな企業立地の促進	企業の誘致	四国の中央に位置する立地条件、高速道路への接続性、重要港湾の存在等の地域ポテンシャル*を活かし、工業団地への新たな企業の誘致を図る。		企業立地奨励金制度等を活用した誘致活動の展開
	企業誘致体制の整備	企業誘致に係る庁内体制の整備を図るとともに、インセンティブ*（優遇条件）やインフラ*の整備を進める。		庁内関係課による「産業支援会議」の設置
サービス産業の育成	地域ニーズに対応したサービス産業の育成	関連団体との連携により、少子・高齢化に対応した福祉サービスや教育サービス、日用品の宅配サービス等、地域ニーズに対応した多様なサービス産業の健全な育成に努める。		定期的な「情報交換サロン」の実施

第3節

賑わいあふれる地域商業の振興（商業）

基本認識

○商店街の活性化対策については、平成11年３月に「伊予三島市中心市街地活性化基本計画」、平成16年２月に「川之江市中心市街地活性化基本計画」を策定しており、平成15年３月には伊予三島商工会議所により「伊予三島中小小売商業高度化事業構想（TMO*構想）」が策定され、同年６月の市認定により、「TMOまちづくり伊予三島」が誕生しました。

○商工会議所については、川之江商工会議所と伊予三島商工会議所が並立する状況であり、今後全市的な事業推進体制の確立がのぞまれます。

○「川之江市中心市街地活性化基本計画」に基づくＴMOが設立されていないことから、今後の取り組みが期待されます。

○今後、商店街の活性化に向けて、市民を巻き込んだ活動の展開が求められます。

基本方針

○中心市街地の活性化を進めるなかで、商店街環境を整備し、地域性豊かで特色ある商店街づくりを促進します。
○経営への支援や人的資源の育成と活性化、消費者ニーズに対応したサービスの向上を促進します。
○港湾やインターチェンジなど海陸の物流拠点と結ぶ物流機能の集積を促進するとともに、各種業務機能の立地を促進します。
○商業団体の育成及び活動の支援に努めます。

計画

施策の柱（目標）	施策	施策の目的・概要	主要事業名	目標値等
地域商業の実態把握及び商業関連計画の整備	消費者ニーズの把握	県や関係機関との連携により、広域的な消費者動向調査の実施を促進する。		商業振興計画の策定・運用
	商業振興計画の策定	商業施設の充実や商業活動の活性化等、長期的な地域商業の活性化の指針となる商業振興計画を策定する。		商業振興計画の策定・運用
	地域コミュニティの促進	消費者とのふれあいを通じて商店街の体質改善に努めることにより、地域密着を図る。		ＴＭＯ構想等の推進
魅力ある商店街の形成	商店街整備の促進	中心市街地活性化基本計画に基づき、商店街環境の改善・整備等、商店街の自発的な活性化、魅力づくりへの取り組みを支援する。		ＴＭＯ構想等の推進
	潤いある街並景観整備	狭い道路や不整形な土地を改良して、回遊性のある街路の完成を図ることにより景観整備を促進する。	宮川周辺地区まちづくり事業	防災性の向上や安住の推進
	商店街イベントや共通サービスの充実	商店街への誘客を促進するため、商店街イベントの充実を促進するとともに、ポイントカード等の共通サービスの普及を促進する。		ＴＭＯ構想等の推進
地域商業の体質強化	経営指導等の強化	商工会議所・商工会による経営指導の強化、情報化への取り組みを図り、経営者の中小企業大学への派遣を促す。		市内商工会議所の合併による指導力の強化
	商店近代化の促進	大規模店舗に対抗できる地域商業を形成するため、ＣＡＴＶを活用した商店街のネットワーク化や消費者ニーズへの対応、空き店舗対策により商店近代化の促進を図る。		ＴＭＯ構想等の推進
	各種融資制度の充実及び活用促進	中小企業の事業資金の融資を円滑に行い、中小企業の経営の安定化と発展を支援する。		融資審査制度の改革による対応の迅速化
	商業団体への支援	商工会議所・商工会活動への支援、統合化促進に努め、各種商業団体の活動・育成を図るとともに、中心市街地活性化基本計画に基づき、まちづくり（ハード・ソフト）を促進する。		市内商工会議所の合併による組織力の強化及びＴＭＯ構想等の推進
業務機能の向上	中心市街地機能の充実	住居・商業（テナントミックス*）・業務・文化・娯楽等、各機能の複合充実を図る。		ＴＭＯ構想等の推進

第4節

豊かな自然の恵みを活かした農林水産業の振興（農林水産業）

基本認識

○本市の農業は、水稲を基幹作物としながらも、生産調整の推進により、里芋・山の芋等を特産とする野菜、果樹、山間地域の茶栽培、畜産等を組み入れた複合経営がみられますが、恒常的勤務による兼業農家が大半を占めています。

○近年、市内中心部では都市化の進展による農地と住宅の混在化が進み、また、山間部では過疎化・農業従事者の高齢化や自然条件の制約から耕作放棄地が増大するなど、生産基盤の確保が難しい状況となっています。また、後継者不足による就業者の高齢化も進むなど、農業を取り巻く環境は一層厳しくなっており、農地の遊休地化の防止とあわせて、地域農業経営の抜本的な改革を進める必要があります。

○農地は、森林、自然公園等周辺環境と調和して二次的な自然と景観を創出しており、農地を守ることは、環境を保全する上でも重要です。

○こうしたことから、土地改良事業*等の推進により、効率的かつ安定的な農業生産活動の実現、近代的な生活との調和、農地の保全、豊かな地域環境の創出を図ることが必要です。

○ため池等の施設は、農業用施設、防災保全施設としての機能に加え、水辺空間として多面的機能を有していることから、周辺の自然環境や景観等と調和した整備を進めます。

○農地を後背地に有する海岸線については、護岸等の老朽化が進むなど機能低下がみられることから、津波、高潮、波浪及び侵食等による被害から海岸を防護し、農地の保全を図るため海岸の整備が必要です。

○木材価格の長期的な低迷と人件費等の経営コストの上昇などにより、林業の採算性は大幅に低下しており、小規模な林家を中心に林業経営意欲は減退しています。今後、森林所有者の不在村化や林家の世代交代が進む中で、さらに林業経営意欲が失われ、自ら森林施業を行うことが困難な森林所有者が増加することが見込まれ、荒廃した人工林の増加が懸念されます。

○森林は水源の涵養、土砂流失の防備、野生生物の生息の場、市民が自然とふれあう場となるなど、多面的、公益的機能を有しており、その荒廃を防止して、健全な森林を維持、造成していく施策が必要となっています。

○林業をめぐる情勢は、経営採算性の悪化、林道等の生産基盤整備の遅れ、山村地域の過疎化の進行等依然として厳しいものとなっており、このような情勢に適切に対処するためには、計画的な林道の整備が不可欠の要件となっています。

○漁業種類別経営体は、小型底曳き網・刺網等が個人経営体で9割強、パッチ網*が会社組織で1割弱となっています。しかし、漁獲量・生産額においては、パッチ網が8割程度と非常に高い割合を占めています。また、経営状態も特産品の煮干いりこの生産で、漁獲から加工部門に至る一元化した水産加工が定着し、流通機構等も整備され、安定化が図られています。

○水産資源は自然環境に左右されるため、近年減少傾向が著しく、漁獲量の減少、魚価の不安定、漁船機具の経費増、消費者の魚離れ、漁業従事者の高齢化及び後継者不足等の問題を抱えています。このため、水産資源の回復をめざす種苗の放流事業等、魚食普及活動の展開を今後推進していく必要があります。

○水産振興施策の中でも特に重要な生産基盤として水産物流通加工拠点総合整備事業の推進を図るとともに漁村集落の環境整備にも取り組む必要があります。

○内水面漁業については、銅山川と馬立川は、河川環境の悪化により淡水魚が減少しているため、繁殖保護を目的に、アユ、アマゴ、マス等の放流事業が実施されています。また、浦山川、西谷川、関川でもアマゴの放流が実施され、釣り大会も開催されています。

基本方針

○今後も時代の潮流に適切に対応しながら、地域性豊かな先端農業地域の形成を図ります。

○農地の保全・集約化による生産基盤の確保・整備、後継者の育成をはじめとする経営の安定化を図ります。

○農家の情報化や環境保全型農業の育成など、新たな農業の展開を図ります。

○「地産地消」活動の推進、観光農業の育成や農村・都市交流の推進など、農業・農地のもつ多様な機能を活かした豊かな地域性の確立をめざします。

○各種農業団体の育成及び活動の支援に努めます。

○林業については、森林のもつ公益的な機能に着目し、森林の維持・保全及び計画的な造林・保育を進めながら、林道や治山施設の整備を図ります。

○特用林産物の振興を図るとともに、自然とふれあう空間としての森林の多面的活用を図ります。

○林業団体の育成及び活動の支援に努めます。

○水産業については、漁業生産基盤の整備、資源管理型漁業の推進、水産物流通・加工システムの確立を進めるとともに、魚食普及に努めます。

○地域の農林水産業と製造業、観光サービス業との融業化を促進し、地域性豊かで魅力ある地域産業の形成を図ります。

○集落排水施設の整備など、農山村・漁村の生活環境の整備を進めます。

計　　画

施策の柱（目標）	施策	施策の目的・概要	主要事業名	目標値等
農業関連計画・情報の整備	農業振興計画の見直し	農業振興計画を見直し、農業施策の積極的な推進や優良農地の確保・保全を図るとともに、担い手農家を育成し、活力ある農業経営の推進に努める。	農業振興計画策定	平成17年度策定・運用
	アクションプログラム*の策定	認定農業者等担い手の育成、農地の利用集積をはじめ、新規就農者の確保・育成、女性・高齢者対策等の経営対策を総合的かつ計画的に実施するため、地域農業マスタープランを策定する。	担い手総合支援事業	認定農業者数138経営体
	地域農業マネージメントセンター*の設立	労働力、農地、機械等生産要素を総合的に管理・調整し有効に活用するため、市、ＪＡ、農業委員会など関係機関・団体がワンフロアで連携し、地域の営農計画に基づき農用地の利用調整や担い手の確保・育成等を一体的に行う。	えひめ農業活性化推進事業	平成19年4月からえひめ農業活性化推進事業等により推進
	農地関連情報のデジタル*化	農地法における農地の権利移動と転用についての許認可をはじめとした農地の利用関係の調整など、農地と農家に関わる情報を電算処理によって適正に管理し、効率的な事務処理に資するため農地関連情報のデジタル化を図る。	農用地利用集積推進対策	平成22年度以降にデジタル化の確立
農業基盤の確保・整備	優良農地の保全・集約化	農業振興計画に基づき、優良農地の確保・保全・整備を促進するとともに、農業経営改善計画の認定制度をＰＲし、農地集団化の促進を図る。	経営体育成基盤整備事業	農振農用地面積1,860ha確保
	生産基盤の整備充実	基幹水利施設やため池の整備、土地改良事業による生産基盤の整備を推進し、農地の生産性の向上と高度利用を図る。また、農業用水と生活排水の系統分離により農業用水の保全・整備を図る。	基幹水利整備事業 ため池整備事業（県営事業負担金）	県営事業推進の要望 市単独事業の推進
農業経営の安定化促進	認定農業者*への支援	将来の農業を担う認定農業者に対し、農業経営の意向、その他の農業経営に関する基本的条件を考慮し、農業経営基盤強化促進事業、その他の措置を総合的に実施し、意欲と能力のある農業経営者が、地域農業の振興と発展を図ることができるよう支援する。また、農業後継者連絡協議会の農業研修や各種イベントなどへの参加活動を支援し、地域農業のリーダーの育成を図る。	認定農業者等担い手育成対策事業	農業法人19経営体

施策の柱（目標）	施策	施策の目的・概要	主要事業名	目標値等
農業経営の安定化促進	技術の向上促進	バイオテクノロジー*の試験研究、応用技術の開発等の成果を踏まえ、市としての普及体制を整え、県の指導機関や研究者等による農業技術講習会や研修などを促進する。	強い農業づくり交付金	平成22年度以降に普及体制整備
	収益性の高い地域営農システムの確立	商品の開発や計画的生産、予約取引などに対応可能な生産体制の整備、さらに市場動向、産地動向に対応する品質管理の徹底と生産原価の低減を図る地域営農システムの確立を促進する。	認定農業者等担い手育成対策	平成22年度以降にシステムの確立
	農家経営の近代化・情報化促進	近代的な農家経営についての研修会等の促進を図るとともに、ＣＡＴＶの活用、パソコン等通信機器の導入による営農・経営の情報化を促進する。	認定農業者等担い手育成対策	研修会の充実平成22年度以降に情報ネットワーク化
	農業団体への支援	ＪＡや各種農業団体の活動を支援し、生産活動の活性化を図る。	地域営農推進事業	地域営農の拡充
	特産物生産・出荷体制の充実	適地適作を基本に、理想的な営農類型を設定し、他産業と同水準の所得が得られる複合経営をめざすとともに、市場価格の安定した作物の生産拡充により産地化し、安定した価格で市場へ出荷できる体制づくりに努める。	茶防霜施設整備事業	13haを確保 ブランド化の推進
	農産物直売所等の整備	物産加工場や物産販売所を持った地域物産センターの整備を検討するとともに、特産物の統一マーク・銘柄、包装のデザインや名称、販売経路などの販売戦略を検討する。特に、農産物の安全性が問われている現在、農協との共同的な連携により、新鮮・安全・安心な農作物等第一次産業の魅力を消費者にアピールし、生産者の営農意欲の向上を図る。	農産物直販所・盆栽芸術村開設事業	平成21年度開設
地域性豊かで多様な農業の展開	生きがい農業への支援	高齢化社会において、自らの知識と経験を生かし社会に貢献したいと願う人々に対して、生きがいのある豊かな人生を送ることができるよう、多様な社会活動に関して農業農村の地域資源を利用した、多種・多様で自主的な高齢者活動の支援を行うことにより、農村地域の活性化を図る。	高齢者農業対策	高齢者の活動団体2グループ

施策の柱（目標）	施策	施策の目的・概要	主要事業名	目標値等
地域性豊かで多様な農業の展開	環境保全型農業の育成	生ごみを利用した肥料の使用や施肥技術の改善と土づくりなどにより、化学合成肥料の使用量を削減できる農業技術の確立、生態系を活用した多様な防除法等により農薬等の使用量を可能な限り削減した農業の推進、さらに安全性等の面から、消費者に好まれる農産物の生産等、環境保全に対する農業者の意識を高めるとともに、環境にやさしい農業技術の普及定着を図る。 特に、バイオマス*資源である畜産農家から排出される畜糞尿と家庭から排出される生ゴミを使った良質肥料による土づくりにより、耕種農家と畜産農家消費者による地域循環型農業をめざす。堆肥センター等施設を完備し良質堆肥を生産し、環境にやさしい農業技術の普及定着を図る。	バイオマス利活用フロンティア*推進事業	平成20年度施設整備による事業の推進
	地産地消活動の展開	食育基本法に基づき、自然の恩恵と食に関する人々の活動の重要性に対する理解を深めるため、市民へ農業体験の機会を積極的に提供するとともに、地元で生産した安全な作物を地域の消費者に販売する「地産地消」活動を展開する。	地産地消推進事業	農産物全般に対象を拡大
	他産業との連携及び交流の促進	農産加工など、地域物産の活用を促進するとともに、観光農園など、観光と結びついた農業の育成を図る。 農村・都市交流事業を展開し、農村の活性化を図る。	産業祭	イベント等の拡充 地域間交流の促進
林業の振興	森林生産基盤の整備	林地の保全に留意しながら、森林生産基盤である林道、作業道の整備充実により、林業生産の高度化、生産性の向上を図るほか、複層林*・育成天然林*等の育成のため森林施業の合理化、計画化、近代化を図る。	林道整備事業 森林整備地域活動支援交付金事業	効率的な林業経営を図るため施業の集団化の推進
	間伐の促進と間伐材の有効利用	人工林を健全に育成させるため、間伐を促進するとともに、間伐材の有効利用を促進する。	森林受託管理事業	事業の啓発
	林業団体の育成	森林整備を担う森林組合の活動を支援する。	森林振興指導事業	森林組合の活動支援継続
	森林・林業への理解促進	多くの森林が林業に携わる人々の日々の営みを通じて造られてきたことや、森林・林業が環境の保持に多大の貢献をしていることに焦点をあて、林業体験の場の提供や森林教室の開催等を進める。	森林ボランティア活動の推進	ボランティア活動の場の提供

施策の柱（目標）	施策	施策の目的・概要	主要事業名	目標値等
漁業の振興	資源管理型漁業の推進	内水面も含め、栽培環境に適した魚種の検討、放流等を促進するとともに、物流加工拠点をはじめとする基盤施設の整備を図る。	漁業組合等補助	放流事業等による資源の確保
	魚食普及及び各種イベントの充実	淡水魚を含めた魚食の普及を促進するとともに、各種漁業関連イベントの開催を支援する。	水産まつり等補助	イベントの拡充
	漁業団体への支援	漁業協同組合との連携を図るとともに、活動の支援に努める。	漁業経営構造改善事業	漁協の活動支援継続
集落環境の向上	集落環境の整備	集落排水施設の整備、集落道路の整備など、環境整備を推進する。		生活基盤整備による住環境の向上

主要事業

施策	主要事業名	主要事業費（千円）
アクションプログラムの策定	担い手総合支援事業	2,130
地域農業マネージメントセンターの設立	えひめ農業活性化推進事業	350
優良農地の保全・集約化	経営体育成基盤整備事業	99,750
生産基盤の整備充実	基幹水利整備事業 ため池整備事業 （県営事業負担金）	181,225
農業団体への支援	地域営農推進事業	70,000
特産物生産・出荷体制の充実	茶防霜施設整備事業	4,000
農産物直売所等の整備	農産物直販所・盆栽芸術村開設事業	220,000
環境保全型農業の育成	バイオマス利活用フロンティア推進事業	2,163
地産地消活動の展開	地産地消推進事業	5,000
他産業との連携及び交流の促進	産業祭	36,800
森林生産基盤の整備	林道整備事業 森林整備地域活動支援交付金事業	863,700
間伐の促進と間伐材の有効利用	森林受託管理事業	141,700
林業団体の育成	森林振興指導事業	50,000
資源管理型漁業の推進	漁業組合等補助	61,840
魚食普及及び各種イベントの充実	水産まつり等補助	15,120
漁業団体への支援	漁業経営構造改善事業	430,000

第5節

地域資源を活用した観光・コンベンションの振興（観光・コンベンション）

基本認識

○本市は「うみ・やま」と大変自然に恵まれており、広範囲に観光スポットが点在しており、エックスハイウエイを利用した観光客も年々増加しています。このような中、合併後の四国中央市として、観光ニーズに対応した観光ルートの確立が急がれます。

○老朽化が進んでいる観光施設もあることから、安全性の確保のためにも改築等の改善が必要です。

基本方針

○生涯余暇時間の増大といった時代潮流や広域的なアクセスに優れた立地条件を踏まえ、恵まれた自然や歴史・文化などの地域資源を活かした特色ある観光地づくりをめざした振興ビジョンを策定します。

○観光基盤及び観光ルートの整備、本市のイメージアップ等をめざします。

○観光団体の育成を図るとともに、広域的な連携による広域観光ルートの整備及びプロモーション（宣伝活動）の充実に努めます。

○四国の交流拠点都市として中核的な役割を果たすコンベンションホールの整備や宿泊施設の充実促進、民間企業の参画によるイベント企画機能の向上などコンベンションの振興を図ります。

機滝
やまじ風公園
富郷渓谷
敬天の滝
てらの湖畔広場
1000m
0
1000
2000
3000

川之江城
紙のまち資料館
真鍋家住宅
森と湖畔の公園
三島公園
あじさいの里
翠波高原
霧の森
交湯～館
塩塚高原
金砂湖畔公園
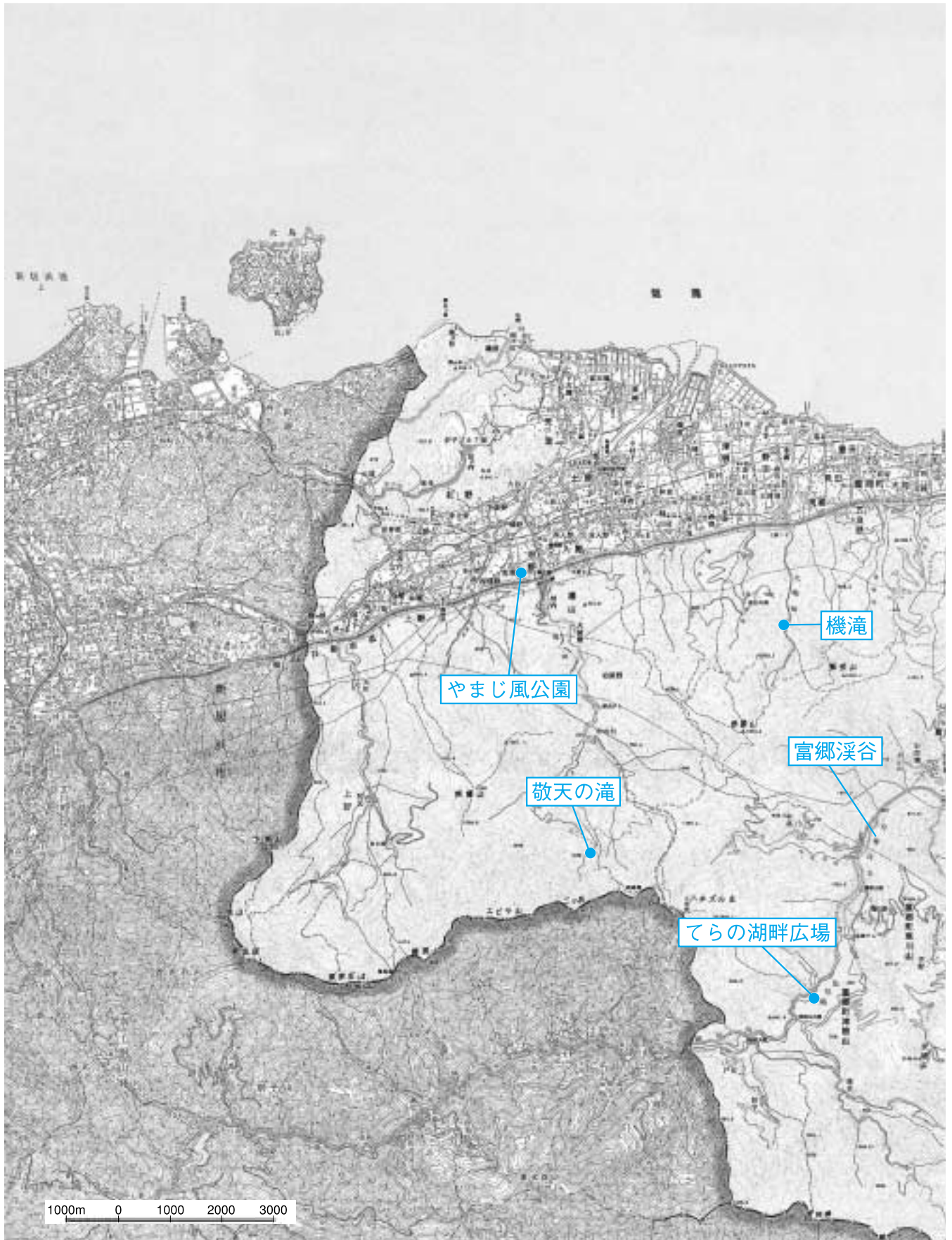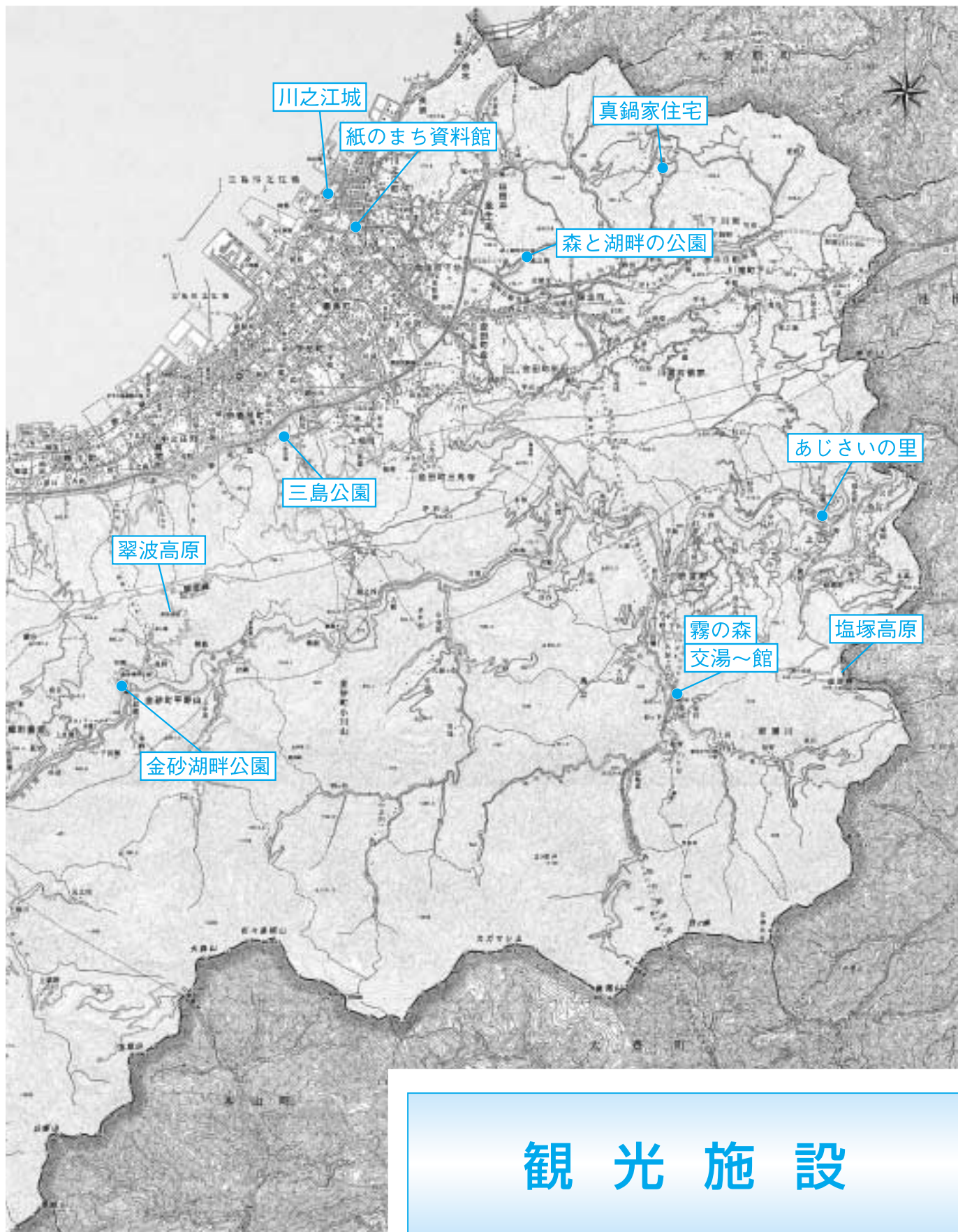
観光施設

計画

施策の柱（目標）	施策	施策の目的・概要	主要事業名	目標値等
観光的魅力の向上	観光施設の整備充実	海・山の自然や製紙・紙加工業など、地域性を活かした観光・余暇施設の整備充実、既存施設の積極的な活用を図る。	寒川海水浴場施設整備事業 森と湖畔の公園整備事業 下長瀬アジサイ公園整備事業 翠波高原観光施設整備事業	観光入り込み客数年間50万人
	祭り・観光イベントの充実	地域の固有性を反映した祭りを振興し、地域住民のふれあいと地域への愛着の醸成を図る。また、広域的な観光イベントの企画・開催を図る。	イベント実行委員会補助金	
	市のイメージアップと観光ＰＲの推進	観光客の来訪を促進するため、花と緑のまちづくり等による美しい環境づくりを図るとともに、市の優れた観光資源の紹介などイメージアップとＰＲを推進する。		
	観光団体の育成	観光協会など、観光関連の団体の育成を図る。また、ＮＰＯ団体との交流を図り、地域全体の協力体制を促進する。	観光協会補助金	
広域観光の推進	広域観光ルートの整備	広域的な連携により、広域観光ルート、テーマ別推奨観光コースの設定、共通入場券の発行等を行うとともに、観光資源の整備を推進し、広域的な誘客を促進する。		観光入り込み客数年間50万人
コンベンションの振興	コンベンション関連施設の充実	宿泊施設の充実を図るためネットワーク化による斡旋等の実施、コンベンション（会議・協議）施設の整備、会議可能施設の紹介などシステムの整備を行いコンベンション関連施設の充実を図る。	住民研修交流センター建設事業	年間利用者数2万人
	イベント・コンベンションの誘致	民間企業等との連携により、広域的なイベント・コンベンションの誘致、企画機能の向上を図る。		

主要事業

施策	主要事業名	主要事業費（千円）
観光施設の整備充実	寒川海水浴場施設整備事業 森と湖畔の公園整備事業 下長瀬アジサイ公園整備事業 翠波高原観光施設整備事業	352,000
祭り・観光イベントの充実	イベント実行委員会補助金	70,000
観光団体の育成	観光協会補助金	100,000
コンベンション関連施設の充実	住民研修交流センター建設事業	339,786

第6節

就労の促進と働く人への支援（就労・勤労者対策）

基本認識

○本市の雇用状況は、平成15年度有効求人倍率でみると、当初は愛媛県・全国の水準を上回り、東京都に肉薄する推移を示していましたが、年末から急激に下落傾向となり、16年４月にはついに全国平均を下回りました。主な要因としては、市内雇用者全体の約45%を占めるパート労働者に対する求人が、卸・小売業及び飲食店等を中心に減少し、約40%まで低下したことが考えられますが、安定的な雇用の確保は市民生活及び地域経済維持の最重要課題といえます。

○労働力については、流出入比率*においても、103.3と県下一高い数値を示しており、今後新たな企業立地を促進する上からも、労働力の確保が重要です。

基本方針

○民間企業との連携により、福利厚生の充実や労働環境の改善など勤労者福祉の充実を図ります。

○関係機関との連携により、高齢者や障害者、女性等の雇用・就労の促進を図ります。

計画

施策の柱（目標）	施策	施策の目的・概要	主要事業名	目標値等
勤労者福祉の充実	福利厚生の充実促進	働く人の福祉の増進、勤労福祉団体等の育成指導を図るため、国・県と連携しながら、雇用の安定と拡大を図るとともに、各種情報提供及び資料の収集、意識啓発、ＰＲ等による周知に努める。		勤労青少年ホームの利用増進
	労働環境の改善促進	労働条件の向上と安定した労使関係の形成を支援し、労務改善の推進を図る。また、障害者、高齢者の就業機会の確保や女性の就業意識の高まりに対応し、女性が働きやすい環境づくりを促進する。		ハローワーク、労働基準監督署との連携強化
雇用・就業の促進	職業能力開発の促進	働く人の職業生活の安定充実と産業の発展を図るため、在職者等の職業能力の開発向上とその活性化を促す。また、働く意志や能力を持った高齢者に対して就業の機会を提供する。		産学官連携による研修システムの確立及び退職者の講師登用
	在宅就業の育成	パソコン及びインターネットの普及により、在宅就業の機会が拡大していることから、国・県施策との連携を図りながら、高齢者や障害者、女性等の在宅就業の育成を図る。		ハローワーク、労働基準監督署との連携強化
	継続雇用の促進	少子高齢化社会の到来を迎え、また、厚生年金の支給開始年齢の引き上げが行われる状況の中、集団的に指導・助言を行い導入比率の向上に努める。		ハローワーク、労働基準監督署との連携強化

第7節

消費者の保護と啓発（消費者対策）

基本認識

○消費者を取り巻く環境は、年々、複雑化・巧妙化の一途をたどり、市民が悪質商法等の消費トラブルに巻き込まれる機会が急増しています。

○最近では、一人暮らしの高齢者を中心に、訪問販売・通信販売・点検商法などの悪質商法、また、携帯電話やインターネットの利用に伴う不当・架空請求など、社会のIT化に便乗した詐欺的商法の増加が著しくなっています。

○関係機関との緊密な連携のもと、次第に巧妙化、悪質化する手口等に対する情報の収集・提供や相談サービスの充実を図る必要があります。

基本方針

○生活に役立つ商品知識の普及や情報の提供などに努めます。

○関係機関との緊密な連携により、消費生活苦情相談活動や消費者関連団体の育成を図り、市民の消費生活の安定と向上をめざします。

計　　画

施策の柱（目標）	施策	施策の目的・概要	主要事業名	目標値等
情報の提供及び消費者教育の推進	情報の提供	消費者の知識の充実と自立促進のため、情報の提供や各種講演会の開催等、消費に関する合理的な判断のための知識の普及、啓発を図る。	講座等を通じての啓発活動の実施	出張講座等実施
	消費者教育の推進	消費者被害の未然防止のため、消費者に対する啓発を進めるとともに、主体的に責任を持って意志決定を行うことのできる消費者を育成する。また、国民生活センター及び県生活センター等に蓄積された情報を迅速、かつ多面的に活用する消費生活情報ネットワークシステムを確立し、普及促進を図る。	消費生活情報ネットワークシステムの構築	関係機関との連携
消費者保護の推進	苦情相談の充実	増加する多様な消費者トラブルについて、迅速かつ適切に解決するため消費生活相談体制の充実及び関係機関との緊密な連携を図る。	相談員の資質の向上及び関係機関のネットワーク化	平成１８年度関係機関ネットワーク樹立
	消費者関連団体の育成	地域において活動する消費者団体を育成するとともに、消費者団体の行う情報収集、消費者啓発、調査等の活動を積極的に支援する。	地域における消費者団体の育成促進	消費者団体の育成

第3章

交流の基盤をつくる

（四国交流拠点都市）

市民生活や産業の基盤となる道路や上下水道、情報ネットワークなど社会資本の整備を進め、交流の基盤を強化します。
防災や治安においても先進的な取り組みを図り、本市のみならず四国内の情報、技術、ボランティア資源等が交流し、進取の精神に富むまちづくりをめざします。

第1節

快適で賑わいある市街地の整備（市街地整備）

基本認識

○都市計画は、都市の発展を計画的に誘導し、秩序ある市街地を形成し、市民の健康で文化的な生活と機能的な活動を確保すること、即ち「住みやすく、働きやすい都市」を建設することを目的として、土地の利用を個人の恣意に委ねることなく、適正な制限を課すことにより、土地の合理的な利用を図るとともに、都市施設の整備及び市街地開発事業を定めるものです。

○本市においては、川之江地区、伊予三島地区、土居地区それぞれにおいて都市計画が樹立され、合理的な土地利用が図られていますが、今後は、市全体をとらえた総合的な都市整備の方針の確立と、地区の特性を活かしたそれぞれの地区にふさわしい将来像及びまちづくりの目標を定めることが必要です。

○中心市街地について、平成6年2月に栄町、駅通り商店街でアーケードの整備及びカラー舗装、ラスタ栄町でカラー舗装を設置し、商店街のイメージアップを図りましたが、買い物客の流れが中心市街地から郊外の大型店舗へと移行し、急速に空洞化が進みアーケード及びカラー舗装設置当時から商店数も数十店舗減少しました。

○平成10年7月に中心市街地活性化法が施行されたのと同時に、旧川之江市中心市街地活性化推進協議会を設置し、平成16年２月に中心市街地活性化基本計画を策定しました。計画策定後は、商店街の活性化、市街地の整備改善のソフト・ハード*両面から支援してきましたが、比較的小規模な事業にとどまり、買い物客の流れを吸収するまでには至っていません。

○伊予三島地区の中心市街地は、商業、業務、居住等の都市機能が集積し、長い歴史の中で文化、伝統を育み、各種機能を培ってきた「まちの顔」ともいうべき地区です。

○近年のモータリゼーション*の進展や都市基盤の整備への対応の遅れ、商業を取り巻く環境の変化等から中心市街地の空洞化が進み、人口の減少、少子高齢化の進展、空き店舗の増加などが進んできています。特に道路をはじめとする都市基盤の整備が遅れており、接道不良住宅が多く、老朽化が進んだ住宅等の防災上の課題が大きくなっています。

○江之元地区は寒川漁港の拠点として、江戸時代初期より漁家を中心に形成されてきました。漁村としての特色を反映して民家が密集し、戦前に建築された木造住宅が多く痛みが激しく居住性が悪くなっています。

○江之元地区は、道路が地区全体の10%程度しかなく、そのほとんどが4m未満の市道及び里道であり、公共施設は集会所が1箇所あるだけでその他公園等はありません。こうしたことから、四国中央市の中でも特に民家の密集が著しく、公共投資が困難な状況であり、日照阻害、プライバシーの侵害、延焼の危険など多くの問題を抱えています。

基本方針

○川之江・伊予三島の中心市街地においては、「中心市街地活性化基本計画」に基づき、快適で賑わいある市街地環境を創出します。

○再開発や住環境整備事業等の推進による個性豊かな市街地の整備を進めます。

○周辺市街地においては、土地区画整理事業等による良好な住環境の確保を図ります。

計画

施策の柱（目標）	施策	施策の目的・概要	主要事業名	目標値等
魅力ある市街地の整備	市街地の再整備の推進	中心市街地をはじめとする市街地において、再開発事業や住環境整備事業による再整備を進め、都市機能及び快適性の向上、魅力ある市街地の形成をめざす。	三世代ふれあいセンター建設事業 住宅市街地総合整備事業（江之元地区） 宮川周辺地区まちづくり事業 （1-1の再掲）	整備区域内接道敷地率100％（江之元） 快適にいきいきと住み続けられるまちづくりの創造（宮川）
	土地区画整理事業の推進	良好な環境の住宅地を創出するとともに、適正な市街地の形成を図るため、土地区画整理事業の推進を図る。	マスタープラン策定	平成17〜19年度策定・運用
	地区計画導入による地域整備の促進	良好な環境の住宅地形成を図るため、地区住民の理解を得ながら、地区計画の導入を図る。	マスタープラン策定	平成17〜19年度策定・運用
市街地周辺地域の適正な市街化誘導	新たな市街化の適正誘導	バイパス沿線地区や市街地周辺などにおいて、計画的な都市基盤整備を進め、開発ポテンシャルを活かした秩序ある市街化の誘導を図る。	マスタープラン策定	平成17〜19年度策定・運用

主要事業

施策	主要事業名	主要事業費（千円）
市街地の再整備の推進	三世代ふれあいセンター建設事業 住宅市街地総合整備事業（江之元地区） 宮川周辺地区まちづくり事業 （1-1の再掲）	2,670,816

第2節

市民生活と産業活動、交流を支える道路網の整備（道路）

基本認識

○本市の道路体系は、川之江地区、伊予三島地区、土居地区においては、東西に走る国道11号、国道11号バイパス、四国縦貫・横断自動車道と南北に走る国道192号を骨格とし、都市計画道路*、県道、幹線市道が補完して成り立っています。

○四国縦貫・横断自動車道の延伸や、重要港湾三島川之江港の整備に伴い、物流拠点づくりの受け皿となるべき幹線道路網の整備が急がれていますが、国道11号、192号をはじめとした市街地の幹線道路は、通行に占める大型車両の割合が高く慢性的な渋滞状況にあり、通過交通と地域交流の流れを整理、分流する円滑な道路体系の確立が急務です。

○慢性的な交通渋滞を来たしている国道11号の交通量を緩和する為、11号バイパスが建設中であり、海岸沿においても都市計画街路事業、緊急地方道整備事業にて幹線市道を建設中です。

○国道319号は、香川、徳島、愛媛の各県を結ぶとともに、高知県へのアクセス機能も兼ねる基幹道路です。この路線は、四国中央市街地と法皇山脈で分断されている同市富郷町及び新居浜市別子山とを結ぶ唯一の路線であり、新宮地区へも通じる緊急輸送路として、また、山岳地域における観光、産業振興など地域の活性化に欠くことのできない路線です。しかし、改良率は53.７％（平成15年４月１日現在）と低く、早期整備が望まれています。

土居I.C
松山自動車道
1000m 0 1000 2000 3000

高松自動車道
川之江東JCT
徳島自動車道
川之江JCT
国道192号
国道11号
三島川之江I.C
国道319号
新宮I.C
高知自動車道
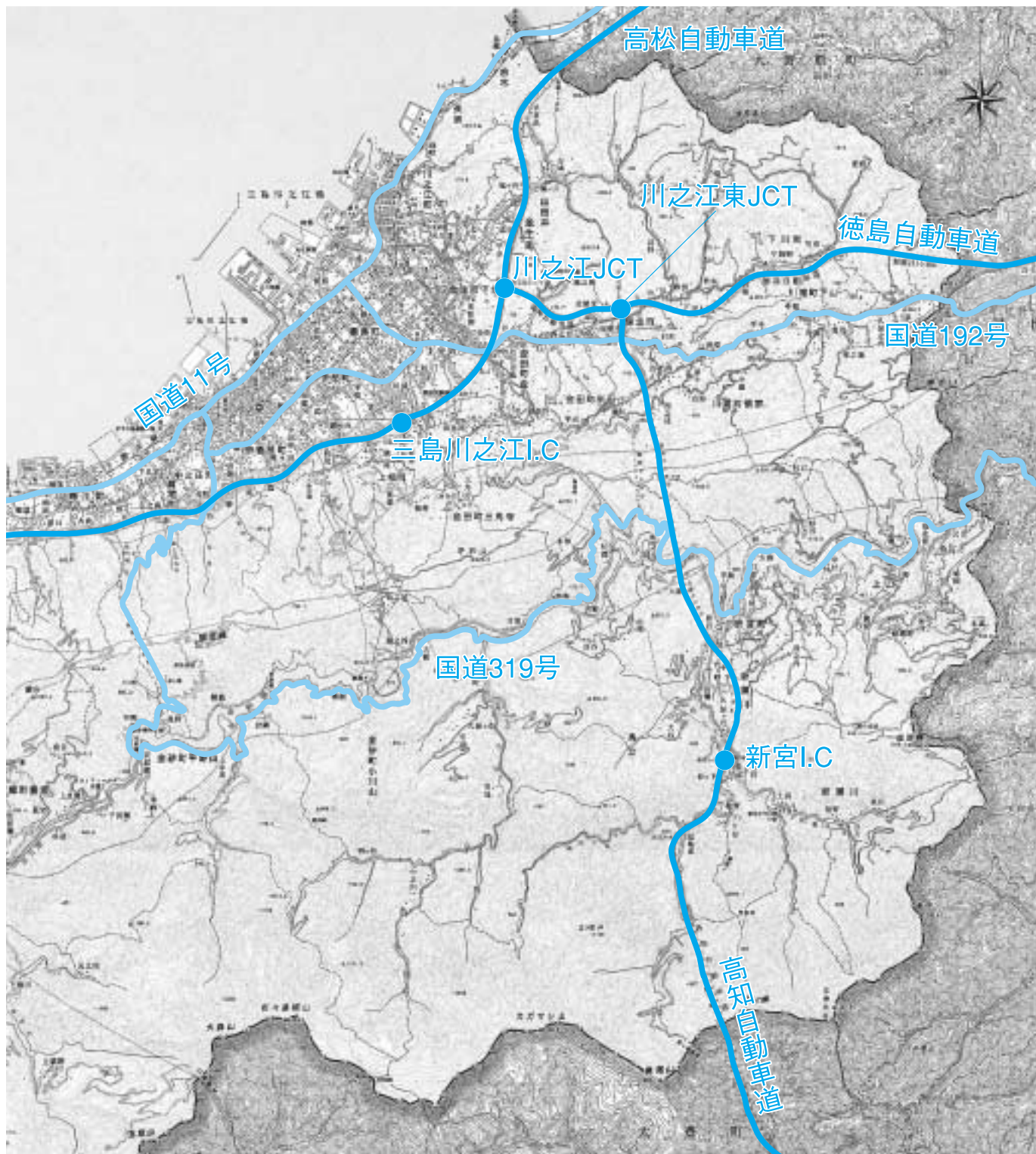
高速道路・国道網

基本方針

○バイパスなど国・県道の整備促進による広域的な道路交通体系の充実を図ります。

○市内の幹線道路の計画的な整備を推進するとともに、市民生活に密着した生活道路の整備に努めます。

○人にやさしい道づくりをめざし、道路景観の向上やバリアフリー化、道路緑化などに努めます。

計画

施策の柱（目標）	施策	施策の目的・概要	主要事業名	目標値等
幹線道路網の充実	国・県道の整備促進	広域的なアクセス向上を図るため、国・県道のより一層の整備充実、バイパスの早期整備を促進する。	一般国道11号川之江三島バイパス 国道319号法皇バイパス 川東村松線道路改築事業	平成20年代半ば完成 平成19年度完成 平成21年度完成
	都市計画道路の整備	機能的な市街地の形成を図るため、未着工の路線の廃止を含めた見直しを行いながら、都市計画道路の積極的な整備を図る。	街路改良事業（塩谷小山線）	平成20年度県道大野原川之江線に接続
生活道路の整備	市道の整備	地域の生活環境の向上を図るため、市道の改良・舗装整備、側溝の整備を推進する。	地域環境整備事業 緊急地方道路整備事業 市町道路整備事業等（県単独補助） 市単独道路改良事業	市街地の道路渋滞の緩和 地域の活性化 交通安全の確保
道路環境の向上	道路景観の整備	国・県道や都市計画道路の整備に際し、植栽帯の整備による道路緑化を図るとともに、国・県・関係機関とともに適切な維持管理に努める。また、沿道景観の向上を図るため、信号機や街路灯などの構造物のデザイン化を図るとともに、市民・事業所の理解を促しながら、景観を損なう看板等の整理を図る。街路コンテスト等イベントを開催し、市民の街路への関心向上を図り、特色ある街路整備を促進する。	景観計画の策定	街並と一体化した道路景観の創出
	人にやさしい道づくりの推進	高齢者や障害者の歩行、車いすや乳母車などの通行に配慮し、歩行者・自転車・自動車道の分離、歩道の段差解消、点字ブロックの敷設など、人にやさしい道づくりを推進する。		バリアフリー化の促進による安全の確保

主要事業

施策	主要事業名	主要事業費（千円）
都市計画道路の整備	街路改良事業（塩谷小山線）	2,337,001
市道の整備	地域環境整備事業 緊急地方道路整備事業 市町道路整備事業等（県単独補助） 市単独道路改良事業	10,502,800

第3節

円滑な公共交通の確保（公共交通）

基本認識

○ＪＲ予讃線は、瀬戸大橋の開通、電化などにより、移動時間が短縮され、利便性が大きく向上しましたが、高齢者や障害者など交通弱者対策として新幹線への乗り継ぎや待ち時間の解消が望まれています。

○徳島・高知両県境に接していますが、公共交通はバスのみであり、沿線住民の利便性の向上のため、ＪＲ予讃線とＪＲ徳島線を結ぶ鉄道建設が以前からの懸案事項となっています。

○東西に細長い平野部は鉄道により分断されており、市街地の道路と鉄道の平面交差が交通渋滞の一因となっており、今後の交通量の増加に対応した整備が望まれています。

○現行のバス路線は、主に国道を運行し、広域的な利便性に欠けているため、全市域を網羅した交通網の整備が望まれています。

○合併に際し、新たな公共交通として浮上したコミュニティバス*については、その後の研究において採算性や民間のバス、タクシー事業者との調整などの点から様々な問題点が指摘され、より広い視野からの検討が求められています。

基本方針

○関係機関との連携のもとに、鉄道やバスのダイヤの充実、フリーゲージトレイン*導入への受け入れ態勢の整備など、輸送力の維持・拡充を促進します。

○コミュニティバスについては、その形態をバスにとらわれることなく、タクシー業界等と連携したデマンド型タクシー*の導入検討や、高齢者や交通弱者のバス、タクシー利用を助成するための施策を拡充するなど幅広く対応していきます。

計画

施策の柱（目標）	施策	施策の目的・概要	主要事業名	目標値等
鉄道輸送の充実	鉄道輸送力の向上促進	ダイヤの充実や車両の充実など、鉄道輸送力の向上が図れるよう関係機関に働きかける。	陳情・依頼	関係機関への定期的な陳情
	鉄道駅の整備充実及び駅前の整備推進	市内各駅の整備充実、バリアフリー化を促進するとともに、関係機関との連携のもと、計画的な駅前の整備を図る。	陳情・依頼 駅前環境の整備	関係機関と連携した整備の推進
バス輸送の充実	バス路線・ダイヤの維持・拡充	市民生活の利便性の確保、広域的な交流の促進を図るため、関係機関との連携を図りながらバスダイヤの維持・拡充に努めるとともに、鉄道ダイヤとの結節機能の強化を促進する。 また、高速道路インターバス停における既存高速バス路線の維持に努めるとともに、関西や中国地方などへの新規路線の停車を促進する。	陳情・依頼	関係機関と連携した広域間交通の充実
	市内循環コミュニティバス等の検討	コミュニティバス等の運行について、デマンド型タクシーの導入、焦点の合った公共交通利用助成策の推進など幅広い検討を進める。	デマンド型タクシー等の導入検討	平成18年度方針決定
公共交通機関利用の促進	バス等の利用の促進及びバリアフリー化	バス路線の維持、交通渋滞の緩和、排気ガス低減による地域環境の浄化を図るため、公共交通機関利用の推奨に努める。 また、バス車両の更新に際しては、低床式車両の導入などバリアフリー化を促す。	陳情・依頼 啓発事業	地域環境の浄化施策 車両等のバリアフリー化支援

第4節

海の物流拠点づくり（港湾）

基本認識

○昭和45年に、三島港、川之江港が合併し、三島川之江港となり、翌年運輸省指定の重要港湾に指定されて以来、港湾計画に基づき数々の工業用地を生み出し、現在では水深15mの岸壁を有する四国最大級の港湾施設として、順調な基盤整備を続けてきたところです。

○現在、臨海部に造成されている西部、金子地区に引き続き、寒川東部臨海土地造成事業も着手されましたが、いずれもその目的の一つは住工分離*の促進です。

○今後は、臨海部も含め産業用地の需要動向に応じた対応策が必要です。

基本方針

○重要港湾三島川之江港の国際港としての機能強化、港湾区域に接続する幹線道路網の整備を促進し、高速道路網と連携した広域的な物流体系の確立をめざします。

○重要港湾における旅客機能の整備による海上交通の確保を促進します。

計画

施策の柱（目標）	施策	施策の目的・概要	主要事業名	目標値等
新たな地域発展を支える港づくり	国際化に対応した多目的ターミナル*機能の強化	高速道路網の整備により増大すると考えられるコンテナ輸送、輸送船舶の大型化に対応するとともに、コンテナターミナル施設、保税倉庫等の拡充による市内企業の国際競争力の強化、四国の物流効率化に貢献するため、国際海上輸送機能の強化を促進する。	金子地区多目的国際ターミナル整備事業	輸出入の増大による大型岸壁不足での滞船の解消 四国の海陸の物流拠点となる多目的国際ターミナルの整備
	輸送船舶の大型化等への対応	輸送船舶の大型化に対応した大水深岸壁の整備やそれに伴い必要となる航路・泊地の整備を図る。また、旅客機能の整備による海上交通の確保を促進する。	西部臨海土地造成事業 塩谷臨海部土地造成事業	水深15m･12m･7.5m岸壁の整備 ふ頭用地、港湾関連用地等7.4ha整備
	アクセス道路の整備	港湾地域と高速道路・インターチェンジを結ぶ幹線道路の整備拡充を図る。	国道１１号線三島交差点の改良工事 川東村松線の整備事業 臨港道路整備事業	400mの交差点改良 交通拠点の連携強化をするため861mの道路整備
人と環境にやさしく親しまれる港づくり	レクリエーション空間の整備	市民等が安全・快適に海浜レクリエーション活動を楽しめる空間の創出を図るため、階段護岸、遊歩道、駐車場等の整備を促進する。	金子地区シンボル緑地構想 金子地区休息緑地構想 大江地区休息緑地構想	イベント広場、シーメンズセンター*整備等 3.7ha 親水護岸、芝生広場等の整備 4.9ha 魚釣護岸、遊歩道等整備 1.8ha
	安全な港づくり	港内の静穏性を高め、船舶や港湾施設の安全強化を図るため、防波堤の整備を図る。また、漁船施設の老朽化対策、漁船・遊漁船を集約し、港湾の秩序ある運営を図る。	村松防波堤整備 川之江地区小型船だまり整備 金子地区小型船だまり整備	港湾施設の安全強化 小型船だまりの整備による漁船・遊漁船の集約化

主要事業

施策	主要事業名	主要事業費（千円）
国際化に対応した多目的ターミナル機能の強化	金子地区多目的国際ターミナル整備事業	1,929,800
輸送船舶の大型化等への対応	西部臨海土地造成事業 塩谷臨海部土地造成事業	4,193,750
安全な港づくり	村松防波堤整備 川之江地区小型船だまり整備 金子地区小型船だまり整備	514,700

第5節

四国中央地域県際交流圏の形成
（広域情報ネットワーク・広域連携・道州制）

基本認識

○本市は、愛媛県第５次長期計画において「県際交流圏」として位置づけられています。これは四国の中央地域にあり、愛媛県として唯一四国内の他県すべてに接している地域であることが理由です。

○合併して1市となった今日、この県境を越えた広域的な交流圏の形成に果たす本市の役割はより明確なものとなってきました。

基本方針

○四国中央地域の自治体で構成する「四国中央サミット」の連携を強化し、県境を越えた行政ネットワークの形成や防災・地域安全システムの構築、さらにはCATVやインターネットを利用した四国四県の各種情報提供などを図り、四県の顔が混在する新たな魅力ある都市づくりを進めます。

○「道州制」について、本市の役割を踏まえ、関係機関へ積極的に働きかけていきます。

計　画

施策の柱（目標）	施策	施策の目的・概要	主要事業名	目標値等
県際ネットワークの形成	四国中央サミットの連携強化	四国中央サミット各自治体間の連携を強化し、情報交換、共同事業の実施に努める。		四国中央地域県際交流圏の確立
	行政ネットワークの形成	県境を越えた行政間の情報ネットワークや職員交流等に努める。		行政ネットワークの構築
	防災・地域安全システムの構築	県境を越えた災害時の応急・支援体制の整備や地域安全対策連携体制の構築を図る。	消防体制の見直し充実事業	充実率100%
道州制の導入促進	道州制の研究	国レベルにおいて検討が進んでいる道州制について、地域の視点から研究を進める。		国・県との連携による研究の推進
	道州制への対応	国の地方制度改革に対応したまちづくりに取り組むため、県や周辺自治体との連携を図りながら、積極的な対応を図る。		道州制に対応できる体制整備

第6節

地域の高度情報化の推進（情報化）

基本認識

○合併以前の地域公共ネットワーク整備により、市内の公共施設等（小中学校を含む）162箇所が光ケーブル*で結ばれています。このネットワークを活用し、市内全域で格差の無い高度な情報ネットワークの構築を図ることが可能となっています。

○市内全域で高速通信が利用できるＣＡＴＶによる情報通信サービスの整備が進められています。

基本方針

○市民生活の利便性や行政サービスのより一層の向上を図るため、学校教育や社会教育を通じた情報化に対応した人材の育成に努めます。

○行政の情報化と連携しながら、ＣＡＴＶの整備、活用による地域の情報化を推進します。

計　画

施策の柱（目標）	施策	施策の目的・概要	主要事業名	目標値等
市民生活の情報化促進	パソコン・インターネットの普及促進	市民に対するパソコン・インターネットの普及を促進するとともに、学校教育や生涯学習活動を通じた情報教育の充実に努める。	校内LAN*整備事業	小中学校100%
多様な情報化の展開	行政内部における情報化の推進	出先機関も含めたインターネットの接続、基本的データの共有化、各種資料等のデータベース*化による業務の効率化を図る。	文書管理システム構築	紙文書の原則禁止
	行政情報サービスシステムの整備	市のホームページやＣＡＴＶの行政チャンネルを介して市民と行政の情報交流の拡大を図る。また、公共施設利用や住民票発行等を行う情報キヨスク*の設置について研究を進める。	電子自治体構築	えひめ電子自治体推進協議会への参加
	地域情報化の促進	農・工・商など産業面でのＩＴ活用、保健・医療・福祉情報ネットワークなど、地域全体の情報化を進めるための総合的な施策の推進を図るための指針となる地域情報化推進計画を策定する。	第2次地域情報化計画策定	平成22年度策定・運用
	ＣＡＴＶの整備促進及び活用	地域情報ネットワークの基盤となるＣＡＴＶの整備を促進するとともに、その積極的な活用を促進する。	ケーブルテレビ施設整備費補助（三セク*） ケーブルテレビ施設整備事業（自治体）	平成18年度整備完了 整備後の有効活用

主要事業

施策	主要事業名	主要事業費（千円）
ＣＡＴＶの整備促進及び活用	ケーブルテレビ施設整備費補助（三セク） 255,000 ケーブルテレビ施設整備事業（自治体） 1,022,424	1,277,424

第7節

安全でおいしい水の安定した供給（水資源・水道）

基本認識

○市内には、柳瀬ダム、新宮ダム、富郷ダムの３つのダムがあり、かんがい用水や工業用水、水道用水の供給を行っているほか、電力の供給に寄与しています。

○水源地域の保全及び活性化を図る必要があります。

○水道事業を取り巻く環境は厳しく、有収水量*は減少傾向にあり、水道料金収入は平成10年度をピークに年々減収しています。有収率*についても、計画的に老朽管の更新を行っているにもかかわらず、なお全国平均を下まわっており、これが動力費、薬品等の経費の増加を招いているのが現状であり、経費の削減と有収率の向上が課題となっています。

○水道事業の使命である安全で良質な水を安定供給するため、地震等の自然災害から水道施設のライフラインとしての機能の向上を図るため、耐震性の強化と施設の更新事業を実施し、施設の効率的な運用と有収率の向上をめざします。

○市民生活や産業活動等の多様化による水需要の増大に対応するため、事業の効率化とコスト削減に努め、財政・技術基盤の強化を通じた効率的な経営体制を確立し、水道事業の活性化を図ります。

○工業用水道は、地場産業にとって産業の血液と言えるほど非常に重要な役割を担っており、製紙産業の発展に欠かすことの出来ない産業基盤です。本市の工業用水道事業は、昭和50年度に新宮水系の一部営業を開始して以来、現在では柳瀬水系と富郷水系をあわせ３水系の事業を経営しており、日量約59万トンの給水能力を誇っています。

○工業用水道全体の契約率は97.6%であり、ほぼ完売状態となっております。しかし、富郷工業用水道については、バブル崩壊後の景気の低迷を受け、契約率が88.6%と低迷しており、今後は同会計の収支改善のため、契約率の向上に努めていく必要があります。

○工業用水道の施設面では、営業開始から30年近くを経過し施設の老朽化が進んでいることや当初計画に対し企業への給水量が大幅に変更となっていることなどから、既存の配水管では企業からの受水要望に応じられないなどの問題が生じています。また、経営面においては、景気の低迷等による未契約水量の増加や「設備先行投資型」事業であることによる多額の減価償却費や支払利息などが経営を圧迫する要因となっています。

○工業用水道事業の安定経営のため、今後は、ビルの冷却用水や公園のせせらぎ水等雑用水としての利用促進を図るなど収益の増加に努め、市において検討することとしている地方独立行政法人化も含めて、より一層の健全経営に努めていくとともに、災害に強い工業用水道施設の整備をめざし、基幹施設や管路等の耐震化対策を進め、低廉で安定した工業用水の供給に努めていく必要があります。

基本方針

○水源の保全・確保及び水源地域の環境保全による水源涵養機能の維持・向上により水道水や工業用水、農業用水の確保に努めます。

○水辺の快適空間の整備、防災に配慮した河川・水路の整備を図ります。

○上水の供給については、水源の保全、水道施設・設備の計画的な整備・更新により安定した給水に努めます。

○上水道事業及び簡易水道事業等の統合を視野にいれ、計画的な設備投資や総合管理システムの導入を検討し、水道事業の健全な発展をめざします。

計　画

施策の柱（目標）	施策	施策の目的・概要	主要事業名	目標値等
水資源の確保及び水質の保全	水源調査の実施	飲料用水源の水量及び水質を把握し、適正な利用を誘導することを目的とし、水源調査を定期的に実施する。	次期水源開発調査	水運用体制の確立 給水の高度化
	水源の確保	今後の水道普及率の向上や使用量の増加に対応するため、新たな水源の確保について検討を進める。	水源確保の検討	水源の確保
	水質の安全性確保	安全で清浄な水道水を確保するため、定期水質検査を強化し良質な水の確保を図る。	水質検査の強化	良質な水の確保
水道施設の整備及び水道事業の統合	水道施設の計画的な整備・拡張	給水人口の長期見通しを踏まえ、計画的に浄水場や配水場の建設及び管路網整備を図る。	配水管布設事業 浄水施設更新事業 飲料水供給施設整備事業 川之江東南部地区配水統合事業	11地区の施設整備
	工業用水道施設の計画的な整備	老朽化した設備の更新を主とした工業用水道施設の計画的な整備を図り、安定した工業用水の供給を図る。	受電設備更新事業 計装設備更新事業	給水能力維持のための施設整備
	水道事業の統合	新市としての統一的な水道事業の展開を図るため、上水道事業及び簡易水道事業等の統合について検討を進める。	統合簡易水道施設整備事業	計画給水人口 8,500人 1日最大給水量 4,080m³
水道事業の健全財政	水道事業の健全性確保	水道事業の統合や新たな施設整備に対応しつつ、水道事業の健全性を確保するため、段階的な料金改定を検討する。	水道事業の統合 水道料金の統一化	経営基盤の強化
	工業用水道事業の安定経営	契約率の向上や事務の効率化を図り健全経営に努めるとともに、地方独立行政法人*化も検討する。		低廉で安定した工業用水道の供給

主要事業

施策	主要事業名	主要事業費（千円）
水道施設の計画的な整備・拡張	配水管布設事業 浄水施設更新事業 飲料水供給施設整備事業 川之江東南部地区配水統合事業	1,455,000
工業用水道施設の計画的な整備	受電設備更新事業 計装設備更新事業	335,000
水道事業の統合	統合簡易水道施設整備事業	1,888,126

第8節

快適な生活の実現と水域環境の保全（下水道）

基本認識

○公共下水道事業は、川之江処理区と三島処理区で昭和48年度に着手し、川之江処理区は昭和54年度、三島処理区は昭和55年度に供用開始し、全体計画面積2768.4ha、認可計画面積1596.1haで事業を推進しています。

○平成15年度末の整備面積は1197.8ha、整備人口は49,667人であり、対人口普及率は51.9%です。

○平成17年度～平成26年度では、汚水管の整備を推進して普及促進を図るとともに、浄化センターの老朽化した施設の改築・更新を行い、川之江処理区の合流式下水道の改善を行う計画となっています。なお、浄化センターの改築・更新と合流式下水道*の改善には、多額の費用が必要であり、予算の確保が課題です。

基本方針

○公共下水道事業による下水処理施設の整備を推進するとともに、施設の適正な維持管理、下水道事業の安定化に努めます。

計　画

施策の柱（目標）	施策	施策の目的・概要	主要事業名	目標値等
公共下水道の整備	公共下水道事業の推進	公共用水域の水質保全と周辺環境、公衆衛生の向上を図るため、公共下水道事業を推進する。	公共下水道事業	整備人口 53,400人 浄化センター改築・更新 合流改善

主要事業

施策	主要事業名	主要事業費（千円）
公共下水道事業の推進	公共下水道事業	9,164,600

第9節

市民生活の基本となる住宅・宅地の整備（住宅・宅地）

基本認識

○住宅への入居者のニーズも多様化し、住まいに対する意識は広さだけでなく、性能･設備･安全性・景観等住環境整備へと多様化してきています。

○生活様式の変化や、地域特性を踏まえた魅力ある住宅を供給することが必要です。

○昭和30年代以降建設された市営住宅の多くが、設備面の老朽化や質の低下などにより建て替え時期を迎えており、耐震性の確保も含め、適切な維持管理に問題が生じています。

○老朽化が著しく進行し、居住水準の低下している市営住宅の建て替えを計画的に推進し、市民が健康で安心して暮らせるよう、バリアフリーに配慮し、地域性を生かした住まい造りと魅力ある良好な住環境を整備する必要があります。

基本方針

○新たな住宅地の開発や土地区画整理事業、さらに民間開発の適正誘導による質の高い住宅地の計画的な供給を図ります。

○住宅密集地区におけるミニ再開発を推進します。

○市営住宅の維持管理と計画的かつ効果的な建て替え・改善による居住環境の向上を図ります。

計画

施策の柱（目標）	施策	施策の目的・概要	主要事業名	目標値等
質の高い住宅・宅地の供給	住宅取得の支援	定住促進を図るため、国・県制度との連携を図りつつ、住宅取得の支援に努める。		支援制度の改善による実効性の確保
	良好な住宅地の形成	計画的な住宅地の開発、土地区画整理事業等により良好な住宅地の形成を図る。	マスタープラン策定	平成17～19年度策定・運用
市営住宅の整備	計画的な建て替え・改善の推進	市営住宅の計画的な建て替え・改善整備を推進する。	住宅マスタープラン・ストック*活用計画策定 公営住宅整備事業	平成18年度策定・運用
	高齢者仕様住宅の確保	高齢化に対応し、高齢者仕様住宅の確保・充実を図る。	住宅マスタープラン・ストック活用計画策定	平成18年度策定・運用

主要事業

施策	主要事業名	主要事業費（千円）
計画的な建て替え・改善の推進	住宅マスタープラン・ストック活用計画策定 公営住宅整備事業	4,726,294

朝日野団地
上北野団地
下原団地
小林団地
豊岡団地
1000m 0 1000 2000 3000

港通りアパート
城北団地
西新町団地
川岸二区住宅
城ヶ谷団地
大塚団地
川原田団地
飼谷団地
村松団地
北新団地
石川団地
金子1種団地
大野団地
宮北団地
南ヶ丘団地
下柏団地
南部第一団地
金子南団地
神子屋敷団地
大北ハイツ
中村住宅
中之庄団地
山口団地
寺内団地
大北住宅
具定団地
山田団地
黒田住宅
寺内住宅
入野団地
特公賃長瀬住宅
大窪住宅
長瀬団地
清水住宅

公営住宅

第10節
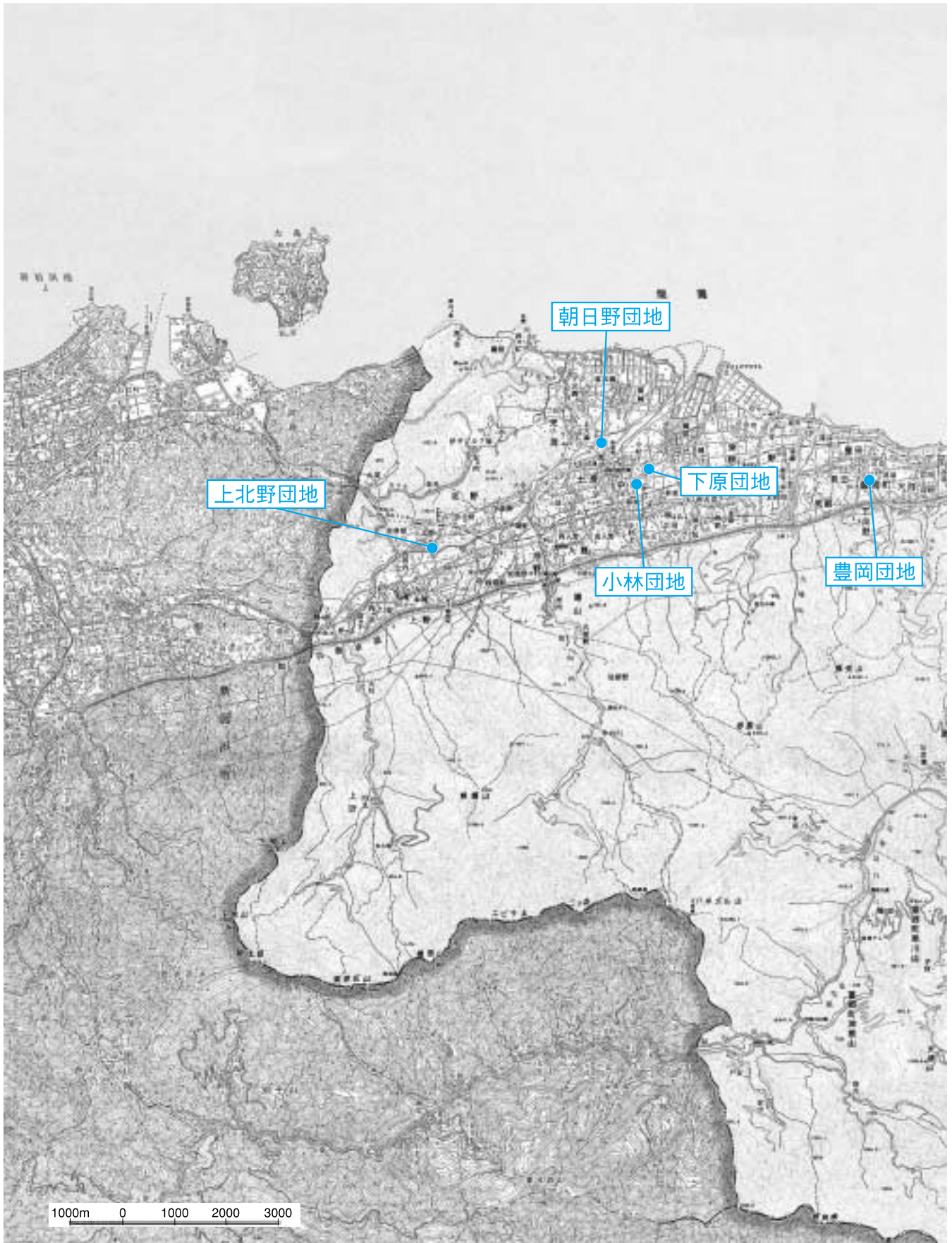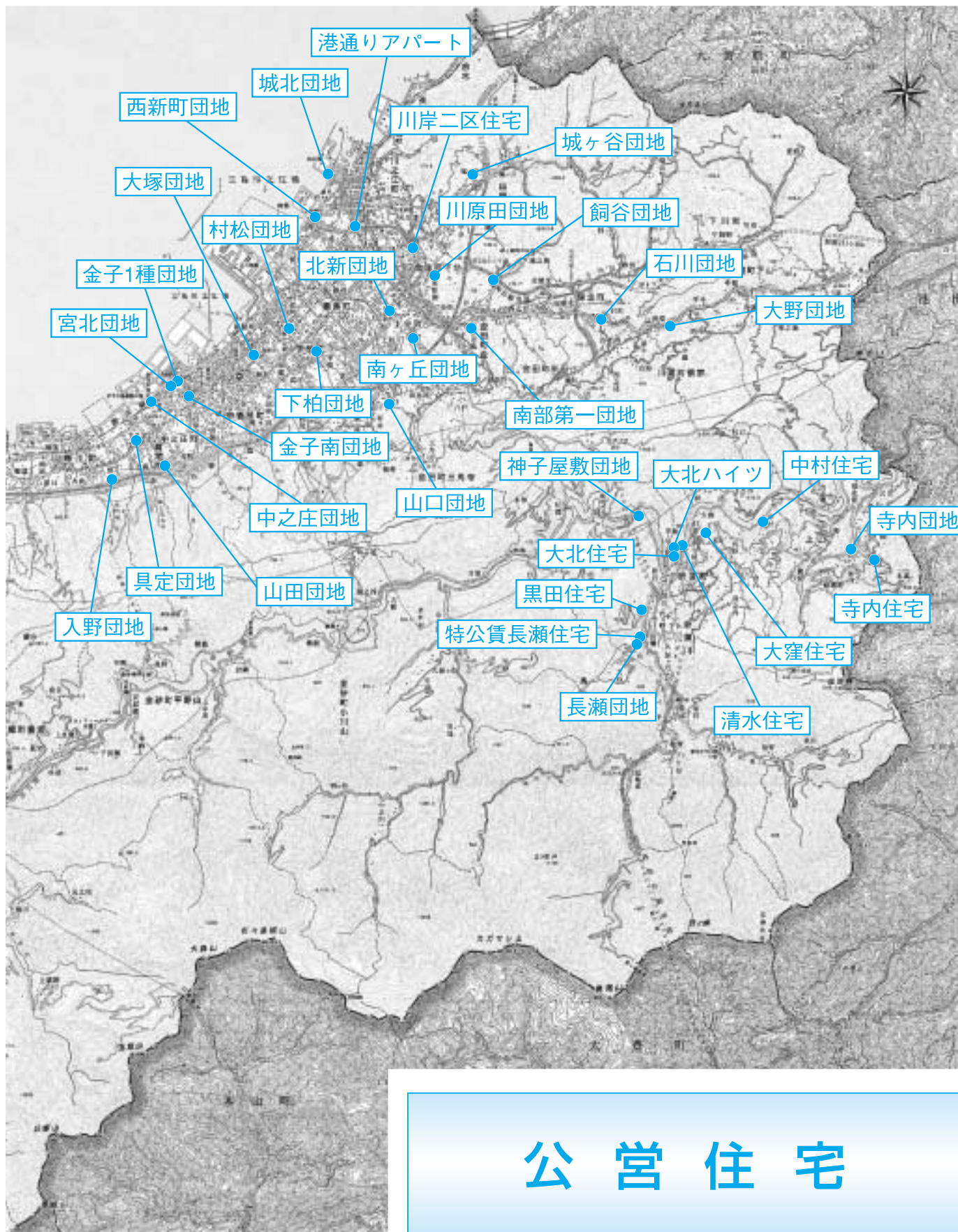
災害に強い防災都市づくり（消防・防災・救急・救助）

基本認識

○本市の常備消防力は、1本部1署5分署で構成、７台の救急車と特殊車両を含む23台の消防自動車を配備し「３分救急・５分消防」を目標に、あらゆる災害に強いまちづくりをめざしています。

○近年の建築物の中高層化、大規模化等により、火災をはじめ各種災害は複合性を増しており、ひとたび災害が発生すると多くの尊い人命や貴重な財産が一度に失われる危険性が高まっています。さらに、東南海・南海地震が、いつ発生してもおかしくないと言われている今日、地震等の大規模災害において被害を最小限に食い止めることが最重要課題であり、耐震設備の整った拠点作りが不可欠で、消防本部をはじめ公共施設の耐震化や近代的消防力の強化が強く求められています。

○本市は、急峻な地形など、水害やがけ崩れなどの災害を受けやすい自然条件を有しているほか、住宅密集地区での浸水被害も懸念されています。

○東南海・南海地震の発生も懸念されており、その対策も急がれていることから、地域の防災体制の確立が求められます。

基本方針

○常備消防（水防）体制の充実及び消防（水防）団組織の強化、防災施設の整備等による消防・防災対策の推進を図ります。
○地域防災計画の策定及びこれを踏まえた防災体制の確立を図ります。
○消防・防災訓練等を通じた防災意識の啓発や地域の自主防災組織の育成を図ります。
○市街地におけるオープンスペースの確保や治山・治水事業の推進など、地域全体の防災機能の向上を図ります。
○救急車両の充実や職員の資質向上及び救急救命士の育成などに努めます。

計画

施策の柱（目標）	施策	施策の目的・概要	主要事業名	目標値等
消防・防火対策の推進	常備消防体制の充実促進	常備消防体制の充実を図るとともに、県境を越えた広域的な支援体制を確立する。	消防体制の見直し充実事業	充実率100%
	非常備消防体制の強化促進	消防団活動の維持、育成により、火災などの災害の防御と被害の軽減を図る。	4消防団の統合	平成20年4月統合による強化
	消防関連施設の整備充実	消防施設、機材を充実し、火災等の災害の防御と被害の軽減を図る。	消防施設・設備整備事業	執行率100%
	防火査察・指導の充実	関係機関による、事業所等に対する防火査察・指導の充実を促進する。	防火査察の充実強化	防火対象物の査察100%
防災対策の強化	地域防災計画の見直し及び周知	定期的に計画の見直しを行い、併せて市民に周知することにより、災害対策活動の円滑化を図る。	防災マップ作成	全世帯に配布による周知
	地震・台風災害への対応	大地震や台風等の災害に対する防災体制や施設の整備、防災訓練等の実施により、被害の拡大防止を図る。	防災出前講座の開催	行政と自治会等との連携強化
	防災施設、避難路等の整備	公共の拠点施設に防災倉庫等を設置することにより、避難所としての機能を高め地域防災の拠点とする。また、避難路の確保・環境整備を図る。	避難施設の改善	災害時要援護者対策として避難所等の環境整備
	自主防災体制の充実	地域ごとの自主防災組織を育成し、防災意識の高揚を図るとともに、有効な初期活動を支援することで被害の拡大を防ぐ。	自主防災組織育成	組織率50%
	防火・防災知識の普及及び意識の啓発	広報紙や消防団のパトロール、また各種防災訓練により、災害に対する知識の普及と意識啓発を図る。	春・秋季火災予防運動	市報、市ホームページへの定期的掲載

施策の柱（目標）	施策	施策の目的・概要	主要事業名	目標値等
防災対策の強化	防災訓練の実施	総合防災訓練の実施により、職員及び住民の防災知識の向上と技術を習得させ、災害の未然防止と拡大防止を図る。	総合防災訓練を実施し防災知識の向上	四国中央市防災訓練毎年実施100%
	河川パトロール・通報システム整備等災害予測・警戒体制の強化	河川・堤防の巡視や気象情報の収集により、災害の発生を予測し、また、迅速な情報の提供により警戒体制を整える。		情報収集システムの確立 警戒体制の整備、強化
	防災行政無線の整備	防災無線の整備により、非常時に迅速な情報伝達の確保を図る。	防災行政無線整備事業	孤立対策の推進
河川・水路の整備及び環境の浄化	治山事業の推進	土砂崩れ等の災害発生を防ぐため、急傾斜危険箇所の調査及び速やかな治山事業の推進を図る。		県営事業推進の要望 市単独事業の推進
	河川改修等の促進	水害の予防を図るとともに、河川の美しさと自然環境を保全し、河川の公的利用を増進するため、河川改修等の整備を促進する。		環境に配慮した河川の早期整備
	幹線排水路の整備	市街化が進んでいる地域及び後背地の流域からの内水被害の浸水防除を図るため、幹線排水路の整備を推進する。		安全な住環境を確保するための早期整備
救急・救助活動の推進	救急救助体制の充実	救急救命士の増員や医療機関との連携強化により、救命率の向上を図る。	救急救命士の養成	養成率100%
	応急救護知識の普及	講習会の開催により応急救護知識の普及を図る。	応急手当普及啓発事業	受講者の向上

主要事業

施策	主要事業名	主要事業費（千円）
消防関連施設の整備充実	消防施設・設備整備事業	1,842,750
地域防災計画の見直し及び周知	防災マップ作成	3,000
防災行政無線の整備	防災行政無線整備事業	998,400
救急救助体制の充実	救急救命士の養成	21,570

第11節

安全な地域生活の確保（地域安全・交通安全）

基本認識

○複雑・多様化する犯罪に対応した防犯体制、啓発の強化、施設の整備など市民が安全に暮らせる環境づくりが必要となっています。

○交通事故死亡者数は全国的に減少の傾向がみられます。しかしながら、飲酒事故の多発や高齢者の死亡事故増加、薄暮時の事故増加と深刻な問題が依然として挙げられます。

○交通弱者といわれる子ども、高齢者等の交通事故を未然に防ぐためにも、歩道設置等の道路改良や交通安全施設の充実した整備を推進し、市民が安心して車社会の中で生活していける環境を整えなければなりません。

基本方針

○関係機関や地域との連携のもとに防犯組織の強化、自主防犯体制の確立、防犯・暴力追放運動の強化を図ります。

○広報等により、市民の防犯意識の高揚に努めます。

○交通事故の未然防止に配慮した道づくりや規制の見直しを図りつつ、交通安全施設の整備を進めます。

○関係機関・団体との連携による交通安全教育の推進及び各種交通安全キャンペーンによる交通安全運動の推進を図ります。

計画

施策の柱（目標）	施策	施策の目的・概要	主要事業名	目標値等
防犯体制の強化	地域防犯体制の強化	警察署や防犯連絡員及び各種ボランティア団体との連携により、防犯パトロールの実施を図る。また、地域住民の力で地域安全の確保を図るため、自治会における防犯体制の充実・強化を促進する。	四国中央市防犯協会との連携	防犯協会を主体とした防犯体制の強化
	防犯意識の高揚	防犯意識の啓発と地域犯罪の未然防止を図るため、警察署等関係機関との連携により市民に対する情報提供を促進する。		警察署と連携した情報提供方法の確立
	防犯・暴力追放運動の強化	警察署等関係機関との連携により、全市的な防犯運動、暴力追放運動の展開を図る。	四国中央市不当要求行為等防止対策要綱	要綱の運用
	防犯施設の整備	生活道路上の安全を確保するため防犯灯の整備を図る。また、ＣＡＴＶ網を使った防犯カメラ等の整備について調査・研究を進め、犯罪の未然防止を図る。	防犯灯設置補助事業	防犯灯設置等施設整備による防犯強化
安全な地域環境の創出	交通安全施設等の整備	通学路をはじめとして交通弱者に配慮し、信号機等交通安全施設の整備を図る。また、交通事故多発箇所や危険箇所の道路構造の改善を、国・県・関係機関との連携のもとに進める。	交通安全施設整備事業	交通事故の削減
	歩道の整備	高齢者や障害者、子どもをはじめとする歩行者の安全確保を図るため、通学路等における歩道の整備を推進する。	交通安全施設整備事業	快適で安全に利用できる環境の実現
交通安全活動の推進	交通安全意識の啓発	子どもから高齢者まで、交通安全意識の啓発と知識の普及を図るため、関係機関との連携により幼稚園・保育所、小中学校、高校、生涯学習の場や老人クラブ等の住民団体活動における交通安全教育の体系的な展開を図る。		各年代、各層別に月１回交通安全教室の開催
	各種交通安全キャンペーンの実施	年々増加する交通事故を抑止するため、交通ルールの厳守とマナーの向上、特にシートベルト・チャイルドシートの着用の推進と飲酒運転の追放運動の推進を図る。		月１回交通安全キャンペーンの開催
交通事故被害者の救済	交通事故相談の実施	交通事故による紛争等に苦慮する市民の援助のため、県の交通事故相談員による巡回相談を実施し、相談者の損害補償・事故に関する問題解決を支援する。		月１回本庁及び各総合支所で交通事故相談の開催

主要事業

施策	主要事業名	主要事業費（千円）
防犯施設の整備	防犯灯設置補助事業	10,000
交通安全施設等の整備	交通安全施設整備事業	110,000
歩道の整備	交通安全施設整備事業	50,000

「人がまんなか」であるために

まちづくりの主役はあくまでも「人」、市民であるということを改めて認識し、協働の精神を広く浸透させるとともに、一人ひとりの大切な命を守り、健康で安心できる生活を保障するなど、人にやさしいまちづくりを進めます。

みんなでつくる（協働都市）

市民と行政の協働によるまちづくりを展開するための仕組みをつくるとともに、新たな時代に対応した行財政運営の実現をめざします。

第1節

コミュニティの育成と住民自治の促進（コミュニティ）

基本認識

○都市化が進むなかで、地域間・住民間での連帯意識が薄れつつあることも現実であり、今後は、地域に根ざした文化、スポーツ、地域福祉活動等、地域住民の自発的なコミュニティ活動の推進と拡大を図ることが重大な課題となっています。

○コミュニティ施設としては、愛媛県地域環境整備事業（集会所整備事業）などにより、集会所の整備を推進しています。しかし、施設が老朽化しているところや、あまり積極的に利用されていないところがあります。

○今後は、コミュニティ活動の基盤として、さらに災害発生時における避難場所として集会所等のコミュニティ施設の整備充実を図る必要があります。

基本方針

○自治会活動を支援するなかで、地域活動への参加意識やふるさと意識の高揚、連帯感の醸成、地域リーダーとなる人材の育成を進めます。

○コミュニティ活動の拠点となる施設の充実を図ります。

計画

施策の柱（目標）	施策	施策の目的・概要	主要事業名	目標値等
コミュニティ活動の育成	活動の育成	地域の自主的な活動を育成するため、自治会等の自治組織の育成及び活動に対する支援に努める。		自治組織との相談業務の充実
	地域社会づくりの推進	自治会等の地縁的なつながりの深い組織を、地域の多様化する課題に対応できるよう活性化、相互扶助機能の強化を図りコミュニティの再構築に努める。		地域社会での相互扶助機能の強化
コミュニティ施設の充実	地区集会所の整備充実	地域の活性化を図るため、地域住民の学習活動やコミュニティ活動等身近な生活圏の拠点となる施設の整備拡充を図る。	コミュニティ施設整備事業	生活圏の拠点となる集会所整備
	地区公民館の整備充実	地区公民館の整備充実を図るとともに、地区の自主的な運営を促進する。	コミュニティ施設整備事業	生活圏の拠点となっている地区公民館の整備

主要事業

施策	主要事業名	主要事業費（千円）
地区集会所の整備充実	コミュニティ施設整備事業	106,880

第2節

市民と行政のコミュニケーションの充実（広報・広聴・情報公開）

基本認識

○広報紙については、毎月１回、月初めに「市報四国中央」を28ページで発行していますが、お知らせなど告知のページが中心であるため、市民が興味や親しみを持てるコーナーの充実が課題となっています。

○ホームページについては、平成16年４月１日の市発足と同時に公式ホームページを公開し、６月からは質問メールにも対応しています。掲示板コーナーの設置など内容のさらなる充実が今後の課題となっています。

○川之江地区・土居地区・新宮地区においては広報委員会を組織し運営していますが、伊予三島地区における広報委員制度への速やかな移行が課題となっています。

○情報公開制度については、新市発足と同時に四国中央市情報公開条例及び同施行規則を公布・施行し、これに則って、運用されているところです。

○制度の運用については、職員の経験等が必ずしも十分でないことから、職員研修等による資質向上を図る必要があります。

○情報公開の際の個人情報保護の配慮については、必ずしも明確なものが示されておらず、実務上も混乱する可能性があります。このため、個人情報の扱いについての明確なガイドライン*が求められます。

基本方針

○広報・広聴一体となった推進を基本とし、従来の媒体の充実による活動の充実を図ります。
○インターネットホームページの活用による市民とのコミュニケーションの充実、情報の共有化を図ります。
○市政への積極的な市民参加を促進するため個人情報保護の条例化及び情報公開システムの整備を進めます。

計画

施策の柱（目標）	施策	施策の目的・概要	主要事業名	目標値等
広報・広聴の充実	各種広報活動の充実	市民と行政、また市民相互のコミュニケーションの媒体として広報紙等の充実を図る。	広報紙発行事業	はがき等の刷り込みにより市民と行政のコミュニケーション機能を持たせる情報の拡大
	各種広聴活動の充実	広聴活動の強化を図るため、広報委員制度の拡充、公聴会等、市民の生の声を直接聞く場の充実に努める。	広報委員会開催事業	市内全域における広報委員制度の拡充 広報委員会開催回数の拡大
インターネットとＣＡＴＶの行政チャンネルの活用	ホームページを介した広報・広聴及び住民サービスの充実	市民と行政のコミュニケーション手段、市民ニーズへの対応、市外への情報発信として、インターネットホームページの充実やＣＡＴＶの行政チャンネルの有効活用を図る。また、広聴面では、Ｅメールの活用やパブリックコメントの活用を図る。さらに、ホームページの携帯電話への対応を図り、災害等の緊急時に、即時に情報入手できるようシステムを整備する。	ホームページ更新事業（災害対応のリニューアル費用は危機管理室にて計上）	広報紙、ＰＣホームページ、携帯電話ホームページ、CATV行政チャンネル等の連携による情報の均衡を図り各メディア間での情報格差の軽減
情報公開・個人情報保護の推進	情報公開システムの整備	市民がまちづくりに積極的に関わるための基盤として、情報公開のためのシステム整備を進める。	条例の運用	平成16年4月より運用
	個人情報の保護	情報公開システムの整備にあわせ、個人情報保護のための条例を制定し、適正な情報管理を図る。	個人情報保護制度導入調査・整備事業	平成17年10月より運用

施策の柱（目標）	施策	施策の目的・概要	主要事業名	目標値等
住民サービスの向上	窓口サービスの向上	市民が複数課・係に相談・申請等を行わずにすむよう、窓口の統一化（ワンストップサービス*）を導入し、充実を図る。 また、各種証明書等発行事務の簡素効率化を図るとともに、住民カードの交付により、市外でも住民票の交付が受けられるシステムの導入を図る。		平成17年４月より導入 各種証明書等発行窓口の拡大

主要事業

施策	主要事業名	主要事業費（千円）
各種広報活動の充実	広報紙発行事業	90,000
各種広聴活動の充実	広報委員会開催事業	105,000
ホームページを介した広報・広聴及び住民サービスの充実	ホームページ更新事業（災害対応のリニューアル費用は危機管理室にて計上）	1,000
個人情報の保護	個人情報保護制度導入調査・整備事業	2,000

第3節

市民・行政協働のまちづくりの推進（市民参画）

基本認識

○三位一体改革、市町村合併などによる地方分権の推進により、国と地方公共団体の役割が大きく変化する一方で、少子高齢化、国際化、高度情報化の進展、産業構造の変化、環境問題などにより、市民の生活様式や価値観が多様化し、様々な課題に直面しています。

○課題の克服には、市民が主体となり、情報を共有しながら、市政に積極的に参画し、お互いに協働してまちづくりを推進していくことが重要となっていますが、現状では市民の参画は十分とはいえず、施策各般にわたり市民の要望が十分反映されていない現状があります。

○今後の行政運営を円滑に推進して行く上で、市民、議会、行政三者の役割と責任を明確にする制度の確立が必要となってきます。

基本方針

○市民参加による自治基本条例の制定に向けた取り組みを行います。

○市民ニーズの把握及び市民との情報の共有化、各種審議会等への市民参加の推進、パブリックコメント（市民提案）制度の確立、行政評価（施策評価）システムにおける市民参加による委員会の設置、市民参加による補助金見直し機関の設置、住民投票制度の検討など、市民参加機会の充実に努めます。

○市民の自主的なまちづくり活動の育成、まちづくりＮＰＯやボランティアなど、市民が主体となった各種団体の育成とこれらとの連携によるまちづくりの展開を図ります。

○地方分権に対応できる職員の意識改革及び能力開発に努めるとともに、国・県との新たな関係の下での各種制度の整備を進めます。

計画

施策の柱（目標）	施策	施策の目的・概要	主要事業名	目標値等
市民との役割分担の明確化	自治基本条例の素案作成	市民参加により、本市のまちづくりの基本となる自治基本条例の素案を作成する。	自治基本条例素案作成	平成17年度作成
	市民の役割についての意識の啓発	個人や地域等で解決できる問題への取り組みや自主的なまちづくり等について、活動意識の啓発に努め、積極的な参加、協力を促す。	自治基本条例の運用	平成18年度から運用
市民主体のまちづくりの促進	地域審議会の活動支援	旧土居町、新宮村地区のまちづくりを主体的に担う地域審議会の活動を支援する。		地域審議会の定期的開催
	各種計画策定段階における住民参加促進	各種計画の策定段階から住民参加の促進を図り、意向の反映に努める。	自治基本条例の運用	平成18年度から運用
	パブリックコメント制度の確立	各種計画の立案に対して、広く市民等の意見を伺い反映させるため、インターネット等を活用したパブリックコメント制度の確立を図る。	パブリックコメント制度確立	平成18年度確立
	行政評価システムの整備	施策・事業のムダをなくすとともに、「計画～実施～評価・改善～計画～実施～」という行政サイクルの確立、まちづくりの目標に対する一貫性のある取り組みを助長するため、施策・事業進行管理・評価手法の確立及び市民参加による行政評価システムの整備を進める。	行政評価システム構築	平成18・19年度試行 平成20年度から実施

施策の柱（目標）	施策	施策の目的・概要	主要事業名	目標値等
市民主体のまちづくりの促進	住民投票制度の検討	市のまちづくりの方向を左右する重要な課題について、直接市民に可否を問う住民投票制度について検討を進める。	自治基本条例の運用	平成１８年度から運用
	まちづくりＮＰＯ・ボランティアの支援・育成	まちづくりにおいて重要な役割を担うＮＰＯやボランティアを支援・育成し、市民参加と協働のまちづくりを促進する。	推進施策計画策定 ボランティア活動支援拠点の整備	平成１７年度策定 平成１８年度整備 ＮＰＯ法人化300%増
行政の対応力の向上	職員意識の改革	協働のまちづくりについて、職員意識の啓発及び能力開発に努める。	人材育成基本方針の策定	平成１８年度策定・運用
	国・県制度への対応	新たなまちづくりの展開や国・県の制度改革に対応した法務の充実を図る。		国・県の制度改革に即応した条例等の整備

主要事業

施策	主要事業名	主要事業費（千円）
自治基本条例の素案作成	自治基本条例素案作成	5,460

第4節

効率的な行政運営の実現（行政改革）

基本認識

○地方分権の推進にともない、国と地方自治体は対等の関係となるような様々な制度改善がされました。これにより地方行政においては自己決定・自己責任が原則となり、その政策立案能力等の違いが行政サービスの内容や地域の活力を大きく左右する時代になりつつあります。これに対して、行政に対して高度で多様なサービスの需要が高まり、専門性を持つ職員を育成していく必要があります。

○NPOやボランティア団体の台頭に見られるように、行政に頼らない新たな公共空間が形成されつつあり、両者の間で「協働」という意識が芽生え始めています。こうした動きは、これからのまちづくりをより多層化する要因として適切に捉えていく必要があります。

○合併に伴い、旧構成団体の職員をすべて新市に引き継いだため、同規模団体や総務省が定める類似団体数値と比較すると職員数が多い状況にあります。このため、行政に対する高度で多様なサービスの需要に対応しつつ、合併の本来の目的である行政の合理化・効率化を図るため、職員数の削減を図る必要があります。

基本方針

○企画立案機能の強化や行政評価システム（施策・事業評価手法等）の確立、柔軟な組織づくりなどにより、施策・事業の効率的実施を図ります。

○事務改善の推進や行政の情報化推進、適性を考慮した人材活用及び資質向上に努めます。

○合併後の行政の効率化を一層推進するため、スクラップ・アンド・ビルドによる公共施設の統廃合や新庁舎の整備を図ります。

○地方分権に対応するとともに、隣接市町との連携のもとに広域的な計画を踏まえた各種施策を推進し、広域行政サービス・ネットワークの構築に向けた積極的な対応を図ります。

○上記各方針を実現させるための具体策として下記の計画等を策定し、推進していきます。

・行政改革大綱

・行政改革大綱実施計画（集中改革プラン）

・定員適正化計画

・アウトソーシング*計画（ガイドライン編・実施計画編）

・公共施設統廃合将来計画

計　画

施策の柱（目標）	施策	施策の目的・概要	主要事業名	目標値等
計画行政の推進	計画的・戦略的な施策の推進	地方分権化に伴うまちづくりにおいて求められる、自治体独自の施策事業を打ち出すとともに、最小限の事業費で最大限の効果を得ることをめざして、計画的・戦略的な施策の推進を図る。	総合計画実施計画の運用	平成18年度から運用
施策・事業の効率的実施	施策調整機能の強化	庁議における政策立案機能の強化等、各課にまたがる行政課題に対する施策・事業の円滑な調整が図れる体制整備を確立する。	行政改革大綱実施計画の運用	平成18年度から運用
	施策・事業進行管理・評価手法の確立	情報公開及び行政の説明責任という観点から、行政運営の透明性を確保するため、基本計画における施策の目的に照らして、実施計画の効果を評価し、行政評価も合わせて、必要に応じた見直しを推進する。	行政評価システム運用	平成18・19年度試行 平成20年度導入

施策の柱（目標）	施策	施策の目的・概要	主要事業名	目標値等
施策・事業の効率的実施	時代に適合した組織づくり	社会情勢、行政需要の変化に対応し、組織・機構を適宜見直し、効率的な行政組織の整備を図りながら重要施策等に対しては、プロジェクトチーム制*の導入など機動性のある行政運営を図る。	行政改革大綱実施計画 組織評価システム（バランス・スコアカード*）の運用	平成18年度から運用 平成20年度から運用
事務改善及び行政の情報化の推進	行政組織のスリム化及び民間委託	行政組織のスリム化と効率的な事業の推進を図るため、民間委託や民間への移管が可能な事業について検討を進める。	アウトソーシング計画策定	平成17年度策定・運用
	公共施設の効率的活用	公共施設の効率的運営を図るため、スクラップ・アンド・ビルドによる統廃合を推進する。また、本庁方式へ移行するための新庁舎の整備により事務の効率化を図る。	新庁舎建設事業	平成25～26年度建設
	文書管理の推進	文書情報の電子化（マイクロフィルム化*）の推進とファイリングシステム*の適正な運営等により、事務の効率化を図る。	行政改革大綱実施計画の運用	平成20年度から運用
	行政情報システムの整備	文書の電子化による管理簡素化を図るとともに、電子決裁システム*を導入し事務の効率化を進める。	行政改革大綱実施計画の運用	平成20年度から運用
人材の有効活用及び資質向上	職員数の適正化及び適材適所の人材活用	簡素で効率的な行政運営のため、定員適正化計画に基づき職員数の抑制、適材適所の人員配置を行う。	定員適正化計画の策定	平成17年度策定・運用 10年間で260人削減
	職員研修の体系化・自主研修の促進	研修体系の充実・強化を図るとともに、自己啓発を促す職場づくり、自己啓発意欲の助長に努める。	人材育成基本方針策定 （研修に関する基本的な方針の策定）	平成18年度策定・運用
地方分権への対応	職員意識の改革	コスト意識の高い職員、改革性、創造性を持つ職員の育成に努める。		
	各種制度の整備・充実	行政改革の推進及び市民参加の拡大等により地方分権時代に対応した行政体制の整備・確立を図る。	行政改革大綱・実施計画の運用	平成17年度策定・運用
	政策形成能力の向上	自らの責任で考え、判断し、新しい課題に対応できる職員の育成に努める。	人材育成基本方針策定 （研修に関する基本的な方針の策定）	平成18年度策定・運用

施策の柱（目標）	施策	施策の目的・概要	主要事業名	目標値等
広域的な施策連携の強化	広域業務の充実	広域の事業・活動を支援するほか、関係市町村との連携を密にし、適切な管理運営を図る。また、関係自治体との地域間交流など地域の活性化に係わる事業の推進を図るとともに、人材の育成、財政負担の適正化に努める。	四国中央サミットの運用・観光連絡協議会の強化等	広域行政ネットワークの構築
	共通課題に対する施策連携の強化及び本市の役割の明確化	県境を越えた広域的な地域づくり・課題解決を図るため、四国の交流拠点都市をめざす本市の役割を明確にしながら近隣市町村との施策連携に努める。		広域行政ネットワークの構築 総合計画の施策の推進
広域的な住民サービスの充実	公共施設利用等各種住民サービスの向上	市民の日常生活の広域化に対応し、公共施設の相互利用、情報のネットワーク化など広域的な連携を推進し、市民サービスの向上に努める。		広域行政ネットワークの構築

主要事業

施策	主要事業名	主要事業費（千円）
公共施設の効率的活用	新庁舎建設事業	5,500,000

行政改革大綱の概要

平成17年度から同21年度までの５年間において行う行政改革の大綱。その背景と必要性を解説し、新市にふさわしい「協働のまちづくり」を進めます。下記の６項目を重点事項として定め、具体策としては項目ごとに目標数値を掲げた実施計画（集中改革プラン）を策定し、これに基づき実践していきます。

（平成17年８月策定）

《重点事項》

（１）徹底的な事務事業の見直し

○事務事業の整理合理化

○アウトソーシング（民間委託・民営化）の推進

（２）定員管理・職員給与の適正化と人材の育成

○定員適正化計画による人員削減

○職員給与の適正化

○分権時代にふさわしい人材の育成

（３）自主性・自律性の高い財政運営の確保

○財政運営の健全化とわかりやすい財政状況の公表

○市税等の徴収率の向上と受益者負担の適正化

○補助金の適正化

○公共工事コストの縮減

（４）時代に即応した組織・機構等の見直し

○組織のスリム化と目標管理

○公営企業・公社等の経営健全化

○電子自治体の推進と市民サービスの向上

（５）公正の確保と透明性の向上

（６）市民参加の推進

行政改革大綱実施計画（集中改革プラン）の概要

行政改革大綱に基づき、項目ごとの改革手法と可能な限りの数値目標を設定した計画。その進行管理については、計画（Plan）→実行（Do）→評価（Check）→改善（Action）の「PDCAサイクル*」を導入し、進行状況を行政改革調査特別委員会に報告し評価をいただくとともに、インターネット等でも公表し広く市民から意見を求め、行政改革推進本部において改善し、新たな計画に反映させていきます。

（平成18年３月策定）

定員適正化計画の概要

合併の主目的でもある人件費の削減のため、施設管理の民間委託・民営化などを進め、適正な組織機構改革を実施しながら当面5年間で110人、10年間で260人以上の職員数の削減を図ります。削減手法としては、新規採用者数を退職者数の3分の1以内に抑えますが、団塊の世代など退職者が多い年に際しても平準化した採用に努めるとともに、勧奨退職制度*等の活用により、さらなる職員数の削減を図ります。

（平成17年9月策定）

アウトソーシング計画（実施計画編）の概要

「民間でできることは民間へ」の視点にたち、公共施設管理の民間委託・民営化を進めるための具体的な計画です。アウトソーシングする業務、施設、時期等を具体的に示し、計画的かつ段階的に実施していきます。

（平成18年３月策定）

公共施設統廃合将来計画の概要

合併により四国中央市における公共施設数は、類似団体の同数よりも比較的多くなっています。こうした状況は、職員数の削減に支障をきたす要因ともなっており、上記のアウトソーシングを進めるほか、同様な施設の統廃合を図ることも合併の本来の目的であるといえます。市民サービスの低下につながらないよう注意しつつ、統廃合が可能な施設の抽出、その手法及び時期等を計画します。

（平成18年３月策定）

エコトピアひうち
土居斎宛
豊岡出張所
消防署土居分署
土居総合支所庁舎
1000m 0 1000 2000 3000

川之江浄化センター
消防署川之江分署
アイ・クリーン
川之江コミュニティセンター
生きがい研修センター
川之江総合支所庁舎
三島川之江港港務所
水道局庁舎
消防署三島分署
消防本部
川滝出張所
新宮配水管理事務所
川之江斎苑
柳瀬配水管理事務所
松柏出張所
富郷配水管理事務所
四国中央市庁
中田井浄水場
クリーンセンター
伊予三島斎場
消防署新宮分署
寒川出張所
新宮火葬場
嶺南支所
三島浄化センター
新宮総合支所庁舎
伊予三島清掃センター
消防署嶺南分署

主要公共施設

第5節

健全な財政運営の推進（財政運営・財政改革）

平成16年度決算 市の家計簿を公表します

平成16年度に行った主な事業

特別会計の決算状況

企業会計の決算状況

一般会計の決算状況
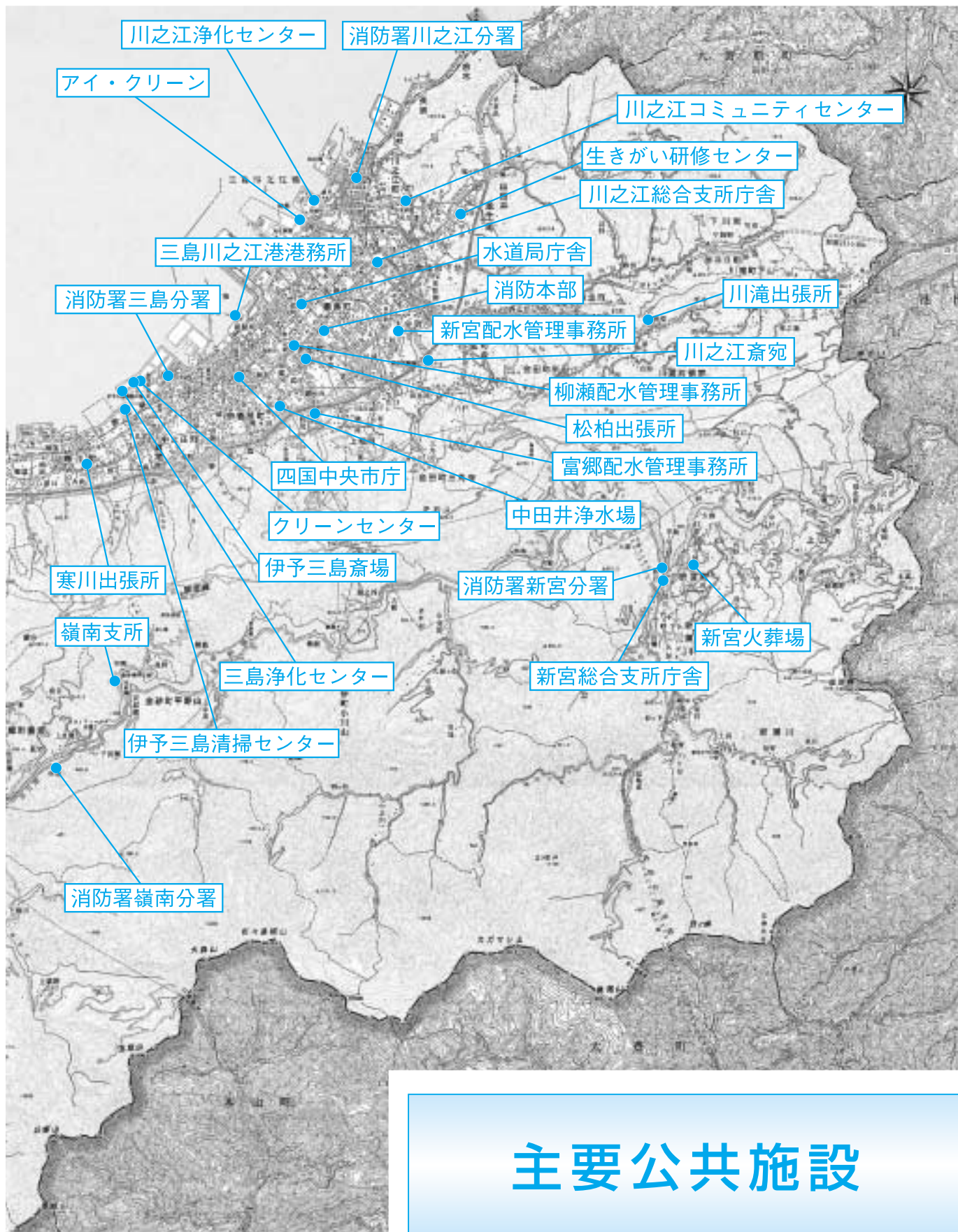
基本認識

○平成16年度の本市の財政力指数*（単年度）は0.811と高く、財源に恵まれているといえます。しかしながら財政の弾力性は必ずしも保たれているとはいえず、単年度の起債制限比率*が15.5％と非常に高い水準にあるため、17年度から７年間の公債費負担適正化計画を策定することとなりました。

○近年の不安定な経済状況を反映し、本市の財政においても収入の根幹をなす市税収入の大きな伸びは期待できないとともに、国の「三位一体の改革」に示されるように地方交付税も縮減傾向にあります。

○少子高齢化に対応する施策をはじめ、今後とも増大すると予想される財政需要に的確に対応し、さらに合併によって生じる新たな財政負担に耐えうる柔軟な足腰を備えた財政運営が強く望まれます。

○職員給与については、合併に伴い、現給保障を基本に統一給料表を適用することとしましたが、旧構成団体間の給料格差是正を早急に行う必要があります。

基本方針

○公債費負担適正化計画に基づき、可能な限り繰上償還、減債基金*の積立等を図り、起債制限比率を13%以下に抑えます。

○市税、使用料・手数料など自主財源の拡充に努めるとともに、合併特例債の効果的な活用、その他、国・県補助金等の特定財源の適切な確保に努めます。

○歳出については、行政改革の推進と経費全般の徹底した見直し、まちづくりにおける市民・企業との役割分担の明確化等により節減合理化を進め、事業の適正な執行とコスト意識の醸成に努めます。

計画

施策の柱（目標）	施策	施策の目的・概要	主要事業名	目標値等
財源の確保	課税客体の把握・収税体制の強化・口座振替等の推進	財源の確保を図るため、課税客体の把握に努めるとともに、臨戸徴収や法的処分の実施等に対応する収税体制を強化して税の公平を確保する。 また、口座振替による納税の簡素化をＰＲするとともに、納税意識の向上を図り、口座振替を促進する。	口座振替促進事業（金融機関等への協力依頼等） 滞納整理組織の設立	口座振替加入率35%
	手数料・使用料等の適正化	住民負担の公平確保の観点と受益者負担の原則に立ち、関係事務費の動向に即応して見直しを行い、その適正化を図る。	行政改革大綱実施計画の運用	平成18年度から運用
	国への税制・財源配分制度等の改善要請	地方分権に対応し、地方自治体の経営基盤の確立を図るため、税制度・財源配分制度等の改善を国・県に対して要請する。	各種陳情等	平成18年度から実施
	国・県事業の効果的な導入	事業計画において、本市の課題解決のために有効な国・県の補助事業の積極的かつ有効な活用に努める。	総合計画実施計画の運用	平成18年度から運用
	地方債の効果的な活用	事業計画において、健全財政の確保を基本としながら、地方債*の有効な活用に努める。	公債費負担適正化計画の運用	起債制限比率13%以下
財政運営の適正化	経常経費の節減	事務事業の全般的見直しを行い、コスト意識を持ち、創意と工夫により経常経費の節減に努める。	行政改革大綱実施計画の運用	平成18年度から運用
	補助金等の見直し	補助金等の適正かつ効果的な交付を行うため、補助金等の公益性、行政的効果等事業内容を十分精査し、市民参画による抜本的な見直しを行うとともに、補助団体の自立を促進するために補助金の終期を設定する。	補助金見直し機関の設置	平成17～18年度で見直し

施策の柱（目標）	施策	施策の目的・概要	主要事業名	目標値等
財政運営の適正化	総合計画に基づく戦略的な財政支出の推進	総合計画に基づき、施策・事業の戦略的・重点的な実施を図るため、財政支出の重点化を図る。	総合計画実施計画の運用	平成１８年度から運用
	ＰＦＩ*事業による施設整備の検討	民間の活力を導入したまちづくりを進めるため、ＰＦＩ法に基づく施設整備の可能性について検討を進める。	行政改革大綱実施計画の運用	平成１８年度から運用
	企業会計の導入等によるコスト意識の醸成	財政状況を的確に把握し、健全財政の確保を図るため、企業会計の導入等による財政評価を行い、全庁的なコスト意識の醸成を図る。	行政改革大綱実施計画の運用	平成１８年度から運用

主要事業

施策	主要事業名	主要事業費（千円）
課税客体の把握・収税体制の強化・口座振替等の推進	口座振替促進事業（金融機関等への協力依頼等） 滞納整理組織の設立	1,000

第5章

安心できる暮らしをつくる

（健康・福祉都市）

ライフステージに応じた健康づくりを推進するとともに、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる福祉社会の創造をめざします。

第1節

健やかな市民生活の実現（保健・医療）

基本認識

○本市には病院９（総合病院２）、診療所57、歯科診療所35の医療機関が設置されており、医療ニーズはほぼ充足していますが、脳疾患や心疾患、小児救急など高度救急医療への対応が求められている現状です。

○寝たきり等在宅要介護者の歯科医療に対する需用が増加していますが、訪問歯科体制が十分に整っていない状況です。

○多様化かつ高度化する市民のニーズに的確に対応するためには、地域の医療機関相互の機能分担を明確にし、保健・医療・福祉の連携を図ることによって、効率的な医療サービスを提供する必要があります。

○高齢化が進む中で生活習慣病の増加とこれに起因する寝たきりや認知症*が増加傾向にあること、虫歯や歯周病による歯の喪失が健康に影響を与えていること等により、生活の質が損なわれることが問題となっています。

○健康寿命*（健康で長生き）の延伸と生活の質の向上を図るために、生活習慣病の予防や健康増進への取り組みが重要です。

○少子化の中で親子を取り巻く状況は、妊娠・出産・育児について問題が多様化しており、安心して生み育てるための総括的な支援が必要です。

○社会生活環境の変化に伴いストレスの増大によるこころの健康を損なう人が増加傾向にあり、こころの健康づくりへの取り組みが課題です。

◯市民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組むことができるよう、保健センターを健康づくりの拠点として総合的な支援に取り組む必要があります。
◯老人医療については、医療費は増大を続けており、保険財政を圧迫しています。
◯高齢社会に対応し、高齢者が安心して良質かつ適切な医療が受けられる医療制度の抜本的な改革による、長期的・安定的な医療保障の確立が望まれます。
◯県補助事業として、重度心身障害者、乳幼児及び母子家庭を対象に、また市単独事業として、心身障害者、乳幼児の医療費の自己負担分を助成しており、保健の向上と福祉の増進に寄与しています。
◯各種医療制度について、制度の充実と安定的維持のため、国における制度化が望まれます。

基本方針

◯乳幼児健康診査など母子保健対策の充実を図ります。
◯健康診査や各種がん検診、訪問指導、健康相談・指導、各種健康教室など生活習慣病対策を核とした保健事業の充実を図ります。
◯各種保健事業や健康づくりの支援活動を支えるマンパワーの確保に努めます。
◯福祉分野との連携を強化し、乳幼児や高齢者、障害者に対する地域でのケア機能の強化を図ります。
◯年代やライフスタイルに応じた健康づくりの促進や意識啓発に努めるとともに、健康づくり拠点施設の充実を図ります。
◯市内医療機関の一層の充実を促進するとともに、病院と診療所の連携及び広域的な医療ネットワークの充実により、初期治療から高度な医療サービス、救急医療に対応した地域医療体制の確立をめざします。
◯疾病の予防、早期発見・早期治療に的確に対応できる保健と医療のネットワーク体制づくりに努めます。

計画

施策の柱（目標）	施策	施策の目的・概要	主要事業名	目標値等
母子保健対策の充実	母子健康教育の充実	妊婦やその家族を対象とし、保健知識や育児方法等の普及を図るための教室を開催する。	両親学級 母子健康手帳の交付及びすくすく育児ノートの発行 フォロー教室 歯の健康教室 育児学級	両親学級参加率35%
	乳幼児健診・訪問指導・相談等の充実	乳幼児健診や育児相談事業を実施し、疾病の早期発見に努めるとともに、育児不安の軽減や育児支援を行う。 また、妊娠・出産・育児に対する個別相談や訪問指導の充実を図る。	4か月児・1歳6か月児・3歳児健診 育児相談・発育発達相談 妊婦・乳児一般健康診査 訪問指導 不妊治療費助成事業	乳幼児健診受診率の向上90%以上 育児が楽しいと答える親の増加 妊婦一般健康診査受診率95%以上 乳児一般健康診査受診率75%以上 第1子新生児への家庭訪問全数実施
	思春期保健対策の充実	命を大切にし思いやりのある子どもの育成に努める。	思春期教室	学校保健と連携し思春期教室を開催する学校の増加
市民主体による健康づくりの支援	保健知識の普及及び意識啓発活動の推進	市民一人ひとりが、健康の維持増進、生活習慣病予防のために必要な知識（食事・運動・休養など）と意識を高める。 また、市民の心身の健康増進を図るため、食育基本法に基づき、健全な食生活の実現を推進する。	健康手帳交付 各種健康教育 各種健康相談 各種訪問指導	壮年期からの健康教育を年間50回実施(糖尿病予防教室・高脂血症予防教室・歯の健康教室・禁煙教室等) 健康相談を年間200回実施(保健センター・公民館等) 運動教室年間100回実施(自主サークル含む)

施策の柱（目標）	施策	施策の目的・概要	主要事業名	目標値等
市民主体による健康づくりの支援	各種健（検）診及びフォロー体制の充実	市民一人ひとりが疾病の早期発見・早期治療とともに、自らの健康状態や生活習慣の見直しができるよう、各種健（検）診やフォローの充実に努め、生活習慣病の予防、健康増進を図る。	健康診査事業 健診結果報告会 訪問指導 歯科検診事業	健康診査受診率40% がん検診受診率30%(対象者の正確な把握) 要指導者に対する健診結果報告会や健診後訪問等によるフォロー90% 年１回歯科検診を受ける人の増加
	健康管理システムの整備・活用	市民の健康情報のデータベース化を進め、個人に応じた保健指導や地域特性の把握（統計等）に活用し効果的事業につなげる。	データバンクシステム	データを活用した保健事業の拡大
	健康づくり推進体制の充実	市民参加型健康づくりの体制を推進する。	健康づくり推進協議会	協議会の年１回の開催
	健康づくりを支援する人材の確保・充実・連携強化	自主グループやボランティアの育成、確保、資質の向上を図る。また、連携や情報交換を図ることにより円滑な支援を行う。	食生活改善推進事業	地区栄養学級参加人数 年間3500人
	健康づくりを支援する環境整備	健康づくりの拠点となる施設、安全に運動できるコースや公園の整備や公共施設における完全禁煙化をめざす。また、地域における健康づくり運動の展開、意識啓発を行う。	健康まつり	健康づくりに公共施設を利用する人の増加 市の公共施設を完全禁煙化 健康まつりの参加者数1000人
介護予防対策の推進	認知症・寝たきり予防の体制整備	心身ともに自立して健康に生きられる期間（健康寿命）を延伸するため、保健・医療・福祉の枠を越えた体制整備を図る。	各種老人保健事業	認知症・寝たきり予防教室・相談を年間20回実施
精神保健対策の推進	正しい知識の普及	こころの健康づくりや精神障害についての正しい知識の普及を図り、関心と理解を深める。		広報紙への年１回の掲載
	相談機能の充実	心の健康、精神障害者の社会復帰、居宅生活等に関する相談について、関係機関との連携を図り適切に応じる。	精神保健福祉手帳 通院医療費公費負担の申請時等随時の相談 心の相談受付	関係機関との連絡会開催の増加

施策の柱（目標）	施策	施策の目的・概要	主要事業名	目標値等
精神保健対策の推進	精神障害者の社会復帰促進及び地域生活の支援	ホームヘルプ*、ショートステイ*等のサービスの提供や、社会復帰施設・作業所の運営補助により、障害者の社会復帰を促進し、自立を支援する。	精神障害者居宅生活支援事業 精神障害者小規模作業所運営事業補助 精神障害者小規模通所授産施設運営事業補助	サービス利用者の増加
各種福祉医療の充実	市民の医療費負担の軽減	疾病等による市民生活の不安を除き、市民の健康の保持増進と福祉の向上を図るため、乳幼児、高齢者、心身障害者、母子家庭の母子等の医療保険の自己負担分について助成する。	乳幼児医療費助成事業 心身障害者医療費助成事業 母子家庭医療費助成事業	医療費助成の拡充
地域医療体制の充実	市内医療機関の充実促進	市内に立地する病院・医院等、医療機関の充実を促進し、また身近な医療から高度の医療まで安心してサービスを受けられる体制の確立を促す。		市内医療機関の充実
	休日・夜間及び救急医療の充実	休日・夜間や救急時における医療を確保するため、在宅当番医制及び病院群輪番制の充実を図る。	在宅当番医制運営事業 病院群輪番制運営事業 急患センター運営事業	初期、一次、二次、三次の救急医療体制の整備
保健・福祉と医療のネットワーク体制の確立	早期発見・早期治療体制の確立	疾病の早期発見・早期治療を図るため、各種健診・検診の結果等に基づく円滑な対応が図れるよう、保健と医療の連携に努める。		健（検）診後、適切な対応ができる人の増加
	情報交換の促進	市民に対する適切な保健・医療対策が図れるよう、関係機関との情報交換に努める。	ケース検討会の設置	情報共有の場の拡大

主要事業

施策	主要事業名	主要事業費（千円）
母子健康教育の充実	両親学級 母子健康手帳の交付及びすくすく育児ノートの発行 フォロー教室 歯の健康教室 育児学級	9,520
乳幼児健診・訪問指導・相談等の充実	4か月児・1歳6か月児・3歳児健診 育児相談・発育発達相談 妊婦・乳児一般健康診査 訪問指導 不妊治療費助成事業	234,620
思春期保健対策の充実	思春期教室	500
保健知識の普及及び意識啓発活動の推進	健康手帳交付 各種健康教育 各種健康相談 各種訪問指導	49,537
各種健（検）診及びフォロー体制の充実	健康診査事業 健診結果報告会 訪問指導 歯科検診事業	744,000
健康管理システムの整備・活用	データバンクシステム	10,597
健康づくり推進体制の充実	健康づくり推進協議会	881
健康づくりを支援する人材の確保・充実・連携強化	食生活改善推進事業	14,840
健康づくりを支援する環境整備	健康まつり	9,711
精神障害者の社会復帰促進及び地域生活の支援	精神障害者居宅生活支援事業 精神障害者小規模作業所運営事業補助 精神障害者小規模通所授産施設運営事業補助	187,000
市民の医療費負担の軽減	乳幼児医療費助成事業 心身障害者医療費助成事業 母子家庭医療費助成事業	4,965,000
休日・夜間及び救急医療の充実	在宅当番医制運営事業 病院群輪番制運営事業 急患センター運営事業	521,000

第2節

支えあう地域福祉文化の構築（地域福祉）

基本認識

○社会福祉を取り巻く環境は、急速な少子・高齢社会の進展等により、介護保険や支援費制度による新しい福祉サービスの推進、サービス利用者の保護制度などの社会福祉基礎構造改革が進められており、大きな転機を迎えています。

○各種の福祉制度や施策を実りあるものとするため、福祉・保健・医療の密接な連携により、各種サービスの充実を図るとともに、行政と民間の役割を明確にしつつ協働して地域を支える仕組みを構築し、ボランティア活動など住民の自主的・積極的な参加による総合的な地域福祉の向上をめざすことが求められています。

○個人の価値観の多様化や余暇時間の増大、社会環境の変化などを背景に、日常生活の質的向上や自己実現を求めて、各分野でボランティア活動への関心が高まっています。また、市民生活に対するニーズも個性化と高度化が進んでいます。

○だれもが生きがいをもって心豊かに暮らせる地域社会を築くためには、行政サービスの充実はもとより、地域で助け合い、市民一人ひとりがさまざまな形でまちづくりに参加し活躍することが必要不可欠です。

○ボランティアなどの市民活動は、公的サービスではできない独自性のある柔軟なサービスを提供するとともに、行政への市民参加、市民と行政の協働を進めていくための原動力になると期待されています。

○活力あるまちづくりのために、市民と行政が連携し、ボランティアなど市民活動を振興するための環境整備が重要です。

基本方針

○地域福祉計画を策定します。

○市民の福祉意識を高めます。

○社会福祉協議会の充実や民生児童委員活動への支援、NPOやボランティア活動の育成・強化など、地域福祉体制の強化を推進します。

計画

施策の柱（目標）	施策	施策の目的・概要	主要事業名	目標値等
福祉意識の高揚	福祉教育・学習の推進	学校教育や生涯学習における福祉教育・学習の推進に努める。また、福祉従事者の専門福祉教育の充実を図る。		全小中学校、公民館等において推進 専門研修会分野ごとに年１回開催
	市民意識啓発の推進	あらゆる機会を通し、地域で支えあう地域福祉推進の市民啓発を図る。	地域福祉フェアの開催	平成18年度より毎年開催
地域福祉体制の基盤整備	地域福祉の円滑な推進	市基本構想・基本計画の方針や施策との整合性図り、福祉分野の個別計画を包括した地域福祉計画を策定し、地域福祉施策の計画的な推進を図る。	地域福祉計画の策定	平成17年度策定・運用
	社会福祉協議会の基盤強化	地区別地域福祉活動（地区社協）、在宅福祉サービス、ボランティア活動の推進に対応する組織面の強化を図るなど、地域福祉推進の拠点としての社会福祉協議会の充実を図る。	社会福祉協議会活動事業	地域福祉推進の拠点施設としての組織体制の確立
	民生児童委員活動の充実	地域における各種の相談活動等を行っている民生児童委員の活動支援に努める。	民生児童委員協議会活動事業	地域福祉活動の第一線推進役としての委員活動の確立
住民参加等の促進	福祉ボランティアの育成・支援	福祉ボランティアを育成・支援するために、活動支援拠点の整備や研修機会の充実を図る。また、地域リーダーの養成を図ると共に団体育成に努め、支えあうまちづくりへの市民参加を促進する。	ボランティア活動支援拠点の整備	市内4か所において拠点施設の整備 ボランティア養成講座、交流集会年１回開催

施策の柱（目標）	施策	施策の目的・概要	主要事業名	目標値等
住民参加等の促進	民間事業者の参入への支援	複雑多様化した生活課題を解決するため、社会福祉を目的とする多様なサービスに対応し、民間の新規事業開発支援を行うなど、適切な民間事業者の参入の促進に努める。		民間参入率80%
情報化の推進	情報の共有化	市報、ホームページ、ケーブルテレビなどの活用により、市民とのコミュニケーションを図り、情報の共有化を図る。特に、高齢者、障害者などへ的確に情報伝達ができる方法を確立する。	福祉情報サービスの提供	月間福祉情報の提供 （録音・点字等の福祉情報サービス含む）
地域福祉システムの構築	総合的な相談体制の確保	地域の身近なところで総合的な相談が受けられ、福祉サービスが適切に利用できる体制の整備を図る。	地域生活相談窓口	地域包括支援センター設置（3か所）
	地域ケアシステム*の充実	制度やサービスの種別、実施主体の相違を越えて、福祉、保健、医療その他生活関連分野にまたがる複数の多様なサービスを適切に組み合わせて、利用者が必要とするサービスを総合的に提供できる体制を整備する。	在宅ケア*チームの編成	地域包括支援センター設置（3か所）
人にやさしいまちづくりの推進	道路・公共施設等のバリアフリーの推進	道路や公園、公共施設等のバリアフリー化を進め、子ども、高齢者、障害者など皆が、安全で快適に暮らせるまちづくりを進める。また、民間施設についても、同様な助言・指導に努める。		バリアフリー化100%
	移動手段の確保	高齢者や障害のある人の日常生活を支援するとともに、社会参加を促進するため、車両貸出や送迎等の移動サービスの充実を図るとともに、運転ボランティア等の育成に努める。		民間事業者による移動サービス体制の整備 平成18年度移送特区認定
	要援護者の緊急・災害時の安全対策と防犯・防災対策の確立	緊急及び災害時における要援護者（一人暮らし高齢者・寝たきり高齢者及び障害者など）の支援体制の確立に努める。	災害時等要援護者支援対策マニュアル*の策定	平成18年度策定・運用

主要事業

施策	主要事業名	主要事業費（千円）
市民意識啓発の推進	地域福祉フェアの開催	5,000
地域福祉の円滑な推進	地域福祉計画の策定	889
社会福祉協議会の基盤強化	社会福祉協議会活動事業	970,000
民生児童委員活動の充実	民生児童委員協議会活動事業	270,000

第3節

誰もが安心して暮らせる生活の支援
（高齢者・障害者・低所得者等）

基本認識

○本市においては、平成16年4月には全国平均を上回る高齢化率22.5％を示し、その後も年々増加し、平成19年には24.9％になる見込みです。また、認知症高齢者も年々増加しており、平成17年４月には65歳以上の高齢者における認知症の出現率は14.7％となっております。

○市民の一人ひとりが長生きして良かったと実感できる、長寿社会の確立が課題となっており、高齢社会にふさわしい地域システムの構築をめざして、行政と民間が連携して保健福祉サービスの拡充、高齢者の自立支援やみんなで支えあう地域づくりが求められています。

○高齢者が気軽に集い、心身の健康増進やレクリエーションを楽しめる場として、各地域に老人つどいの家を整備しており、現在12か所に設置しています。経年による建物の老朽化や高齢者のニーズの変化から、計画的な建て替え等の再整備が必要となっています。

○特別養護老人ホーム及び養護老人ホームについては、施設の老朽化が進んでいるほか、入所者一人ひとりの状況に対応したケアを提供するためのユニットケア*（個別ケア）への転換が求められるなど、ハード面での整備充実が求められています。

○障害者の高齢化が進んでおり、保健、医療、福祉の連携により、障害児者のライフステージに応じた健康づくりや多様なニーズに対応した福祉の充実、地域生活支援を図る必要があります。

○障害者の通所施設等が未設置であり、通所及びリハビリ等ができ、社会参加を促進するための複合的な施設が求められています。

○障害者施設は、在宅支援の拠点として位置付け、現行施設の拡充強化及び支援施設の整備を図る必要があります。

○共に暮らす地域づくりをめざし、公共施設等のより一層のバリアフリー化を図る必要があります。

○長引く景気低迷による経済的影響や高齢化社会の進行等により、本市でも被保護世帯は僅かに増加する傾向がみられます。平成16年４月現在の保護状況は289世帯・387人、世帯保護率は8.53‰ですが、他市に比較すれば依然低い位置にあります。

○被保護世帯全体のうち高齢世帯が半数を占め、さらにその９割が単身世帯となっており、親族がなく地域との交流が希薄であるなど社会的に孤立している事例が多くみられます。

基本方針

○高齢者については、介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画の策定を行い、生活支援、介護予防に重点を置いた介護給付及び各種保健福祉サービスの充実を進めます。

○生涯学習活動や就労機会の拡充などによる、社会参加の促進や生きがいづくりの支援に努めます。

○障害のある人も地域で自立し、生きがいのある生活がおくれるようにノーマライゼーションの理念のもとで、新たな制度改正を踏まえた障害者計画を策定します。

○あらゆる相談に応じられる体制の整備、障害者が安心して暮らせる生活の場の確保やライフステージの各段階に応じた在宅及び施設サービスの提供、発達障害も含め、障害のある子どもに対する早期療育及び教育の推進、生活支援の充実を図ります。

○障害のある人の社会参加を促進するため、公共施設等のバリアフリーなど、生活環境の改善に努めるとともに、スポーツ・文化活動への参加促進、障害の有無を乗り越えた相互理解の促進及び障害のある人の権利擁護対策の推進を図ります。

○低所得者など経済的に困窮する市民に対しては、要保護世帯の的確な把握や相談・指導の充実に努めるとともに、自立した生活の安定化に向けて就労支援など自立更生の促進に努めます。

計画

施策の柱（目標）	施策	施策の目的・概要	主要事業名	目標値等
介護保険給付の推進	サービス提供基盤（介護関連施設・人材等）の充実促進	サービス提供基盤を確保するため、民間を含め多様な事業主体によるサービス供給体制づくりを進め、官・民の連携によるサービス提供体制の充実を図る。	介護保険事業計画策定	介護保険事業計画のサービス見込み量をもとに整備
	ケアマネジメントの充実促進	市の保健・福祉サービスや医療サービスを含めた各種民間サービスなど、社会資源の有効な活用によるケアマネジメントの充実を促進する。また、社会福祉法人、医療法人などとの連携によりケアマネジャー*の育成を図り、ケアマネジメント体制の充実を図る。	地域包括支援センター設置	地域包括支援センターが中心となった多職種協働・連携の実現や包括的・継続的マネジメントの支援
	アセスメントの推進	利用者の立場に立った介護サービスの充実を図るため、サービス評価を実施し、サービスの質の向上を促進する。	地域包括支援センター設置	地域包括支援センターによる軽度者のマネジメントの適正化及び要介護者のマネジメント支援
	介護保険事業計画の見直し及び制度改革への対応	介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画の速やかな見直しを図るとともに、国の制度改革への的確な対応を図る。	介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画　策定	平成17年度に策定・運用
高齢者の介護予防・日常生活支援等の充実	高齢者等の生活支援事業の推進	一人暮らし等の高齢者世帯等が、住み慣れた地域の中で引き続き生活していくことを支援し、高齢者の保健福祉の向上を図る。	高齢者向け優良賃貸住宅整備事業	日常生活全般をサポートする体制の構築
	介護予防の強化	高齢者の生きがいと社会参加を促進し、家に閉じこもりがちな高齢者等に対し、通所等による各種サービスを提供し、自立生活の助長及び要介護状態にならないよう、介護予防の強化を図る。		転倒予防教室等の介護予防教室の充実 予防知識の普及・啓発

施策の柱（目標）	施策	施策の目的・概要	主要事業名	目標値等
高齢者の介護予防・日常生活支援等の充実	認知症高齢者の在宅支援の充実	認知症について正しい理解を深め、認知症高齢者が、出来るだけ長く住み慣れた地域で引き続き生活できるよう支援する。		ボランティア（認知症サポーター）や地域住民同志の互助の充実 地域のかかりつけ医のサポート
	家族介護支援の充実	高齢者を介護している家族の身体的、精神的及び経済的負担の軽減を図り、在宅生活の継続向上を図る。		介護教室事業等の充実 相談体制の充実
	在宅介護支援・相談業務の充実	地域の要介護高齢者の実態の把握、介護予防、各種の保健福祉サービスが総合的に受けられるよう、在宅介護の相談・指導・助言を行う。		地域包括支援センター等の相談窓口の充実
	緊急通報システムの充実	一人暮らし高齢者等の緊急事態発生時の不安の解消を図るため、緊急通報装置の設置促進等、システムの充実を図る。		設置拡大
高齢者の生きがい対策の充実	老人クラブの活動支援	在宅の高齢者が生きがいのある日常生活を楽しめるよう、老人クラブの活動支援を図る。		会員数・クラブ数の増加 クラブ活動の充実
	シルバー人材センターの育成	高齢者の技能・経験を活かした社会参加を促進するため、シルバー人材センターの育成を図る。	ワークプラザ*建設事業	事業強化の支援 会員数の増強と就業機会の拡大
	高齢者の学習活動の促進	県等関係機関との連携を図りながら、高齢者の生涯学習機会の充実を図る。		参加機会の拡大 講座内容の充実
	施設整備事業の推進	在宅での生活が困難な高齢者のための入所施設の計画的な施設整備の充実を図る。	養護老人ホーム整備事業 豊寿園拡張・改築事業	養護老人ホーム「敬寿園」改築 特別養護老人ホーム「豊寿園」改築・駐車場整備
保健・医療対策及び障害のある人の地域生活の支援	各種相談・情報提供の充実	身体障害者手帳、療育手帳の申請、補装具、各種手当、知的障害者援護施設入所等、障害のある人やその家族等の相談に相談支援システムを活用し相談業務の充実を図り、適切なアドバイスに努める。また、ケアマネジメント制度の拡充を図り、障害者の地域生活支援を促進する。	地域生活総合相談窓口	平成17年度設置・活用
	障害・障害者に対する正しい理解の促進	広報等の活用により、障害や障害のある人に対する正しい理解の促進を図る。		市報へ年4回の定期掲載

施策の柱（目標）	施策	施策の目的・概要	主要事業名	目標値等
保健・医療対策及び障害のある人の地域生活の支援	障害の予防・早期発見の推進及び発達障害への対応	保健事業の推進による生活習慣病予防等、障害の発生要因の低減に努めるとともに、健診や各種相談に基づく障害の早期発見・早期療育体制の確立、発達障害への対応を図る。		療育ネットワークの確立
	障害者の自立を支援する福祉サービスの提供	障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう障害者計画・障害者福祉計画を策定し、在宅･施設等の各種障害者福祉サービスの円滑な提供を図るとともに、障害のある人・難病患者等への総合的な支援に努める。	障害者計画等策定	平成18年度策定・運用
	経済的な支援の充実	障害のある人や難病患者をもつ世帯の経済的な支援を図る。	心身障害者手当	難病患者手当の支給
	当事者団体の育成・支援	各種団体の自主的な活動への支援に努めるとともに、相互の交流を促進する。	障害者福祉団体連合会育成事業	当事者団体の自主的運営体制の確立
	雇用・就業の促進	民間企業の理解・協力のもと、障害のある人の雇用を促進するとともに、共同作業所や授産施設等、障害のある人の自立促進の場の充実を促進する。	共同作業所運営事業 共同作業所改築事業 通所授産施設設置補助	就労支援体制の確立
	緊急通報システムの充実	携帯電話等を活用した情報伝達システムの構築に努め、災害時要援護者への対応を図る。		平成18年度実施
	障害者福祉施設の充実	総合的機能を有した障害者福祉の拠点施設整備や既存の施設の改修等による整備を図る。	障害者福祉センター建設事業	平成19年度　太陽の家施設改修 平成22年　知的障害児デイサービス*
生活の援護及び自立の促進	相談・指導の充実	生活に困窮する市民に対する相談及び自立更生のための指導充実を図る。		相談・指導体制の確立
	実態把握の推進	必要とする支援が的確に実施できるよう、生活の実態把握に努める。		地域ネットワークの確立
	生活保護の適正実施	生活の保護を必要とする市民に対し生活保護制度の適正な運用を図る。		実施体制の整備
	災害援護対策の推進	災害によって生活の維持が困難となった市民に対する援護対策に努める。		援護対策の適正運用
	就業の促進	自立を促すため、就業意欲の向上を図るとともに、民間における雇用の促進に努める。		雇用促進体制の整備

特別養護老人ホーム 豊寿園
土居福祉センター
四国中央市社会福祉協議会 土居支部
共同作業所 しゃぼん玉
土居老人憩いの家
土居保健センター
1000m 0 1000 2000 3000

四国中央市社会福祉協議会 川之江支部
共同作業所 あおぞら
川之江保健センター
川之江老人憩いの家
養護老人ホーム 敬寿園
共同作業所 ココロン
四国中央市保健センター
知的障害者更生施設 太陽の家
四国中央市社会福祉協議会
老人福祉センター
新宮保健センター
国民健康保険新宮診療所
新宮歯科保健センター
特別養護老人ホーム 萬翠荘
高齢者生活福祉センター
四国中央市社会福祉協議会 新宮支部

高齢者・障害者福祉施設
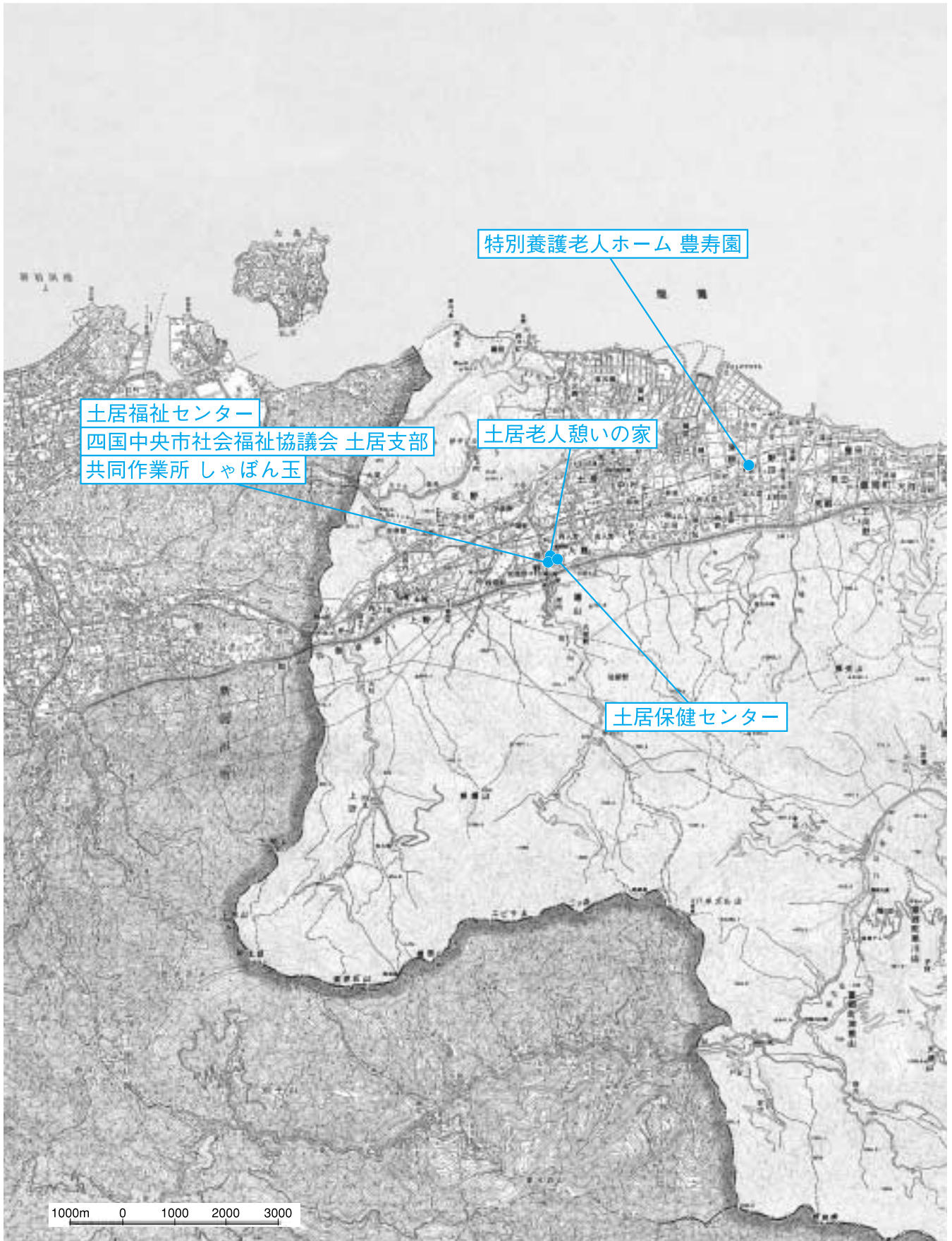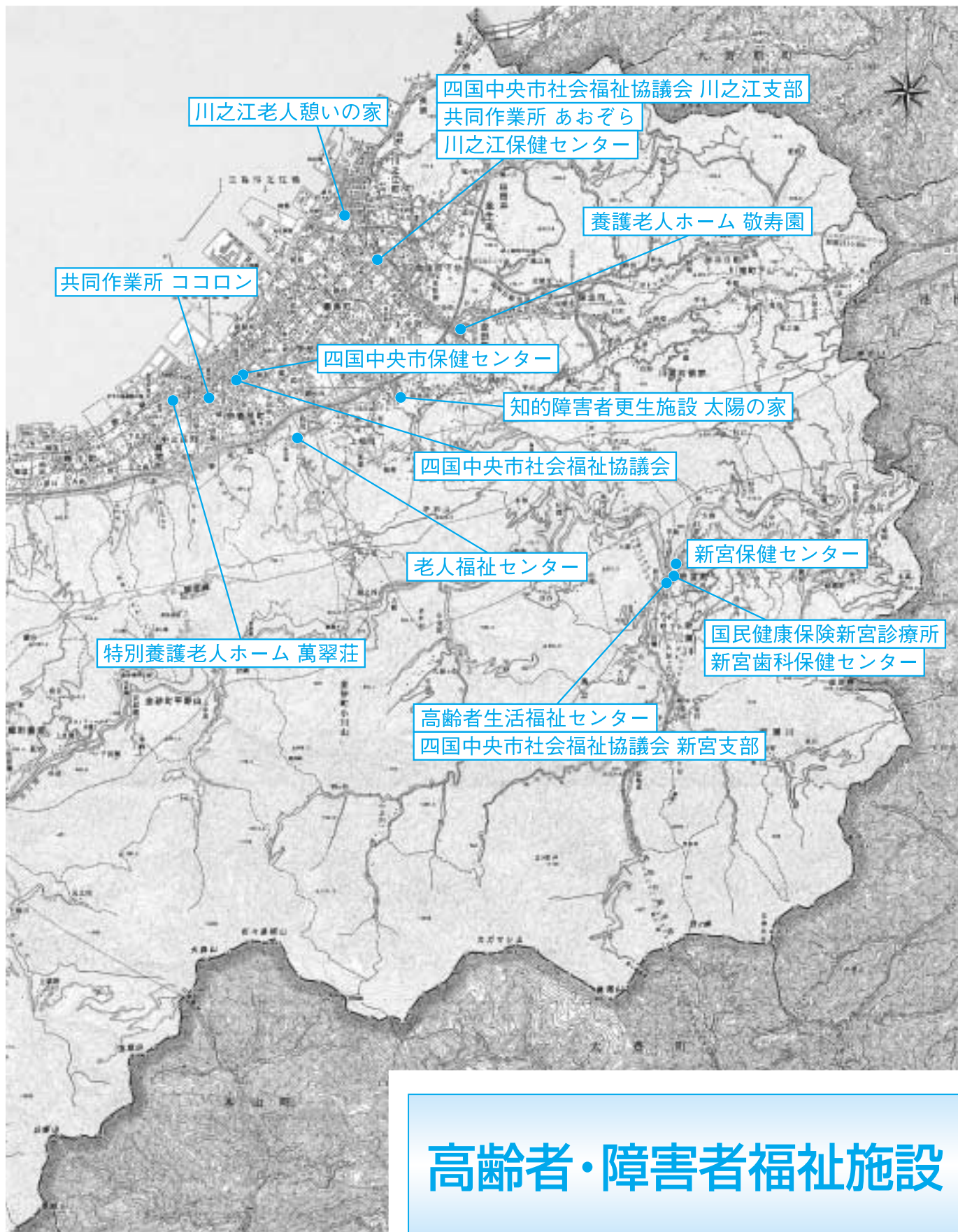
施策の柱（目標）	施策	施策の目的・概要	主要事業名	目標値等
生活の援護及び自立の促進	更生協力組織の育成	民間企業等を含め、自立更生のための協力組織の充実を図るとともに、更生保護事業、社会を明るくする運動、ボランティアの育成等の推進に努める。		ネットワーク整備
	経済的支援の推進	社会福祉協議会による生活支援のための各種制度の有効な活用を促進する。		有効活用の推進

主要事業

施策	主要事業名	主要事業費（千円）
高齢者等の生活支援事業の推進	高齢者向け優良賃貸住宅整備事業	150,000
シルバー人材センターの育成	ワークプラザ建設事業	101,000
施設整備事業の推進	養護老人ホーム整備事業 豊寿園拡張・改築事業	756,000 73,000
各種相談・情報提供の充実	地域生活総合相談窓口	40,000
経済的な支援の充実	心身障害者手当	262,000
当事者団体の育成・支援	障害者福祉団体連合会育成事業	25,440
雇用・就業の促進	共同作業所運営事業 共同作業所改築事業 通所授産施設設置補助	365,805
障害者福祉施設の充実	障害者福祉センター建設事業	441,261

第4節

地域ぐるみの次世代育成支援（児童福祉）

基本認識

○次世代育成支援対策推進法に基づく四国中央市次世代育成支援行動計画（前期計画：平成17年度～平成21年度）が策定されており、特定14事業をはじめ数値目標が定められています。

○平成22年度以降については、高齢化と少子化の同時進行による非生産年齢人口の増加、少子化の結果としての生産年齢人口の減少と総人口の減少が現実のものとなっており、様々な制度の枠組みに変動が予想されます。

○様々な視点から論議されている「幼保一元化*」及び「幼保一体化*」の問題について、地域事情や市民ニーズを把握し、長期的な視野に立ち合理的な対応を進めていく必要があります。

○保育ニーズの拡大と多様化への対応が求められており、保育施策のシビルミニマム*の明確化と早急な実現が必要です。

○家族観や家族形態の多様化により子育て・子育ちをとり巻く環境変化が目立ち、安定した子育て・子育ちを支援していく必要があります。

基本方針

○四国中央市次世代育成支援行動計画の実現を図ります。

○保育施策のシビルミニマムを示し、保育環境の整備・充実に努めます。

○保育サービスの提供チャンネルの多様化を進め、迅速な具体化を図ります。

○「幼保一元化」及び「幼保一体化」の問題について、地域事情を踏まえた検討を進めます。

○子育て全般について、相談支援機能の強化充実を図り、間口の広い子育て支援に努めます。

○児童虐待対策については、児童虐待を未然に防ぐために関係機関とネットワークを組んで取り組みます。

○母子支援施策の中心が児童扶養手当等の給付から自立支援へと大きな転換が示されており、母子家庭等自立促進計画を策定し、自立支援施策の充実に努めます。

計画

施策の柱（目標）	施策	施策の目的・概要	主要事業名	目標値等
次世代育成支援対策の推進	次世代育成支援対策推進地域行動計画の推進	子育て支援にとどまらず、地域ぐるみで少子化及び次世代育成支援対策に取り組むため、次世代育成支援対策のための地域行動計画に基づく施策の推進を図る。		次世代育成支援行動計画各施策の実現
保育サービスの充実	保育施設の充実	市営保育所の計画的な整備充実を図るとともに、統廃合及び民営化の検討を行う。また、民間の保育園等については、必要な支援を行い、その充実を促進する。	保育所整備事業	建て替え時は多機能型保育所として整備
	保育サービスの充実	市民ニーズを把握しながら、延長保育や緊急一次保育をはじめ、保育サービスの多様化に努める。		延長保育４か所増設 一時保育１か所増設 休日保育１か所開設 病後児保育１か所開設
	保育所・保育園の地域との連携	保育所や民間の保育園等と地域の連携・交流を促進する。		ファミリーサポートセンター*開設の推進

施策の柱（目標）	施策	施策の目的・概要	主要事業名	目標値等
児童健全育成環境の充実	児童館（児童センター）の整備充実	児童の分布に照らして合理的な配置となるよう児童館（児童センター）の整備に努めるとともに、各種事業の充実を図る。		土居地区で児童館の整備を推進
	放課後児童クラブの充実	放課後児童対策の充実を図るため、各小学校区における放課後児童クラブの設置を推進するとともに、指導員の資質向上や活動内容の充実を図る。		放課後児童クラブ6か所増設
	子どもの遊び場の確保	遊びを通じて心身共に健やかに成長できるように、各種体験活動ができる地域の遊び場の整備を図る。		交通事情や地域事情に配慮した整備を促進
子育て支援の充実	子育て相談・指導・情報提供の充実	子どもと親が利用する施設の位置や利用方法、利用時間等に配慮しながら、相談・指導や各種の情報提供活動の充実を図る。		専門職による子育てに関する総合相談
	地域子育て支援体制の確立	地域子育て支援センターの設置を進めるとともに、子育て体験や関連情報の共有化、活動を通じた親としての自己啓発、子育てサークル、ボランティア等の組織づくりや活動支援、相談活動等を推進する。		地域子育て支援センター3か所増設 つどいの広場3か所開設
ひとり親家庭の生活支援	相談・指導の充実	ひとり親家庭に対する支援を図るため、相談体制の整備や指導の充実に努める。		市役所内だけでなく気軽に相談できる場所や時間の体制づくり
	経済的支援の推進	母子・父子家庭児童の保育所への入所措置や両親のいない家庭・母子家庭・父子家庭への児童就学金の支給を行う。		母子生活支援センター設立を推進
	団体の育成・支援	母子・父子等の当事者団体の育成及び活動の支援に努める。		活動の支援強化

主要事業

施策	主要事業名	主要事業費（千円）
保育施設の充実	保育所整備事業	1,433,460

北保育所
小林保育所
豊岡保育園
北野保育所
土居保育所
長津保育所
1000m 0 1000 2000 3000

川之江児童館
二名保育所
川之江保育所
こころ
こども村
かわのえ通園ホーム
金生保育所
妻鳥保育所
東保育園
上分保育所
西保育園
松柏保育園
石川保育所
蔥尾保育所
金田保育所
みしま親子ホーム
中曽根保育園
みしま乳児
みしま児童センター
寒川保育園

児童福祉施設

第5節
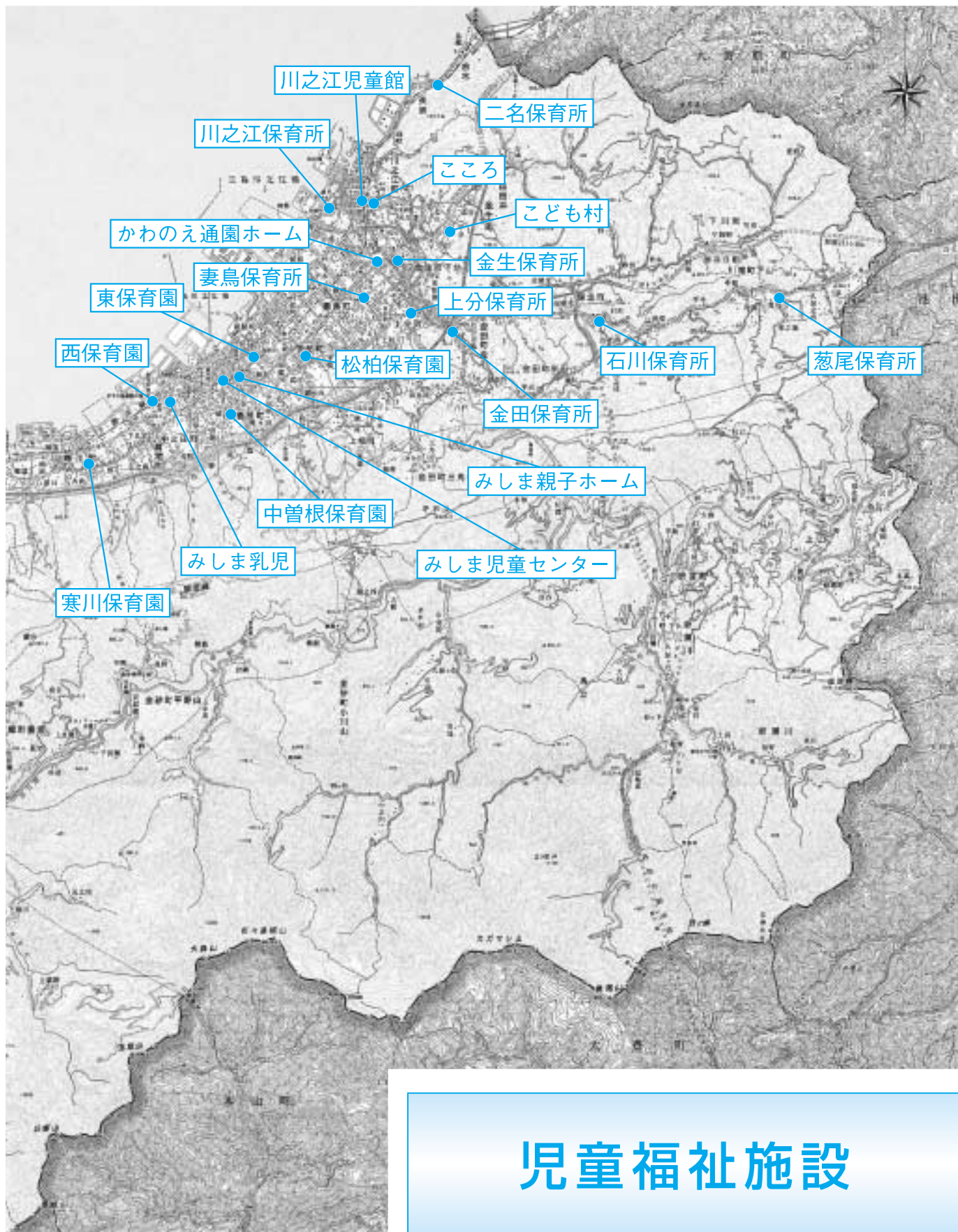
生活を支える社会保障の充実
（保険・年金）

基本認識

○国民健康保険を取り巻く環境は、少子高齢化のなか、高齢者、低所得者層が増加し、その財政運営は大変厳しい状況となっています。

○国民年金についても、経済的な停滞の長期化、高い失業率等を背景に、先行きの不安感が増大しており、加入率の低下がみられます。

○介護保険は、制度施行から５年が経過し、介護サービス基盤の充実が図られてきましたが、介護予防や地域での支援など、新たな取り組みが求められています。

基本方針

○国民健康保険については、各種保健事業の展開、国に対する制度充実の要望などにより、財政の健全化に努めます。

○国民年金については、制度に対する普及啓発に努め、未加入者の加入促進に努めます。

○介護保険については、相談体制の強化を図るとともに、ケアマネジメントの充実を促進し、認定から介護給付、アセスメントに至る事業の円滑な実施に努めます。

○介護予防も含め、介護サービス基盤の充実を促進します。

○国に対し社会保障制度の一層の充実を要望します。

計画

施策の柱（目標）	施策	施策の目的・概要	主要事業名	目標値等
国民健康保険財政の健全性の確保及び制度の充実促進	医療費の適正化促進	医療費の増大に対し、各種保健事業の展開を図るとともに、レセプト点検*を強化し、医療費の適正化対策に努める。	各種保健事業 医療費適正化特別対策事業	医療費の適正化を図ることによる国保財政の健全化
	国庫負担率見直し等制度の充実促進	国への国庫負担率の見直し等、制度の充実に対する要望活動を展開していく。		被保険者ならびに市の財政負担を軽減するための制度の見直し等を含めた国庫負担の拡充
国民年金受給権の確保及び制度の充実促進	相談体制の充実	国民年金に対する理解を深めるとともに、制度に対する疑問や各種の相談に対応するため、年金相談の充実を図る。		市報への掲載並びに社会保険事務所との連携などによる電話相談、窓口相談など年金相談の充実
	受給権の確保	年金相談等を通じた指導を行うとともに、無年金者の解消、適切な各種届け出等の促進により、年金受給権の確保促進を図る。		市報への掲載などによる無年金者の解消
	年金制度の充実促進	国との連携を図りながら、年金制度の充実をめざす。		社会保険事務所との協力・連携
介護保険の円滑な実施	制度に対する理解の促進	制度に対する理解と知識の普及を図るため、広報等による情報提供に努める。		制度改正時に市報へ掲載 市窓口・事業所でのパンフレット配布
	相談体制の整備	市窓口をはじめ、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、各高齢者施設等における相談体制の充実を図るとともに、身近な相談相手、支援者として、民生児童委員の協力を促進する。		市内のどこでも相談が受けられる体制づくり
	介護認定・給付業務等の推進	介護認定の迅速化のため、認定審査会の体制の強化を図る。 また、円滑で的確なサービス提供につなげるケアマネジメントの充実を促進する。		認定審査委員、介護支援専門員への研修による体制の強化
	保険料納付の促進	未納者に対する職員の戸別訪問、口座振替の促進、未納者への催告状の発行等を実施する。		普通徴収収納率の向上
	制度の充実促進	地域の実情に則した制度の運用に努めるとともに、一層の制度改革を国に求めていく。		生活圏域ごとに地域実情に応じた介護保険事業計画の策定

主要事業

施策	主要事業名	主要事業費（千円）
医療費の適正化促進	各種保健事業 医療費適正化特別対策事業	276,710

第6章

人材と文化をつくる

（生涯学習都市）

本市の発展を担う人間性豊かな人づくり、活き活きとした生涯学習社会を構築するとともに、個性豊かな地域文化の創造、多様な交流活動の展開をめざします。

第1節

人権の尊重と男女共同参画社会の実現（人権・同和教育、男女共同参画）

基本認識

○これまで、同和問題の早急な解決をはじめとしてあらゆる差別をなくし、市民一人ひとりの人権尊重の確立に向けて全市を挙げて取り組んできました。しかしながら、同和問題をはじめとして、女性、障害者、子ども、高齢者、外国人等に対する差別は依然として存在しています。

○人権・同和教育については、これまでの各市町村の取り組みの上にたちながら、新たに新市としての統一的な取り組みを推進していくことが求められます。

○国際社会とも連動しながら、男女平等社会の実現に向けてさまざまな法律の整備や制度の改革が進められてきました。しかし現実には、意識や行動・社会慣習のなかに女性に対する差別や偏見、男女の役割に対して固定的な考え方が根強く残り、女性や男性のさまざまな生き方を阻害している現状があります。

○少子高齢化の進展、家族形態や地域社会・経済情勢の変化、高度情報化などに対応し、豊かで活力ある地域社会を実現するため、市民と行政が一体となって男女が互いに人権を尊重しつつ、責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる、男女共同参画社会の実現が早期に望まれます。

基本方針

○人権問題の正しい理解と認識を深める啓発活動を積極的に進め、差別のない社会をめざします。

○同和問題の早期解決に関しては、学校及び社会における人権・同和教育を推進し、指導体制の充実と意識啓発・研修活動の強化により、差別を許さない人権意識の高揚を図ります。

○男女があらゆる分野でともに参加し、協力しあえる男女共同参画社会実現のための計画を策定するとともに、計画推進体制の整備、市民意識の啓発及び女性の社会参画促進等を進めます。

計画

施策の柱（目標）	施策	施策の目的・概要	主要事業名	目標値等
人権意識の高揚	人権感覚の育成・人権意識の高揚	人権感覚を身につけ、人権意識の高揚を図るため、学校・社会教育の場における人権・同和教育の充実を図るとともに、広報やパンフレット等による情報提供、意識啓発に努める。	隣保館大規模改修事業	人権啓発の拠点施設としてのバリアフリー化と人権情報を提供する図書室の増設及び合併浄化槽設置
学校人権・同和教育の推進	幼保・小・中・高の一貫した人権・同和教育の促進	幼稚園・保育所、小学校・中学校、高等学校における人権・同和教育の充実を図るとともに、一貫した教育方針の確立を図る。		それぞれの段階に応じて、同和問題をはじめとする人権問題解決への意欲と認識を計画的・系統的に深める
	家庭・地域との連携	学校での指導と家庭・地域における子どもを取り巻く環境が一体化したものとなるよう、家庭・地域に向けた情報提供、意識啓発に努める。		学校における人権・同和教育の指導方針や成果、課題を公開し、地域住民と一体となった人権・同和教育の推進
社会人権・同和教育の推進	学習活動の推進	生涯学習講座における人権・同和教育の充実を図るとともに、職場等における自主的な学習への取り組みを支援する。	地区交流学習会事業	公民館を拠点とした地域の教育の充実と自主的な取り組みの支援及び他機関との連携 指導者の育成と推進体制の確立

施策の柱（目標）	施策	施策の目的・概要	主要事業名	目標値等
社会人権・同和教育の推進	指導体制の強化	研修事業の推進により、人権・同和教育の指導者の育成に努める。		各種団体・企業内での自主学習ができるリーダーの育成 養成講座の継続と推進体制の確立
男女共同参画の促進	男女共同参画計画の策定	市内の女性の実情やニーズ等を把握するとともに、行政の各種施策の現状を評価し、今後の推進施策や推進体制など必要な事項を総合的・体系的に明確化する男女共同参画計画を策定する。	男女共同参画計画の樹立	平成18年度より調整
	女性問題に対する知識の普及・女性自身の意識の高揚	法制度上のみならず、実態的な女性の地位向上を図るため、男女共に意識変革を進め、社会全体の性別役割分担意識を解消し、男女平等意識を確立するとともに、人権尊重についての認識の浸透を図る。	広報・啓発活動の実施	人権教育の充実・啓発
	行政への女性参画	政策等の立案及び方針決定過程における女性の参画を促進するため、各機関や団体が分野に応じた自主的な取り組みを促すと同時に、女性のエンパワーメント*(能力開花・権限付与)や人材に関する情報の収集を図る。	自主活動支援	女性団体のネットワーク確立
	幅広い分野への女性の参画促進	社会の対等な構成員として、あらゆる分野において共同して参画する機会を確保するため、女性が多様な生き方を主体的に選ぶことができる、選択肢を広げるための各種施策を展開し、積極的な社会参画への促進を図る。	仕事と家庭・地域生活の両立支援	あらゆる分野における女性登用割合30%及び学習機会の充実

主要事業

施策	主要事業名	主要事業費（千円）
人権感覚の育成・人権意識の高揚	隣保館大規模改修事業	25,000
学習活動の推進	地区交流学習会事業	11,520

第2節

児童・青少年の健全な育成
（児童・青少年健全育成）

基本認識

○青少年を取り巻く社会環境は、情報化社会への進展や少子化、価値観の多様化等大きく変化しています。加えて社会的体験の不足などから、社会参加への適応力を欠く青少年の増加等様々な問題が起きており、「いじめ・不登校・非行問題」は大きな社会問題となっています。

○少年育成センターでは、このような社会情勢を背景に、青少年健全育成活動の総合的拠点として、子どもの非行やいじめ等がないまちをめざして補導活動、広報活動、環境浄化活動等に取り組んでいます。

○「四国中央市の子どもを育てる市民会議」等少年補導委員や、諸団体との連携を深め、青少年問題の認識を深め、安全な生活環境の維持に努めています。

基本方針

○家庭教育の推進による明るい家庭づくりや子ども会・愛護班等の活動支援、公民館活動を通じた明るい地域づくりを図ります。

○学校・家庭・地域の連携、有害環境の排除など、市民ぐるみの取り組みを展開します。

計画

施策の柱（目標）	施策	施策の目的・概要	主要事業名	目標値等
明るい家庭づくりの推進	学習機会や情報提供の充実	家庭教育力の向上や家庭教育の課題に対応するため、学習機会や情報提供の充実を図る。		親を交えた学習機会や相談所の設置 各種講座の定期的開催
	家庭教育相談の充実	乳幼児期から思春期までの子育て中の親を支援するため電話相談、来所相談、子育て資料の配付など、子育て相談機能の充実を図る。		関係機関との連携による相談体制の充実
青少年教育と明るい地域づくりの推進	青少年健全育成体制の確立	青少年の健全育成及び非行防止を図るため、少年補導員による街頭補導活動を定期的に行うとともに、ＰＴＡ等関係機関・団体との連携を図り、青少年の健全育成体制の充実に努める。	補導委員謝礼等	公民館単位に青少年健全育成協議会の設置
	愛護班活動の育成	単位愛護班の健全な育成発展を図るため、指導者の育成や愛護班相互の連携交流事業を推進する。		指導者の育成による組織の底上げ 組織率の拡大と研修会の充実 愛護班の自主的な運営の確立
	安心できる地域環境づくりの推進	青少年にとって有害な社会環境を浄化するため、青少年に関わり深い業界の自浄作用が有効に機能するよう働きかけ、官民一体となった環境浄化を展開する。 また、近年増加傾向がみられる子どもをねらった犯罪や虐待等に対応し、学校・地域・家庭及び関係機関相互の連携強化を促進する。	四国中央市の子どもを育てる市民会議活動事業	市民会議が主体となって全市的に取り組める事業の推進

主要事業

施策	主要事業名	主要事業費（千円）
青少年健全育成体制の確立	補導委員謝礼等	15,000
安心できる地域環境づくりの推進	四国中央市の子どもを育てる市民会議活動事業	3,200

第3節

学校・地域・家庭が一体となった教育環境づくり（学校教育）

基本認識

○本市には公立９園、私立４園の幼稚園がありますが、少子化による園児数の減少等により、公私立幼稚園の共存共栄、園運営での非効率化等の問題を抱えています。さらに、保護者や地域のニーズの多様化により、３歳児就園の充実や障害児教育、子育て支援についての要望が高まってきています。
施設面では、公立９園のうち、７園が建築後20年以上経過したものであり、老朽化などにより、大規模な改修工事等の対策が必要となっています。

○完全学校週５日制の下、ゆとりの中で特色ある教育を展開し、家庭や地域社会との連携を深めながら、児童・生徒に「生きる力」を育成することが、強く求められています。

○豊かな人間性や社会性、国際社会に生きる日本人としての自覚の育成や自ら学び、自ら考える力の育成、ゆとりある教育活動を展開する中で、基礎・基本の確実な定着を図り、個性を生かす教育の充実、各学校が創意工夫を生かし、特色ある教育、特色ある学校づくりを進めていく必要があります。

○平成16年４月１日現在、本市の学校施設は小学校21校（内１校は休校）、中学校７校となっています。しかし、これらの建物の大半が建築後20年以上経過したものであり、老朽化などにより、大規模な改修や改築が必要となっています。特に、昭和56年以前の耐震基準の設計で建築された校舎については、

耐震性に問題があるとされており、これらに該当するすべての校舎について順次、耐震補強や改築、改修を進めていくことが重要な課題となっています。

○本市においても、不登校に対しては様々な努力がなされているところですが、何らかの指導が必要な児童・生徒への早期の対応が望まれています。

さらに不登校問題に対応するため、適応指導教室の整備充実や学校、適応指導教室、児童相談所等関係機関のネットワークづくりを進めていく必要があります。

○人権教育については、まず、差別の現実を学び、同和問題をはじめとする様々な人権問題について正しく認識し、明るい展望を持ち、その問題の解決に取り組む児童・生徒を育てる教育実践に取り組む必要があります。また、同和問題解決への確固たる姿勢を確立するために、教職員に対しても人権尊重についての認識を深める研修に努め、資質の向上を図ることが大切です。

○学校給食は、栄養バランスのとれた食事で健康な体をつくるとともに、自らの健康を考える食習慣を養いつつ、児童・生徒同士や児童・生徒と教職員など大人とのコミュニケーションを体験する「生きる力」を育む健康教育の一環として、極めて重要です。

○昭和52年11月に竣工した三島学校給食センターは、建築後27年を経過しており、施設の老朽化が著しく、建て替えが急務です。

基本方針

○幼児教育に関する様々な相談機能を充実するとともに、幼稚園・保育所と小学校の連携体制の強化による幼児教育の充実に努めます。

○「豊かな心を育む教育」の充実を図るとともに、家庭や地域、関係機関との連携による生徒指導の充実、教育相談体制の充実を進めながら、いじめや不登校などの問題に対応するなど、子どもたちの「生きる力」を育む教育の推進を図ります。

○自主性や創造性を育みながら各教科の学習や進路指導、障害児教育などの充実により、「確かな学力」を育成し、個性を活かす教育の推進を図ります。

○学校体育や保健・安全指導、学校給食の充実など健やかな心身の育成を図ります。

○地域の教育力を活用するなど体験を取り入れた学習、情報化や国際化に対応できる学習、環境や福祉に関する学習など、時代に対応した総合的な学習の時間を充実します。

○研修・研究の充実による教職員の資質向上、学校施設・設備等の整備充実による教育環境の向上、ゆとりある教育環境の創出を図ります。

○学校週5日制の下で、社会教育と連携しながら、子どもの地域活動への参加促進や家族で生涯学習に取り組める機会の充実を図ります。

○幼稚園、学校施設については、今後の少子高齢化の状況も踏まえ、教育的見地からみて、適正な規模の児童・生徒数、学級数を考慮した施設の新築、改築を行うなど教育環境の充実に努めます。

計画

施策の柱（目標）	施策	施策の目的・概要	主要事業名	目標値等
幼児の発達特性等に対応した幼稚園教育の充実	幼児の主体的な活動に配慮した教育環境の充実	幼児の主体的な活動を育むことができるよう、施設・設備の充実を進め、ゆとりある教育環境の創出を図る。	幼稚園改築事業	幼児の活動に配慮した施設の整備
	指導計画及び指導方法の充実	幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う大切な時期であることから、その発達の特性や実情を考慮した適切な指導計画及び指導方法の充実に努める。		幼児期にふさわしい生活の展開、適切な指導が実施される調和のとれた組織的、発展的な指導計画の作成
	障害児・外国人等指導の充実	障害のある園児や外国人園児等に配慮した指導の充実に努める。		園生活への適応を図るとともに、障害の状態に即した適切な指導の実施
	地域や保護者の要請に応える幼稚園経営の推進	地域や保護者のニーズに柔軟に対応し、地域や保護者の意見を取り入れた開かれた幼稚園経営を推進する。		地域に開かれた幼稚園づくりに努め、地域の幼児教育のセンター的な役割の確立
	教師間の協力や家庭への理解啓発の促進	幼稚園教育や幼児期の教育についての理解促進と意識啓発を進め、相互の協力による発達段階に応じた指導の充実を図る。		幼児の興味や関心、発達の実情等に応じた適切な指導の実施

施策の柱（目標）	施策	施策の目的・概要	主要事業名	目標値等
幼児の発達特性等に対応した幼稚園教育の充実	だれもが安心して子育てができる幼児教育相談の充実	子育てをめぐる不安や疑問などを解消し、安心して子育てができる環境をつくるため、幼児教育相談の充実を図る。		保護者の子育てに関する不安や願いを、率直に相談できる体制の整備・充実
	資質の向上を図る研修体制の改善と充実	幼児教育の重要性や多様化する家庭教育に対応できる指導者を育成するため研修及び研修体制を改善しその充実に努める。		専門職としての資質・能力の向上を目指した研究の充実 組織的・計画的な研修の実施
豊かな心とたくましい身体を育む教育の推進	基礎的・基本的内容の定着を図る学習指導の充実	学びの主体は児童・生徒であるとの認識に立ち、教える授業から学ぶ学習への転換を進め、基礎的・基本的な学習内容の定着を図る。		指導体制や指導方法を工夫改善し、個に応じたきめ細かな指導による基礎的・基本的な学習内容の定着
	主体的な学習態度を身につけさせる学習指導方法の工夫改善	自ら考え判断し、表現する主体的な学びを身につけさせるために、ティームティーチング*（複数教師配置）の導入など多様な学習指導方法を確立する。		体験的な学習や問題解決的な学習を重視した指導方法の工夫
	積極的に体験活動を取り入れた学ぶ楽しさを味わえる学習活動の創造	児童・生徒が学ぶ楽しさを味わえるよう、積極的に体験活動を取り入れた学習の充実を図る。		主体的に学ぶ力を身に付け、論理的な思考力や判断力、表現力などの資質や能力の育成
	実態に即した生徒指導体制の確立	児童・生徒、学校、地域の実態を的確に把握し、家庭、地域社会、関係機関との連携を図った生徒指導体制を確立する。		全教職員による生徒指導体制の整備 健全育成のための適切な指導の実施
	児童・生徒の内面理解を図る相談機能の充実	適応指導教室*などの教育相談の機能を生かし、児童・生徒理解の深化を図り、問題行動の未然防止に努める。		児童生徒や保護者が悩みや願いを率直に相談できる校内での体制の整備・充実
	発達段階に即した心の教育の充実	幼児期から発達段階に即した心の教育の充実に努め、豊かな人間性の育成を図る。		豊かな体験を通して児童生徒の内面に根ざした道徳性の育成
	学校体育・健康教育の推進	生涯体育及び健康の保持増進の基礎を培う学校体育・健康教育を推進する。		積極的に運動に親しみ、健康の保持増進に努める資質や能力の育成

施策の柱（目標）	施策	施策の目的・概要	主要事業名	目標値等
豊かな心とたくましい身体を育む教育の推進	食育*の推進	食べることの大事さ、食べ物はどのようにして作られるのか、食べ物を育てた大地や自然のすばらしさを感じる心を育て、好ましい食習慣を身につける食育を推進する。		食に関する指導体制を整備し、望ましい食習慣の習得
	学校給食の充実	児童・生徒の健やかな成長と健康の保持・増進を促すとともに、正しい食習慣の習得、さらに、児童・生徒相互や教職員とのふれあいを醸成するため、学校給食の内容の充実を図るとともに、施設・設備の充実、衛生管理の強化を図る。	三島学校給食センター改築工事	地元産食材使用を現状の2倍とし、安全で効率的な学校給食の実施
自立と生きがいを育む障害児教育の充実	適正な就学を図る就学指導の推進	障害のある児童・生徒の就学を適正に行うため、障害の状態や特性等を的確に把握し、関係部署・機関と連携した教育相談機能の充実を図りながら就学指導を推進する。		校内就学指導体制を充実し、児童生徒一人一人の障害に対する正しい理解と認識を深める適切な就学指導
	個を生かす指導方法の工夫	専門的な教員の確保・育成を図りながら、障害の状態や特性等に応じた個を生かす指導方法の工夫に努める。		児童生徒の実態に応じた教育課程の編成と指導の改善・充実
	社会性や人間性を育む交流教育の推進	交流教育や理解啓発活動を促進し、社会性、人間性を養うとともに、障害児教育に対する理解推進を図る。		交流教育を通した児童生徒の幅広い体験による視野の広い豊かな人間の形成
新しい時代に対応する教育の推進	情報活用能力を育てる情報教育の充実	コンピュータのハード・ソフトの充実に努め、教育活動全体を通して情報活用能力の育成を図る。		児童生徒の発達段階に応じた情報通信手段の積極的な活用による情報活用能力の育成
	世界の人々と共に生きる国際理解教育の推進	自分の考えや意見を表現できるコミュニケーション能力の育成を図り、国際社会に生きる人間の育成をめざす。		広い視野をもち、異文化を尊重し、国際社会に主体的に対応できる能力や態度の育成
	環境教育の充実	環境問題に対する正しい知識の習得と課題に積極的に取り組む意識の醸成を図る。		環境への理解を深め、環境を大切にする心、自ら行動する実践的な態度や資質、能力の育成
	情操・福祉教育の充実	高齢者や障害者等、社会的に弱い立場にある人に対し、人権を尊重し共に生きる意識をもった人間を育成するため、ボランティア活動等を通じた情操・福祉教育の充実を図る。		自他の生命や人権を尊重する精神に立ち、互いに認め合い共に生きていこうとする実践的な態度の育成

北小
土居東幼
三島南幼
豊岡小
土居小
土居中
長津小
三島南中
小富士小
土居西幼
関川小
富郷小
1000m 0 1000 2000 3000

川之江幼
川之江小
川之江北中
松柏小
金生第二小
三島小
妻鳥小
金生第一小
中之庄小
川之江南中
寒川小
上分小
南小
川滝小
川之江みなみ幼
中曽根小
中之庄幼
三島東中
三島東幼
新宮中
三島西中
寺内幼
寺内小
新宮小
新宮幼
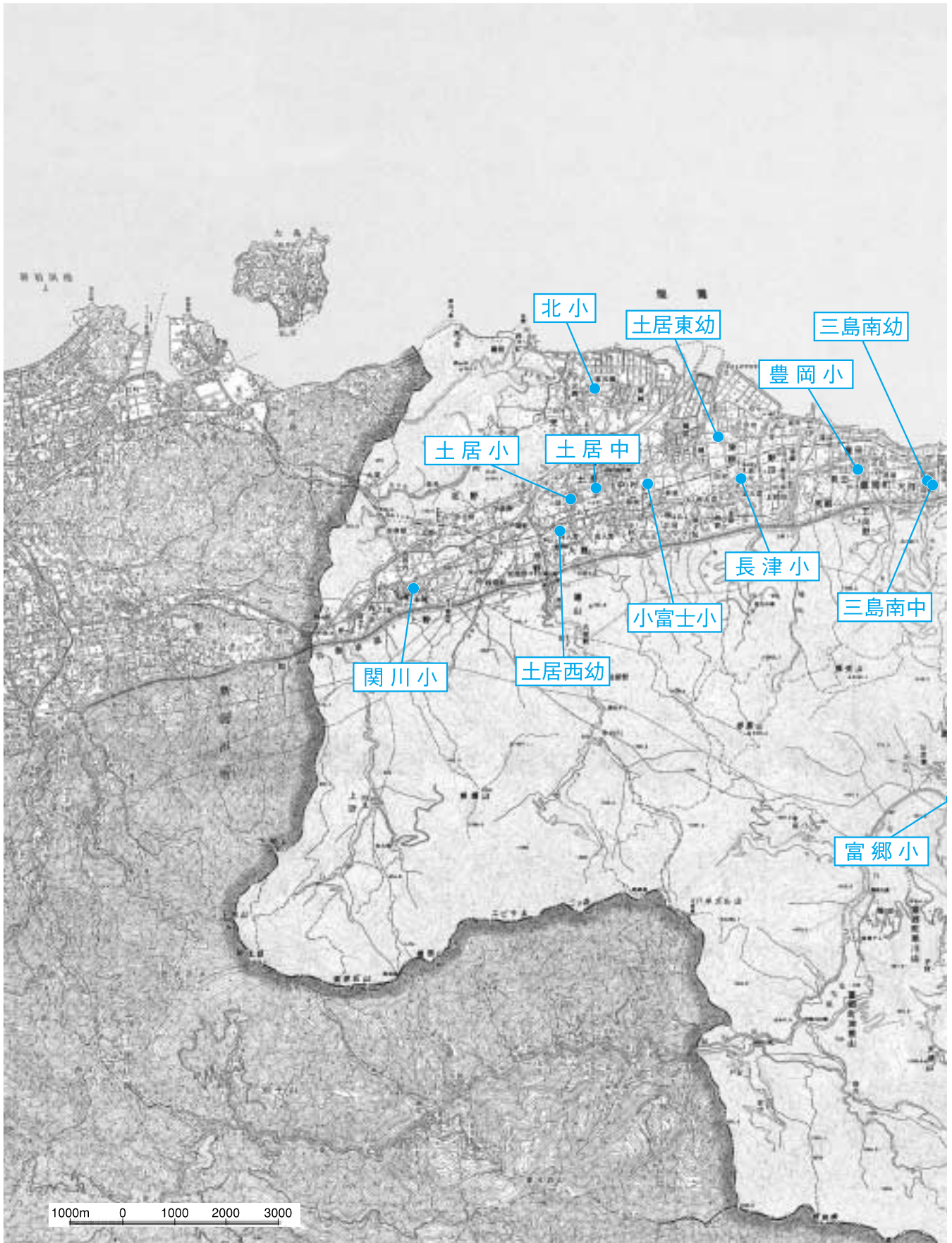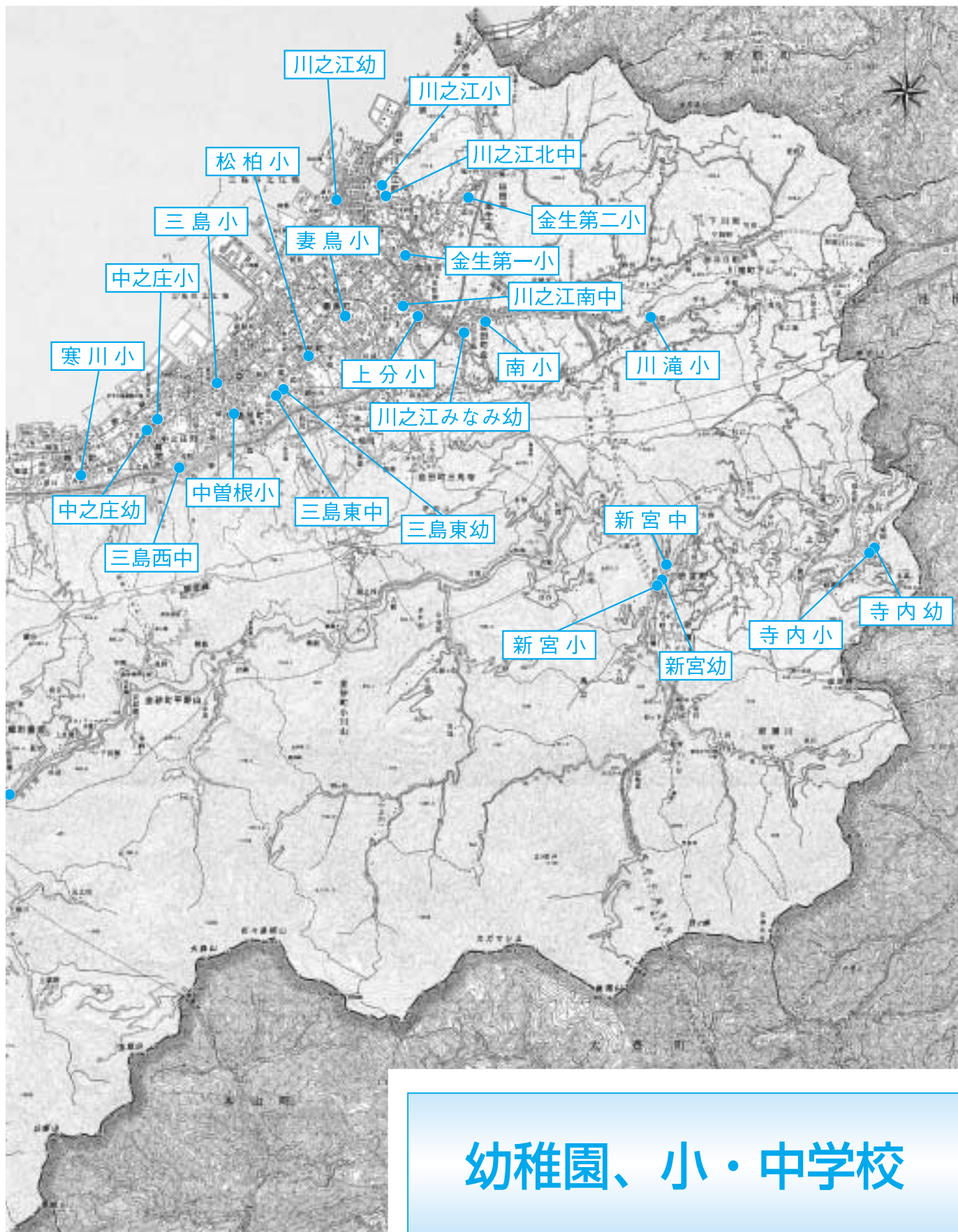
幼稚園、小・中学校

施策の柱（目標）	施策	施策の目的・概要	主要事業名	目標値等
一人ひとりの夢を育む創意と工夫あふれる教育環境の充実	学校規模の適正化と適正配置の検討	地区別の人口推移を勘案しながら、学校規模の適正化及び適正配置について検討を進める。		学校規模の適正化と適正配置の検討
	学校施設・設備・教材等の整備充実	学校規模の適正化・適正配置の検討を踏まえつつ、また、時代の教育ニーズへの対応を進めるため、学校施設及び設備・教材等の整備充実を計画的に進める。	小学校・中学校改築事業	教育的見地からみて適正な規模の児童・生徒数、学級数を考慮した教育環境の整備
	特色ある学校づくりの推進	創意を生かした特色ある教育課程の編成と実施に努め、特色ある学校づくりを推進する。		地域や学校、児童生徒の実態等を的確に把握・分析し、自校の教育課題を明確にした教育課程の編成・実施・評価
	地域に根ざす開かれた学校づくりの推進	学校が持つ教育情報や施設を積極的に地域に提供するとともに地域の声や教育力を学校教育に生かすなど、学校、家庭、地域が連携・協力する開かれた学校づくりを進める。		家庭や地域社会との連携を深め、学校内外を通じた児童生徒の生活の充実・活性化
	校内安全の確保	障害のある子どもに対応した施設のバリアフリーを進めるとともに、不審者対策の強化など校内における安全性の確保を促進する。		児童生徒の安全確保の徹底と教職員の危機管理意識の向上によるマニュアル*の検証、改善
	教職員の資質の向上	多様化、複雑化する教育課題に対応するため、教職員の研修・研究の充実による資質向上を促進する。		教職員としての実践的指導力と人間的魅力を深めるための専門的、実践的な研修の実施

主要事業

施策	主要事業名	主要事業費（千円）
幼児の主体的な活動に配慮した教育環境の充実	幼稚園改築事業	199,827
学校給食の充実	三島学校給食センター改築工事	717,050
学校施設・設備・教材等の整備充実	小学校・中学校改築事業	7,316,242

第4節

明日を担う優秀な人材の育成（高等教育）

基本認識

○市内には、３つの高等学校があり、普通科、商業科、情報デザイン科が設置されています。しかし、県立看護専門学校以外に、高等学校以上の高等教育施設である専門学校や短大、大学が設置されていないのが現状です。

○紙・紙加工業が基幹産業である本市にとって、工業系の教育科目の設置や今後の情報化社会に対応できる人材育成のため情報系の科目の充実が求められています。

○既存の産業やベンチャー企業の起業、育成を担う人材を確保するため、愛媛県紙産業研究センターとの連携や専門学校、短大、大学の誘致による高度で専門的な人材の育成が必要となっています。

基本方針

○工業系・情報系学科の充実など高等学校における教育内容の充実を促進します。

○専門学校や短大・大学など、高度で専門的な人材育成機関の立地を促進します。

○奨学金制度の充実により、高度な教育機会の確保を図ります。

計画

施策の柱（目標）	施策	施策の目的・概要	主要事業名	目標値等
一人ひとりの学びを大切にする就学支援	奨学金制度の充実	一人ひとりの学ぶ意欲を大切にし、高等教育を受ける機会を支援する奨学金制度の充実を図る。	（財）川之江奨学会及び（財）三島奨学会への補助と奨学金制度活用の促進	奨学金制度の活用促進と制度の充実
高度な教育機会の充実	高等学校教育内容及び施設・設備の充実促進	高等学校における教育内容の充実及び施設・設備等の充実を促進する。		県への陳情・要望による充実促進
	高度な教育機関の立地促進	市民の高度な教育機会の充実を図るため、専門学校等の教育機関の立地を促進する。		高等教育機関の誘致等の検討

主要事業

施策	主要事業名	主要事業費（千円）
奨学金制度の充実	（財）川之江奨学会及び（財）三島奨学会への補助と奨学金制度活用の促進	500

市民一人ひとりが活き活きと輝く生涯学習の推進（生涯学習）

基本認識

○生涯学習が平成２年に生涯学習振興法で法制化され、社会教育という概念にとらわれず生涯を通じて学ぶ姿勢を支援するため、乳幼児期から高齢期に至る生涯教育に関する様々な学習の機会を提供するとともに施設整備の推進を図ってきました。

○今後の課題として、国際化・高度情報化・少子高齢化等著しく変化する社会の中で、市民の高度化・多様化する学習需要に応じた基盤整備を進め、生涯学習の一層の振興を図る必要があります。

○公民館については、生涯学習ニーズの高まりにより、生涯学習の地域拠点として重要性が高まりを見せています。

○公民館は、市内に20館（川之江地区６館、伊予三島地区７館、土居地区６館、新宮地区１館）の地区公民館が設置され、それぞれ地域の特色を生かした活動を展開しています。

○公民館の運営体制については、川之江・伊予三島・新宮地区は正規職員を配置する直営方式となっていますが、土居地区は平成11年度より委託方式を取り入れ、地域公民館運営委員会に管理・運営を委ねています。両方式の得失を整理分析し、適正な管理・運営についての方向性を見極める必要があります。

○子どもが自然とふれあえる体験学習の場として、新宮少年自然の家が設置されていますが、施設・設備面で十分ではない状況であり、塩塚登山ルート休憩所の改修もあわせた早期の改善が望まれます。

○施設・設備については、高齢化・情報化等の課題を勘案し順次改築等の整備を進めるとともに備品設備を充実させ、多様化・高度化・専門化する学習要望に応える学習環境の整備に努める必要があります。

基本方針

○「生涯学習社会」の実現をめざし、生涯学習基本構想を策定します。

○市民の多様な学習ニーズに応えられるよう、行政と市民が一体となった生涯学習推進体制の確立、公民館、図書館をはじめ、多様な生涯学習拠点の整備により、「いつでも・どこでも・だれでも」学習が可能となる環境づくりに努めます。

○公民館事業における学習メニューの充実・多様化や人材バンクなどを活用した講師・指導者の確保・育成に努めます。

○学習の成果をまちづくりに活かす生涯学習まちづくり・ボランティア活動の育成に努めます。

○学校教育と社会教育が一体となった事業の展開を図り、活力ある生涯学習社会の形成をめざします。

計画

施策の柱（目標）	施策	施策の目的・概要	主要事業名	目標値等
生涯学習推進体制の確立	推進体制の整備	生涯学習を総合的かつ効果的に推進するため生涯学習推進体制の充実を図り、関係部局との連絡調整を密にし、全庁的に推進する。		生涯学習推進本部の設置
	連携・協力体制の確立による生涯学習の振興	県・市・民間との連携と協力を進めながら、関係団体の支援等を推進し、生涯学習の振興を図る。		生涯学習支援体制の拡充
多様な要求に応える学習機会の充実	公民館事業等学習機会の充実	公民館は生涯学習の拠点として、市民ニーズと時代変化に即応した定期講座やレクリエーションを実施するなど、学習機会の充実に努める。	公民館整備事業	学習需要に応じた施設整備と事業の充実
	幼児期の学習の推進	「生涯学習の原点としての家庭教育力向上」を目的に、親と子どものふれあいの大切さを学ぶ機会の充実を図る。		家庭教育に関する学習機会の拡大

施策の柱（目標）	施策	施策の目的・概要	主要事業名	目標値等
多様な要求に応える学習機会の充実	青少年期の学習の推進	健全な心身の育成と健康・体力づくり、地域活動や社会参加の促進、国際理解等を図るため、適切な事業や学習機会を充実する。		ボランティア活動や自然体験活動などの学習機会の提供
	成人期の学習の推進	健康・体力の維持増進、地域連帯意識のかん養と社会参加の促進、自己啓発活動の奨励等を図る機会の充実に努める。		成人期の学習機会の充実
	高齢期の学習の推進	高齢者の生活環境や体力などに応じ、日常生活の中で出来るスポーツ·レクリエーション活動、生きがいづくりにつながる学習機会を提供し学習活動への奨励·援助に努める。		高齢期の学習機会の充実
	世代を超えた学習の推進	健康・体力づくり、芸術・文化活動、住みよい生活環境づくり、安全意識の啓発等学習機会の充実に努める。		現代的課題に対応した学習機会の提供
学習情報の提供と学習相談の充実	生涯学習データバンクの整備	「いつ·どこで·なにを・どのように学べるか」についての学習情報を適時·適切に提供できる生涯学習のデータバンクの整備を図る。		生涯学習情報提供システムの開発と運用
	多様なメディアの活用による情報提供の充実	ＣＡＴＶ、インターネット、新聞等の各種メディアを活用して、各種情報の提供を図る。		各種メディアへの情報提供の充実
	学習相談機能の充実	学習機会、内容、方法などについて、適切な助言が出来るよう研修活動を充実するとともに、生涯学習に関する相談機能の充実に努める。		研修機会の充実と相談窓口の設置
指導者の養成と人材確保	指導者養成と学習機会の充実	市民の多様な学習活動を支援し、幅広い分野の多彩な指導者の養成に努める。また、生涯学習に関する指導者の資質の向上を図るため研修機会の充実に努める。		指導者養成講座の開設と研修機会の提供
	生涯学習人材データバンクの整備・活用	優れた知識や、技術を持った人材を発掘し、登録する人材バンクの整備を図るとともにその活用を図る。		生涯学習情報提供システムとの連携
生涯学習の拠点づくり	生涯学習関連施設の整備·充実	民間施設の活用も含め、生涯学習関連施設の整備·充実に努める。	新宮少年自然の家整備事業	学習需要に応じた施設整備
	生涯学習関連施設の活用促進	生涯学習関連施設間の連携協力を推進し、学校の教育機能·施設の開放など既存の生涯学習関連施設の活用促進に努める。		生涯学習関連施設における学習機会の提供
	図書館資料等の整備充実	市民の読書ニーズに応えるため、図書館施設・設備の充実を図るとともに、蔵書・資料等の整備に努める。	図書館資料等整備事業	蔵書冊数を国の基準に増やし、市民の要望に対応できる図書の整備

施策の柱（目標）	施策	施策の目的・概要	主要事業名	目標値等
生涯学習の拠点づくり	図書館コンピュータシステムの整備	市内3図書館をオンラインで結び、資料の総合管理と貸出・返却・予約及び相互貸借を行い、迅速な資料の提供による利用サービスの向上を図る。また、市内3図書館と公民館等との情報通信ネットワークを利用した図書サービスの提供に努める。		市内3図書館と公民館及び小中学校図書館などにも拡大した図書サービスの充実

主要事業

施策	主要事業名	主要事業費（千円）
公民館事業等学習機会の充実	公民館整備事業	949,000
生涯学習関連施設の整備･充実	新宮少年自然の家整備事業	30,500
図書館資料等の整備充実	図書館資料等整備事業	250,000

第6節

豊かな地域文化の創造（地域文化）

基本認識

○本市の文化振興を図るため、市文化祭や各部会の作品展・発表会等の文化活動の育成を支援しています。

○文化協会は、平成16年度に連絡協議会を立ち上げ、四国中央市文化協会の設立準備が進められていますが、旧市町村文化協会の会則等の相違、文化施設整備状況の違いなど課題も多く、合併に至っていません。

○有形・無形の文化財は現在までに至る地域文化を代表するものであり、これらを保護すると同時に、整備・活用を図ることにより過去と未来をつなぐ現在の地域文化として育む必要があります。

基本方針

○文化の香り高いまちづくりを進めるため、市民の自主的な文化活動の育成を図るとともに、各種芸術文化施設の充実及び利用の促進に努めます。

○特色ある伝統文化を後世に伝えるため、史跡や文化財を保全・整備するとともに、各種地域史・資料の発掘・調査と、その保全・活用に努め、郷土の歴史・文化に対する市民意識を醸成します。

○民俗芸能や伝統行事の保護・継承に努め、後継者の育成を図ります。

計画

施策の柱（目標）	施策	施策の目的・概要	主要事業名	目標値等
文化活動推進体制の充実	文化関連団体の支援・育成	文化協会の活動を支援することにより協会の機能充実を図り、文化全般の振興を図る。	文化祭 芸能発表会	郷土文化の向上と発展及び地域文化事業の充実 文化祭、芸能発表会の開催、各部活動の充実 会員の増加による組織強化 会報内容の充実
	文化活動指導者の確保・育成	市民の文化に対する認識と、創造性の啓発により、文化活動の振興を図るとともに、文化協会を核とした組織機能の充実により指導者の育成を図る。	文化講演会 人権講演会 部活動の展示会	ふるさと文化等の伝承発展 人権・同和問題学習による会員の資質向上 著名な講師による文化講座の開催と文化活動の指導者の育成
芸術文化活動の振興	芸術鑑賞機会及び文化活動参加機会の充実	市民の芸術創作活動の振興と豊かな情操を育むため、独自企画等文化関連イベントの充実を図り、芸術鑑賞の機会を提供するとともに各種文化活動の場と機会の提供を図る。	四国中央ふれあい大学事業 土居文化会館のホールイベント 生きがい講座作品展・発表会・ロビー展	賛助企業の拡大 市民の自主的な芸術創作活動の支援 集客率100% 鑑賞者1,000名以上 美術・絵画館での芸術鑑賞
文化施設の整備充実	文化施設の整備充実	芸術や文化活動の場として、また、市民が優れた芸術文化にふれられる場として、活動団体の意向を反映させながら既存の文化施設の整備充実を図る。	老朽化した設備等の施設整備	利用者需要に即応できる設備等の提供 展示品の定期的入替による固定化の防止
	民間による芸術文化施設の整備促進	商業施設の整備等に際し、文化的な機能をもたせるなど、地域文化に資する施設の整備を促進する。	イベント時の施設の提供及び事業アドバイス	年２回以上
文化財の調査・保護	文化財学習の推進	歴史民俗資料館を文化財学習の拠点として、講座や教室を開催するとともに、関係機関等との連携により郷土の歴史を学ぶ場の提供と学習を支援する。	市民講座開設	各種講座等の定期的開催 市内文化財見学を開催 文化財と郷土の歴史を学習する拠点の整備

施策の柱（目標）	施策	施策の目的・概要	主要事業名	目標値等
文化財の調査・保護	文化財調査・保護活動の推進	市内に存在する文化財を調査し、記録保存に努めるとともに、広報等による文化財の紹介と保護を呼びかけ、文化財に対する理解と認識を深める。また文化財保護団体の育成を図る。	古墳公園整備事業 市内遺跡発掘調査事業（遺跡詳細分布調査）	埋蔵文化財包蔵地の把握と精緻な包蔵地地図の作成 古墳公園の整備 文化財解説書等及び啓発パンフレットの作成 市報及びインターネットに文化財掲載
民俗芸能や伝統行事の保護・継承	民俗芸能や伝統行事の保護	地域特有の民俗芸能や伝統行事を後世に伝えるため、市民に広く披露できる場の提供、歴史的活動を理解するための学習機会の充実を図り保護に努める。	民俗芸能保存事業	民俗芸能発表会の開催 四国中央TVでの放映
	民俗芸能や伝統行事の継承	民俗芸能や伝統行事の保存活動をしている団体の存続、充実を図るため、若年層を対象とした伝承講座、学習会等を開催し、後継者の育成に努める。		各種講座の定期的開催 民俗芸能と伝統行事講座の開催

主要事業

施策	主要事業名	主要事業費（千円）
芸術鑑賞機会及び文化活動参加機会の充実	四国中央ふれあい大学事業 土居文化会館のホールイベント 生きがい講座作品展・発表会・ロビー展	84,000
文化財調査・保護活動の推進	古墳公園整備事業 市内遺跡発掘調査事業（遺跡詳細分布調査）	217,900

蕪崎公民館
土居学校給食センター
天満公民館
土居総合体育館
小富士公民館
土居隣保館
土居公民館
長田分館
長津公民館
豊岡公民館
暁雨館
土居文化会館
土居図書館
やまじ風公園
関川公民館
1000m 0 1000 2000 3000

川之江公民館二名分館
西川ふれあい塾
川之江体育館
川之江公民館
浜公園
川之江図書館
考古資料館
市民会館川之江会館
高原ふるさと館
向山古墳
川之江文化センター
妻鳥公民館
金生公民館
川之江隣保館
朝日文化会館
川滝公民館
三島学校給食センター
松柏公民館
金田公民館
三島図書館
端華の森古墳館
市民会館三島会館
新宮学校給食共同調理場
三島公民館
中曽根公民館
新宮公民館
いまはむかしミュージアム
寒川公民館
中之庄公民館
新宮少年自然の家
伊予三島運動公園
伊予三島運動公園体育館
自然の家
嶺南公民館
スカイフィールド富郷

社会教育・体育施設

第7節

スポーツ・レクリエーションの振興と余暇活動の充実（スポーツ・レクリエーション・余暇）

基本認識

○高齢化の進展、自由時間の増大等が進むなか、市民の一人ひとりが生涯の各時期にわたって、いつでも、どこでも身近にスポーツ活動に親しめることが重要であり、生涯スポーツ社会実現のための条件整備が大変重要になります。

○市民の健康づくりや交流活動を深めるため、スポーツ・レクリエーション環境づくりが強く求められています。

○本市においては、体育館３館と14の屋外体育施設及び学校体育施設を含めた身近なスポーツ施設が整備されており、今後はこれら施設の有効活用及び適切な維持管理の推進が必要です。

○スポーツ活動の振興のために、旧市町村単位の体育協会の合併を推進するとともに、指導者の確保・育成、多様なスポーツ活動の機会の提供を図ることが必要です。

○近年、体力の減退が懸念される小中学生については、学校体育との連携を図りながら、スポーツ少年団事業の拡充及び組織・団体の育成、身近な活動の場の確保に努めます。

基本方針

○生涯スポーツの観点から、スポーツ・レクリエーション活動の普及促進に努め、体育施設などの整備を進めます。

○ライフステージやニーズに応じた活動メニューの整備と指導者の確保・育成に努めます。

○余暇時間の有効な活用のため、豊かな自然資源を活かした余暇活動拠点の充実を図ります。

計画

施策の柱（目標）	施策	施策の目的・概要	主要事業名	目標値等
スポーツ・レクリエーション活動の振興	スポーツ振興計画の策定	市民の心身の健康増進を通して、公正で健全な社会を築くため、指導者の育成、施設の計画的整備、スポーツ活動への参加支援を促進するため、スポーツ振興基本法に基づきスポーツ振興計画を策定する。	スポーツ振興計画策定	平成20年度策定・運用
	スポーツ・レクリエーション関連団体の支援・育成	体育協会を中心としてスポーツ団体を育成・強化することにより、スポーツを愛好する個人やグループを支援し活動の振興を図る。	スポーツ団体活動支援事業	平成29年度開催予定の愛媛国体に向けてスポーツ人口35%
	スポーツ・レクリエーション指導者の人材確保・育成	スポーツ活動の多様化に対応できる指導者を養成し、スポーツリーダーバンク*を推進することにより、地域、職域等における指導者の確保に努める。	スポーツ・レクリエーション指導者育成事業	平成29年度開催予定の愛媛国体に向けて指導者人口3%
	健康体力相談室の充実	医師、保健師、栄養士、トレーナー等が一体となり、健康・体力づくりに効果的で安全なプログラムを提供する相談室の整備を図る。	健康体力相談室開設事業	スポーツ教室等における健康体力づくりカリキュラムの導入
	新たなスポーツの導入	体力や身体のハンデキャップに左右されない、気軽に行えるスポーツ種目の導入を図る。	スポーツチャレンジラリー・ニュースポーツ*促進事業	四国規模の大会の開催 3,000人参加
スポーツ・レクリエーション施設及び余暇施設の充実	スポーツ・レクリエーション施設及び余暇施設の充実	多様化する市民の健康志向に対応するため既存スポーツ・レクリエーション施設を充実させるとともに、森林や海浜等の自然を活かした余暇施設の充実を図る。		市民の余暇活動が充足できる施設の整備
	学校体育施設の効果的な活用	地域・職域におけるスポーツ団体にとって身近なスポーツ活動の場となる小・中学校の体育施設開放事業における利用システムの充実を図る。		市民の余暇活動が充足できる施設の活用

主要事業

施策	主要事業名	主要事業費（千円）
スポーツ振興計画の策定	スポーツ振興計画策定	10,000
スポーツ・レクリエーション関連団体の支援・育成	スポーツ団体活動支援事業	151,000
健康体力相談室の充実	健康体力相談室開設事業	1,600
新たなスポーツの導入	スポーツチャレンジラリー・ニュースポーツ促進事業	1,000

第8節

多様な交流活動の展開（交流）

基本認識

○本市では、国際化時代の的確な対応を図るため、国際交流員招致事業、外国語指導助手招致事業を実施するとともに、国際交流の核となる民間団体の育成を図り、市民への国際理解の環境づくりとサポート事業、中学生海外派遣事業、外国人受入事業、市内在住外国人と市民との交流事業等を推進してきました。

○平成7年には、旧川之江市が中国宣城市との間に友好都市締結を行い（四国中央市としては平成17年度調印）、民間経済交流や市民草の根交流の支援に努めてきました。また、海外の小・中学校とホームステイなどによる相互交流を続けている民間団体や学校等もあります。

○これらの取組みを踏まえ、より一層国際交流活動を促進していくため、国際交流を目的とした団体のさらなる育成を図り、市民の国際認識と理解を深めるとともに、国際化に向けた推進体制の整備を図っていく必要があります。

基本方針

○姉妹都市や各自治体との交流事業の発展的・継続的な推進を図るとともに、市民主体の交流活動の育成に努めます。

○農山村・漁村と都市との交流など本市の地域資源や人材を活かした幅広い地域との多様な交流を支援します。

○国際化に対応した人材を育成し、国際友好都市等との交流事業の発展的・継続的な推進を図るとともに、民間交流活動への支援など市民主体の交流団体の育成に努めます。

○青少年の海外派遣など、国際交流機会の充実を図ります。

○四国の交流拠点都市としての中核的な役割を果たす文化交流施設を整備します。

○市内に在住する外国人や来訪する外国人に対する情報の提供、外国語表記の案内板の設置などによる交流環境の整備を進めます。

計画

施策の柱（目標）	施策	施策の目的・概要	主要事業名	目標値等
国際化に対応した人づくりの推進	国際感覚の醸成・語学学習の促進	学校教育、生涯学習の場における外国語教育の充実を図る。 また、在住外国人等への支援体制に努めつつ、国際化に向けた市民の国際感覚、国際親善、国際協力の醸成を促進する。	国際交流員招致事業 外国青年招致事業（教育委員会）	外国人講師による市民への外国語教育の充実 市協会在住外国人支援グループの活動促進
友好都市等との交流活動の推進	姉妹都市交流等の推進	中国・宜城市との相互交流事業を充実するとともに、その他の世界都市との交流を検討し、市民の国際環境に関する理解を深める一助とする。	姉妹都市交流事業 中学生海外派遣事業 ホームステイ受入事業(四国中央市国際交流協会補助金交付事業に含まれる)	宣城市民との文化交流及び人材交流 NZクライストチャーチ市民との交流 ヒルモートン校との交流促進
	民間交流団体の育成	市民が主体となった国際交流組織の育成を図り、自主的な交流活動を促進する。	四国中央市国際交流協会補助金交付事業 川之江国際交流協会補助金交付事業	国際交流協会の活動事業の促進 会員の拡充による組織の自主運営

施策の柱（目標）	施策	施策の目的・概要	主要事業名	目標値等
外国人にやさしいまちづくりの推進	情報提供の充実	在住外国人の地域社会における生活の円滑化を図るため、情報誌やインターネット等を活用し生活情報の提供を行うとともに、外国人以外の市民へ国際化事業に関する情報等の提供を行い国際化の進展に寄与する。	外国人支援事業（四国中央市国際交流協会補助金交付事業に含まれる）	市国際交流協会ホームページの充実 英語、中国語記事の作成
	都市環境の整備	外国人が暮らしやすく、訪れやすいまちづくりを進めるため、外国語標記による案内板の設置を進める。	外国人のための環境整備事業（四国中央市国際交流協会補助金交付事業に含まれる）	市内公共施設の英語、中国語標記による案内板設置
交流基盤の整備	コンベンション施設の整備	広域的なコンベンション機能を有する施設の整備を進める。	四国中央文化ホール（仮称）建設事業	平成23～24年度建設
	港湾の交流機能の整備	港湾整備にあわせ、外国人や船員等の憩い・ふれあいの場など、国際港湾としての機能整備を促進する。	金子地区シンボル緑地構想 金子地区休息緑地構想 大江地区休息緑地構想	イベント広場、シーメンズセンター整備等、親水護岸、芝生広場、魚釣護岸、遊歩道等整備
多様な地域との交流の促進	多様な地域間交流の推進	国内における姉妹都市等の締結について検討するとともに、民間・市民が主体となった多様な地域間交流の促進を図る。		市民が主体となる交流の支援
	農漁村・都市交流事業の展開	地域農業や漁業、観光の活性化を図るため、関西圏などの都市住民との交流事業の推進を図る。		広域間交流の促進

主要事業

施策	主要事業名	主要事業費（千円）
国際感覚の醸成・語学学習の促進	国際交流員招致事業 外国青年招致事業（教育委員会）	59,400
姉妹都市交流等の推進	姉妹都市交流事業 中学生海外派遣事業 ホームステイ受入事業(四国中央市国際交流協会補助金交付事業に含まれる)	60,000
民間交流団体の育成	四国中央市国際交流協会補助金交付事業 川之江国際交流協会補助金交付事業	20,000
コンベンション施設の整備	四国中央文化ホール（仮称）建設事業	6,000,000

第7章

財政計画

財政計画

　四国中央市第一次総合計画における基本計画（平成17年度～平成26年度）を策定するにあたって、その10年間における財政見通しをここに示す。

　歳入においては、国、地方の膨大な債務状況とこれに起因する低金利の長期化、さらに国全体としての税減収を示唆する少子高齢化の進行など、背景としては極めて厳しい経済状況にある。今後も「三位一体改革」にともなう地方交付税、補助金の減額（交付金化）の傾向は益々その確実性を増し、地方財政が逼迫することは誰しもが予想しうる事態となった。かたや、地場産業たる紙、紙加工業界においては大手に設備投資の動きがあり、一部ながら明るい兆しを見せ始めているが、こうした地方税の増収がどこまで国からの収入減をカバーしうるかについては残念ながら予測しえない状況である。また、市債*についても平成17年度から７ヵ年は公債費*適正化計画に基づく抑制を余儀なくされている。したがって、今後10年間における歳入見込みとしては、堅実な要素のみを取り込み、合併前の10年間（決算額）に比して12パーセントほどの減額とした。

　歳出においては、前述の歳入が予断を許さない状況にあることや、合併の主目的である行政の合理化、効率化を進める観点から、当初から「削減」を主眼とした計画策定に努めた。しかしながら、新市としての基盤を形成する重要な時期であることにも鑑み、また時限の財源である合併特例債の有効活用を図る必要から、普通建設事業費については他の経費とは別に積極的な要素を加味した。

　なお、歳出区分については、10年間という長期間を通じての視点から、予算編成に左右される「目的別」ではなく「性質別」での分析を採用した。

　歳入歳出ともに比較する過去10年間の数値については、合併前の４市町村の決算額に宇摩広域市町村圏組合の決算額を加えたものであり、普通会計ベースである。なお、4市町村の歳出における「補助費」のうち宇摩広域市町村圏組合に対する支出はないものとし、同組合における各性質別支出として合計している。

(1) 歳　　入

（単位：千円）

科　　目	合併前10年間	本計画期間	増減額	増減率
市（町村）税	141,552,047	153,167,000	11,614,953	8.2
地方譲与税	5,626,764	5,090,000	△ 536,764	△ 9.5
利子割交付金	3,035,327	600,000	△ 2,435,327	△ 80.2
配当割交付金	—	120,000	120,000	皆増
株式等譲渡所得割交付金	—	130,000	130,000	皆増
地方消費税交付金	5,820,075	9,970,000	4,149,925	71.3
特別地方消費税交付金	55,043	—	△ 55,043	皆減
ゴルフ場利用税交付金	188,586	210,000	21,414	11.4
自動車取得税交付金	1,966,281	1,700,000	△ 266,281	△ 13.5
地方特例交付金	2,225,501	2,640,000	414,499	18.6
地方交付税	66,652,398	46,000,000	△ 20,652,398	△ 31.0
交通安全対策特別交付金	201,127	190,000	△ 11,127	△ 5.5
分担金及び負担金	4,506,712	4,446,000	△ 60,712	△ 1.3
使用料及び手数料	8,967,112	6,978,000	△ 989,112	△ 11.0
国庫支出金	28,489,425	27,956,000	△ 533,425	△ 1.9
県支出金	20,217,228	19,235,000	△ 982,228	△ 4.9
財産収入	6,095,993	4,220,000	△ 1,875,993	△ 30.8
寄付金	2,851,138	300,000	△ 2,551,138	△ 89.5
繰入金	16,347,851	3,826,000	△ 12,521,851	△ 76.6
繰越金	14,160,426	3,000,000	△ 11,160,426	△ 78.8
諸収入	7,597,104	5,243,000	△ 2,354,104	△ 31.0
市（町村）債	52,990,016	47,221,000	△ 5,769,016	△ 10.9
計	389,546,154	343,242,000	△ 46,304,154	△ 11.9

※１「合併前10年間」欄の金額は、合併前の４市町村及び宇摩広域市町村圏組合の平成６年から同15年までの決算額の合計（普通会計）。

※２「株式等譲渡所得割交付金」は平成16年度より創設。「特別地方消費税交付金」は平成12年度で廃止。

(2) 歳　　出

（単位：千円）

科　　目	合併前10年間	本計画期間	増減額	増減率
人件費	90,037,028	74,373,000	△ 15,664,028	△ 17.4
物件費	41,725,622	46,428,000	4,702,378	11.3
維持補修費	4,207,400	2,989,000	△ 1,218,400	△ 29.0
扶助費	24,432,930	35,628,000	11,195,070	45.8
補助費等	16,884,619	17,086,000	201,381	1.2
普通建設事業費	94,522,202	60,000,000	△ 34,522,202	△ 36.5
災害復旧事業費	844,856	1,068,000	223,144	26.4
公債費	53,617,095	58,457,000	4,839,905	9.0
積立金	13,959,243	1,597,000	△ 12,362,243	△ 88.6
貸付金	3,717,804	2,695,000	△ 1,022,804	△ 27.5
繰出金	31,638,530	42,921,000	11,282,470	35.7
計	**375,587,329**	**343,242,000**	**△ 32,345,329**	**△ 8.6**

※１　「合併前10年間」欄の金額は、合併前の４市町村及び宇摩広域市町村圏組合の平成６年から同15年までの決算額の合計（普通会計）。
※２　「災害復旧事業費」は、平成17年度の決算見込額のみであり、以降の支出を見込んではいない。

(3) 新市建設計画との比較（10年間：普通会計）

（単位：千円）

区　　分	合併前10年間	新市建設計画	基本計画（財政計画）
普通建設事業費	94,522,202	92,241,973	60,000,000
市（町村）債	52,990,016	66,602,000	47,221,000
うち合併特例債	―	40,144,200	20,261,000

ステージ別事業費一覧（一般会計）

（単位：百万円）

ステージ	第1ステージ（平成17年度～19年度）	第2ステージ（平成20年度～24年度）	第3ステージ（平成25年度～26年度）	計
総事業費	15,497	28,877	13,171	57,545
国庫支出金	3,332	5,042	1,865	10,239
県支出金	656	1,049	384	2,089
地方債	8,518	17,222	9,423	35,163
その他	128	110	35	272
一般財源	2,864	5,453	1,464	9,781

主要事業		
第1ステージ	第2ステージ	第3ステージ
消防防災等設備整備事業／消防施設整備事業／コミュニティ施設整備事業／水土保全林整備事業（林道）／県単独林道整備事業／県営事業負担金／国営事業負担金／宮川周辺地区まちづくり事業／浄化槽設置整備事業／住宅市街地総合整備事業（江之元地区）／街路改良事業（塩谷小山線）／市営住宅建替事業／改良住宅建替事業／地域環境整備事業（市道）／緊急地方道路整備事業（市道）／市町道整備事業（市道）／中曽根三島港線道路改良事業／公民館整備事業／保育園整備事業／小学校改築事業／中学校改築事業／ケーブルテレビ施設整備事業／障害者福祉センター建設事業／経営体育成基盤整備事業（天満上地区）／漁業経営構造改善事業／バイオマス利活用フロンティア推進事業／古墳公園整備事業	消防防災等設備整備事業／消防施設整備事業／コミュニティ施設整備事業／水土保全林整備事業（林道）／県単独林道整備事業／県営事業負担金／国営事業負担金／市営墓地整備事業／浄化槽設置整備事業／宮川周辺地区まちづくり事業／住宅市街地総合整備事業（江之元地区）／街路改良事業（塩谷小山線）／市営住宅建替事業／改良住宅建替事業／地域環境整備事業（市道）／緊急地方道路整備事業（市道）／市町道整備事業（市道）／中曽根三島港線道路改良事業／三島学校給食センター改築事業／公民館整備事業／保育園整備事業／小学校改築事業／中学校改築事業／養護老人ホーム整備事業（敬寿園）／三世代ふれあいセンター建設事業／防災行政無線整備事業／四国中央文化ホール（仮称）建設事業／幼稚園整備事業	消防防災等設備整備事業／消防施設整備事業／水土保全林整備事業（林道）／県単独林道整備事業／県営事業負担金／宮川周辺地区まちづくり事業／市営墓地整備事業／浄化槽設置整備事業／住宅市街地総合整備事業（江之元地区）／街路改良事業（塩谷小山線）／市営住宅建替事業／改良住宅建替事業／地域環境整備事業（市道）／緊急地方道路整備事業（市道）／市町道整備事業（市道）／中曽根三島港線道路改良事業／公民館整備事業／保育園整備事業／小学校改築事業／中学校改築事業／廃棄物処理施設建設事業／新庁舎建設

ステージ別事業費一覧（特別会計）

（単位：百万円）

ステージ	第1ステージ（平成17年度～19年度）	第2ステージ（平成20年度～24年度）	第3ステージ（平成25年度～26年度）	計
総事業費	17,791	10,928	3,336	32,055
国庫支出金	1,344	1,882	922	4,148
県支出金	19	11	—	29
地方債	15,520	7,351	1,740	24,612
その他	158	—	—	158
一般財源	750	1,684	674	3,108

主要事業		
第1ステージ	第2ステージ	第3ステージ
西部臨海土地造成事業／金子地区臨海土地造成事業／寒川東部臨海土地造成事業／公共下水道事業／浄水施設更新事業／統合簡易水道施設整備事業	西部臨海土地造成事業／塩谷臨海土地造成事業／寒川東部臨海土地造成事業／公共下水道事業／川之江東南部地区配水統合事業／浄水施設更新事業／受電設備更新事業／計装設備更新事業／統合簡易水道施設整備事業	塩谷臨海土地造成事業／寒川東部臨海土地造成事業／野田地区臨海土地造成事業／公共下水道事業／配水管布設事業

附属資料
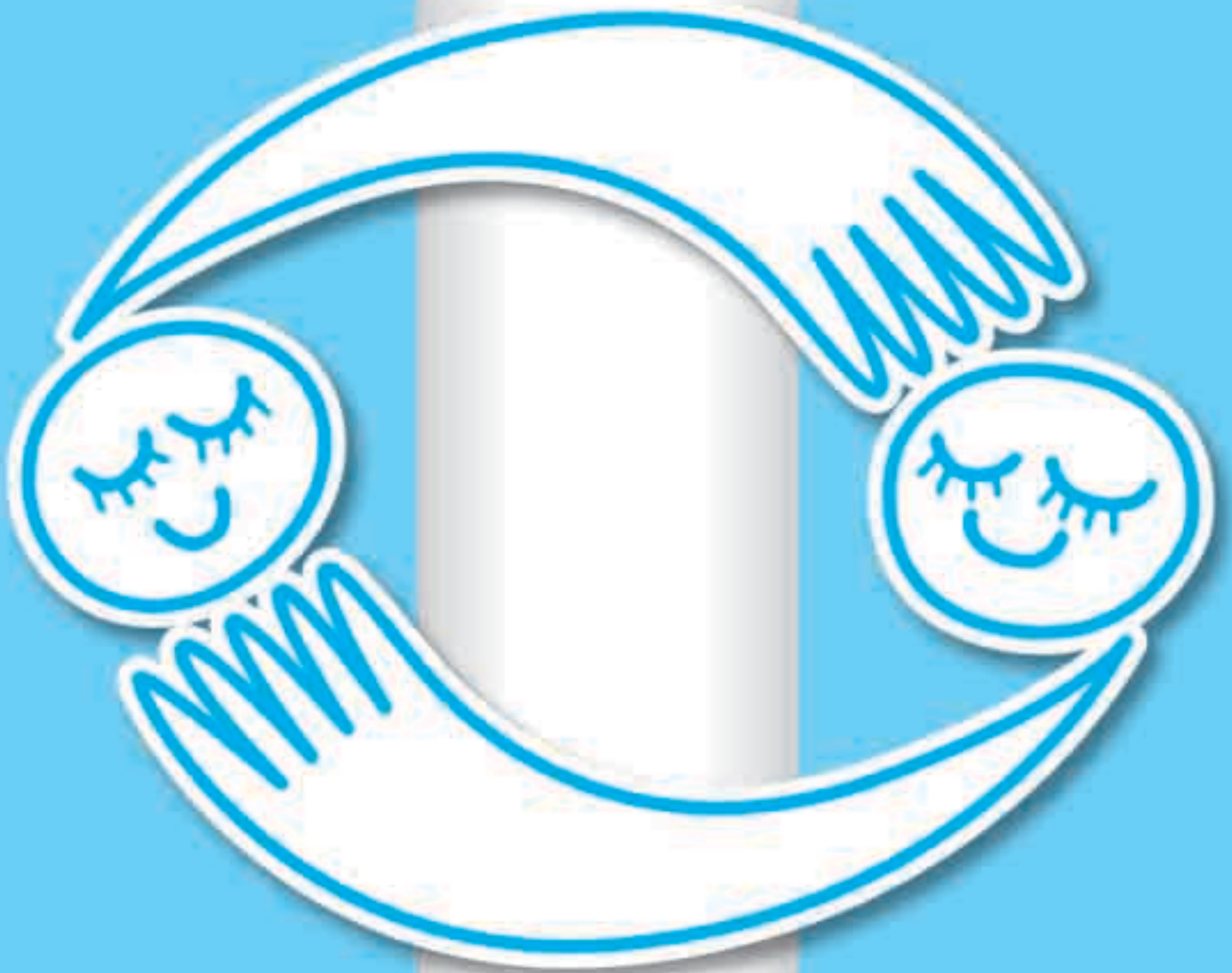
1　計画策定の趣旨

もはや不可避とされている人口減少時代・超高齢社会の到来、景気の長期低迷や国際競争の激化による産業構造の変化、深刻さを増す地球環境問題など、わが国全体が大きな時代の転換期に突入しています。

このような時代潮流の変化のなか、行財政運営においては、国・地方を問わず、従来のような自動的な税収増は困難となっている一方、少子・高齢化対策、循環型社会の構築、高度情報通信基盤の整備など、多岐にわたる分野で今後さらに財政需要は拡大すると見込まれています。

こうしたなか、地方分権と財政再建、新たな地域づくりの枠組みづくりを推進する平成の大合併の全国的な動きにいちはやく対応し、平成16年４月１日に４市町村（川之江市、伊予三島市、土居町、新宮村）が合併して「四国中央市」が発足しました。

これまで、製紙産業の発展を軸に、四国にとどまらず、西日本経済の活性化に大きく寄与してきた本圏域においては、高速交通基盤の整備が進み、環瀬戸内海経済圏の一翼としてのポテンシャルが高まる一方、海・山の良好な自然環境が残され、豊かな農林水産資源、観光・文化資源を有しており、新時代を拓く大きな可能性をもっているといえます。

こうしたことから、都市の将来像と発展方向の基本指針を明らかにするだけでなく、効果的、効率的な施策・事業の推進や市民との協働のあり方など、四国中央市としての新たな都市づくりを規定する総合計画を策定するものです。

2　計画の位置づけと構成・期間

（1）計画の構成

基本構想

基本構想は、基本計画及び実施計画を含む四国中央市の総合的なまちづくりの基本的指針であり、市民と行政の共通の目標となるものです。計画期間は、平成17年度を初年度とし、平成26年度を目標年度とします。

基本計画

基本計画は、基本構想で定めた四国中央市の将来像を実現するために必要な施策を分野別に体系化したものです。計画期間は同じく10年間とし、中間時点の平成21年度に見直しを行うこととします。

実施計画

実施計画は、基本計画で体系化した施策を具体的事業で示し、その内容を明らかにするものです。施策の進捗状況や重要度・緊急度、財政状況、国や県などの施策の動向などを総合的に勘案しながら各年度の事業計画として、基本構想・基本計画とは別途策定するものです。計画期間は、向こう３年間を見越したローリング方式により毎年度策定します。

（2）施策・事業の範囲

基本構想は、市が実施する施策を主体に、その基本的方向を示すものですが、国や愛媛県などが行う施策についても、四国中央市に関わるものについては計画に含めます。また、民間事業者や市民が主体となって行う事業についても含めるものとします。

（3）対象地域

基本構想の対象地域は、四国中央市全域としますが、広域的な関わりをもつ施策については、近隣自治体や県と連携して、対応することとします。

3　四国中央市の地域概要

(1) 位置と地勢

本市は愛媛県の東端部に位置し、東は香川県に面し、南東は徳島県、更に南は四国山地を境に高知県に接しており、四国で唯一４県が接する地域となります。県都松山市と高松市へは約80㎞、高知市までは約60㎞、徳島市までは約100㎞、大阪市へ約300㎞、東京都まで約800㎞の距離にあります。

地形は、東西に約25㎞の海岸線が広がり、その海岸線に沿って東部には全国屈指の「製紙・紙加工業」の工業地帯を擁し、その南に比較的幅の狭い市街地を形成しています。その海岸線西部には、美しい自然海岸が広がりその南には広大な農地が広がっています。

さらに南には急峻な法皇山脈から四国山地へと続く山間部を擁し、この豊かな自然により水という恵みを与えられ、産業や生活が支えられています。

また、本市は高速道路網の整備により、三島川之江・土居・新宮の３つのインターチェンジと川之江・川之江東の２つのジャンクションを持ち、四国の「エックスハイウェイ」の中心地となっており、四国各県の県庁所在地のいずれにも、ほぼ１時間で結ばれるという好条件にあります。

海路では四国最大規模の国際貿易港として「四国ロジサイト」の建設が進められています(平成18年竣工予定)。エックスポート四国ロジサイトは、四国屈指の多目的国際ターミナルに立地しており、海上貨物を取り扱うにも絶好のロケーションにあります。海路では海外と直結し、陸路ではエックスハイウェイの効果を最大限に活用できるとして期待が高まってきています。

(2) 自　　然

気候は燧灘に面した平野部では、瀬戸内海特有の温暖寡雨で、年間平均降水量は約1,500㎜、年間平均気温は16.0℃と、冬期においても積雪をみることはまれで、台風や洪水、地震などの天災も少なく、気象条件に恵まれています。

この地域の気候の大きな特色のひとつとして、平野部では毎年春先から初夏にかけて、日本三大局地風の一つである「やまじ風」が、法皇山脈の北斜面から燧灘へ周期的に吹きおろし、時には人家や農作物に被害を及ぼすことがあります。

また、法皇山脈と四国山地に囲まれた山間部は、年間平均降水量は約1,700㎜、年間平均気温は13.3℃と、瀬戸内海に近く位置しているため比較的温和となっています。冬期には積雪や結氷（気温が０℃以下に低下する時におこる水の凝固現象）もみられます。

(3) 歴　　史

平成16年（2004）４月１日、川之江市・伊予三島市・宇摩郡土居町・宇摩郡新宮村の２市１町１村が合併し、四国中央市が誕生しました。

この地域は古くから「宇摩」と呼ばれ、古い歴史を持っています。

宇摩のあけぼの

宇摩の地に人々が暮らしはじめた最古の痕跡は旧石器時代終末期（今から１万2000年前）のものでこの時期の石器が上分町高田や下川町などで発見されています。

その後、縄文時代になると、人々が生活していた痕跡を示す遺跡も見られるようになり特に縄文時代後期以降の土器が土居町藤原や近年では上分西遺跡などで出土しています。

弥生時代になると遺跡の数も多くなり、主に金生川流域を中心とした東部地域に分布しています。川之江町大江遺跡では海浜に弥生時代中期から６世紀頃まで継続的に生活が営まれました。三島宮川の破魔殿遺跡では弥生時代終末期から古墳時代への転換期の集落が営まれ、鉄器を製作した「鍛冶炉」が出土しており、遺跡出土の畿内系土器と併せて、海を越えて他地域との交流があったことを物語っています。また、祭祀に使われた青銅器のうち銅剣や銅鉾が柴生町・金生町下分や、土居町入野・津根などで発見されています。

古墳文化の隆盛

３世紀中頃になると特定の首長を巨大な墳墓に埋葬する「古墳時代」になりますが、当地域では前期から中期（３世紀後半から５世紀）にかけての古墳は少なく、現在はあまり知られていません。

しかし、古墳時代後期（６世紀前後）に横穴式石室が導入されると各地で多くの古墳が築造されるようになりました。妻鳥町から上柏町にかけての丘陵地帯の東宮山古墳（妻鳥町）、経ヶ岡古墳（下柏町）などが、比較的早い時期のものと見られます。古墳時代終末期（７世紀）に入ると金生川流域に２基の石室が単一丘陵に平行して築かれ、両石室とも県内最大級の石室規模を誇る向山古墳（金生町下分）などが、さらには土居町東部に群集墳である大空・高原古墳群（土居町野田）が築造されたものと考えられます。このような古墳時代後期（６世紀）から律令期への転換期である古墳時代終末期（７世紀）にかけての古墳文化を基盤として後の「宇摩郡」が成立したと考えられます。

律令制と宇摩郡

大化の改新（645年）以降に成立した律令制の下で国郡里制が定められ、この地域は「伊予国宇摩郡」とされました。宇摩郡には山田・山口・津根・近井の４里（「里」はのちに「郷」とされる）と余戸がありました。「郡」ははじめ「評」と称されていましたが、現在、岡山県立博物館に所蔵されている須恵器（土器）には「馬評」の文字が刻まれており、これが後の「宇摩郡」にあたるのではないかと推定されています。

律令国家は中央と諸国との連絡を緊密にするため、全国に官道を整備しました。官道には駅家が設けられ、駅家におかれた駅馬は緊急時の連絡や公務で往来する官人が使用しました。官道・南海道は、淡路国から阿波・讃岐の国府を経て伊予国宇摩郡に入り、大岡駅（妻鳥町松木付近か）・近井駅（土居町中村付近）を経て伊予国府（今治市）に向かう経路をとりました。後に土佐国府へは大岡駅から南下して四国山脈を越えていく経路がとられるようになり、山背

駅（新宮町馬立）が置かれました。

中世の宇摩

宇摩郡は伊予国の東端に位置し、讃岐・阿波・土佐と境を接するため、たびたび隣国からの侵入を受けていました。宇摩・新居の両郡は讃岐の細川氏の支配を受けた時代が長く続きました。仏殿城（川之江城）は、南北朝時代、土肥三郎左衛門義昌が築いたのが最初とされています。

戦国時代にも、この地は四国の覇権をめぐる争いの舞台となり、激しい戦乱が繰り返されました。落城にまつわる悲しい伝説も残されています。この時代の城跡としては、仏殿城のほか、轟城（上分町)、松尾城（中曽根町)、渋柿城（土居町小林）などが知られています。

江戸時代の藩と村々

伊勢神戸（三重県鈴鹿市）城主・一柳監物直盛は寛永13年（1636）に伊予西条６万8600石に移封されましたが、入国する途中に大坂で病没、遺領は長男直重に西条３万石、三男直頼に小松１万石、そして次男美作守直家に　川之江２万8600石が分与されました。直家は川之江村に陣屋を置きましたが、寛永19年（1642）に病没、養子の直次は播磨国小野（兵庫県小野市）に１万石で移され、一柳家の川之江藩は足かけ７年で終わりました。

なお、西条藩一柳家の分家が5000石を領有し、津根村八日市（土居町）に陣屋を構えていた時期もありましたが、これも播磨国高木（兵庫県三木市）に移されました。

その後、宇摩郡の村々は、幕府（松山藩御預所)、今治藩、西条藩（一柳家が改易され、紀州松平家の分家が入封）の領地が入り組み、相給（１つの村が２つの領地に分けられる）の村も数村あるなど、複雑な統治体制がとられるようになりました。

幕府領：川之江・余木・下分・山田井・三角寺・**新宮**・具定・西寒川・大町・豊田・　五良野・岡銅・小川山・平野山・**野田**・藤原・中・浦山・**天満**・**北野**

今治領：三島・長須・柴生・下川・下山・領家・半田・上山・新瀬川・馬立・**新宮**・村松・下柏・上柏・中曽根・寒川山・岩原瀬・鷹野山

西条領：上分・金川・中之庄・東寒川・**西寒川**・長田・**野田**・津根・小林・蕪崎・天満・土居・入野・畑野

（太字は相給の村）

幕府領（松山藩御預所）では、川之江村の一柳家の陣屋跡に松山藩の陣屋が置かれました。川之江陣屋の支配地は、宇摩・新居両郡の幕府領のほか、讃岐国那珂郡（金毘羅の周辺)、小豆島にまで及び、特に、日本有数の銅山であった宇摩郡別子山村（新居浜市）の別子銅山の稼動が最大の任務となっていました。

今治藩の陣屋（御用屋敷）は三島村に置かれ、郡内18カ村を支配しました。

街道の往来

江戸時代には、物資の流通が盛んになり、街道を往来する人々も多くなってきました。伊予と讃岐を結ぶ街道、金毘羅道（松山道）は、西から新居郡（新居浜市）との境界の関の峠（土居町上野）を越えて宇摩郡に入り、豊田（豊岡町)、三島、川之江を経て余木崎から讃岐へ通じていました。

川之江からは土佐道が分岐し、法皇山脈を越え、馬立（新宮町）を経て笹ヶ峰を越え、土佐に達しました。この道は土佐では「北山越え」と呼ばれ、土佐藩が参勤交代に使用していまし

た。途中、馬立（新宮町）と川之江に、参勤交代の一行が宿泊する本陣が置かれました。
街道筋には、村でありながら町場をもつ「在郷町」が発達し、商業活動が盛んに行われていました。郡内では、陣屋が置かれた川之江村や三島村のほか、上分村（西条藩領）がありました。これらの在郷町では、有力な商人たちによって「村札」（藩の藩札に相当する）も発行され、近在の村々でも通用していました。
また、川之江・三島などには港があり、対岸の山陽地方や大坂などから船が往来していました。村民にも回船業を営む者がおり、川之江村だけでも数十艘の回船を所有していました。当時の物資の輸送は、陸上よりも船による海上輸送が主体となっていました。
四国遍路も盛んになり、文化・文政時代（1800年代初め）には最盛期を迎えました。宇摩郡には三角寺村（金田町）に伊予最後の札所・三角寺があり、札所を結ぶ「遍路道」が中之庄村の通称「遍路分かれ」で金毘羅道から分岐し、三角寺を経て讃岐最初の札所・雲辺寺に通じていました。遍路道には石の道標「遍路石」が、今も数多く残されています。また、この地域の村々からも多くの人々が遍路に出たことが、記録に残されています。

学問の興隆

宇摩郡でも、上層の農民や商人などを中心に、儒学などの学問が盛んになってきました。尾藤二洲（びとうじしゅう）は川之江村の回船業の家に生まれ、村の儒医・宇田川楊軒（うだがわようけん）のもとで学を修め、大坂へ遊学し陽明学を、その後江戸で朱子学を学び、当時の最高学府である江戸幕府の「昌平坂学問所」の教授として活躍しました。柴野栗山、古賀精里とともに「寛政の三博士」として知られています。門人には、近藤篤山（こんどうとくざん）・長野豊山（ながのほうざん）がいます。
近藤篤山は小林村（土居町）に生まれ、はじめ大坂で、さらには昌平坂学問所で二洲の教えを受けました。帰郷後、川之江で塾を開いていましたが、小松藩に賓師の礼をもって迎えられ藩校で教育にあたり、その人徳と学識から「伊予聖人」とたたえられました。

在村絵師の活躍

今村道之進義種（いまむらみちのしんよしたね）は中曽根村（今治藩領）に生まれ、京都で狩能探幽の流れを汲む京都鶴沢派に学び、帰郷して地元で多くの絵を描きました。生涯、農村で活動した「村狩野」は、この道之進が全国でただ１人知られています。
道之進の作品目録には、地元の庄屋や寺院・神社などから掛け軸、襖絵、屛風などの発注を受けて描いたことが記され、当時の宇摩地域の豊かな暮らしぶりを知ることができます。彼の作品は残念ながら現存するものは少ないのですが、子孫の家には「粉本（ふんぽん）」（絵のお手本）・下絵など千数百点あまりが残され、全国的にみても貴重な絵画資料となっています。

幕末から明治へ

慶応４年（1868）、朝廷から徳川慶喜（第15代将軍）追討の詔が出され、高松・松山の両藩とともに、幕府領の川之江も土佐藩兵の進駐を受けました。土佐藩は陣屋（のち民政局）を川之江に設置、近代的な治政につとめました。
明治４年（1871）、川之江民政局統治下の村々は丸亀県に編入、間もなく今治県（旧今治藩）・西条県（旧西条藩）の村々とともに松山県となり、宇摩郡の村々の分割支配は終わりを告げました。明治11年（1878）には川之江村に宇摩郡役所が置かれました。
明治22年（1889）には町村制が施行され、宇摩郡に51あった村は合併によって23村となりました。

［明治22年の宇摩郡の村々］

川之江・二名・金生・上分・金田・川滝・新立・上山・松柏・三島・中曽根・ 中之庄・寒川・豊岡・金砂・富郷・野田・津根・小富士・土居・満崎・関川・ 別子山

（明治31年から昭和27年にかけて、三島・川之江・上分・金生・寒川は町制を施行）

昭和29年（1954）、川之江市・伊予三島市・新宮村・土居町が誕生しました。この明治22年の町村制施行後の町村域の多くが、小学校の校区や公民館の設置単位の地域となって、現在も存続しています。

製紙業の発展

この地域の製紙業の始まりは、今から約250年前の宝暦年間（1751～1763）に小川山村（現在の金砂町）の中之川で始まったとされています。当初は数戸が、自生の楮（こうぞ）や三椏（みつまた）を原料に紙を漉いていたものでしたが、文政年間には、この村の小川利平が駿河半紙の製法を習得してきて、小川半紙と呼ぶ紙を漉くようになりました。宇摩郡の村々は稲作に適した平地が少ないため、農家の副業として、慶応から明治にかけて、こうした紙漉きが次第に広まっていき、紙漉きを専業とする業者も増加していきました。

一方、明治初期から日本髪の結髪に多く用いられた元結（もっとい）の製造に始まる紙加工業は、断髪令などの時代の変革によって元結が衰退した後、水引を材料として結納品、金封や漏斗紙などに工夫され「伊予の水引」として全国に知られるようになりました。

明治維新後、製紙工場はさらに増加し、紙の販路拡大や製紙技術の革新に向けた努力により、今日の当地域の製紙産業の隆盛の基礎が築かれていきました。明治末期には戸数750軒を数える「手漉き和紙黄金時代」を迎えるに至ったのです。その後、時代の流れとともに機械抄き製紙工場が次第に増え、主流は手漉き和紙から機械抄き製紙へと変化していきました。

そして1954年には、宇摩地域100年の悲願であった銅山川疎水事業が完成し「紙の命」である工業用水が大量に確保され、飛躍的な発展を遂げることとなったのです。

戦後日本の高度成長期となる1950年代に入り需要が急速に拡大すると、企業の大規模化と新規参入が増大するとともに、原料や薬品を扱う商社や製紙機械メーカー等総合的な補完体制が整い、紙産業の基盤整備が進みました。

現在、四国中央市の紙産業における製造品出荷額は約4,800億円に上ります。これを大きく分けた製品別全国シェアに置き換えてみると、新聞巻取紙は24%、包装紙は17%、衛生用紙は14%、書道用紙は60%などといずれも高い数値で推移しており「日本一の紙のまち」の面目躍如となっています。

また、ここで生産される品種は、新聞紙・文庫紙・紙おむつ・ウェットティシュ・不織布・金封・書道用紙・封筒荷札・タック紙・紙管・漏斗紙・再生紙など、正に多種多様を誇り「切手と紙幣以外は全て作れる」と言われています。

（4）統　計

●面　積

420.05平方km
（平成16年国土地理院面積調）

●世帯数

32,957世帯
（平成12年国勢調査）

●総人口

94,326人
（平成12年国勢調査）

●出　生

平成14年 796人

●死　亡

平成14年 915人

●家　族

1世帯あたり 2.86人

●人口密度

1k㎡あたり 224.63人

●就業者数

46,518人
（平成12年国勢調査）

●事業所数

5.369事業所
（平成13年事業所・企業統計）

●市内総生産

474,574百万円
（平成12年度市町村民所得統計）

●予　算

35,384百万円
（平成13年度財政規模（歳出））

●販売農家数

2,259戸
（2000年農林業センサス）

●農業就業人口

3,698人
（2000年農林業センサス）

●耕地面積

経営耕地総面積 1,928ha
（2000年農林業センサス）

●工業事業所数

467事業所
（平成13年工業統計調査〈従業者4人以上〉）

●商　店
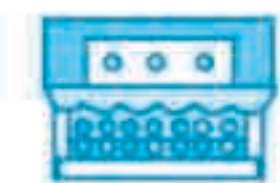
1,529事業所
（平成14年商業統計調査）

●自動車保有

43,813台
（「自動車数の推移」〈平成14年3月〉）

●運転免許保有者数

61,336人
（県警察本部調べ 平成14年12月）

●交通事故

平成13年 756件

●刑法犯罪発生件数

1,515件
（平成13年犯罪統計書）

●火　災

平成13年 34件

●医療施設数

101施設
（医療施設調査〈平成13年10月〉）

●医　師

医師数 170人

●老　人

65歳以上 20,010人

4　市民の意識

(1) 調査の概要

1） 調査の目的

新市としてのはじめての総合計画の策定にあたり、市民生活の実態や市民意識を把握し、計画策定の基礎資料とするため、16歳以上の市民を対象とするアンケート調査を実施した。

2） 調査の方法

①調査対象

調査の対象は、市内に居住する16歳以上の市民とする。

②対象者数

対象者3,000人を住民票から無作為抽出した。

③調査方法

郵送により、調査票の配布・回収を行った。

3） 回収結果（有効回答率）

有効回収票数1,152票（38.4%）

4） 集計上の注意事項

・回答率などは、小数点第２位を四捨五入して小数点第１位まで表記した。このため、合計が100.0%にならないことがある。
・複数回答方式（マルチ回答）の設問では、百分率の合計が100%を超えることがある。
・グラフ中の数値は百分率である。

（2） 主要な設問の集計結果

1） 四国中央市のイメージについて

問１　一覧

	全体 （0）	強く感じる （1）	どちらとも言えない （2）	そうは思わない （3）	無回答 （4）
発展的な（1）	1152 100.0	214 18.6	582 50.5	275 23.9	81 7.0
活気のある（2）	1152 100.0	198 17.2	594 51.6	291 25.3	69 6.0
快適な（3）	1152 100.0	103 8.9	638 55.4	300 26.0	111 9.6
自然豊かな（4）	1152 100.0	430 37.3	490 42.5	159 13.8	73 6.3
潤いのある（5）	1152 100.0	89 7.7	656 56.9	317 27.5	90 7.8
落ち着いた（6）	1152 100.0	178 15.5	604 52.4	280 24.3	90 7.8
美しい（7）	1152 100.0	118 10.2	594 51.6	348 30.2	92 8.0
文化的な（8）	1152 100.0	123 10.7	610 53.0	333 28.9	86 7.5
あたたかい（9）	1152 100.0	165 14.3	682 59.2	212 18.4	93 8.1
開放的な（10）	1152 100.0	95 8.2	682 59.2	285 24.7	90 7.8
先進的な（11）	1152 100.0	103 8.9	560 48.6	406 35.2	83 7.2
秩序ある（12）	1152 100.0	69 6.0	733 63.6	268 23.3	82 7.1

問２　今後高めてほしいイメージ
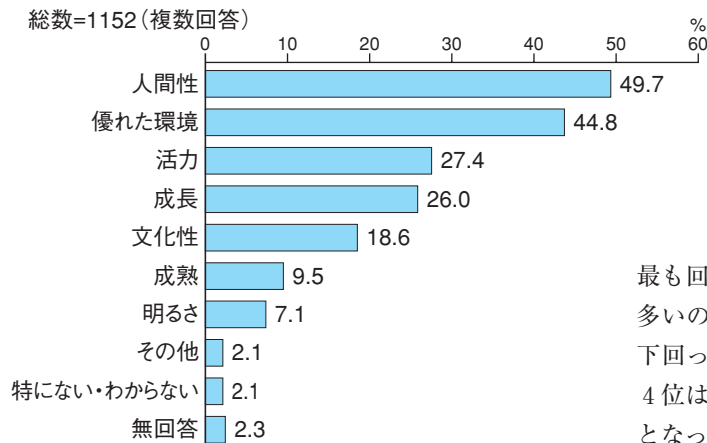
最も回答が多いのは、「人間性」の49.7％である。次に多いのは「優れた環境」であり、44.8％とこれを若干下回って続いている。第３位は「活力」の27.4％、第４位は「成長」の26.0％、第５位は「文化性」の18.6％となっている。

2） 暮らしを取り巻く環境について

問3　生活においての不安
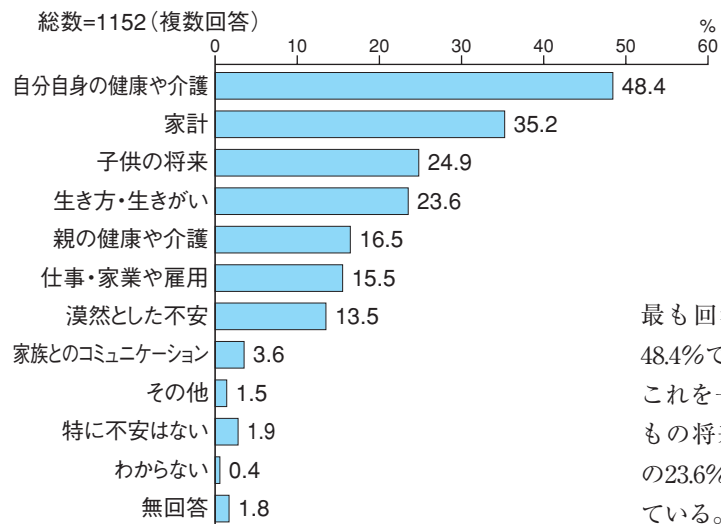
最も回答が多いのは、「自分自身の健康や介護」の48.4%である。次に多いのは「家計」であり、35.2%とこれを一定程度下回って続いている。第3位は「子どもの将来」の24.9%、第4位は「生き方・生きがい」の23.6%、第5位は「親の健康や介護」の16.5%となっている。

問４　生活環境等の評価

	全体 (0)	満足 (1)	まあ満足 (2)	普通 (3)	やや不満 (4)	不満 (5)	無回答 (6)	評価点 (7)
災害(1)	1152 100.0	25 2.2	177 15.4	491 42.6	273 23.7	149 12.9	37 3.2	−0.31
環境汚染(2)	1152 100.0	13 1.1	119 10.3	388 33.7	368 31.9	219 19.0	45 3.9	−0.60
バリアフリー(3)	1152 100.0	5 0.4	53 4.6	372 32.3	410 35.6	240 20.8	72 6.3	−0.77
夜道の明るさ(4)	1152 100.0	12 1.0	85 7.4	338 29.3	414 35.9	253 22.0	50 4.3	−0.74
暴力や犯罪(5)	1152 100.0	49 4.3	201 17.4	538 46.7	226 19.6	87 7.6	51 4.4	−0.09
買い物(6)	1152 100.0	130 11.3	372 32.3	398 34.5	147 12.8	64 5.6	41 3.6	0.32
公共交通(7)	1152 100.0	31 2.7	116 10.1	377 32.7	315 27.3	262 22.7	51 4.4	−0.60
生活道路(8)	1152 100.0	33 2.9	150 13.0	445 38.6	310 26.9	166 14.4	48 4.2	−0.39
幹線道路(9)	1152 100.0	34 3.0	171 14.8	489 42.4	278 24.1	127 11.0	53 4.6	−0.27
公園・広場(10)	1152 100.0	28 2.4	102 8.9	472 41.0	318 27.6	183 15.9	49 4.3	−0.48
公民館・集会所(11)	1152 100.0	44 3.8	145 12.6	642 55.7	187 16.2	85 7.4	49 4.3	−0.11
市役所や支所(12)	1152 100.0	67 5.8	166 14.4	589 51.1	183 15.9	108 9.4	39 3.4	−0.09
適切な医療(13)	1152 100.0	56 4.9	194 16.8	555 48.2	220 19.1	85 7.4	42 3.6	−0.08
学校・保育施設(14)	1152 100.0	74 6.4	201 17.4	659 57.2	117 10.2	43 3.7	58 5.0	0.13
煤煙・排気ガス(15)	1152 100.0	41 3.6	98 8.5	389 33.8	351 30.5	220 19.1	53 4.6	−0.56
振動・騒音(16)	1152 100.0	58 5.0	157 13.6	429 37.2	283 24.6	179 15.5	46 4.0	−0.33
日当たりや風通し(17)	1152 100.0	199 17.3	331 28.7	447 38.8	93 8.1	31 2.7	51 4.4	0.52
空間的なゆとり(18)	1152 100.0	51 4.4	138 12.0	555 48.2	256 22.2	93 8.1	59 5.1	−0.18
緑の多さ(19)	1152 100.0	151 13.1	240 20.8	493 42.8	157 13.6	56 4.9	55 4.8	0.25
親水性の豊かさ(20)	1152 100.0	77 6.7	181 15.7	668 58.0	106 9.2	58 5.0	62 5.4	0.10
生き物とのふれあい(21)	1152 100.0	37 3.2	118 10.2	620 53.8	217 18.8	92 8.0	68 5.9	−0.19
水のきれいさ(22)	1152 100.0	28 2.4	98 8.5	386 33.5	385 33.4	211 18.3	44 3.8	−0.59
街並みや景観(23)	1152 100.0	14 1.2	67 5.8	538 46.7	348 30.2	130 11.3	55 4.8	−0.47
下水や排水(24)	1152 100.0	53 4.6	145 12.6	475 41.2	249 21.6	188 16.3	42 3.6	−0.34
ごみ収集(25)	1152 100.0	110 9.5	265 23.0	510 44.3	141 12.2	83 7.2	43 3.7	0.16
芸術・文化の機会(26)	1152 100.0	9 0.8	83 7.2	574 49.8	304 26.4	126 10.9	56 4.9	−0.42
学校教育(27)	1152 100.0	16 1.4	73 6.3	643 55.8	260 22.6	97 8.4	63 5.5	−0.32
障害者等への配慮(28)	1152 100.0	15 1.3	67 5.8	581 50.4	326 28.3	117 10.2	46 4.0	−0.42
まちの賑わい(29)	1152 100.0	13 1.1	99 8.6	477 41.4	335 29.1	182 15.8	46 4.0	−0.52
国際交流(30)	1152 100.0	5 0.4	19 1.6	537 46.6	331 28.7	174 15.1	86 7.5	−0.61
近所づきあい(31)	1152 100.0	59 5.1	132 11.5	677 58.8	171 14.8	77 6.7	36 3.1	−0.07
総合評価(32)	1152 100.0	5 0.4	113 9.8	674 58.5	275 23.9	60 5.2	25 2.2	−0.24

全体的にマイナス評価が多いなかで、買い物0.32、学校・保育施設0.13、日当たりや風通し0.52、緑の多さ0.25、親水性の豊かさ0.10、ごみ収集0.16などについてプラス評価となっており、総じて快適性についての評価が高い。

3） 定住の意向について

問 9　定住理由
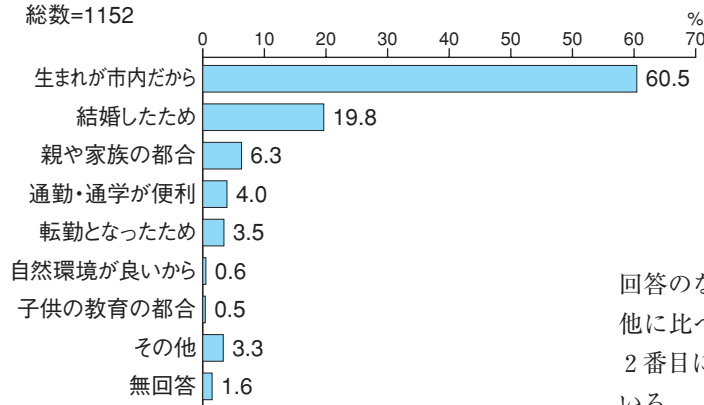
回答のなかでは、「生まれが市内だから」が60.5%と、他に比べて格段に多くなっているのが目立っている。２番目に多いのは、「結婚したため」の19.8%となっている。

問 10　定住意向
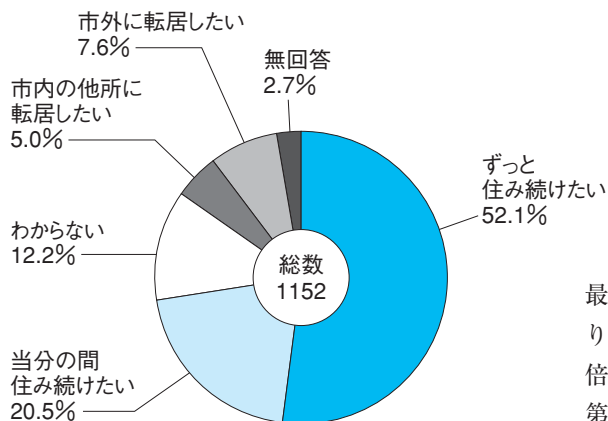
最も多い答えは「ずっと住み続けたい」の52.1%であり、第２位の「当分の間住み続けたい」の20.5%の２倍以上となっている。第３位は「わからない」(12.2%)、第４位は「市外に転居したい」(7.6%）となっている。

問 11　転居したい理由
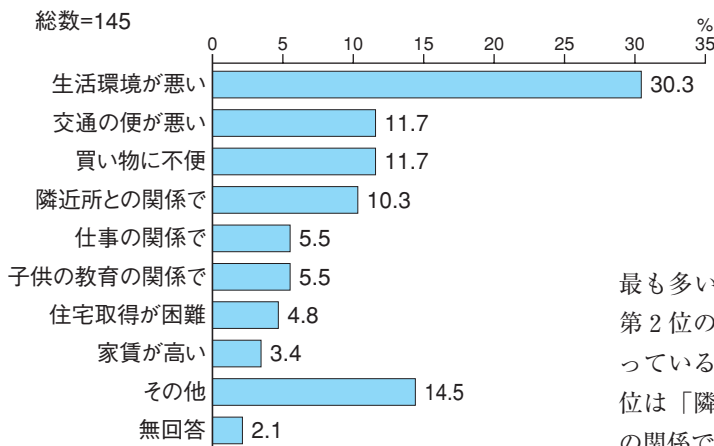
最も多い答えは「生活環境が悪い」の30.3%であり、第２位の「交通の便が悪い」の11.7%の２倍以上となっている。第３位は「買い物に不便」(11.7%)、第４位は「隣近所との関係で」(10.3%)、第５位は「仕事の関係で」(5.5%）となっている。

4） 地域コミュニティ活動への参加について

問 12-1　地域活動
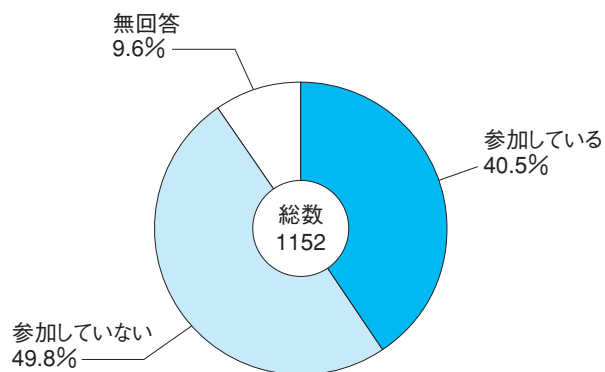
「参加していない」が49.8%と、「参加している」の40.5%をある程度上回る結果となっている。

問 12-2　地域活動
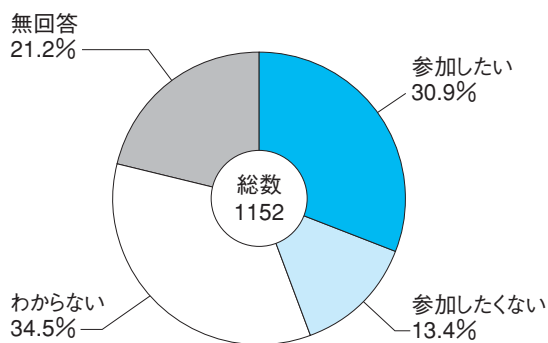
最も回答が多いのは、「わからない」の34.5%である。次に多いのは「参加したい」であり、30.9%とこれを若干下回って続いている。第 3 位は「参加したくない」の13.4%となっている。

問 12-1　福祉ボランティア活動
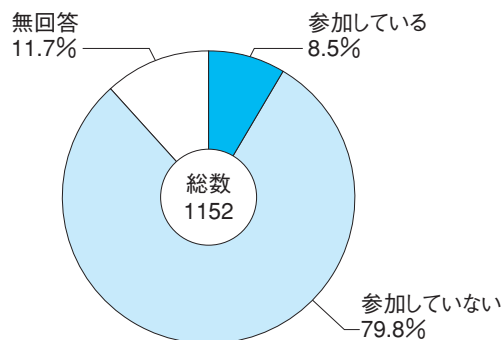
「参加していない」が79.8%と、「参加している」の8.5%を大きく上回る結果となっている。

問 12-2　福祉ボランティア活動
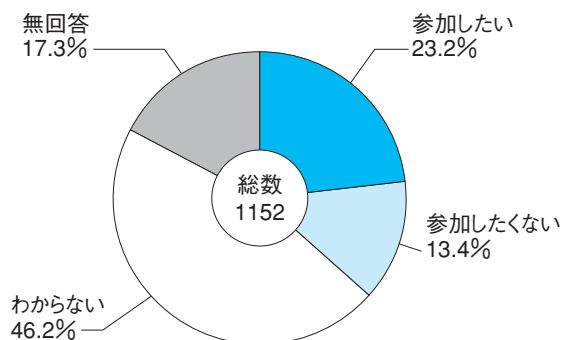
最も回答が多いのは、「わからない」の46.2%である。次に多いのは「参加したい」であり、23.2%とこれを一定程度下回って続いている。第 3 位は「参加したくない」の13.4%となっている。

問 12-1　住民活動
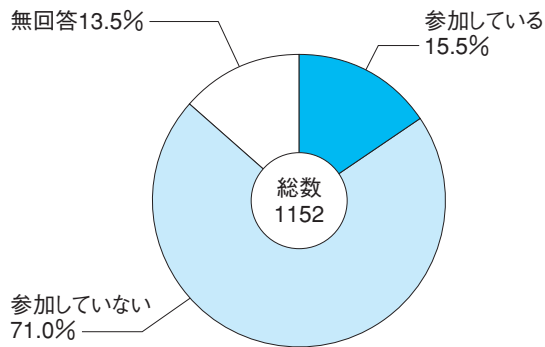
「参加していない」が71.0%と、「参加している」の15.5%を大きく上回る結果となっている。

問 12-2　住民活動
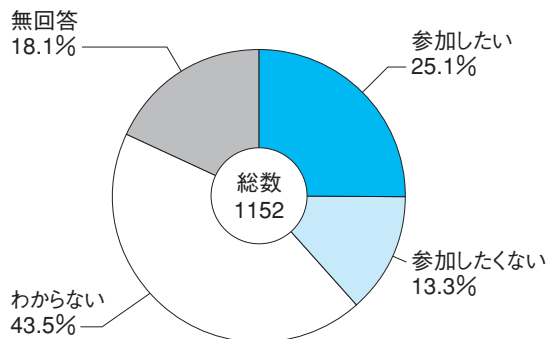
回答の中の第 1 位は、「わからない」の43.5%であり、第 2 位の「参加したい」の25.1%をかなり上回っている。第 3 位は「参加したくない」(13.3%)となっている。

問 12-1　PTAや保護者会の役員
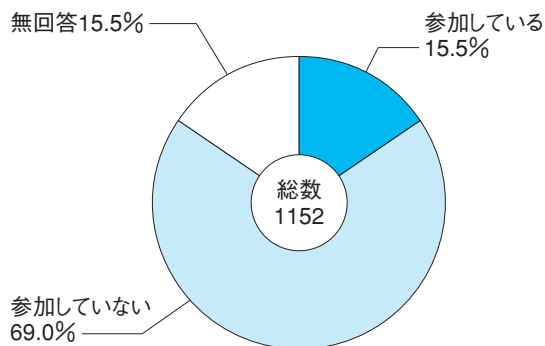
「参加していない」が69.0%と、「参加している」の15.5%を大きく上回る結果となっている。

問 12-2　PTAや保護者会の役員
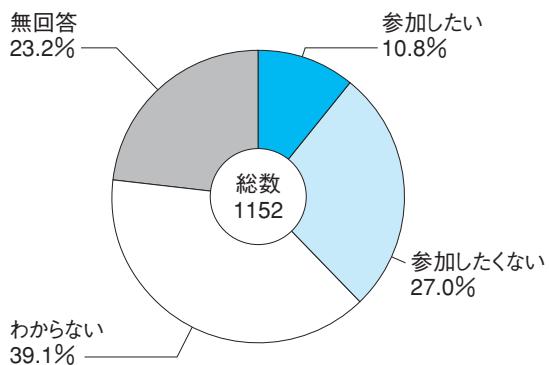
回答の中の第 1 位は、「わからない」の39.1%であり、第 2 位の「参加したくない」の27.0%をかなり上回っている。第 3 位は「参加したい」(10.8%)となっている。

問 12-1　スポーツ・レクリエーション活動や文化、学習活動
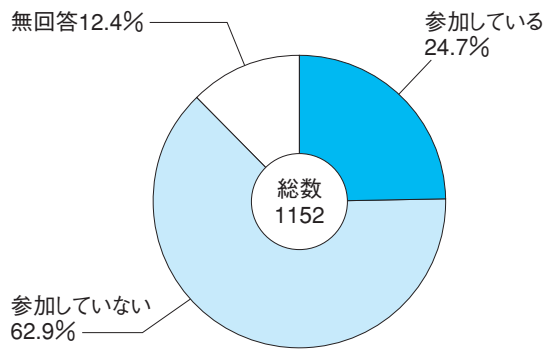
「参加していない」が62.9%と、「参加している」の24.7%を大きく上回る結果となっている。

問 12-2　スポーツ・レクリエーション活動や文化、学習活動
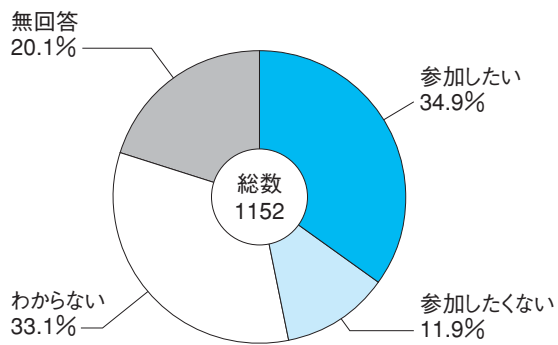
回答の中の第 1 位は、「参加したい」の34.9%であり、第 2 位の「わからない」の33.1%を若干上回っている。第 3 位は「参加したくない」（11.9%）となっている。

5） 市政との関わりについて

問 13 市政への関心
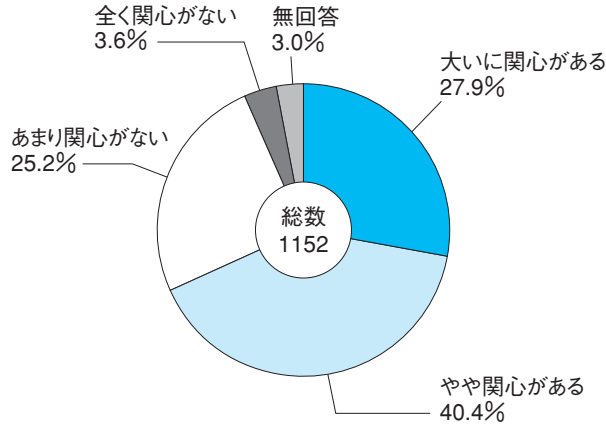
最も回答が多いのは、「やや関心がある」の40.4%である。次に多いのは「大いに関心がある」であり、27.9%とこれを一定程度下回って続いている。第3位は「あまり関心がない」の25.2%となっている。

問 14 市民参加を活性化する方策
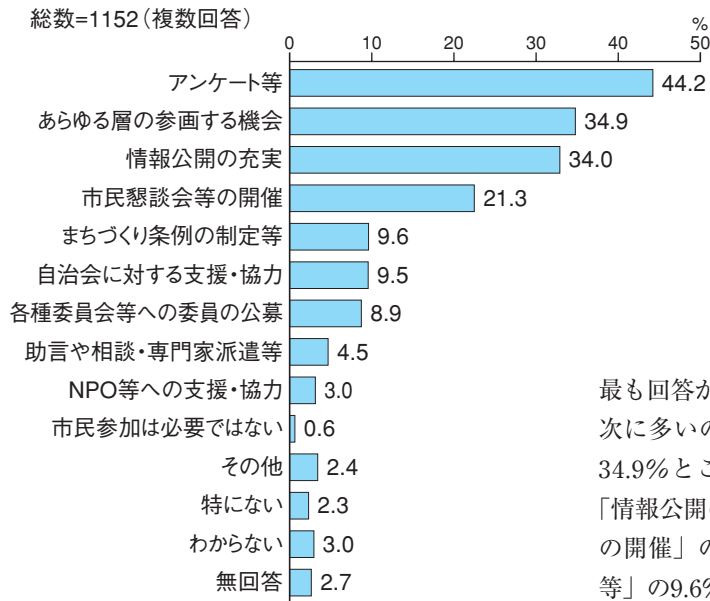
最も回答が多いのは、「アンケート等」の44.2%である。次に多いのは「あらゆる層の参画する機会」であり、34.9%とこれをやや下回って続いている。第3位は「情報公開の充実」の34.0%、第4位は「市民懇談会等の開催」の21.3%、第5位は「まちづくり条例の制定等」の9.6%となっている。

6） 男女共同参画社会について

問 15　男女の平等についての評価

	全体 (0)	男性が優遇 (1)	やや男性が優遇 (2)	平等 (3)	やや女性が優遇 (4)	女性が優遇 (5)	わからない (6)	無回答 (7)
家庭生活(1)	1152 100.0	189 16.4	423 36.7	369 32.0	66 5.7	11 1.0	62 5.4	32 2.8
職場(2)	1152 100.0	255 22.1	429 37.2	180 15.6	42 3.6	17 1.5	165 14.3	64 5.6
教育の場(3)	1152 100.0	36 3.1	141 12.2	607 52.7	39 3.4	14 1.2	240 20.8	75 6.5
地域活動の場(4)	1152 100.0	102 8.9	338 29.3	401 34.8	84 7.3	15 1.3	156 13.5	56 4.9
法律や制度(5)	1152 100.0	112 9.7	311 27.0	445 38.6	58 5.0	18 1.6	153 13.3	55 4.8
社会通念や慣習(6)	1152 100.0	276 24.0	514 44.6	163 14.1	34 3.0	9 0.8	107 9.3	49 4.3
社会全体(7)	1152 100.0	182 15.8	576 50.0	183 15.9	52 4.5	11 1.0	100 8.7	48 4.2

教育の場での男女平等を指摘する声が多い。職場や社会通年・慣習、社会全体については平等であるとする声が少なくなっている。

問 16　男女共同参画社会への必要な取組
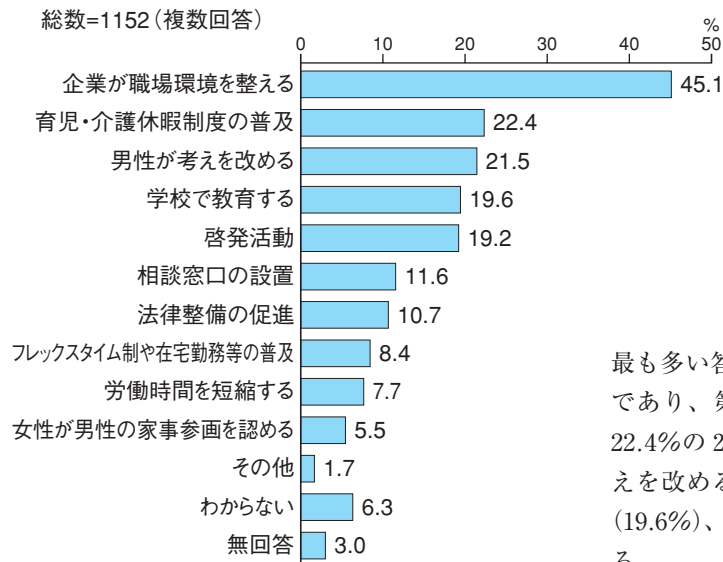
最も多い答えは「企業が職場環境を整える」の45.1%であり、第 2 位の「育児・介護休業制度の普及」の22.4%の 2 倍以上となっている。第 3 位は「男性が考えを改める」(21.5%)、第 4 位は「学校で教育する」(19.6%)、第 5 位は「啓発活動」(19.2%) となっている。

7） 福祉等について

問 17　医療・福祉の進め方
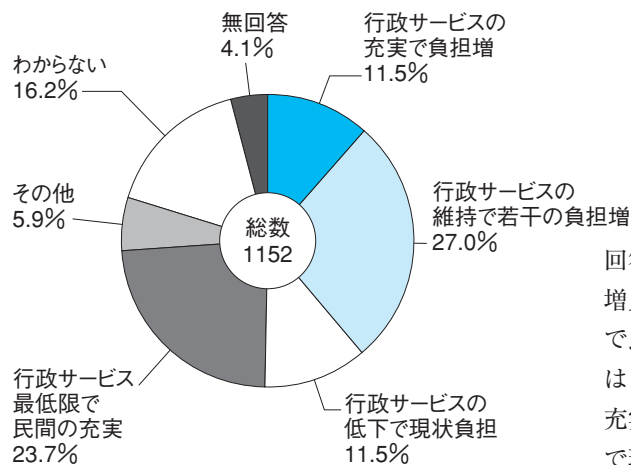
回答の中の第 1 位は、「行政サービス維持で若干の負担増」の27.0%であり、第 2 位の「行政サービス最低限で民間の充実」の23.7%を若干上回っている。第 3 位は「わからない」(16.2%)、第 4 位は「行政サービスの充実で負担増」(11.5%)、第 5 位は「行政サービス低下で現状負担」(11.5%) となっている。

問 18　高齢化への対応策
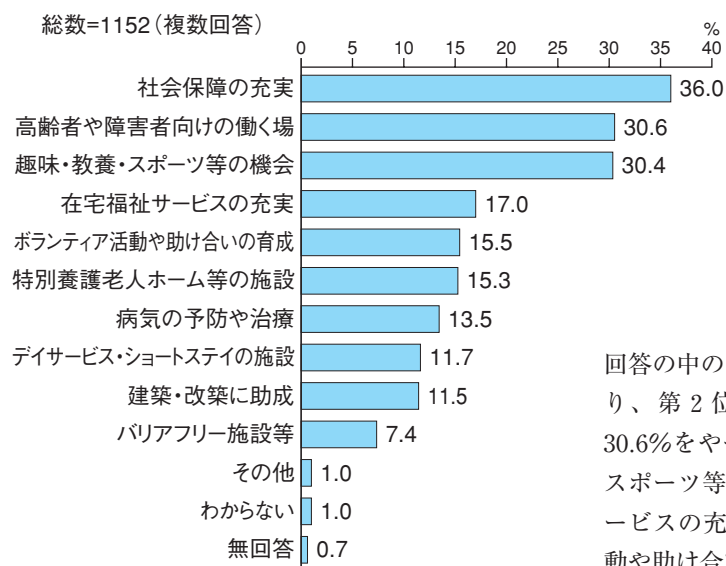
回答の中の第 1 位は、「社会保障の充実」の36.0%であり、第 2 位の「高齢者や障害者向けの働く場」の30.6%をやや上回っている。第 3 位は「趣味・教養・スポーツ等の機会」(30.4%)、第 4 位は「在宅福祉サービスの充実」(17.0%)、第 5 位は「ボランティア活動や助け合いの育成」(15.5%) となっている。

問 19　次世代育成のための施策
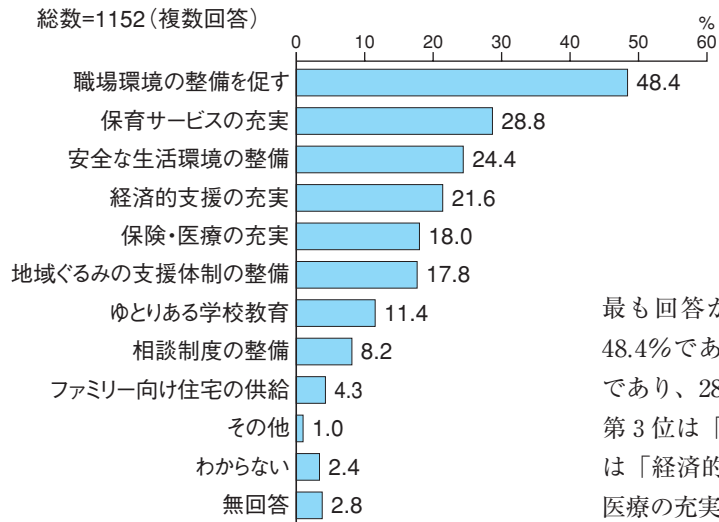
最も回答が多いのは、「職場環境の整備を促す」の48.4%である。次に多いのは「保育サービスの充実」であり、28.8%とこれを一定程度下回って続いている。第 3 位は「安全な生活環境の整備」の24.4%、第 4 位は「経済的支援の充実」の21.6%、第 5 位は「保健・医療の充実」の18.0%となっている。

問 20　障害者の地域や社会参加の方策
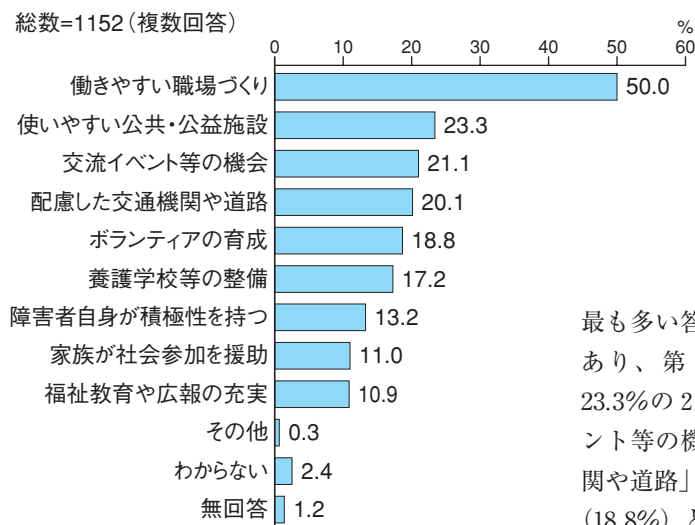
最も多い答えは「働きやすい職場づくり」の50.0%であり、第 2 位の「使いやすい公共・公益施設」の23.3%の 2 倍以上となっている。第 3 位は「交流イベント等の機会」（21.1%）、第 4 位は「配慮した交通機関や道路」（20.1%）、第 5 位は「ボランティアの育成」（18.8%）となっている。

8） 教育・文化について

問 21　教育の充実のための施策
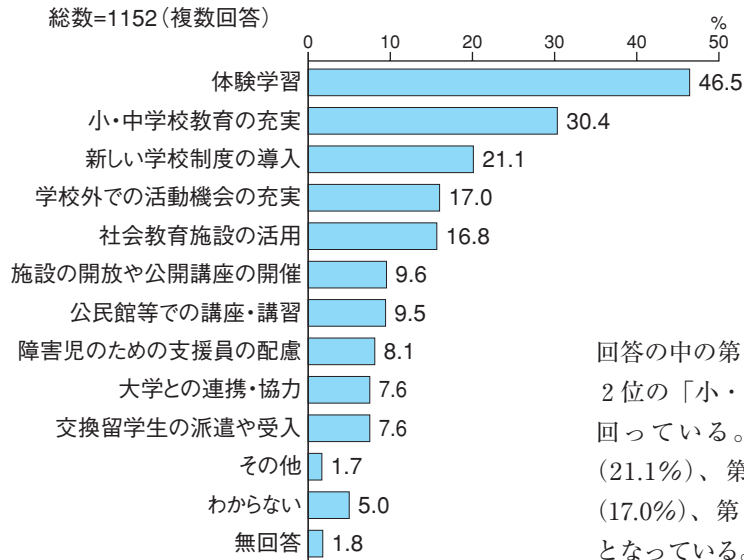
回答の中の第１位は、「体験学習」の46.5%であり、第２位の「小・中学校教育の充実」の30.4%をかなり上回っている。第３位は「新しい学校制度の導入」（21.1%）、第４位は「学校外での活動機会の充実」（17.0%）、第５位は「社会教育施設の活用」（16.8%）となっている。

問 22　市民文化醸成のための方策
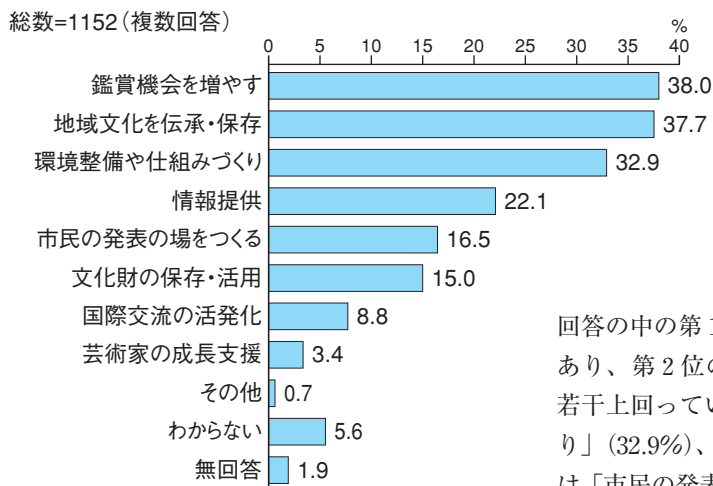
回答の中の第１位は、「鑑賞機会を増やす」の38.0%であり、第２位の「地域文化を伝承・保存」の37.7%を若干上回っている。第３位は「環境整備や仕組みづくり」（32.9%）、第４位は「情報提供」（22.1%）、第５位は「市民の発表の場をつくる」（16.5%）となっている。

9） 産業活動について

問 23　産業振興施策
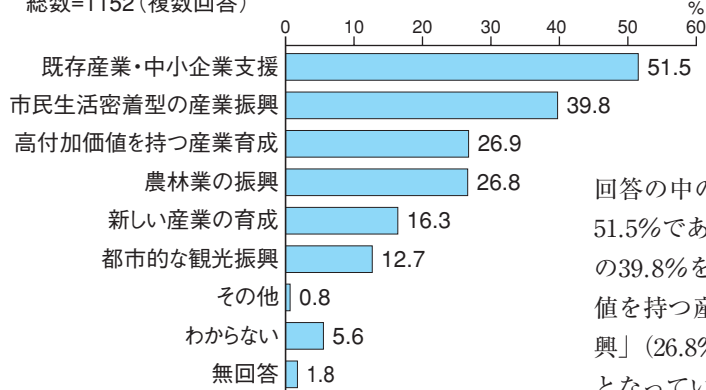
回答の中の第 1 位は、「既存産業・中小企業支援」の51.5%であり、第 2 位の「市民生活密着型の産業振興」の39.8%をかなり上回っている。第 3 位は「高付加価値を持つ産業育成」（26.9%）、第 4 位は「農林業の振興」（26.8%）、第 5 位は「新しい産業の育成」（16.3%）となっている。

10） 都市基盤の整備について

問 24　都市基盤整備の施策
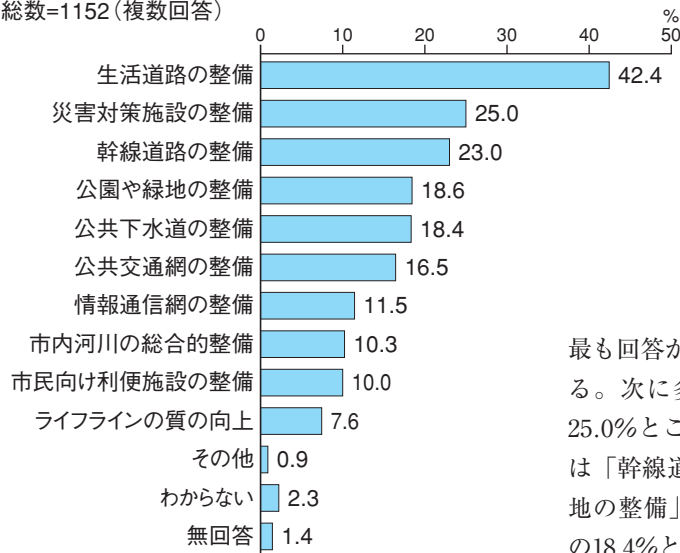
最も回答が多いのは、「生活道路の整備」の42.4%である。次に多いのは「災害対策施設の整備」であり、25.0%とこれを一定程度下回って続いている。第 3 位は「幹線道路の整備」の23.0%、第 4 位は「公園や緑地の整備」の18.6%、第 5 位は「公共下水道の整備」の18.4%となっている。

11）環境保全について

問25　環境保全のための施策
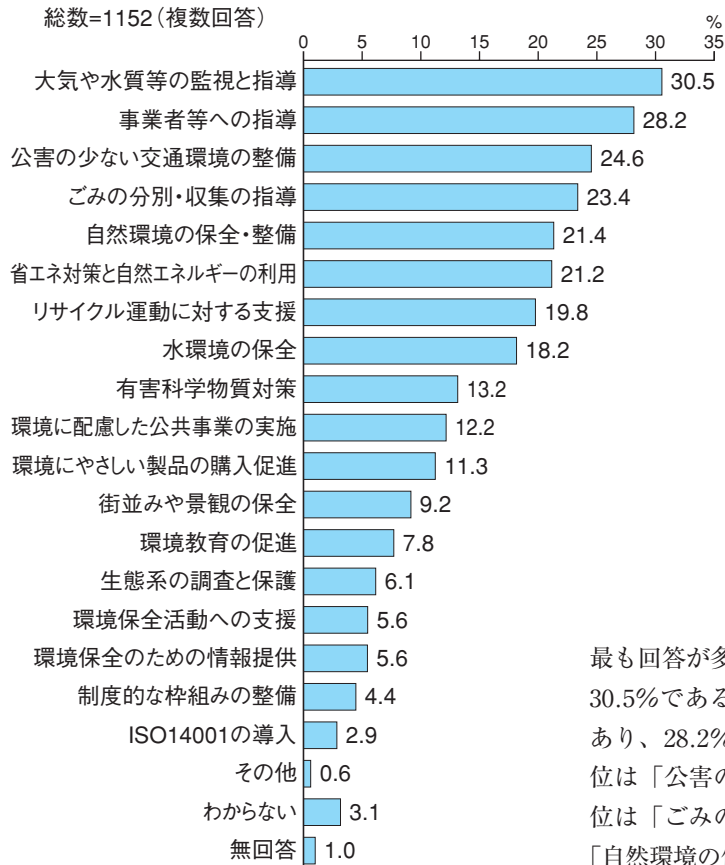
最も回答が多いのは、「大気や水質等の監視と指導」の30.5%である。次に多いのは「事業者等への指導」であり、28.2%とこれを若干下回って続いている。第３位は「公害の少ない交通環境の整備」の24.6%、第４位は「ごみの分別・収集の指導」の23.4%、第５位は「自然環境の保全・整備」の21.4%となっている。

12） 防災対策について

問 26　防災対策のための施策
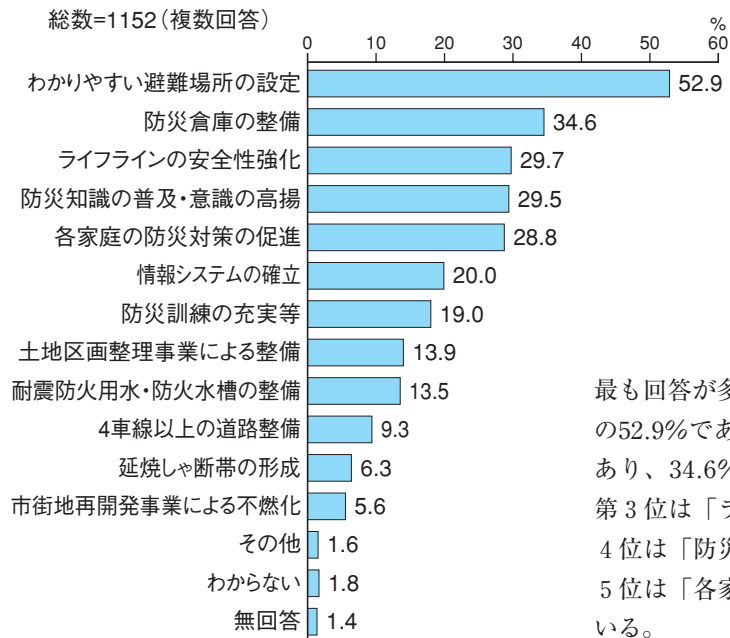
最も回答が多いのは、「わかりやすい避難場所の設定」の52.9％である。次に多いのは「防災倉庫の整備」であり、34.6％とこれを一定程度下回って続いている。第３位は「ライフラインの安全性強化」の29.7％、第４位は「防災知識の普及・意識の高揚」の29.5％、第５位は「各家庭の防災対策の促進」の28.8％となっている。

13） 行政情報の提供について

問 27　市の情報を得る手段

	全体（0）	よく利用する（1）	たまに利用する（2）	利用しない（3）	無回答（4）
市の情報誌（1）	1152 100.0	646 56.1	392 34.0	75 6.5	39 3.4
新聞・タウン紙（2）	1152 100.0	250 21.7	580 50.3	227 19.7	95 8.2
テレビ・ラジオ（3）	1152 100.0	254 22.0	484 42.0	324 28.1	90 7.8
家族・知人（4）	1152 100.0	253 22.0	687 59.6	112 9.7	100 8.7
掲示板・回覧版（5）	1152 100.0	265 23.0	467 40.5	316 27.4	104 9.0
市のホームページ（6）	1152 100.0	66 5.7	237 20.6	744 64.6	105 9.1
地域での集会（7）	1152 100.0	68 5.9	354 30.7	632 54.9	98 8.5

市の情報紙（市報など）が利用率が最も高く、56.1%と半数を超える。家族・知人も比較的多く、新聞やテレビなどのマスコミを若干上回る利用率となっている。地域での集会や市のホームページはあまり利用率が高くない。

問 28　提供して欲しい情報
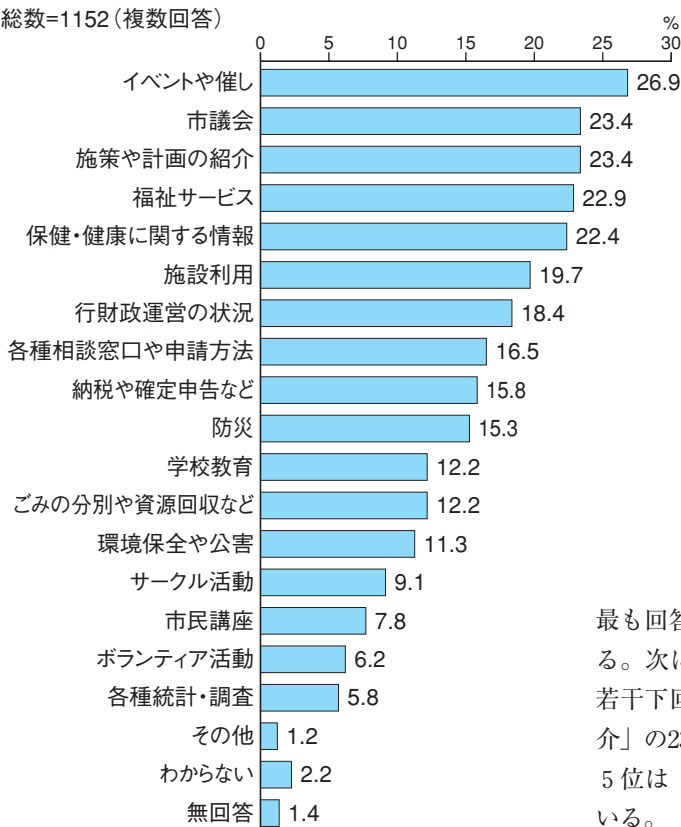
最も回答が多いのは、「イベントや催し」の26.9%である。次に多いのは「市議会」であり、23.4%とこれを若干下回って続いている。第 3 位は「施策や計画の紹介」の23.4%、第 4 位は「福祉サービス」の22.9%、第 5 位は「保健・健康に関する情報」の22.4%となっている。

問 29　市の情報を得る今後の手段
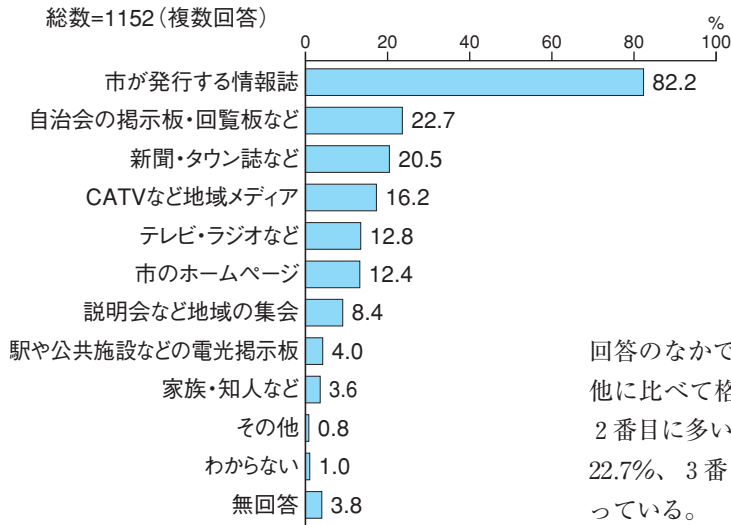
回答のなかでは、「市が発行する情報紙」が82.2％と、他に比べて格段に多くなっているのが目立っている。２番目に多いのは、「自治会の掲示板・回覧板など」の22.7％、３番目は「新聞・タウン紙など」の20.5％となっている。

14）　市役所の仕事について

問 30　市役所の業務や組織について
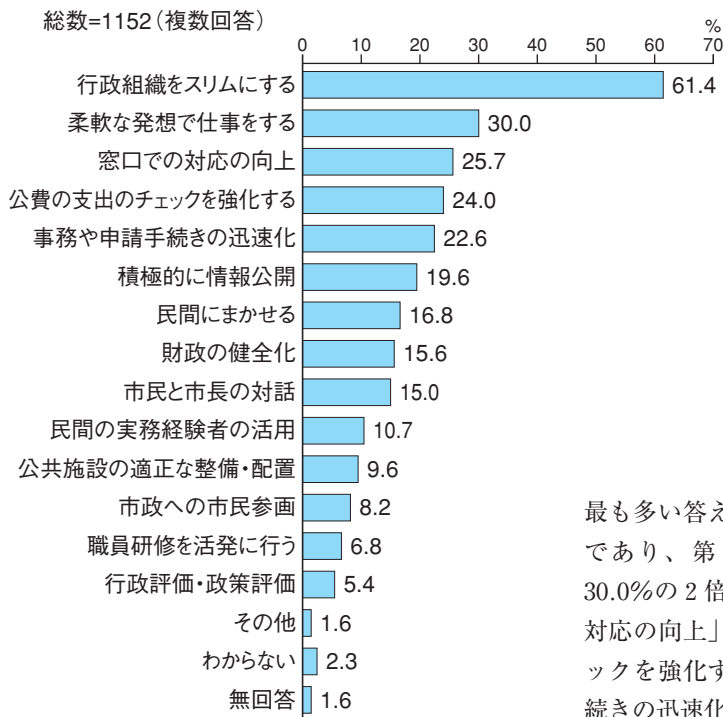
最も多い答えは「行政組織をスリムにする」の61.4％であり、第２位の「柔軟な発想で仕事をする」の30.0％の２倍以上となっている。第３位は「窓口での対応の向上」（25.7％）、第４位は「公費の支出のチェックを強化する」（24.0％）、第５位は「事務や申請手続きの迅速化」（22.6％）となっている。

15） 市の将来像について

問 32　市の将来像
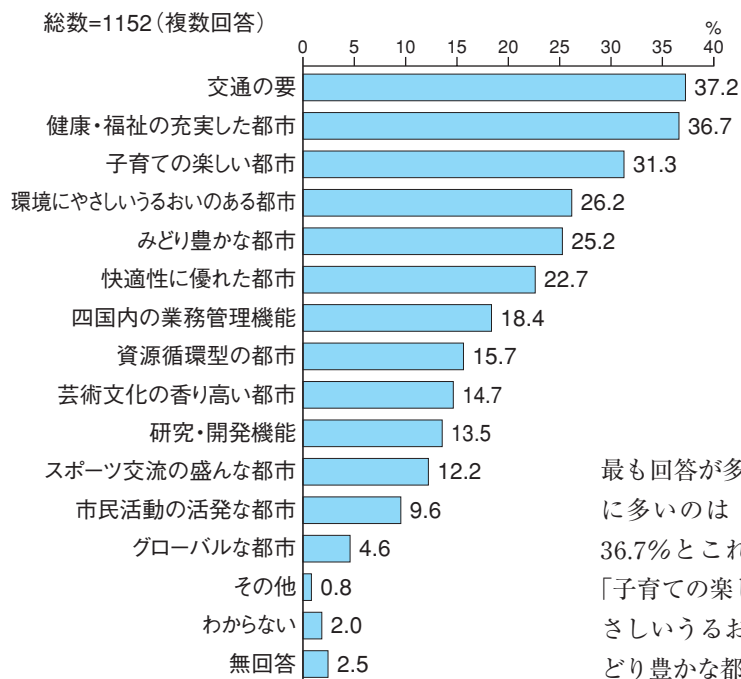
最も回答が多いのは、「交通の要」の37.2％である。次に多いのは「健康・福祉の充実した都市」であり、36.7％とこれを若干下回って続いている。第 3 位は「子育ての楽しい都市」の31.3％、第 4 位は「環境にやさしいうるおいのある都市」の26.2％、第 5 位は「みどり豊かな都市」の25.2％となっている。

5－1　四国中央市基本構想審議会条例

平成16年４月１日
条例第13号

（設置）

第１条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の４第３項の規定に基づき、四国中央市基本構想審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第２条　審議会は、市長の諮問に応じ、市の基本構想の策定等に関する必要な事項について審議を行うものとする。

（組織）

第３条　審議会は、委員30人以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（1）市議会議員
（2）公共的団体の役員
（3）学識経験を有する者
（4）市の職員

（委員の任期）

第４条　委員の任期は、２年とする。ただし、職名により選ばれた委員の任期は、その職にある期間とし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第５条　審議会に会長及び副会長を置く。

２　会長及び副会長は、委員の互選とする。

３　会長及び副会長の任期は、委員の任期による。

４　会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

５　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　審議会の会議は、必要に応じ会長が招集する。

２　審議会は、委員の過半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

３　審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第７条　審議会の庶務は、企画担当課において処理する。

（委任）

第８条　この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この条例は、平成16年４月１日から施行する。

附　則（平成17年６月10日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行し、平成17年４月１日から適用する。

5－2　四国中央市基本構想審議会条例施行規則

（趣旨）

第１条　この規則は、四国中央市基本構想審議会条例（平成16年四国中央市条例第13号。以下「条例」という。）第８条の規定に基づき、四国中央市基本構想審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（審議事項）

第２条　条例第２条に規定する審議事項は、次のとおりとする。

(1)　基本構想

(2)　基本計画

(3)　前２号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（会長等の責務）

第３条　会長は、審議会の会議（以下「会議」という。）を、迅速かつ能率的に運営するよう努めなければならない。

２　審議会の委員は、会議に積極的に参画するとともに円滑な議事運営に協力しなければならない。

（関係者の出席）

第４条　会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（部会）

第５条　審議会に、部会を置くことができる。

（その他）

第６条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

5－3　四国中央市基本計画審議部会設置要綱

（設置）

第１条　四国中央市基本構想審議会条例施行規則第５条の規定に基づき、四国中央市基本計画審議部会（以下「部会」という。）を置く。

（所掌事務）

第２条　部会は、主に基本計画に関し必要な事項について審議を行うものとする。

（組織）

第３条　部会は、委員10人以内で組織する。

２　委員は、基本構想審議会委員の中から、審議会で諮り決定する。

（委員の任期）

第４条　委員の任期は、基本構想審議会委員の任期と同じとする。委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

（部会長及び副部会長）

第５条　部会に部会長及び副部会長を置く。

２　部会長及び副部会長は、委員の互選とする。

３　部会長及び副部会長の任期は、委員の任期による。

４　部会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

５　副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき、又はかけたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　部会の会議は、必要に応じ部会長が招集する。

２　部会は、委員の過半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

３　部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第７条　部会の庶務は、企画担当課において処理する。

（委任）

第８条　この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成16年８月５日から施行する。

5－4　基本構想審議会委員名簿

平成 16 年 7 月 23 日現在

	役　職　名	氏　名
会　長	伊予三島商工会議所会頭／四国中央市体育協会連絡協議会会長	井川　俊髙
副会長	川之江商工会議所会頭／宇摩交通安全協会会長	星川　一治
委　員	土居町商工会会長	井川　　宏
委　員	四国中央市PTA連合会会長	石川　豊和
委　員	伊予三島商店街連合会会長	石川　光重
委　員	うま農業協同組合組合長	石川　迪士
委　員	アトリエUMA代表	石村　　浩
委　員	四国中央市食生活改善推進協議会会長	伊藤　恵美子
委　員	宇摩森林組合組合長	宇田　征洋
委　員	新宮あじさいグループ会長	大西　敬志郎
委　員	Four−C　監事	大西　英彦
委　員	川之江商店連合会会長	岡本　　忠
委　員	社会福祉法人　澄心　「なかまたち」コーディネーター	加地　彰子
委　員	土居町地域審議会会長	加藤　敏史
委　員	四国中央市老人クラブ連合会会長	川上　信保
委　員	四国中央市婦人会連絡協議会会長	河村　サダ子
委　員	四国中央市民生児童委員協議会会長	髙津　光宏
委　員	川之江漁業協同組合組合長	薦田　幸三
委　員	四国中央市議会議長	曽我部　利夫
委　員	宇摩医師会会長	武村　志延
委　員	四国中央市土居地産地消推進委員会会長	深川　正延
委　員	ソロプチミストイースト愛媛代表	藤田　イツ子
委　員	四国中央市助役	藤田　勝志
委　員	四国中央市観光協会会長	星川　邦弘
委　員	イースト愛媛ベンチャークラブ代表	星川　光代
委　員	新宮町地域審議会会長	法橋　信一
委　員	四国中央市社会福祉協議会会長	村上　勝正
委　員	法皇青年会議所理事長	森實　泰三
委　員	劇団　サイケデリックマンモス代表	山本　淑子

5－5　基本構想審議会委員名簿

平成 16 年 12 月現在

	役　職　名	氏　名
会　長	伊予三島商工会議所会頭／四国中央市体育協会連絡協議会会長	井川　俊髙
副会長	川之江商工会議所会頭／宇摩交通安全協会会長	星川　一冶
委　員	土居町商工会会長	井川　　宏
委　員	四国中央市PTA連合会会長	石川　豊和
委　員	伊予三島商店街連合会会長	石川　光重
委　員	うま農業協同組合組合長	石川　迪士
委　員	アトリエUMA代表	石村　　浩
委　員	四国中央市食生活改善推進協議会会長	伊藤　恵美子
委　員	宇摩森林組合組合長	宇田　征洋
委　員	新宮あじさいグループ会長	大西　敬志郎
委　員	Four−C　監事	大西　英彦
委　員	川之江商店連合会会長	岡本　　忠
委　員	四国中央市議会総務委員長	越智　滋
委　員	社会福祉法人　澄心　「なかまたち」コーディネーター	加地　彰子
委　員	土居町地域審議会会長	加藤　敏史
委　員	四国中央市老人クラブ連合会会長	川上　信保
委　員	四国中央市婦人会連絡協議会会長	河村　サダ子
委　員	川之江漁業協同組合組合長	薦田　幸三
委　員	四国中央市民生児童委員協議会会長	進藤　重晴
委　員	宇摩医師会会長	武村　志延
委　員	四国中央市土居地産地消推進委員会会長	深川　正延
委　員	ソロプチミストイースト愛媛代表	藤田　イツ子
委　員	四国中央市助役	藤田　勝志
委　員	四国中央市観光協会会長	星川　邦弘
委　員	イースト愛媛ベンチャークラブ代表	星川　光代
委　員	新宮町地域審議会会長	法橋　信一
委　員	四国中央市社会福祉協議会会長	村上　勝正
委　員	法皇青年会議所理事長	森實　泰三
委　員	劇団　サイケデリックマンモス代表	山本　淑子

5－6　基本計画審議部会委員名簿

平成 16 年 8 月 26 日現在

	役　職　名	氏　名
部 会 長	Four−C　監事	大西　英彦
副部会長	社会福祉法人　澄心　「なかまたち」コーディネーター	加地　彰子
委　　員	四国中央市PTA連合会会長	石川　豊和
委　　員	伊予三島商店街連合会会長	石川　光重
委　　員	アトリエUMA代表	石村　　浩
委　　員	新宮あじさいグループ会長	大西　敬志郎
委　　員	四国中央市土居地産地消推進委員会会長	深川　正延
委　　員	イースト愛媛ベンチャークラブ代表	星川　光代
委　　員	法皇青年会議所理事長	森實　泰三
委　　員	劇団　サイケデリックマンモス代表	山本　淑子

6－1　諮　問　書

四総企第66号
平成16年７月23日

四国中央市基本構想審議会会長　様

四国中央市長　井　原　　巧

第一次四国中央市総合計画基本構想（案）について（諮問）

四国中央市基本構想審議会条例第２条の規定に基づき、第一次四国中央市総合計画基本構想（案）等について、貴審議会の意見を求めます。

6－2　答申書（基本構想）

平成17年２月28日

四国中央市長　井　原　　巧　様

四国中央市基本構想審議会
会長　井　川　俊　髙

第一次四国中央市総合計画基本構想について（答申）

平成16年７月23日付け、四総企第66号で諮問のありました「第一次四国中央市総合計画基本構想案」について、下記のとおり答申します。

（答　申）

平成16年４月１日に四国中央市が誕生し、新たな船出をしたが、当市を取り巻く社会情勢は、三位一体改革、市町村合併による地方分権の推進、少子高齢化、国際化、高度情報化の進展、産業構造の変化、地球規模での環境問題など様々な課題に直面しており、これに伴い市民の生活様式や価値観が多様化するなど大きな転換期を迎えている。

このような時代を生き抜くため、真に地方の自立が求められている現在、自治運営の基本となる「人」すなわち市民を主体とした市民と行政の協働による「市民一人一人が幸せに暮らせる」新たなまちづくりに重点を置くとともに、厳しい財政状況から脱却し、新市の財政基盤を確立するために、抜本的な行財政改革の断行による行政の合理化、効率化の徹底を図り、新市としての基礎を築く最初の10年のまちづくりの施策を総括した基本構想案については、概ね適切と認め、審議過程での意見、要望を下記のとおり付して答申とする。

記

1　地方自治の憲法ともいえる自治基本条例を制定し、これに基づいた各条例の整備を行い、市民と行政が協働でまちづくりを推進できる体制を早期に確立されたい。
2　市民参画の行政評価システムを構築し、事業の取捨選択を行い、市民の要望に沿った効率的な事業の推進を図られたい。
3　公募を原則として、審議会等へ市民が幅広く参加できる機会を増やし、企画、計画段階から市民の意向を施策に反映されたい。
4　各種団体等への補助金について、団体の活動状況等に応じた適正な補助を行うため、市民が主体となった審査会を組織し、財政の効率化を図られたい。
5　時代に応じて動きのある福祉関連法令への適応も含め、福祉関係の窓口を一本化し、柔軟な対応ができる体制整備を図り、市民の利便性の向上に努められたい。

6　基本構想で示された施策については、今後策定される基本計画に十分反映させ、実施可能な事業については、速やかに実施し、新たなまちづくりを推進されたい。

6－3　答申書（基本計画）

平成17年９月30日

四国中央市長　井　原　　　巧　様

四国中央市基本構想審議会
会長　井　川　俊　髙

第一次四国中央市総合計画基本計画について（答申）

平成16年７月23日付け、四総企第66号で諮問のありました「第一次四国中央市総合計画基本計画案」について、下記のとおり答申します。

（答　申）

平成16年７月23日の第１回基本構想審議会以降、新市の総合計画のうち基本構想及び基本計画について、鋭意審議を重ねてきた。総合計画の骨格とも言える基本構想については、平成17年２月28日に答申、それを受けて３月25日に議決を得て既に成案化されている。

基本計画案は、基本構想の「まちづくりの施策の大綱」に基づいて基本方針を定め、計画を具現化するため施策を細分化し、可能な範囲で主要事業を掲載するとともに、各施策の10年後の目標値を設定することにより、事業推進の方向を明確にし、事業の長期的な評価を得ることが可能となっている。また、審議過程において、基本計画審議部会を頻繁に開催し、市民の意向を踏まえた協議を重ねたことにより、施策の柱である市民を中心とした協働のまちづくりにふさわしい長期計画となった基本計画案については、概ね適切と認め、審議過程での意見、要望を別紙のとおり付して答申とする。

6－4　新しいふるさとへ（新市建設への提言）

四国中央市基本構想審議会

基本構想審議会は、平成16年７月に市長より諮問を受け、その後概ね１年半の協議期間を経て基本構想並びに基本計画の策定にあたった。通常の自治体における基本構想の改定とは異なり4市町村合併後の新市の構想・計画であるがために、協議当初からかつての地域ごとの個性、文化等を尊重しつつもなおそこに「新しい形」を求める気運が内外に満ちていた。

しかしながら、策定協議を始めるにあたりまず我々委員が目にしたものは、その深刻な財政事情であった。合併の時期が「三位一体改革」に代表される国をあげての制度改革と重なり、国庫補助金や地方交付税の減額の上に合併に伴う過渡期的経費がかさんだものであるが、この影響は後に平成17年度当初予算が前年度比12パーセントの減額予算となったことでより顕著なものとなった。ただし、こうした財政問題は合併の有無に関わらず、いまや全国自治体共有の問題となっている状況に鑑みれば、むしろ今後の人件費、物件費等の削減が可能視されていること自体が合併を選択した妥当性を主張するものであろう。

こうした状況を背景とし新市のまちづくりに対する審議会の協議が開始された。当初、必然的にその論旨は行政の効率化に集中することとなったが、元来、当地域の合併は単に行財政の効率化のみを求めたものではなく、強い地場産業の経済力と四国の中央という地の利を生かした新たな交流拠点都市を目指すという目的があった。従って、協議の視点は次第に行革から新市のまちづくりの構築、ルールづくりといった方向へと移り、委員発意による「四国のまんなか 人がまんなか」という都市像が浮かび上がった。

これに基づく基本理念、施策の柱はすでに基本構想でご案内のとおりであるが、さらに各分野ごとの具体的な事業を紹介したのがこの基本計画である。ただし、限られた時間の中で膨大な量の事務事業の内容、実施時期などをすべて精査することは不可能であり、また今後の10年間は国をあげての改革期となることが予想され、その社会的、経済的変化は予断を許さないところである。従って、本審議会においては、10年間におけるまちづくりの基本理念とその骨格となるルールづくり、また主要事業に対する考え方などに傾注することとなった。当然のことながら、これらの考え方などは今後３年間単位で１年ごとに改定を行う実施計画において反映され具現化されるものと確信している。

なお、本基本計画の策定にあたっては、随所に審議会の意向を反映させたつもりではあるが、まちづくり全般に共通する基本的な事項及び主要事業の考え方など、構成上書き示せなかった事項について末尾ながら提言として残すこととした。今後の市政運営の参考となれば幸甚である。

（1）まちづくりの基本ルールとなる自治基本条例について

自治体の憲法とも言われる自治基本条例については、県下初の取組みとして平成18年度中の成案化を目指しすでに民間の委員会により策定に取りかかっている。当審議会としても注目している条例であり、公権と市民の権利、そして両者の責務等の明文化が新市のまちづくりに果たす役

割は大きいものと期待している。議会との連携を円滑に行い、議決後は同条例の趣旨目的を市政全般に浸透させるべく、個別条例の精査に鋭意取り組まれたい。

(2) 市民と行政の「協働」について

国・地方を問わず当面の間は厳しい財政状況が続くものと思われるが、そうした中で今後重要視されているものが、市民と行政との「協働」である。新市においては、ボランティアなど市民活動の推進のほか、公共事業の遂行にあたっては企画立案といったより早い段階における市民参画が可能となる制度づくりを図られたい。また、道路や箱物に関わらず、事業の実施段階においても関係団体や周辺住民の意見を求めるシステムを上記条例に基づき整備されたい。また、地方のことは地方が責任をもって行う地方分権の趣旨に倣い、地域のことは地域が責任をもって行う市民自治の普及のため、かかる推進策の構築に期待したい。

(3) より早期における合併の効果現出を

合併は最大の行政改革である。当市の合併の目的は、先にも述べたように新たな発展への方策という主眼があるが、合併による行政の合理化、スリム化を前提としていることには相違ない。本基本計画と並行して作成された行政改革大綱においては、10年間でおよそ260人以上の職員数削減による人件費の削減や、施設の統廃合、民間への管理委託等による物件費の削減を提唱しているが、なお、今後の行財政運営に当たっては同大綱に基づく徹底した効率化を図り、１年でも速く合併による経済効果を現出し、高い地場の経済力が最大限にまちづくりに反映されるよう努められたい。ただし、行政区域が合併により拡大された中で行政のスリム化を進めていくためには、現在すでに着手している補助金の見直し作業に見られるように住民の税意識の高揚に基づく理解が不可欠である。また、それを得るための説得力、すなわち職員個々の資質向上が求められるところである。従って今後の行政改革にあたっては、指定管理者制度の積極的導入や施設業務そのものの民営化等、民活の最大限の活用及び徹底した職員の意識改革を並行し強力に推進されるよう望むものである。

(4) 主要大型施設の建設について

本基本計画期間中（平成17年～同26年）における普通建設事業を考察する際、財政計画と照合しどうしても先行し念頭に置かざるを得ないのが主要な大型施設の建設である。すでに着手している東中学校や次に控える川之江小学校などの義務教育施設や合併後２千戸に余る戸数となった公営住宅など、その老朽化から建替えを余儀なくされる事業については、順次その実施年度を調整するという手法をとらざるをえないが、単年度もしくは２年度にまたがり建設される大型施設については、その莫大な事業費から他の建設事業を圧迫するため、これらの建設時期をどこに設定するかが重要な協議事項となった。審議会では、これら大型施設のうち特筆すべき事業として「新庁舎」と「文化ホール」を選択した。

新庁舎については、合併協議会において小委員会を設置し協議された「新市の事務所の位置」に関する協定項目に記載されている施設であり、今後の行政改革において最終的な組織機構を包括する施設である。旧川之江、旧伊予三島の両庁舎の老朽化、耐震性の問題、また同じく構造上の問題を抱える消防署庁舎との統合などの点から建替えが検討される施設である。

文化ホールは、旧２市の老朽化した市民会館の建替えを背景とし、長年にわたり県にその建設を陳情してきた施設である。また、一般市民や各種団体からの建設要望にも強いものがある。

この２つの施設に共通するものは、建設事業費に対する国庫補助金などといった特定財源がなく、合併後10年間に限り許可される合併特例債に頼らざるを得ない点である。審議会において協議した結果、文化ホールの建設を基本構想に定める第２ステージ（概ね平成20年度～同24年度）に、そして新庁舎の建設を第３ステージ（概ね平成25年度～同26年度）と想定した。

その理由としては、まず厳しい財政状況の中では市民の要望が多い文化ホールを優先すべきと考えたこと、そして新庁舎については職員数の削減等、組織機構の改革とある程度歩調を合わせ検討すべきものであり、計画期間の最終段階である第３ステージが適当と考えたものである。

なお、これら大型施設の建設のみならず、行政の事務事業全般にわたってこれまで述べてきた新しいまちづくりのルールに従い、より早い段階から市民の参画を得た準備検討期間を設けると共に、事務事業の評価制度を導入し、新規事業に対する厳密な精査、継続または終了した事業への正確な評価等を実施し、その結果を市民にわかりやすい形で公表されたい。

(5) おわりに

合併後１年を経て、井原市長の意向により市民サロン（出張市長室）、市民窓口センター（ワンストップサービス）、女性生活相談室、障害者総合相談窓口など、市民への相談窓口が大きく拡大された。今後、情報公開や個人情報保護といった問題が低調化するとは思われず、行政と市民との円滑な関係を保つ上で、こうした会話を尊重した施策は益々その必要性を増していくものと思われる。

「四国のまんなか　人がまんなか」のまちづくりを進めるためには、市民と行政との協働、その基本となる会話が不可欠である。合併後の様々な「しこり」が解消されるにはかなりの時間を要するものであろうが、１日も早く新市としての一体感を醸成し、行財政の効率化を図り、今の逼迫した財政状況から脱却すれば、もとより力のある四国中央市である。飛躍的な発展のさきに「まんなか」が垣間見えるに違いない。本総合計画がその主役となって機能し、この提言がその一助ともなれば幸甚である。

7　総合計画に係る審議会等経過

	日　時	場　所	会議名等	内　容
平成16年	【平成16年度】			
	4/15(木)9:30	本庁5階第2委員会室	第1回　部長会(策定委員会)	総合計画概要説明
	5/21(金)9:30	本庁4階会議室	第1回　作成班会	総合計画概要説明・調書等提出依頼
	6/3(木)9:00	本庁3階会議室	企画課内会　委託業者1次審査	9社→5社
	7/5(月)13:00	本庁5階第1委員会室	部長会　委託業者2次審査	企画課で5社→3社　決裁で了承
	7/23(金)13:30	本庁4階会議室	第1回　基本構想審議会	委嘱状交付・正副会長選出・委託業者選定等
	8/26(木)13:30	本庁5階第2委員会室	第1回　基本計画審議部会	市財政概要説明・正副部会長選出・市民アンケート等
	9/21(火)15:00	本庁4階会議室	第2回　基本計画審議部会	パスコと基本計画協議
	10/6(水)19:00	本庁5階第2委員会室	第3回　基本計画審議部会	基本構想の基本的方向・基本計画調書協議
	10/19(火)15:00	本庁5階第1委員会室	第4回　基本計画審議部会	市民アンケート分析中間報告・基本構想協議
	10/29(金)15:00	福祉会館3階会議室	第2回　基本構想審議会	審議部会活動報告・市民アンケート分析中間報告・基本構想協議
	11/18(木)15:00	本庁5階第2委員会室	第5回　基本計画審議部会	CATV事業・将来像協議
	12/9(木)19:00	本庁4階会議室	第6回　基本計画審議部会	自治基本条例・行政評価・基本理念・将来像・重点戦略協議
	12/22(水)13:00	福祉会館3階会議室	第3回　基本構想審議会	審議部会活動報告・基本構想素案協議
平成17年	1/11(火)19:00	本庁5階第2委員会室	第7回　基本計画審議部会	基本構想案、今後の基本計画の進め方協議
	1/27(木)14:25	本庁5階特別会議室	第2回　部長会(策定委員会)	基本構想案協議
	2/3(木)10:00	本庁5階第1委員会室	総務委員協議会	基本構想案協議
	2/3(木)14:00	土居総合支所3階大会議室	土居町地域審議会	基本構想案協議
	2/4(金)13:30	新宮中央公民館2階会議室	新宮町地域審議会	基本構想案協議
	2/7(月)10:00	本庁5階第1委員会室	議員全員協議会	基本構想案協議
	2/8(火)19:00	福祉会館3階会議室1	第8回　基本計画審議部会	基本構想案協議・組織及び機構改革報告
	2/10(木)13:30	林業研修センター2階会議室	嶺南地域活性化協議会	基本構想案協議
	2/24(木)10:00	福祉会館3階会議室	第4回　基本構想審議会	委員任期延長・基本構想案最終協議
	2/28(月)14:30	市長室	基本構想案　答申(星川副会長)	
	3/11(金)		基本構想案　議会追加上程	委員会付託
	3/14(月)9:30	本庁5階第1委員会室	総務委員会	採決(原案可決)
	3/15(火)19:00	本庁4階会議室	第9回　基本計画審議部会	平成17年度予算概要・基本計画案協議

平成17年	3 /25（金）		本会議　最終日	基本構想案　議決（原案可決）
	【平成17年度】			
	4 /25（月）19:00	本庁5階第2委員会室	第10回　基本計画審議部会	今後のスケジュール・基本計画案協議
	5 / 9 （月）19:00	本庁5階第2委員会室	第11回　基本計画審議部会	基本計画案協議
	5 /23（月）19:00	本庁5階第2委員会室	第12回　基本計画審議部会	基本計画案協議
	6 / 9 （木）19:00	本庁5階第2委員会室	第13回　基本計画審議部会	基本計画案協議
	6 /24（金）10:00	福祉会館3階会議室	第5回　基本構想審議会	基本計画案・「新市建設への提言」（案）協議
	7 / 5 （火）19:00	本庁5階第2委員会室	第14回　基本計画審議部会	基本計画案協議
	7 /21（木）19:00	福祉会館3階会議室2	第15回　基本計画審議部会	基本計画案協議
	8 /11（木）13:00	福祉会館3階会議室	第6回　基本構想審議会	基本計画案協議
	8 /24（水）19:00	福祉会館3階会議室2	第16回　基本計画審議部会	基本計画案協議
	8 /29（月）9:30	本庁5階第1委員会室	自民党勉強会	基本計画案説明
	8 /29（月）13:30	本庁5階第1委員会室	共産党、公明・民主党勉強会	基本計画案説明
	9/1（木）～14日（水）	市ホームページ	パブリックコメント	コメントなし
	9 /20（火）10:00	土居総合支所3階大会議室	土居町地域審議会	基本計画案協議
	9 /20（火）13:30	本庁5階第1委員会室	部長会	基本計画案協議
	9 /20（火）19:00	林業研修センター2階会議室	嶺南地域活性化協議会	基本計画案協議
	9 /21（水）10:00	新宮中央公民館2階会議室	新宮町地域審議会	基本計画案協議
	9 /27（火）19:00	福祉会館3階会議室1	第17回　基本計画審議部会（最終）	基本計画案最終協議
	9 /30（金）13:00	福祉会館3階会議室	第7回　基本構想審議会（最終）	基本計画案最終協議
	9 /30（金）審議会終了後	市長室	基本計画案　答申（井川会長）	星川副会長　同席

8　用語解説

【英字】

ＣＡＴＶ（ケーブルテレビ）　有線によるテレビ放送。電話回線を上回る情報通信容量をもつことから、近年デジタル化が進められ、双方向の情報通信、インターネット利用などが進んでいる。

ＣＩ（コーポレイト・アイデンティティ）　企業・団体がもつ特徴や理念を体系的に整理し、簡潔に表したものを指す。企業・団体を識別できるような、特有のデザインなどをつくり出し、その存在を広く認知させる活動につながる。

ISO14001　ISOとは国際標準化機構（International Organization for Standardization）の略称。企業や自治体等が活動する際に、環境負荷低減あるいは品質向上を目指す活動を自主的、継続的に行うための仕組みについて規定している。ISO14000シリーズは、環境マネジメントシステムに関する国際規格。ほかに、ISO9000シリーズ（品質管理システムに関する国際規格）がある。

ＩＴ（アイティー）　インフォメーション・テクノロジー（Information Technology）の略。情報技術を表す。インターネットなどの通信ネットワークや、光ファイバーなどの通信基盤整備の飛躍的な進展を「ＩＴ革命」などと表現し、多様な情報を誰もが気軽にやりとりできることにより、住民生活の利便性や快適性、安全性の向上などにつながるものと期待されている。

ＮＰＯ　Non Profit Organizationの略。非営利機関（組織）の意味。環境、福祉、介護、まちづくり、教育など様々な分野において、営利を目的としない活動を行う市民団体。

ＰＤＣＡサイクル　計画（plan）、実行（do）、評価（check）、改善（act）のプロセスを順に実施し、最後の改善を次の計画に結び付け、らせん状に品質の維持・向上や継続的な業務改善活動などを推進するマネジメント手法のこと。行政運営の管理手法としても有効。

ＰＦＩ　社会資本整備の新たな手法。民間事業者の資金・技術・ノウハウ等の活用を図ることにより、公共施設の建設や管理・運営などを効率的に行い、公共サービスの効率的かつ効果的な提供を行うもの。

ＴＭＯ　Town Management Organizationの略。タウンマネジメント機関の意味。中心市街地にかかわる様々な組織の調整の場となって、街を活性化させたり、維持していくための活動を総合的に企画・調整し、また、商店街のテナント誘致など自ら主体的に事業を行ったりする組織。TMOになることができるのは、商工会・商工会議所・第三セクターなど。

【あ行】

愛護班　県では昭和37年、子どもたちの健全育成を目指して組織化され、学校や保護者、地域の大人が、地域の実状に応じて非行・事故防止活動や伝統芸能の継承、レクリエーション活動などを行っている。

アウトソーシング　行政運営の効率化を図るため、業務や機能の一部または全部を、専門業者など外部に委託すること。

アクションプログラム　実施計画、活動計画。具体的な行動計画のこと。

アクセス　接続、連結の意味。地域と地域を結ぶこと。また、ある場所へ到達するための交通手段・移動手段を指す。

アセスメント　評価の意味。介護分野では、介護給付サービスが利用者や家族等のニーズに沿って適正に実施されているかなどを、調査し評価することを指す。

育成天然林　天然林が更新する力を利用しつつ、更新補助作業や目的とする樹種の成育を助ける保育作業を施した森林のこと。

インキュベート制度　インキュベートとは、「(鳥が卵を) 抱く、かえす：孵 (ふ) 化する」という意味。新しい事業を起こそうとしている起業家を発掘し、育てるための制度。行政の補助などによる廉価な事務所スペースの提供、開業前の研修、開業後の経営指導などのサービスを行う制度のこと。

インセンティブ　ものごとに取り組む意欲を、報酬を期待させて外側から高める働き。意欲刺激、

誘因、奨励金・報奨金など。

インフラ　「インフラストラクチャー」の略。社会基盤のこと。交通、通信、電力、水道、公共施設など、社会や産業の基盤として整備される施設。

衛生プラント　し尿と浄化槽汚泥を高負荷脱窒素処理方式により処理し、水質基準に適合した処理水を河川等に放流する施設。

エコ・シティ　環境共生都市ともいう。様々な地球環境の問題、良好な自然環境や居住環境への意識の高まりを背景として、環境負荷の軽減、人と自然との共生、アメニティ（ゆとりや快適さ）の創出により、質の高い都市環境を実現した都市のこと。

エコファンド　環境配慮に力を入れたり、エコビジネスを展開するなど環境問題に積極的に取り組む環境関連優良企業（エコエクセレントカンパニー）を対象に、その企業の銘柄の株を買う投資信託のこと。

エックスハイウェイ　四国縦貫・横断自動車道（松山自動車道、高松自動車道、高知自動車道、徳島自動車道）により、四国四県の県庁所在地をエックス字状に結ぶ高速道路体系のこと。

エンパワーメント　能力開化。能力ややる気を引き出すこと。

オープンスペース　公園・広場など、建築物が立地していない空間のこと。

【か行】

街区公園　「都市計画法」に位置づけられた公園のうち、主にそれぞれの街区に居住する方々の利用を目的とした小規模な公園のこと。

介護保険制度　介護を必要とする高齢者の増加など、超高齢社会に対応した社会の仕組みとして、「介護」を社会化（家族の役割とするのではなく、社会全体の役割とし、国民全体で負担を分かち合うこと）する社会保障の一環として定められた制度。平成12年４月施行。

介護予防　要介護の状態になることを予防したり、要介護度の重度化を防止すること。介護保険制度の改正により平成18年度から保険給付サービスとして、運動機能の向上サービス、栄養改善サービス、口腔機能の向上サービスなどが提供されるほか、従来の介護給付に準じた予防訪問介護サービス、予防通所介護サービス、予防通所リハビリテーション介護サービスなどが提供される。

ガイドライン　組織・団体における個人または全体の行動（政府における政策など）に関して、守るのが好ましいとされる規範（ルール・マナー）や目指すべき目標などを明文化し、その行動に具体的な方向性を与えたり、時には何らかの「縛り」を与えるもの。

合併処理浄化槽　生活排水とし尿を同時に処理する浄化槽。

合併特例債　合併市町村が、まちづくり推進のため市町村建設計画に基づいて行う事業や基金の積立に要する経費について、合併年度及びこれに続く10か年度に限り、その財源として借り入れることができる地方債のこと。

環境家計簿　家庭生活における環境負荷量の収支計算を、家計簿による家計の収支計算のように行うもの。

環境教育　環境問題への重要な取り組みとして、市民一人ひとりが環境問題を正しく認識しつつ、これまでの生活様式を見直し、環境にやさしい暮らし方を実践できるよう、生涯学習的な視点で取り組む教育活動のこと。

環境共生文化　地球環境にやさしい、環境と共生する社会システム（生活様式や産業システム等）のこと。

環境サポーター　地域環境の保全や環境問題に取り組む活動を行うボランティアのこと。

環境フォト　環境を見つめ、意識を高めるために活用する写真。コンテストが盛んに開催されている。

環境保全型農業　環境に対する負荷を極力小さくし、環境に対する農業の公益的機能を高めるなど、環境と調和した持続性の高い（農地に負担をかけない）農業のこと。たい肥等による土づくりと化学肥料・化学農薬の使用の低減を一体的に行う農業生産が行われる。

観光農業　観光客に対し、地域の農業資源を活かしたサービスを提供し、地域農業の活性化を図る取り組みのこと。収穫体験などの観光農園、レストラン、宿泊、作物・加工品販売、祭り・イベント参加など多様化している。

勧奨退職制度　選択定年制のこと。職員の年齢構成や現在の厳しい財政状況を踏まえ、人事の刷新、公務能率の向上、財政負担の軽減等を図る観点か

ら、早期の退職年齢に応じた退職金の加算を行う。

機関委任事務　明治以来、国が地方自治体に下部機関として国の事務を代行させた制度。地方分権一括法により廃止され、「自治事務（地方自治体が行う事務）」と「法定受託事務（国から受託して行う事務）」に振り分けられた。

起債制限比率　地方債許可制限に係る指標として地方債許可方針に規定されたものであり、次の算式による比率の過去３年度間の平均をいう。｛A－（B+C）｝÷（D－C）×100　A：普通会計に係る元利償還金（繰上償還分を除く）　B：元利償還金に充てられた特定財源　C：普通交付税の基準財政需要額に算入された公債費の総額　D：標準財政規模

共生社会　様々な構成要素が相反するのではなく、調和して共存できる社会のこと。自然と人間活動が調和・共存する社会、年代や性別、障害等にかかわりなく、すべての人々が共に安心して暮らしていける社会などを指す。

行政評価システム　政策、施策、事務・事業について、一定の基準で妥当性や達成度、成果を判定すること。行財政運営の効率化や成果を重視したまちづくりの展開などに大きな効果をもたらすものとして手法の開発が進められている。

協働　住民（市民）参加や住民自治をさらに進め、住民（市民）が活動に積極的に参画し、行政とともにまちづくりに取り組むことを指す。

魚食普及　魚介類のおいしさ、優れた栄養価などをＰＲし、魚の消費拡大を図る活動。

ケア機能　保健・医療・福祉等のサービス提供により、高齢者や障害者などが地域で日常生活を営めるよう支援することを指す。

ケアマネージャー　介護保険の介護支援専門員のこと。介護や支援が必要と認定された高齢者に対し、利用者のニーズを踏まえたケアプラン（介護支援計画）を作成し、介護サービス事業者との調整を図る国家資格をもつ人。

ケアマネジメント　要介護高齢者に対して、一人ひとりの状況やニーズに応じた介護サービスの調整を行うこと。介護保険制度のもとでケアプランの作成などをケアマネージャー（介護支援専門員）が行う。

景観行政団体　「景観法」（平成16年12月施行）に基づく諸施策を実施する行政団体。地方自治法上の指定都市、中核市の区域にあってはそれぞれ当該市が、その他の区域にあっては都道府県がなるが、その他の市町村も都道府県との協議・同意があれば都道府県に代わって景観行政団体になることができる。景観行政団体は、景観計画の策定・変更と景観計画に基づく行為の規制の他、景観協議会の設立・運営、景観形成に取り組むNPO法人や公益法人を景観整備機構として指定するなどの業務を行う。

健康寿命　元気で活動的に暮らすことができる長さのこと。

健康データバンクシステム　健診等のデータを自主的な健康管理や健康指導・健康教育に役立てるシステムのこと。

減債基金　地方債の償還（公債費）は収入の減少等に関係なく支出しなければならない義務的経費であり、この償還を計画的に行うための資金を積み立てる目的で設置されるもの。特定目的基金　上記の財政調整基金、減債基金以外の基金で、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるために設置される。

県際交流圏　県境を越えて隣接する市町村が連携・交流する圏域のこと。県長期計画では高速交通体系の整備進展や高度情報通信網の構築などにより一体的な発展が望まれる地域として、四国中央県際交流圏（宇摩圏域と徳島県三好地域、香川県三豊地域、高知県嶺北地域を中心とする四国中央部エリア）、四国やまなみ県際交流圏　（上浮穴地域と高知県高吾北地域を中心とする仁淀川流域エリア）、四国西南県際交流圏（宇和島圏域と高知県西南部を中心とする四国西南部エリア）、瀬戸内しまなみ県際交流圏　（今治圏域と広島県備後地方生活圏域の海岸部及び島しょ部を中心とする瀬戸内しまなみ海道周辺エリア）、豊予海峡県際交流圏（八幡浜・大洲圏域と大分県大分臼津圏域を中心とする豊予海峡交流エリア）が設定されている。

広域連携　市町村さらには県域の枠を越えて、近隣自治体との施策・事業の連携や共同を行うこと。消防や水道・ごみ処理などの供給処理にとどまらず、住民サービスの提供なども進んでいる。

合計特殊出生率　一人の女性が一生の間に出産する子どもの数の平均を指す。人口統計の専門用語。

公債費　市町村が長期的に借り入れた資金（地方

債）の元利償還金や、一時的に借り入れた資金の利子の支払いに要する経費。

高次産業　高度な技術に支えられた産業のこと。例えば、研究開発機能などを備えた産業集積を指す。

高次都市機能　日常的な生活圏を越えた、より広範な地域を対象とする業務、商業、行政、文化、学術、コンベンション、医療などの高度で質の高いサービス機能を備えた都市。

高度情報化　情報通信ネットワークを利用し、企業や行政だけでなく、一般市民も、ビジネス、医療、教育、福祉、娯楽など様々な分野で、音声、文字、数値、画像など多様で大量の情報を相互に交換できるなど、高度に情報化が進展すること。

校内LAN　学校内のパソコンで情報を共有するネットワークのこと。

合流式下水道　汚水と雨水を同じ管きょで排除する下水道。雨天時に未処理下水の一部がそのまま流出するため、水質汚濁上及び公衆衛生上において極めて問題になっている。

コーディネーター　調整役のこと。多様な主体の間に立って、一定の目的のために関係を調整したり、環境を整備したりする。

コスト　何かを生み出すためにかかった経費、エネルギー。

子育て支援ボランティア　子育て中の家庭に対し、相談や交流活動をはじめ、各種の子育て支援活動を通じた支援を行うボランティアのこと。

コミュニケーション　情報伝達、意思疎通のこと。

コミュニティバス　自治体が住民の移動手段を確保するために運行する路線バス。通常のバス路線を導入する事が困難な地域を対象とし、市内を循環したり、特定の公共施設を結ぶ場合が多い。

コンベンション　たくさんの人が集まる会議や学会、大会、展示会、イベント等の総称。

コンベンションホール　大規模な集会や催し物、会議等を開催する施設。

【さ行】

財政力指数　基準財政収入額を基準財政需要額で除算した数値の過去３年間の平均値で求める。地方公共団体の財政力を示す指数といわれる。財政力指数が1.0を超える地方公共団体は普通交付税なしでも行政サービスを提供できるとされ、不交付団体となる。

在宅ケア　居宅で受けられる保健・医療・福祉などのサービスのこと。

産学官連携　共同研究などの交流を通じて大学や研究機関等において生み出された技術やノウハウを民間企業において産業化へ結びつける営み。産学官連携を推進することにより資金、設備、技術開発の方法など、研究開発資源に不安がある企業においても、外部資源を活用した効率的な研究開発を進めることが可能になる。大学や研究機関等においても産業界のニーズを的確に反映した研究を行うことができるメリットがある。「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律」（「大学等技術移転促進法」）が平成10年８月に施行された。

産業集積　特定分野において相互に連結する企業群、関係機関群が地理的に集中している状態を指す。

三セク　民間と行政の共同出資により設立される企業体のこと。

サンセット方式　補助金等の額を徐々に減少し、一定期間後に廃止していく仕組みのこと。

三位一体の改革　国庫補助負担金の廃止・縮減、地方交付税の縮減、税源移譲について、これらの三者が協力して一体的に改革を行うこと。

シーメンズセンター　船員が宿泊したり、交流したりする施設。

資源管理型漁業　再生産が可能な水産資源を養殖、放流・成育環境整備などで増やしながら、かつ計画的に捕る漁業のこと。地域や魚種ごとの資源状態に応じ、資源管理を機動的に行うとともに、漁獲物の付加価値向上や経営コストの低減などを図り、将来にわたって漁業経営の安定、発展を目指す。

四国中央サミット　愛媛県川之江市、伊予三島市、新居浜市、および宇摩郡（１町１村）、徳島県三好郡（６町２村）、香川県観音寺市および三豊郡（９町）、高知県南国市、土佐郡（１町３村）、長岡郡（２町）の各自治体が、四国中央地域の総合開発計画を推進し、産業の振興を図り文化的、経済的発展を目指す取り組み。昭和27年に四国中央地域総合開発促進協議会として発足し、平成13年に四国中央サミットに改称した。

四国中央地域県際交流圏　県の長期計画に位置づ

けられており、宇摩圏域と徳島県三好地域、香川県三豊地域、高知県嶺北地域を中心とする四国中央部エリア。四国のほぼ中央に位置し、四国縦貫・横断自動車道の結節点として四国４県の県都や空港と約１時間で結ばれる地理的優位性がある。四国４県の人・もの・情報の交流拠点としての発展が期待され、県境を越えた生活経済圏の形成を目指すほか、四国全域を視野に入れたコンベンション機能や物資集積機能の強化を図るとともに広域観光ゾーンの形成などに取り組む。

市債　公共施設の建設など、市が一度に多額の出費を必要とする場合に認められる長期の借入金のこと。市債に充てられる資金には、国から直接借り入れるもの（財政融資資金等）、政府系金融機関である公営企業金融公庫から借り入れるもの、民間から借り入れるものなどがある。民間からの借入れの中には、広く投資家に購入を募るもの（市場公募債）、地域の金融機関等から直接借り入れるもの（銀行等引受債）がある。

自主財源　地方公共団体が自らの権限で収入しうる財源。地方税のほか、条例や規則で徴収できる使用料や手数料などが含まれる。これに対し、依存財源は、国を経由する財源で自治体の裁量が制限されており、国庫支出金（補助金）、地方交付税、地方債に分類される。

次世代育成支援　これまでの少子化対策をもう一段進め、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備のため、国や地方公共団体の施策、または事業主が行う雇用環境の整備その他の取り組みのこと。この推進のために「次世代育成支援対策推進法」が平成15年７月に施行された（平成27年３月までの時限立法）。

自治基本条例　自治体の組織と運営の基本原則を定めるもので、「自治体の憲法」ともいわれる。

シビルミニマム　ナショナル＝ミニマム（社会的に認められる最小限度の国民生活水準のこと。この水準の保障が国家の社会的責任とされ、社会保障制度の基本理念となるもの）という概念をもじった和製英語。市民レベルで維持すべき最小限度の生活水準を指す。普遍的立場から生活基盤保障の必要最低限度を地域の具体的な事情との関連で確定する政策的公準（常識的な水準）。充足要件としては“安全性”“利便性”“快適性”があげられ、地域の事情に即して全体的に据えるべきもの。

姉妹都市　市民の文化交流や親善を目的とする都市間の結びつき。首長による姉妹都市の提携書が交わされる。

市民参画　行政の施策立案など意思形成の段階から市民の意思が反映されること及び行政が事業を実施する段階で行政と市民が強い協力関係のもとに協働してまちづくりを進めること。

住工混在　住宅と工場が同じ地域に混在している土地利用の状況を指す。

住工分離　住工混在した土地利用を改善すること。具体的には工場を郊外の工業団地などに再配置し、住環境及び操業環境の改善を図ること。

自由時間都市　自由時間＝余暇を有効に過ごすことができる都市を指す言葉（造語）。

住民自治　「自治体の運営はその自治体の住民の意思に基づき、住民の参加によって行われるべき」という考えのもと、自治体経営について広く住民の参加を認め、地域内の課題解決をその地域の住民と自治体が同じ立場で実施すること。

住民投票　ある地域に住む人々のうち、一定の資格を持つすべての人の投票により、意志決定を行う手法。

重要港湾　「港湾法」で「国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点となる港湾その他の国の利害に重大な関係を有する港湾」と定義されている港湾のこと。本県には三島川之江港はじめ６港がある。

循環型社会　資源循環型社会ともいう。資源の循環利用・リサイクルを進め、将来世代のために資源や都市空間を大切にし、排出物は環境への負担を最小にして自然に戻す社会を指す。国の環境基本法をはじめ、廃棄物関連法やリサイクル関連法の整備により、具体的な取り組みが進められている。

生涯学習　人が生涯を通じて行う主体的な学習活動のこと。学校教育や社会教育（成人教育）など人生各期の学習活動全てを包含するものとしてとらえられてる。

生涯スポーツ　年齢や体力、目的にかかわらず、いつでも、どこでも、誰もが楽しめるスポーツのこと。

少子化社会対策基本法　急速に進行する少子化に対応し、少子化社会に対応する基本理念や国、地方公共団体の責務を明確にした上で、保育の充実

や子育て支援、母子保健医療の充実など、安心して子どもを生み、育てることのできる環境を整えるための法律。平成15年９月施行。

情報キヨスク　各地域に設置する情報公開端末のこと。さまざまな情報を手軽に検索し、閲覧することができる。

情報公開法　行政機関の持つ情報の公開を図ること、行政機関は国民に対して活動の説明責任を有すること、国民の理解と批判の下で民主的な行政を目指すことを定めた法律。平成13年４月施行。

情報交換サロン　中小企業経営者等の情報交換や相互交流、ネットワークづくりを目的とした「出会いの場（懇親会）」を提供する。

ショートステイ　介護保険で提供される短期入所生活介護のこと。介護者が、病気・出産・冠婚葬祭・休養・旅行等により、一時的に介護できなくなった時、介護を必要とする方を特別養護老人ホーム等で短期間預かるサービス。

食育　国民一人ひとりが「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づき適切な判断を行う能力を身に付けること。「食育基本法」（平成17年７月施行）に基づく。

新エネルギー　平成９年に施行された「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」において、「技術的に実用化段階に達しつつあるが、経済性の面での制約から普及が十分でないもので、石油代替エネルギーの導入を図るために特に必要なもの」と定義されている。太陽光発電、風力発電、太陽熱利用、温度差エネルギー、廃棄物発電、廃棄物熱利用、廃棄物燃料製造、バイオマス発電、バイオマス熱利用、バイオマス燃料製造、電気自動車（ガソリン併用を含む）、天然ガス自動車、天然ガスコージェネレーション（電気、熱など複数のエネルギーを同時に取り出すこと）、燃料電池が政令に定められている。

人口吸引力　人の流れ（転入や通勤・通学、買い物、観光・レジャー等）をつくり出す力、要素のこと。

人材バンク　市民の自主的・主体的な学習活動を支援するため、様々な学習活動の指導者となりうる人材の情報を登録し、市民の照会に応じて情報を提供したり、人材を派遣したりすることを目的とした人材データベースのことを指す。

水源涵養　雨水を土壌の中に蓄えてその水を浄化しながら徐々に流していく働きのこと。森林の保全・整備などにより土壌の保水力を高めることが一般的。

スクラップ・アンド・ビルド　古い老朽化したものを廃し、時代に対応して新たなものを構築すること。制度的には時代背景等の必要性に応じて創設する一方で、必要性のなくなったもの、形骸化したものなどについては柔軟に見直したり廃止したりすること。

ストック　整備済みの施設のこと。

スプロール化　市街地周辺部で無秩序に宅地化が進むこと。市街地の周辺部では、地価が安い一方で、土地利用の規制が比較的緩やかなことから、道路などの都市基盤が整わないうちに、小規模な開発が無秩序に進むことが多く、結果として安全性や快適性に問題を残す市街地が形成されるおそれがある。

スポーツチャレンジラリー　運動公園を会場としてサッカーやゴルフ、ニュージーランドの遊びを体験することができるコーナーなど、20種目の競技得点を競う催し。

スポーツリーダーバンク　各種スポーツの指導者を登録し、派遣できるようにしたシステム。

生活習慣病　がん、心疾患、脳血管疾患、高血圧や高脂血症、糖尿病など、日常生活の良くない習慣の積み重ねによって引き起こされる病気のこと。

ゼロエミッション計画　ゼロ・エミッションとは資源の消費を抑え、廃棄物を最小化することにより、地球環境への負荷を限りなくゼロに近づける経済社会システムのこと。産業界においては、資源循環型産業システムを目指し、生産活動の結果排出される廃棄物をゼロにするよう製造過程を再編成しようとするもの。

ゾーン　一定の広がりをもつ区域のこと。

ソフト・ハード　ソフトはソフトウェアのことで、仕組みやルールづくり、施設等の利用方法のことを指し、ハードはハードウェアのことで、施設整備等を指す。

【た行】

ターミナル　貨物の輸送・流通、船客の乗船・降船を効率よく運営するため、海上と陸上の接点と

して港に設ける施設のこと。

ダイオキシン　ポリ塩化ジベンゾ－パラ－ジオキシン（PCDD）とポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）をまとめてダイオキシン類と呼ぶ。ごみの焼却による燃焼工程等の他、金属精錬の燃焼工程や紙などの塩素漂白工程など、様々なところで発生し、がんや奇形の発生原因となったり、様々な毒性を持っている。

代替エネルギー　資源に限りのある石油に代替するエネルギーの総称。新エネルギーも含む。

男女共同参画社会　男女が対等な社会の構成員として、あらゆる分野の活動に参画する機会を確保し、均等に利益を享受するとともに責任を負う社会のこと。国は平成11年６月に「男女共同参画社会基本法」を公布・施行し、地方自治体に男女共同参画計画を定めるべきとしている。

地域ケアシステム　在宅の介護や生活支援を必要とする人々に対して、地域資源等を活用し、一人ひとりに最も適するように保健・医療・福祉サービスを組み合わせて提供する仕組み。

地域コミュニティ　自治会など地域の自治的な組織の総称。

地域産業の融業化　技術革新や情報化、規制緩和等によって、生産物市場、生産工程、組織形態等の従来の産業活動の枠組みが弱まり、部門を越えて多様な展開が生じること。

地域審議会　合併後も地域住民の声を施策に反映させ、きめ細かな行政サービスを実現させるために、旧市町村の区域を単位として設置する組織のこと。地域審議会は、旧市町村の区域に関する事務に関して、新市町村の長の諮問に応じて、または必要に応じて、意見を述べることになる。平成11年度の「合併特例法」改正により地域審議会制度が設けられた。

地域内分権　自治体中にさらに決定単位を設けて、自治体内での分権を行おうとすること。地域審議会制度もそのひとつ。さらに、小学校区や自治会単位などで、住民自治を推進する仕組みづくりも進んでいる。

地域農業マネージメントセンター　行政や農業団体が地域の農業者と一体となり地域農業を総合的に管理・調整・支援する体制。農地の保有合理化、農業機械・施設の貸し付け、担い手の育成、地域資源を生かした農村起業の開発、農作業の受委託、地域特産物の開発・販売促進、新規作物・新技術の開発などを行う。

地域リーダー　地域住民の参画による自主的・主体的なまちづくりをリードする人材のこと。

治山　森林の維持造成を通じて山地に起因する災害から国民の生命・財産を保全し、また、水源涵養、生活環境の保全・形成等を図ること。

地産地消　「地元生産－地元消費」を略した言葉。地元で生産されたものを地元で消費することを指す。消費者の食に対する安全・安心志向の高まりを背景に、消費者と生産者の相互理解を深める取組みとして期待されている。

地方交付税　地方公共団体の自主性を損なわずにその財源（一般財源）の均衡化と保障を図り、地方公共団体の独立性を強化することを目的として、国税のうち所得税、法人税、酒税の32％（法人税は平成12度から当分の間35.8％）、国の消費税の29.5％、国のたばこ税25％を、交付税算定基準により国から交付される税であり、普通交付税と特別交付税とに区分される。

地方債　地方公共団体が主に道路やごみ処理施設、学校などの施設整備の際に国や民間金融機関などから長期的に借り入れる資金のこと。地方債を起こすことを起債という。

地方制度調査会　市町村合併、道州制などわが国の地方制度のあり方を学識者等の委員が議論し、総理大臣に答申する総務省に設置されている機関。

地方独立行政法人　公共上の見地から確実に実施される必要のある事務・事業のうち、地方公共団体自身が直接実施する必要はないものの、民間の主体に委ねては確実な実施が確保できないおそれがあるものを効率的かつ効果的に行わせるため、地方公共団体が設立する法人。試験研究、大学の設置・管理、公営企業等水道事業、工業用水道事業、軌道事業、自動車運送事業、鉄道事業、電気事業、病院事業、社会福祉事業等、公共的な施設で政令で定めるものの設置・管理などを担う。「独立行政法人法」（平成16年４月施行）に基づく。

地方分権推進一括法　「機関委任事務」廃止や、また「都市計画法」はじめ475本の法律改正により、中央省庁の許認可権限が地方自治体へ委譲され、中央と地方の上下関係が横並びの関係となることを定めた法律。平成12年４月施行。

超高齢社会　65歳以上の人口が20%を超えた社会を指す。国連では、７%以上を高齢化社会、14%以上を高齢社会とよんでいる。

ティームティーチング　複数の教師により指導する方法。

デイサービス　介護保険で提供される通所介護のこと。在宅で要介護の高齢者の介護、あるいは、障害のある人の自立の促進、身体機能の向上などを目的として行われる通所のサービス。入浴・給食、創作的活動や機能訓練などのサービスが提供される。

データベース　たくさんのデータ（情報）を体系的に蓄積したもの。または、そのデータを簡単に利用するための仕組み。

適応指導教室　学校に行かなければと思いながらも、登校できないでいる小・中学生の児童生徒やその保護者に対する相談・指導体制を行う教室。

デジタル　「指」を表すラテン語から生まれた言葉。一つひとつの要素を指さし数えられるような、区切りのある状態を指す。曖昧な中間部分を切り捨てて、はっきりした数字に置き換えることで、情報処理を迅速に行うことができる。これに対する言葉はアナログで、比例していることを表すギリシャ語。アナログとはもとの形を変えずに、そのまま大きくしたり小さくしたりして移し替えた状態を指す。

テナントミックス　商業施設の魅力を高めるための、商業施設を構成するテナント（店舗）の業種、業態の組み合わせのこと。

デマンド型タクシー　自宅と目的地の行き帰りを利用者の予約に応じてドア・ツー・ドアで結び、特に中山間地の交通機関として注目されている。

テレワーク（在宅就業）　パソコンなど情報技術（ＩＴ）を利用した場所・時間にとらわれない新しい働き方のこと。自宅で就労する在宅就業が最も多い。このほか、本社から離れた自宅近郊の事務所（サテライトオフィス等）に出勤して勤務を行うサテライトオフィス勤務、携帯情報端末を利用して移動先でもオフィスワークを行うモバイルワークなどの形態もみられる。

テロリズム　心理的恐怖心を引き起こすことにより、政治的主張や理想を達成する目的で行われる暴力行為のこと。またはその手段を指す。

電子決裁システム　一般には商品の代金支払を電子的に行う方法（決済）。行政においては、管理者押印による決裁に替わり、内部のネット上で確認・決定を行うシステムを指す。

道州制　現行の都道府県制度を廃止して、複数の都道府県を統合した面積規模を持つ広域行政体をつくり、自立のための権限を与える制度のこと。国が何でも決める中央集権型から、地域のことは地域で決めることができる地域主権型に転換することを目指している。全国を９、11、13の道州に分割する３種類の答申素案が提示されている（平成18年１月現在）。

特定財源　収入の段階で使途が特定されている財源。国庫補助金や地方債、使用料など。これに対し、一般財源は、収入した時点でその使途が特定されておらず、地方自治体の裁量によって使用できる財源で、地方税、地方譲与税、利子割交付金、自動車取得税交付金等の交付金、地方交付税などに分類される。

特用林産物　しいたけ、まいたけ、しめじ、なめこなどのきのこ類をはじめ、たらの芽、こしあぶら、クサソテツ（コゴミ）などの山菜類、ワサビ、さらには、非食用である漆、桐、木炭、竹など、森林から生産される木材を除いた生産物を指す。

都市計画区域　「都市計画法」で定められた規制の対象になる地域のこと。都市計画区域には（1）人口１万人以上で商工業などの職業従事者が50%以上の町村（2）中心市街地の区域内人口が3,000人以上（3）観光地（4）災害復興地域（5）ニュータウンなどが含まれる。一定の開発行為については都道府県知事の許可、建築に当たっては建築基準法の建築確認が必要。同区域内は、市街化区域、市街化調整区域、未線引き区域に分かれる。

都市計画道路　「都市計画法」によって整備することが定められた道路のこと。

土地改良事業　農業にとって基本となる土地と水の効率的な利用化を図るための事業。かんがい排水施設の整備や農地の造成、圃場整備、集団化などの「建設事業」と、整備された施設を維持管理する「管理事業」からなる。

土地区画整理事業　不整形な土地の形状を整えたり、道路、公園、ガス、上下水道などの必要な施設を総合的に整備するとともに、個々の宅地を整然と区画し、土地を最も利用しやすいようにする事業。

【な行】

ニーズ　消費者や市民等、人々の（意識化された）必要性。欲求。

ニュースポーツ　これまでのスポーツ競技の道具やルールを簡単にし、初心者でも気軽にできるようにしたもの。球技が苦手な人、体力がない人でも、すぐに始められるように工夫されている。テニス系、バレーボール系、的当て系など、種目は多種多様。

認知症　以前は痴呆症と呼ばれた。後天的な脳の器質的障害により、いったん正常に発達した知能が低下した状態をいう。

認定農業者　平成５年に制定された「農業経営基盤強化促進法」に位置づけられる制度。農業者が作成する農業経営の規模の拡大、生産方式・経営管理の合理化、農業従事の態様の改善等農業経営の改善を図るための計画（農業経営改善計画）を市町村の基本構想に照らして、市町村が認定した農業者のこと。

ネットワーク　様々な主体を結び共通の目的のために情報交換等の協力関係を築くこと。人・物・情報などの多様なネットワーク（網状組織、相互連携体制など）が構築されている。

ノウハウ　製品開発・製造などに必要な技術や知識などの情報。技術情報。ものごとのやり方。

ノーマライゼーション　障害を持つ人を特別視せず、一般の社会に参加し、行動できるようにすべきであるという考え方。1981年（昭和56年）の国際障害者年のテーマ「完全参加と平等」を支える哲学として紹介された。

バイオテクノロジー　生物工学のこと。生物学の知見を元にし、実社会に有用な利用法をもたらす技術の総称。醸造、発酵の分野から、再生医学や創薬、農作物の品種改良など様々な技術を包括する言葉で、農学、薬学、医学、歯学、理学、獣医学、工学と密接に関連する。

【は行】

バイオマス　再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。

発達障害　一般的に、乳児期から幼児期にかけて様々な原因が影響し、発達の「遅れ」や質的な「歪み」、機能獲得の困難さが生じる心身の障害を指す概念。

パッチ網　海中の表層または、中層を引き網する漁法。複数の漁船が八の字の方向に展開しながら投網し、終わると平行に引網する。網具の構造がズボンの下にはくパッチ（いわゆる「ステテコ」）に似ていることから、この名が付けられた。

パブリック・コメント　市政への意見提案手続きのこと。市の重要な施策、たとえば計画などを策定していく中で、計画素案を公表し、市民に意見や情報を求め、それを考慮して決定していくもの。意見に対する市の考え方も公表する。政策決定過程における公正性の確保と透明性の向上を図り、市民参画による開かれたまちづくりの実現を目指す。

バランス・スコアカード　ビジョン・戦略を具体的な行動計画（アクション・プラン）に落とし込み、それぞれの施策の実行状況や戦略の達成状況を評価指標（スコアカード）で計測・管理することで、ＰＤＣＡサイクルの工程管理を行いやすくするシステム。

バリアフリー　障害のある人が日常生活を支障なくおくれるように生活環境や都市環境の改善（車椅子での移動ができる等）によりバリア（障壁）をなくしていくこと。さらに、障害のない人と障害のある人の間にある心の障壁を取り除き、相互理解を進めることも指す。

光ケーブル　ガラスやプラスチックの細い繊維でできている、光を通す通信ケーブルで、光をスムーズに通せる構造になっている。高速、大量にデータを通信することができる。

ビジョン　展望、目標像、進むべき方向。

ファイリングシステム　文書の私物化を排除し、文書（情報）を共有化することにより、誰でも情報を活用することができようにするもの。文書は分類整理され、キャビネットに収納される。フォルダに収納された文書は、ガイド名を目視検索することによりすばやく取り出すことが可能となる。

ファミリーサポートセンター　市町村が設立する育児や介護の相互援助活動をする組織。子育て援助をしたい人と子育て援助を受けたい人が、お互いに会員になって助け合う。子育てしやすい環境を整え、仕事と育児の両立を支援し、安心して子どもを育てることができるよう活動している。

複層林　樹木の枝葉の空間である樹冠が連なったものを林冠といい、複層林は林冠が上下段違いに２つ以上形成されている森林を指す。二段林、多段林、連続層林に分けられる。異齢林（異齢とは世代の差を指し、10年程度の違いは同齢と考える）を指す場合もある。
フリーゲージトレイン　新幹線（標準軌）が在来線（狭軌）に直通運転することができるよう、車両の車輪幅を軌間（ゲージ）にあわせて自動的に変換する電車。軌間の異なる路線間を直通運転できるため、乗り換えの手間がなくなるとともに、所要時間の短縮を図ることができる。
プロジェクトチーム制　特定の施策・事業を実施するためにチームを組織すること。
プロモーション　製品、サービス、地域等に対する意識や関心を高め、購買・来訪を促進するメッセージ、宣伝活動のことを指す。
フロンティア　未開拓地、最前線のこと。
ベンチャー企業　先進的な技術力等を用い、新分野展開（創業、異業種への進出、新製品、新商品の開発、高付加価値化、販路の拡大等）を目指す中小企業のこと。
放課後児童クラブ　仕事などで昼間、保護者がいない小学校や盲・ろう・養護学校に通う子どもたちに、学校内施設や周辺施設等において遊びや集団生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業。
ホームヘルプ　介護保険制度における訪問介護のこと。訪問介護員（ホームヘルパー）が居宅を訪問し、介護サービスを提供する。
ポテンシャル　可能性、期待されること。潜在的に秘められている力。

【ま行】

マイクロフィルム　紙文書等の情報を縮小撮影したフィルム。小さな面積に多くの情報を記録することが可能であるため、省スペース性に優れている。適切な保存を行えば100～500年もつとされており、保存性に優れている。
マスタープラン　基本となる重要な計画のこと。「都市計画マスタープラン」は「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（都市計画法第６条の２）のことを言い、人口、人や物の動き、土地利用の仕方、公共施設の整備などについて長期的な将来の見通しや目標を明らかにし、都市全体や身近なまちを将来どのように整備するのかについて基本的な方針を定めるもの。
マニュアル　手引き、取扱説明書のこと。
マンパワー　専門的な人材のこと。保健分野では、保健師や看護師、栄養士、機能療法士や理学療法士などの人材のこと。
ミニ再開発　比較的小さなエリアで市街地の再整備を行うための事業手法。
モータリゼーション　自動車社会化。自動車の普及に伴って、都市環境や生活様式などが変化すること。

【や行】

有収水量　料金徴収の対象となった水量＋水道事業会計以外の会計などから収入のあった水量。
有収率　給水する水量と有効に活用される水量との比率。
ユニットケア　特別養護老人ホームや老人保健施設などの施設において、プライベート空間を確保するなど、小規模ケアを行うこと。
ユニバーサルデザイン　「すべての人のためのデザイン」のこと。子どもからお年寄りまで男女の別なく、しかも能力の違い、障害の有無に関係なく使いやすいものをつくるという考え方。
用途地域　都市計画区域内において、住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を定めるもので、12種類ある。用途地域が指定されると、それぞれの目的に応じて、建てられる建物の種類が規制される。
幼保一元化・幼保一体化　幼保一元化は、幼稚園・保育園が同一敷地内にあり、幼稚園・保育園の根拠法、設置運営基準、教育・保育の内容基準等が改正されたもとで、幼児の教育、保育を進めていくもの。幼保一体化は、幼稚園・保育園が同一敷地内にあり、現行の法制度のもとで、職員の交流や幼児の交流、施設の相互活用等、教育的観点から幼児の教育、保育を進めること。

【ら行】

ライフスタイル　衣食住に限らず、日常生活の行動様式や価値観も含めた生活の仕方、生活様式のこと。
ライフステージ　出生から、学校卒業、就職、結婚、出産、子育て、リタイアなどの人生の節目に

よって変わる生活（ライフサイクル）に着目した区分。

ライフライン　生活に不可欠な水道・ガス・電気などの供給路のこと。生命線、生活線、命綱ともいう。

リサイクルシステム　資源の有効利用を図るため、廃棄物の分別収集・処理、再利用を行う仕組みのこと。

リサイクルセンター　資源ごみを選別・破砕・圧縮・保管する機能を持つ施設。

リサイクルプラザ　リサイクルセンターとほぼ同義。さらに展示室や研修室等、住民を啓発する機能をあわせ持つ場合が多い。

流出入比率　流出と流入の規模を比較し、その差を比率で表したもの。

療育　「療」は医療を「育」は保育あるいは養育を意味する。障害の内容や程度に関わらず、子どもは発達するものであり、その伸びようとする過程を援助することを指す。

レセプト点検　レセプトは医療機関の診療報酬明細書のこと。病院で治療を受けるとレセプトが発行され、それをもとにして病院には、患者が加入する健康保険組合から医療費が支払われる仕組みになっており、診療報酬明細書を点検して適正化を図ること。

【わ行】

ワークプラザ　シルバー人材センターで働く会員の活動拠点。就業情報の収集と会員への提供、会員の就業相談と就業機会の提供、会員活動に必要な会議、研修、技能訓練、請負作業等のための場所の提供、高年齢者の就業を支援する知識、技術付与を目的とした講習会の開催、会員の製作した作品の展示及び販売、地域との交流事業などを行う。

ワンストップサービス　一度の手続きで、必要とする関連作業をすべて完了させられるように設計されたサービス。特に、様々な行政手続きを一度に行える「ワンストップ行政サービス」のことを指す場合が多い。